

一般災害対策編

【 目 次 】

《一般災害対策編》

一般災害対策編	- 1 -
【 目 次 】	- 1 -
第1部 総則	- 5 -
第1章 計画の目的等	- 5 -
第1節 計画の目的	- 5 -
第2節 計画の性格	- 6 -
第3節 計画の理念	- 7 -
第4節 計画の修正	- 8 -
第5節 計画の周知	- 8 -
第6節 計画の運用・習熟	- 8 -
第2章 防災関連機関の業務の大綱	- 9 -
第3章 町民及び事業所の基本的責務	- 15 -
第4章 町の地域特性及び災害特性	- 17 -
第2部 一般災害予防	- 20 -
第1章 災害に強い施設等の整備	- 20 -
第1節 土砂災害等の防止対策の推進	- 20 -
第2節 河川災害・高潮災害等の防止対策の推進	- 26 -
第3節 防災構造化の推進	- 29 -
第4節 建築物災害の防災対策の推進	- 33 -
第5節 ライフラインの災害防止対策の推進	- 35 -
第6節 農業災害の防止対策の推進	- 42 -
第7節 防災研究の推進	- 45 -
第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	- 46 -
第1節 防災組織の整備	- 46 -

第2節	通信・広報体制（機器等）の整備	50
第3節	気象観測体制の整備、観測資料の活用	54
第4節	消防体制の整備	56
第5節	避難体制の整備	59
第6節	救助・救急体制の整備	70
第7節	交通確保体制の整備	74
第8節	輸送体制の整備	77
第9節	医療体制の整備	79
第10節	その他の災害応急対策事前措置体制の整備	82
第11節	複合災害対策体制の整備	89
第3章	町民の防災活動の促進	90
第1節	防災知識の普及啓発	90
第2節	防災訓練の効果的実施	94
第3節	自主防災組織の育成強化	97
第4節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	103
第5節	防災ボランティアの育成強化	104
第6節	企業防災の促進	107
第7節	要配慮者の安全確保	108
第3部	一般災害応急対策	112
第1章	活動体制の確立	112
第1節	応急活動体制の確立	112
第2節	情報伝達体制の確立	126
第3節	災害救助法の適用及び運用	131
第4節	広域応援体制	138
第5節	自衛隊の災害派遣	142
第6節	技術者、技能者及び労働者の確保	151
第7節	ボランティアとの連携	155
第8節	災害警備体制	159
第2章	警戒避難期の応急対策	161
第1節	気象警報等の収集・伝達	161
第2節	災害情報・被害情報の収集・伝達	171
第3節	広報	176
第4節	水防・土砂災害等の防止対策	181
第5節	消防活動	184
第6節	避難の指示、誘導	186
第7節	救助・救急	204
第8節	交通確保・規制	206
第9節	緊急輸送	211
第10節	医療・助産・メンタルケア	216
第11節	要配慮者への緊急支援	224

第3章 事態安定期の応急対策	228 -
第1節 避難所の運営	228 -
第2節 食料の供給	232 -
第3節 応急給水	237 -
第4節 生活必需品の給与	241 -
第5節 感染症予防対策	245 -
第6節 動物保護対策	249 -
第7節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	250 -
第8節 行方不明者の捜索、遺体の処理等	255 -
第9節 住宅の供給確保	259 -
第10節 文教対策	262 -
第11節 義援物資等の取り扱い	266 -
第12節 農林水産業災害の応急対策	269 -
第4章 社会基盤の応急対策	273 -
第1節 電力施設の応急対策	273 -
第2節 ガス施設の応急対策	276 -
第3節 上水道施設の応急対策	278 -
第4節 下水道施設の応急対策	279 -
第5節 電気通信施設の応急対策	281 -
第6節 道路・河川等の公共施設の応急対策	283 -
第4部 一般災害特殊災害	285 -
第1章 海上災害等対策	285 -
第1節 予防対策	285 -
第2節 応急対策	289 -
第2章 道路事故対策	297 -
第1節 予防対策	297 -
第2節 応急対策	299 -
第3章 危険物等災害対策	302 -
第1節 予防対策	302 -
第2節 応急対策	305 -
第4章 林野火災対策	309 -
第1節 予防対策	309 -
第2節 応急対策	311 -
第5章 火山災害対策	315 -
第1節 桜島降灰除去計画	315 -
第6章 不発弾等処理対策	317 -
第1節 不発弾等の処理主体等	317 -
第2節 処理のための事前準備	319 -
第3節 処理体制	322 -
第4節 海上で不発魚雷等が発見された場合の対応	325 -

第5部 一般災害復旧・復興.....	- 326 -
第1章 公共土木施設等の災害復旧	- 326 -
第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	- 326 -
第2節 激甚災害の指定.....	- 328 -
第2章 被災者の災害復旧・復興支援	- 329 -
第1節 被災者の生活確保.....	- 329 -
第2節 被災者への融資措置	- 340 -

第 1 部 総則

第 1 章 計画の目的等

第 1 節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。）第 42 条の規定に基づき、東串良町防災会議が作成したもので、町域にかかる災害対策に関して、それぞれの機関がその有する全機能を有効に発揮し、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施する総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ること、また、町内の土地や各種施設、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

◇災害対策基本法〔昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号〕

（市町村地域防災計画）

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画または当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務または業務の大綱

二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設または改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報または警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の

備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、または他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、または修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言または勧告をすることができる。

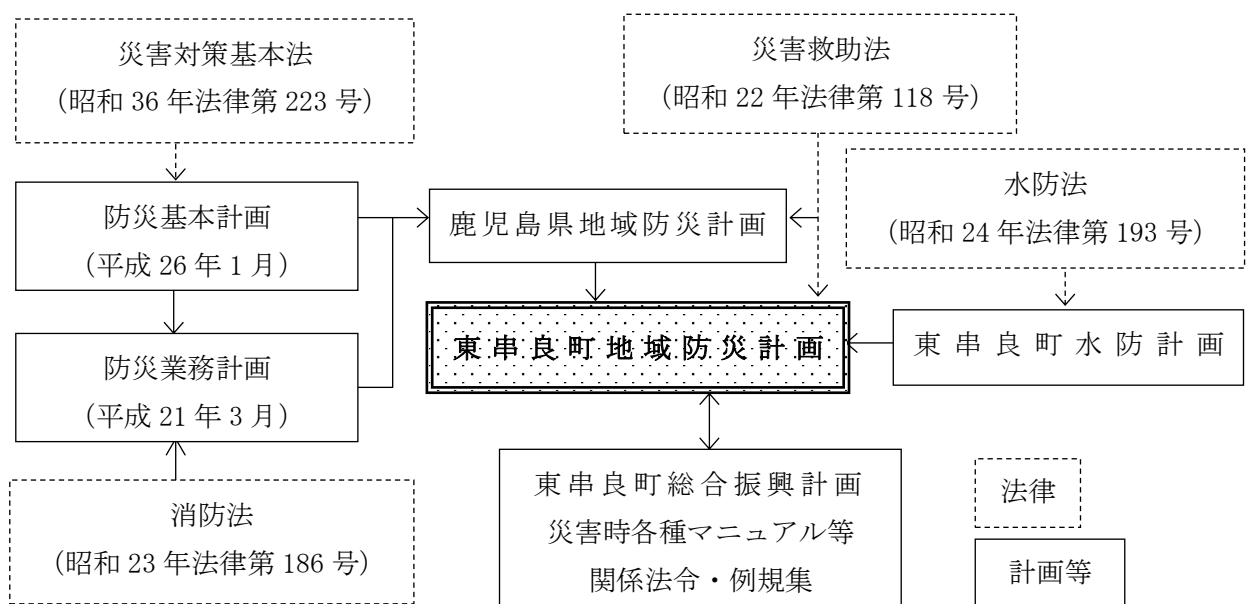
7 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、または修正する場合について準用する。

第2節 計画の性格

東串良町地域防災計画は、風水害等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」、地震災害に係る「地震災害対策編」、津波災害に係る「津波災害対策編」から構成される。

本計画は、東串良町域の一般災害対策に関する基本計画であり、国の防災基本計画及び鹿児島県地域防災計画に基づいて作成し、当該計画に抵触することがないように緊密に連携を図ったものである。

図 地域防災計画の体系



第3節 計画の理念

防災対策の基本的な考え方は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることである。

これらは行政の力（公助）だけではなく、町民や地域（自助・共助）が災害に備え、協力・連携していくことではじめてなし得るものであることから、本町においては、町、町民、事業者、防災関係者が一体となり、災害に強い「健やかで安心して暮らせる元気なまちづくり」を進めていくこととし、本計画の基本方針を以下のとおり設定する。

【地域防災計画の基本理念】

健やかで安心して暮らせる元気なまちづくり

第1 総合的な防災計画の作成

東串良町で発生する可能性のある風水害や震災をはじめとした各種の災害や事故、または複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、災害を未然に防ぐための災害予防の対策、災害が発生した場合に被害を最小限に抑制するための災害応急の対策、災害発生後の復旧・復興の対策等を備えた総合的な計画とする。

第2 防災体制の充実

災害発生時における初動体制を中心に、町災害対策本部の機能をハード及びソフト両面にわたり強化するとともに、各防災関係機関を含めた役割を明示することにより、情報、避難、医療、備蓄、輸送、ライフラインの確保、応援要請等、効果的な各種応急対策が円滑に実施されるよう、町の防災体制の充実を図る。

なお、施策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめる。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」とする。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

第3 要配慮者への配慮

近年の各地で発生している災害においては、自力で避難することが困難な高齢者、妊産婦、乳幼児、身体障がい者、難病患者や情報の理解が困難な外国人等、要配慮者の被害が多く見受けられる。

計画では、情報提供や避難誘導等、これらの要配慮者の安全確保に関する対策や配慮の充

実を図る。

第4 地域防災力の向上

「自らの命は自ら守る、みんなの命はみんなで守る」という防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、町民や事業所等による自主備蓄などの事前の備えや防災意識の高揚とともに、災害発生における消火・人命救出活動等へ協力を促すほか、地域の自主防災組織やボランティアの育成を強化するなど、自助・共助・公助による地域防災力の向上を図る計画とする。

第5 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業の処理や、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに各種制度等を効果的に活用し、町民の生活安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

第4節 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年定期的に検討を加え修正するとともに、随時必要があると認めるときは、その都度速やかに修正するものとする。

第5節 計画の周知

本計画の内容は、関係防災機関の職員並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知を図るとともに、特に必要と認める事項については、災害対策基本法第42条第4項に定める公表のほか、町民にも広く周知徹底させる。

第6節 計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておくものとする。

第2章 防災関連機関の業務の大綱

本章は、本町における防災に際し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が、処理すべき事務または業務を示す。

第1 東串良町

東串良町は、第1段階の防災機関として概ね次の事項を担当する。また、災害救助法が適用された場合は、県知事の通知に基づき必要な救助の実施にあたる。

- (1) 東串良町防災会議に係る業務に関すること。
- (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。
- (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
- (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。
- (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。
- (6) 被災した町管理施設の応急対策に関すること。
- (7) 災害時における文教、保健衛生対策に関すること。
- (8) 災害時における交通輸送の確保に関すること。
- (9) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること。
- (10) 被災施設の復旧に関すること。
- (11) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。
- (12) 災害対策に係る自治体等との相互応援協力及び広域応援協力等に関すること。
- (13) その他災害対策に必要な事務または業務に関すること。

第2 消防本部（大隅肝属地区消防組合）

消防本部は、災害予防及び災害発生時における消防・救急救助活動等に関して、第1機関として実施にあたる。

- (1) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。
- (2) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
- (3) 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。
- (4) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。
- (5) 避難住民の誘導、その他住民の避難措置に関すること。
- (6) 救援、安否情報の収集、その他住民等の救援措置の実施に対する協力に関すること。
- (7) その他緊急事態への対処に関すること。

第3 鹿児島県

鹿児島県は、町及び指定地方公共機関が処理する防災事務または業務を助け、これらを総合調整するとともに、概ね次の事項を担当する。また、災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ町に対し必要な防災上の指示、勧告を行う。

- (1) 鹿児島県防災会議に係る事務に関すること。
- (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。
- (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
- (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。
- (5) 被災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。
- (6) 被災した県管理施設の応急対策に関すること。
- (7) 災害時の文教、保健衛生対策に関すること。
- (8) 災害対策要員の供給、あっせんに関すること。
- (9) 災害時における交通輸送の確保に関すること。
- (10) 被災者に対する融資等被災者復興対策に関すること。
- (11) 被災施設の復旧に関すること。
- (12) 市町村が処理する災害事務または業務の指導、指示、あっせん等に関すること。
- (13) 災害対策に係る「九州・山口9県災害時応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関すること。

第4 鹿児島県警察（肝付警察署）

- (1) 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。
- (2) 被災者の救出救助及び避難の指示・誘導に関すること。
- (3) 交通規制・交通管制に関すること。
- (4) 死体の見分・検視に関すること。
- (5) 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること。
- (6) その他防災に関し、県警察の所掌すべきこと。

第5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能の全てをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び町が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

1 九州農政局（九州農政局 鹿児島県拠点）

- (1) 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧に関すること。
- (2) 農業に係る防災、災害応急対策及び災害復旧に係る指導調整並びに助言に関すること。
- (3) 応急用食料の調達・供給対策に関すること。
- (4) 主要食料の安定供給対策に関すること。
- (5) その他防災に関し農政局の所掌すべきこと。

2 九州森林管理局（大隅森林管理署）

(1) 国有林野並びに民有林直轄区域内の治山事業の実施に関する事。 (2) 国有保安林、保安施設等の保全に関する事。 (3) 災害応急対策用木材（国有林）の需給に関する事。 (4) その他防災に関し森林管理局の所掌すべき事。
3 九州地方整備局（大隅河川国道事務所） (1) 港湾、海岸災害対策に関する事。 (2) 高潮、津波災害等の予防に関する事。 (3) 直轄公共土木施設の整備と維持・管理に関する事。 (4) 直轄河川の水防に関する事。 (5) 直轄国道の防災に関する事。 (6) 「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施。 (7) その他防災に関し整備局の所掌すべき事。
4 鹿児島労働局（鹿屋労働基準監督署） (1) 工場、事業場における労働災害の防止に関する事。 (2) その他防災に関し労働局の所掌すべき事。
5 福岡管区気象台（鹿児島地方気象台） (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う事。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う事。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める事。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う事。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める事。
6 第十管区海上保安本部（志布志海上保安署） (1) 海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関する事。 (2) 警報等の伝達に関する事。 (3) 情報の収集に関する事。 (4) 海難救助等に関する事。 (5) 排出油等の防除に関する事。 (6) 海上交通安全の確保に関する事。 (7) 治安の維持に関する事。 (8) 危険物の保安措置に関する事。 (9) 緊急輸送に関する事。 (10) 物資の無償貸付または譲与に関する事。 (11) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事。 (12) 警戒区域の設定に関する事。 (13) その他防災に関し、海上保安部の所掌すべき事。

※ 指定地方行政機関・・・指定行政機関の地方支分部局およびその他の国の地方行政機関で、政令で定められた組織。

第6 自衛隊（陸上自衛隊第12普通科連隊、海上自衛隊第1航空群）

- （1）人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療、感染症予防、給水等のほか災害通信の支援に関する事。
- （2）その他防災に関し自衛隊の所掌すべき事。

第7 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その組織の公共性または公益性に鑑み、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び町が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

1 西日本電信電話株式会社（鹿児島支店）

災害時における電気通信サービスの確保に関する事。

2 日本郵便株式会社（各支店）

- （1）災害時における郵政事業運営の確保に関する事。
- （2）災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事。
 - ア．被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ．被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ．被災者あて救助用郵便物の料金免除
 - エ．為替預金及び簡易保険業務の非常取扱い
 - オ．簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請
 - カ．被災者の救護を目的とする寄付金の送金のための郵便為替の料金免除
 - キ．郵政公社医療機関による医療救護活動
 - ク．災害ボランティア口座
- （3）被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関する事。

3 日本赤十字社（鹿児島県支部 東串良町分区）

- （1）災害時における医療救護（医療、助産及び一時保存を除く死体の処理等）に関する事。
- （2）こころのケアに関する事。
- （3）救援物資の備蓄と配分に関する事。
- （4）災害時の血液製剤の供給に関する事。
- （5）義援金の受付に関する事。
- （6）災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関する事。
- （7）災害時の外国人の安否調査に関する事。

4 日本放送協会（鹿児島放送局）及び放送関係機関

- （1）気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関する事。
- （2）社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関する事。

5 自動車運送機関（大隅交通ネットワーク株式会社、鹿児島県トラック協会）

災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関する事。

6 電力供給機関（九州電力株式会社 鹿屋営業所）
（1）電力施設の整備と防災管理に関すること。
（2）災害時における電力供給確保に関すること。
（3）被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
7 ガス供給機関
（1）ガス施設の整備と防災管理に関すること。
（2）災害時におけるガス供給確保に関すること。
（3）被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
8 公益社団法人 鹿児島県医師会（公益社団法人 肝属医師会）
災害時における助産、医療救護に関すること。
9 鹿児島県歯科医師会（肝属郡歯科医師会）
（1）災害時における歯科医療に関すること。
（2）身元確認に関すること。
10 鹿児島県薬剤師会（肝属支部）
災害時における薬剤の管理及び供給に関すること。
11 鹿児島県看護協会（大隅支部）
災害看護に関すること。
12 鹿児島県建設業協会（肝属支部）
（1）公共土木施設の被害情報の収集に関すること。
（2）公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧に関すること。

※ 指定公共機関、指定地方公共機関・・・医療・電気・電気通信・放送・ガス・運送事業者等、国や地方公共団体と協力して緊急事態などに対処する機関。

第8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者
公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事項を担当し、当該業務の実施を通じ防災に寄与するとともに、県及び町が処理する防災業務に関し自発的に協力する。
1 鹿児島きもつき農業協同組合
（1）農作物、家畜の防災、災害応急対策及び災害復旧の指導に関すること。
（2）被災農家に対する融資、あっせんに関すること。
（3）農産物の需給調整に関すること。
（4）被害状況の調査に関すること。
2 鹿児島県農業共済組合
（1）罹災農家に対する被害調査及び保険金の支給等に関すること。
（2）災害時における家畜の防疫対策に関すること。
3 林田土地改良区・持留川土地改良区
（1）防災のため池、ファームpond、硬水浄化施設等の整備及び防災管理に関すること。
（2）農地及び農業用施設の被害調査及び災害復旧に関すること。
4 東串良漁業協同組合

	(1) 被災漁業者に対する融資、あっせんに関すること。 (2) 被害状況の調査に関すること。
5 大隅森林組合	(1) 山林等の防災、災害応急対策及び災害復旧の指導に関すること。 (2) 被災林業者に対する融資、あっせんに関すること。 (3) 被害状況の調査に関すること。
6 東串良町商工会	(1) 商工に関する防災、災害応急対策及び災害復旧の指導に関すること。 (2) 被災商工業者に対する融資、あっせんに関すること。 (3) 災害時における必要物資の供給及び価格安定対策に関すること。
7 水道事業者	(1) 水道施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における水の確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
8 学校法人	(1) 防災に係る施設の整備と避難訓練等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における幼児、児童、生徒及び学生の避難誘導に関すること。 (3) 災害時における応急教育の対策に関すること。 (4) 被災施設の災害復旧に関すること。
9 東串良町社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 (2) 福祉救援ボランティアに関すること。
10 病院等経営者	(1) 防災に係る施設の整備と避難訓練等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における収容患者の避難誘導に関すること。 (3) 被災負傷者等の収容保護に関すること。 (4) 災害時における医療、助産等の救護に関すること。 (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
11 社会福祉施設経営者	(1) 防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における収容者の避難誘導に関すること。
12 金融機関	被災事業者等に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
13 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関すること。

※ 公共的団体・・・農業協同組合、森林組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、青年団等の文化事業団体等、公共的な活動を営むもの。

第3章 町民及び事業所の基本的責務

本章では、町民及び事業所の基本的責務を示す。

町民及び事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、町が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

第1 町民

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と、「地域の安全は、地域住民がお互いに助け合って確保する」共助が防災の基本であり、町民はこの観点に立ち、日頃から食品、飲料水等の備蓄など、自主的に風水害等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・町・消防機関等の行政が行う地震防災活動と連携・協力する必要がある。

また、町民は、風水害等に際しての警戒・避難活動等における隣保互助等により、被害を未然に防止し、あるいは最小限に止めるため、自ら災害教訓の伝承に努め、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、町及び県が実施する防災業務について、自発的に協力し、町民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

1 平常時から実施する事項

- (1) 防災に関する知識の習得
- (2) 地域固有の災害特性の理解と認識
- (3) 家屋等の耐震性の促進、家屋の転倒防止対策
- (4) ブロック塀等の改修及び生け垣化
- (5) 火気使用器具等の点検と火災予防措置
- (6) 避難場所、避難路の確認
- (7) 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- (8) 各種防災訓練への参加による防災技能の習得
- (9) 自主防災組織の設立、参加
- (10) その他災害予防に必要な事項

2 災害発生時に実施が必要となる事項

- (1) 正確な情報の把握及び伝達
- (2) 出火防止措置及び初期消火の実施
- (3) 自主防災組織への参加
- (4) 適切な避難の実施
- (5) 組織的な応急復旧活動への参加と協力
- (6) その他災害対策に必要な事項

第2 事業所

事業者（管理者）は、県・町及びその他の行政機関が実施する防災業務について協力するとともに、事業の実施にあたっては、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、町及び県が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

1 平常時から実施する事項

- （1）防災責任者の育成
- （2）建築物の耐震化の促進
- （3）施設、設備の安全管理
- （4）防災訓練の実施
- （5）従業員に対する防災知識の普及
- （6）自衛消防隊の結成と防災計画の作成
- （7）地域防災活動への参加、協力
- （8）防災用資機材の備蓄と管理
- （9）飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- （10）広告、外装材等の落下防止
- （11）その他災害予防に必要な事項

2 災害発生時に実施が必要となる事項

- （1）正確な情報の把握及び伝達
- （2）出火防止措置及び初期消火の実施
- （3）従業員、利用者等の避難
- （4）応急救急・救護
- （5）地域活動への協力、支援
- （6）ボランティア活動への支援
- （7）その他災害対策に必要な事項

第4章 町の地域特性及び災害特性

本章では、町の位置、地形、地質特性及び社会条件、並びに地震・津波の災害履歴及び災害特性を示す。

第1 地勢

本町は、東経130度57分18秒から131度1分22秒、北緯31度21分16秒から31度25分59秒に位置し、大隅半島のほぼ中央部、肝属郡の東端にあり、北は曾於郡大崎町、南は肝属川を境に肝付町、西は串良川を境に鹿屋市串良町と接し、東は志布志湾に面している。

町域は、東西に5.5km、南北に9.5kmであり、総面積は27.78k㎡となっている。

本町には、高隈山系に源を発する串良川、塩入川、肝属川があり、本町はその恵みを受けて発展してきた。

地形は、北西部が狭く南東部が幅広くなっており、南東部の四角形と北西部の三角形が組み合った形となっている。

そして、山岳といわれるような高い山はほとんどなく、最も高いところで海拔77m、低いところでは2～3m、平均高度は10mぐらいで、ほとんどが平坦地である。

平地は、わずかの高度差をもって台地と低地に分かれ、低地はそのほとんどが水田地帯であり、また、台地は曾於郡大崎町へ連なり、大隅半島の一部を形成する畑地帯となっている。

さらに、集落を囲むように山林が形成されているが、その面積は極めて小さいものとなっている。

地質は、鹿児島県特有の火山灰の上に黒色土壌が覆い、農作物の育成には必ずしも良好な土質とは言えず、雨が降ると表土は流され、日照りが続くと砂ほこりがしている。

本町は、日向灘を回流する黒潮の影響を受けて、比較的温暖な気候に恵まれており、年間平均気温は17℃～18℃前後で、年間平均降水量は、2,800mm前後となっている。

第2 気象

亜熱帯性の低緯度地帯に位置し、また、近海を流れる黒潮の影響により、一般に高温多雨で、例年6、7月頃には梅雨前線の停滞により、しばしば豪雨に見舞われる一方、8、9月には干害も受けやすい地域である。

また、俗にいう台風常襲地帯で、毎年いくつかの台風に見舞われ、夏から秋にかけての雨は、台風・熱雷雨に伴う一時的な豪雨が多く、梅雨期の豪雨とともに多くの災害を起こす要因となっている。

第3 災害の特徴

1 台風

大隅地方は、台風通過の頻度が高く、本町においても人の被害や建物、船舶、道路、堤

防、田畑の被害等過去に多くの被害が発生している。

本町並びに本県に被害をもたらす台風は7月から9月頃で年1～2個が襲来し、このうち8月に最も多くの被害をもたらしている。また、大型の台風は8月から9月に集中し、被害の規模も大きいものとなっている。

明治以来で最も被害が大きかったものは、明治19年9月23日の台風接近による漁船遭難、大正14年7月24日の台風接近による家屋倒壊、漁船遭難、昭和39年9月24日の台風20号、そして戦後最大級の台風と呼ばれた平成5年9月3日の台風13号などが挙げられる。

2 大雨

大雨は、4月から5月の低気圧や6月から7月の梅雨前線による大雨、8月から9月の台風によるものが要因として挙げられる。特に水害をもたらす梅雨期の雨は、前期には地雨式の降り方で雨量も少ないが、後期は雷を伴った局地的な豪雨が集中的に降ることがあり、梅雨末期の豪雨によって大きな水害を起こすことが多い。

雨による被害は、田畑の被害、崖崩れ、道路の被害、家屋の浸水等があげられ、このうち大雨による大きな被害は台風によるものが多い。

〈過去の降水量〉

時間最大雨量	肝属川 78 mm (鹿屋雨量観測所、平成5年8月1日1時)
	串良川 84 mm (井手雨量観測所、平成18年7月5日22時)
日最大雨量	肝属川 367 mm (鹿屋雨量観測所、平成5年8月1日)
	串良川 331 mm (井手雨量観測所、平成2年9月29日)

3 山腹崩壊、土砂災害等

本町は、台風や集中豪雨の影響によって、山腹崩壊、土砂流出、がけ崩れ等の被害を受けやすい状況にある。

本町並びに大隅地方が台風、大雨の被害を受けやすいのは自然現象によるものであり、水に対して極めて弱いシラス、ボラなどの火山灰土壌が多くを占める上、急傾斜地や肝属川水系・塩入川をはじめとする主要な河川が流れる地形地質など、自然的地勢条件が大雨による水害及び山腹崩壊、土砂災害を受けやすい条件にあるのが特性である。

4 高潮

台風災害のうちで、最も大きな災害を起こすのは高潮であり、一瞬のうちに家屋等が流失する惨事を起こしている。この高潮を起こす原因は、次の4つである。

- (1) 台風の中心付近の気圧が、外側の気圧より非常に低いため、中心付近の海水が膨れあがる。
- (2) 強い風のため、海岸に海水が吹き寄せられる。
- (3) 台風の中心が近づいたときと、満潮のときが重なると潮の高さは一層高くなる。
- (4) 台風の数と湾の固有周期が一致すると、共鳴現象が起こる。この場合は、南よりの風が強くなる場合が高潮の被害は最も大きく、志布志湾沿岸は注意する必要がある。台風が接近し、満潮時と一致したときは、干潮時でも十分な警戒が必要である。

5 火災

災害対策基本法の対象となる火災は、大規模なものに限定しているが、災害救助法適用基準の枠内とされている。

火災は、冬から春先にかけて火災多発期に発生しやすく、この時期に火災が多発し、また大火災が多いのは、季節風による強風や空気が乾燥していることに加え、火気を使用する機会が多くなっていること等が原因と考えられる。

第2部 一般災害予防

第1章 災害に強い施設等の整備

第1節 土砂災害等の防止対策の推進

本町は、地形・地質条件から、山地災害、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の風水害による斜面崩壊、農地災害等の被害が予想される。

このため、このような災害を防止するため、従来から推進されている各種防災事業を継続し、風水害に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、平成13年4月施行）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。

土砂災害等の防止対策の推進

土砂災害の防止対策

農地災害等の防止対策

第1 土砂災害の防止対策

1 災害危険区域の指定

本町の山崩れ、がけ崩れなどの土砂災害の危険が予想される区域の指定状況は、資料編のとおりである。

また、町は、各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定める。

風水害等の災害に際して、被害の軽減を図るためには、各防災事業を推進し、被害の未然防止や、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。

このような災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

※ 資料編【3. 危険箇所等】を参照。

2 土砂災害防止事業の推進

町及び県は、各種法令等に基づく災害危険箇所の調査結果を踏まえて指定した危険区域に対し、災害防止事業を行い、行為規制や巡視等予防上必要な措置を行う。

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所

県は、貴重な緑の空間としての環境に配慮しつつ、計画的に施設の整備を進めており、今後も、危険度、緊急度の高い急傾斜地崩壊危険箇所から逐次、事業を実施する。

また、県は、急傾斜地崩壊危険区域に標識板等を設置して地域住民等に周知徹底し、水の放流、のり切、掘削、立木竹の伐採等急傾斜地の崩壊を助長または誘発するおそれがある行為を制限するとともに、監視業務を行い、災害の未然防止を図る。

町は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(2) 建築基準法に基づく災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域と同一区域を指定）

町及び県は、建築基準法に基づく災害危険区域内における建築に関する制限について条例で定める。急傾斜地崩壊危険区域、または津波、高潮、出水もしくは地すべりによる危険の著しい区域では、住家等の建築を制限するとともに、がけ地に近接する既存の不適合住宅の移転を促進する。がけ地近接等危険住宅移転事業を行う。

(3) 宅地造成工事規制区域

県、鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市及び霧島市は、宅地造成等規制法により、宅地造成に伴い、がけ崩れまたは土砂の流出を生ずるおそれの著しい市街地または市街地になろうとする土地の区域を宅地造成工事規制区域として指定し、規制区域内では宅地造成に許可を要するなどの規制を行うとともに、年2回、工事中の団地について現地点検を行う。

(4) 主要交通途絶予想箇所

道路管理者は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、大隅地域振興局（建設部）において標示を行うとともに、職員が定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。また、緊急度の高い箇所から順次、防災工事を実施する。

(5) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

① 土砂災害警戒区域の指定

県は、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形や地質、土地の利用状況などについて基礎調査を行い、町長の意見を聴いた上で、区域の指定を行う。

町は土砂災害防止法第8条に基づき、本地域防災計画において区域毎に警戒避難体制に関する事項について定め、情報伝達、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の住民への周知を図る。

◇土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

〔平成十二年五月八日法律第五十七号〕

（警戒避難体制の整備等）

第八条 市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報または警報の発令及び伝達に関する事項

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

四 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

五 救助に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

3 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

※ 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）・・・土砂災害のおそれがある区域で、警戒避難体制の整備を図ることを目的として指定。

② 土砂災害特別警戒区域の指定

県は土砂災害により建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、住民の安全を確保する取り組みを行うため、地形や地質、土地の利用状況などについて基礎調査を行い、町長の意見を聴いた上で、区域の指定を行う。

特別警戒区域内では、住宅地分譲や老人ホーム、病院等の要援護者施設を建築するための開発行為に知事の許可を要するほか、建築基準法による建築物の構造規制、土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物の所有者等に対し移転等の勧告が可能となる。

- ※ 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）・・・土砂災害警戒区域の中でも建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域で、住宅等の新規立地の抑制等を目的として指定。

（6）その他の災害危険箇所

町は、各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

3 砂防施設等の災害防止

砂防施設管理者及び住民等受益者は、日常の巡視や点検を行い、適切な維持管理に努め、砂防施設等管理者は必要に応じて老朽化対策を推進する。

4 災害危険区域の調査の結果の周知

（1）災害危険箇所の点検体制の確立

町は、大隅地域振興局（建設部・農林水産部）、消防機関、警察等関係防災機関等の協力のもとに、災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の防災点検の実施に当たっては、当該危険箇所のある地域の自主防災活動のリーダーや、住民の参加を得て行うよう努める。

住民は、住民自身による災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の把握に努め、日ごろから地域ぐるみで自分たちが居住する地域の防災点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、新たに災害の発生が疑われる箇所等を発見したときは、速やかに総務課または建設課等に通報する。

（2）災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の災害危険性の把握・周知

町は、災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の内容を住民が十分認識するよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、町は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。また、独自の調査によって明らかになった土石流、がけ崩れ、地すべりなどの危険性について、調査結果を積極的に住民へ周知する。

（3）災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等に係る避難場所等防災情報の周知・徹底

町は、災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等に係る避難場所、避難所、避難路及び避難方法を、次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

- ① 災害危険箇所、土砂災害警戒区域等、避難場所、避難所、避難路及び避難方法を公表する。
- ② 災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の他、避難所場、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図（防災マップ）の作成・掲示・配布を行う。
- ③ 広報紙、町ホームページ、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や振興会等の総会、公民館長会等あらゆる機会・手段を通じて周知を図る。

5 災害危険箇所等の警戒避難体制の整備

（1）災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の警戒体制の確立

災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等のある地区の自主防災組織や住民は、常日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合、早めに避難できるように心がける。

町は、気象予警報等が出された場合、災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等のある地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

(2) 避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

町は、人家等に被害を与えるおそれがある危険箇所がある地区を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法等を定めた避難計画を作成する。

また、必要により、地区ごとに警戒巡視員を選任または委嘱しておく。

(3) 避難計画の整備

町は、特に、災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の住民を対象に、下記の内容の避難計画を作成する。

① 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況を把握しておく。

② 住民への情報伝達方法の整備

町防災行政無線のほか、地域コミュニティ無線、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法について、効果的な運用方法を整備しておく。

③ 避難場所、避難所及び避難路の指定

災害の種類ごとに、災害の危険から緊急に逃れるための施設・場所を指定緊急避難場所として指定するとともに、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して、災害後、被災者を一時的に滞在させるため公共施設等を指定避難所として指定する。避難路についても、途中にがけ崩れや浸水、高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。

また、指定緊急避難場所や指定避難所での住民の世話人の配備等の措置を講じる。

④ 避難誘導員等の指定

避難する際、消防団員や青年団、自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、地域の独居の高齢者等の要配慮者については、誘導・支援担当者を定めておくなどの措置を講じる。

⑤ 避難指示等の基準の設定

土砂災害警戒情報が発表された場合に、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報の補足情報となる河川砂防情報システムによる危険度レベル（レベル1、2、3、4）、気象庁の防災情報提供システムや気象庁ホームページの大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

(4) 住民の自主的避難の指導

町は、土砂災害が発生した時の住民の自主的避難について、広報紙をはじめ、あらゆ

る機会を通じて指導するとともに、雨量等の情報をできる限り、住民に提供するよう努める。避難対象地区の住民避難は、隣保精神に基づいて組織された自主防災組織等により地域ぐるみで、早めに行うよう努める。

このため、町及び各防災機関は協力して、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

(5) 避難訓練

町及び各防災関係機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、適宜、斜面さいがい崩壊等を想定した避難訓練を実施するよう努める。

(6) 要配慮者関連施設への情報伝達体制の整備

土砂災害警戒区域等内に、要配慮者関連施設等ある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めておく。

第2 農地災害等の防止対策

1 農地防災・保全施設の整備

本町は、シラス等の特殊土壌が広く分布し、台風や集中豪雨により、農地の表土流出や斜面崩壊等の災害が多発し、農地・農業用施設、人家等に被害が及んでいる。これらの被害を防止、軽減するために、排水路、ため池、排水機場等の農地防災・保全施設の整備を行い、農村地域の災害発生防止に努める。

また、ため池等の農業水利施設については、早急な改修が困難なものや、改修が終わっているものについても、人的被害が発生した場合に備えて、被害想定区域や避難場所等を地図化したハザードマップの整備など、減災対策にも努める。

第2節 河川災害・高潮災害等の防止対策の推進

本町は、台風常襲地帯、多雨地帯、特殊土壌地帯という気象・地理的に厳しい自然条件のもとにおかれ、河川は、その大半がシラス台地を流れていることから、洪水の被害を受けやすい特質がある。また、沿岸部は、高潮、波浪災害等を受けやすい特質があり、河川災害、高潮災害等に対する防止対策を講じておく必要がある。このため、このような災害を防止するため、県及び町は、従来から推進されている河川堤防、海岸保全施設等の整備事業を継続して推進する。

河川災害・高潮災害等の防止対策の推進

河川災害の防止対策

高潮災害等の防止対策

第1 河川災害の防止対策

1 河川等重要水防区域等危険予想区域の把握、周知

町は、河川等重要水防区域及び重要水防区域以外の危険予想区域において、住民への周知に努めるとともに、町独自に河川災害の危険性等に関する以下の事項を把握し、その結果を必要に応じ、関係地域の住民等に周知する。

- (1) 河川の形状、地盤高に応じた浸水危険性の把握
- (2) 避難路上の障害物などの把握
- (3) 指定避難所等の配置状況・堅牢度等の把握
- (4) 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討

※ 重要水防区域・・・河川、海岸等で特に重要な水防区域と認められる区域及びその中で危険と予想される区域

2 洪水予報

(1) 洪水予報

洪水予報とは、水防法第10条第2項及び第11条第1項の規定に基づき、国土交通大臣または知事が指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣または知事が気象庁長官と共同してその状況を周知させるため、水位または流量等の現況及び予想を示して行う発表をいう。

(2) 洪水予報における避難判断の目安とする水位

- はん濫注意水位：水防団の出動の目安となる水位
- 避難判断水位：市町村長の避難準備情報の発表判断の目安、河川のはん濫に関する住民への注意喚起の目安となる水位
- はん濫危険水位：市町村長の避難指示等の発令判断の目安、住民の避難判断、相当の

家屋浸水等の被害を生じるはん濫のおそれがある水位

◇水防法〔昭和二十四年六月四日号外法律第百九十三号〕

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波または高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位または流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量またははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあっては、洪水または高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位または流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（水位の通報及び公表）

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者または量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、または第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であって洪水または高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

表 町内の水防区域等

河川名	河川 種別	管 理 者	基準観測所の設定水位				危険箇所状況			地域（背後地）条件	
			観測 所名	はん濫 注意水位	避難判断 水位	はん濫 危険水位	危険箇所			氾濫人口 （人）	浸水戸数 （戸）
							キロ標 （km）	左・右岸	地先名		
肝属川	一級	国	俣瀬	3.80m	4.70m	5.00m	0.8	左岸	新川西	79	床上20戸 床下16戸
串良川	一級	国	豊栄	3.70m	4.40m	4.90m	7.2	左岸	池之原 ・岩弘	567	床上209戸 床下27戸
串良川	一級	国	豊栄	3.70m	4.40m	4.90m	7.8	左岸	岩弘	13	床上5戸 床下0戸
串良川	一級	国	豊栄	3.70m	4.40m	4.90m	3.0	左岸	川西・ 池之原	109	床上12戸 床下33戸

※ 川の流れの方向（下流）に向かって右側を右岸（うがん）、左側を左岸（さがん）。

3 危険予想区域の巡視等

（1）重要水防区域

水防管理者は、異常降雨によって河川の水位が上昇しているとき、または指定河川について水防警報が発せられたとき等には、「東串良町水防計画書」に示す危険区域内の堤防等の巡視を行うとともに、当該区域ごとに監視のための水防団員（消防団員）を配置する。通報その他災害予防上必要な事項については、同計画書に定めるところによる。

（2）その他の河川

町は、町内の河川、水路の危険予想区域について、量水標を適時巡視する。なお、危険箇所の改修については、計画的に実施していく。

第2 高潮災害等の防止対策

1 海岸保全施設の整備方策

県においては、台風時の高潮や冬期波浪等による被害が生じやすい海岸を対象として施設整備を実施してきたところであり、今後とも、引き続き、海岸保全施設の整備を国・県へ要望していく。

2 既存海岸保全施設の老朽度点検、改修

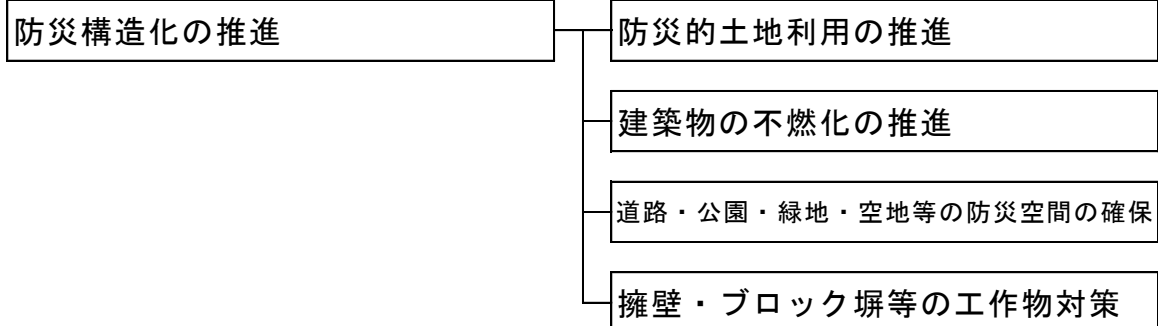
県及び町は、従来の高潮、波浪等を念頭にした海岸保全事業を継続し、既存海岸保全施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

※ 海岸保全施設・・・津波・高潮・波浪等の災害、海岸侵食などから背後の人命や財産を保護するため、割海岸保全区域にある堤防・突堤・護岸・砂浜、その他海水の浸入または海水による侵食を防止するための施設。

第3節 防災構造化の推進

都市等の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、これまで個別に実施されてきた都市等の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

また、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発にともなう指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を推進し、風水害等に備えた安全な都市環境の整備を推進する。



第1 防災的土地利用の推進

1 新規開発に伴う指導・誘導

町は、新規開発等の事業に際して、以下の各種法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行う。特に、低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

(1) 宅地造成工事規制区域の安全化

宅地造成等規制法第3条により指定された宅地造成工事規制区域内で行う宅造工事について、同法の規定に基づき指導、取締りを行い、災害の防止に努める。

◇宅地造成等規制法〔昭和三十六年十一月七日法律第百九十一号〕

(宅地造成工事規制区域)

第三条 都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）または同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市または中核市の長。第二十四条を除き、以下同じ。）は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の意見を聴いて、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地または市街地となろうとする土地の区域であって、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成工事規制区域として指定することができる。

2 前項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければなら

ない。

3 都道府県知事は、第一項の指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該宅地造成工事規制区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

4 第一項の指定は、前項の公示によってその効力を生ずる。

※ 宅地造成工事規制区域・・・宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地や、市街地となろうとする土地の区域（東串良町なし）

（2）建築基準法による災害危険区域対策

建築基準法第39条により指定された災害危険区域については、建築を制限し、災害防止に努める。

◇建築基準法〔昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号〕

（災害危険区域）

第三十九条 地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。

2 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。

（3）危険住宅の移転促進

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、危険住宅の移転の促進を図る。

（4）所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備

国及び県は、災害発生の恐れのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第2 建築物の不燃化の推進

1 防火、準防火地域の拡大

建築物が密集し、火災により多くの被害を生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定に努め、耐火建築物等の建築を促進する。特に、商業地域及び近隣商業地域については、防火地域または準防火地域の指定を検討し、都市の不燃化の促進を図る。

※ 防火地域・・・都市計画法に基づき、防火のために特に指定される地域。（主に建築物が密集する市街地の中心部や幹線道路沿いに指定）この地域内の建物は、耐火建築または簡易耐火建築としなければならないなど種々の制約を受ける。

※ 準防火地域・・・都市計画で指定される火災を防止するために比較的厳しい建築制限が行なわれる地域。

2 消火活動困難地域の解消

町は、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

3 延焼遮断帯等の整備

町は、広幅員の道路・公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により、火災の延焼防止を図り、安全な防災都市の創出を誘導する。

4 消防水利・貯水槽等の整備

町は、消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案するとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

5 その他の災害防止事業

町は、火災時の効果的な消防活動を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。また、都市公園や防災拠点施設の整備を進め、火災時の消火・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

第3 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

1 道路・公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備

(1) 道路の整備

道路は、町民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、風水害等の災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災に際して、延焼遮断帯としての機能を発揮する。

このため、道路管理者は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に努めるとともに、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

(2) 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

町及び県は、都市公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ農業集落排水処理施設等のオープンスペースを確保し、避難地としての機能を強化する。

山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等と連携し、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地・空地の体系的な整備・保全を推進する。

2 共同溝等の整備

町及び県は、都市・地域生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の災害による被害を最小限に止めるため、これらを収容するための共同溝等の整備を推進する。

3 防災拠点の確保

大規模災害時における災害応急対策等を効果的に実施するための拠点として、避難地、災害応急対策支援等の機能を備えた防災拠点の整備に努める。

4 都市防災構造化対策の推進

町及び県は、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき地区については、道路・公園・河川・港湾等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業と連携し、都市の防災化対策を推進する。

第4 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

1 擁壁の安全化

町及び県は、道路部において擁壁を設置する場合は、設計時に安全性を考慮しているが、道路防災点検等を行い、その結果に基づき、必要な補強・補修等の対策を講ずる。宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

2 ブロック塀等の安全化

町及び県は、これまで、パンフレットの配布等や年2回の建築物防災週間（春（3月1日～3月7日）と秋（8月30日～9月5日））において、建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について指導しており、引き続き、ブロック塀等の安全化指導や修繕、補強等の改修指導を実施する。

3 窓ガラス等落下物の安全化

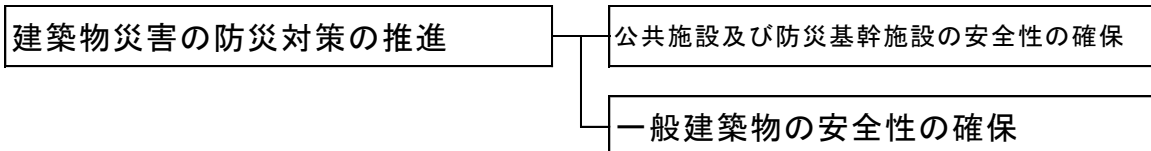
これまでに実施している定期報告制度や、年2回の建築物防災週間をはじめとする既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を継続するとともに、窓ガラス等の落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については、特にその指導強化に努める。

4 屋外広告物に対する規制

屋外広告物は、「構造及び設置方法は、倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼすおそれのないもの」として一定規模以上の広告物に対して、県により掲出許可基準を設けている。そのため、風水害時の落下等によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い施設については、特に設置者への指導を県とともに推進する。

第4節 建築物災害の防災対策の推進

強風・豪雨・火災等による災害では、浸水・斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、「構造耐火上の安全性」、「防火性・耐火性」等の安全性を確保することにより、建築物災害の防災対策を推進する。



第1 公共施設及び防災基幹施設の安全性の確保

1 公共施設等の安全性の確保

町及び県は、庁舎、学校、公民館、公営住宅等の所管施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の安全性の確保を図る。

(1) 防災管理体制の確立

- ① 防火管理者の設置
- ② 災害予防及び災害発生時の責任、役割区分の明確化（防災組織の確立）
- ③ 避難体制の確立

職員及び入所者に対し避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施する等自主防災管理体制の整備に努める。更に関係機関との連絡体制も整備する。

④ 防災施設、設備の整備

- ア 不燃化、耐震化の促進
- イ 消防用設備等の整備
- ウ 防災施設、設備の点検整備

⑤ 幼稚園、保育所の耐震診断の実施及び耐震化の促進

⑥ 防災拠点施設等の機能強化

- ア 行政庁舎及び防災拠点施設の設置の複数化
- イ データベースの管理体制の強化

(2) 避難場所となる公共施設の建築

公共建築物にあつては、災害時に有効な避難救護施設となり得るような改築等を検討する。

2 重要防災基幹施設の安全性確保

(1) 重要防災基幹施設の指定

災害復旧の実施上の重要性、地域特性等を考慮し、防災上の重要建築物を指定し、復

旧優先順を検討する。

- ① 防災中枢施設（役場等）
- ② 治安施設（交番等）
- ③ 消防施設（消防詰所等）
- ④ 医療施設（病院等）
- ⑤ 避難施設（小学校、中学校、公民館等）
- ⑥ 災害時要援護者施設（福祉施設、保育施設、老人福祉施設等）

（2）安全性の確保

重要防災基幹施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることに加え、避難施設として利用されることが多い。このため、災害時にこれらの施設の機能を確保・保持できるよう安全性の確保を行う。

第2 一般建築物の安全性の確保

1 防災指導等による不燃化、安全化の促進

家屋密集度の高い地域については、建築物の不燃化を推進し、火災延焼防止のための延焼遮断帯や緑地帯、避難場所等の防災空間の設置、道路拡幅等の促進に努める。

2 町民等への意識啓発

町及び県は、町民に対して、以下の意識啓発を行う。

（1）建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認審査を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及啓発を図るとともに、既存建物については、改修時の相談に応じる。

（2）がけ地近接危険住宅の移転の啓発

がけ地近接危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

（3）融資制度等の活用による不燃化等の促進

- ① 民間賃貸住宅や分譲住宅に対する住宅金融支援機構の融資制度等を活用し、耐火建築物及び準耐火建築物の建設を促進する。
- ② 民間住宅に対する特定優良賃貸住宅制度等を活用して、耐火建築物及び準耐火建築物の建設を促進する。

※ 特定優良賃貸住宅制度・・・「特定優良賃貸住宅の供給・促進に関する法律」に基づき、中堅所得者の方に優良な賃貸住宅の供給を促進する目的で都道府県知事等の認定を受け民間事業者が建設し、管理する賃貸住宅。

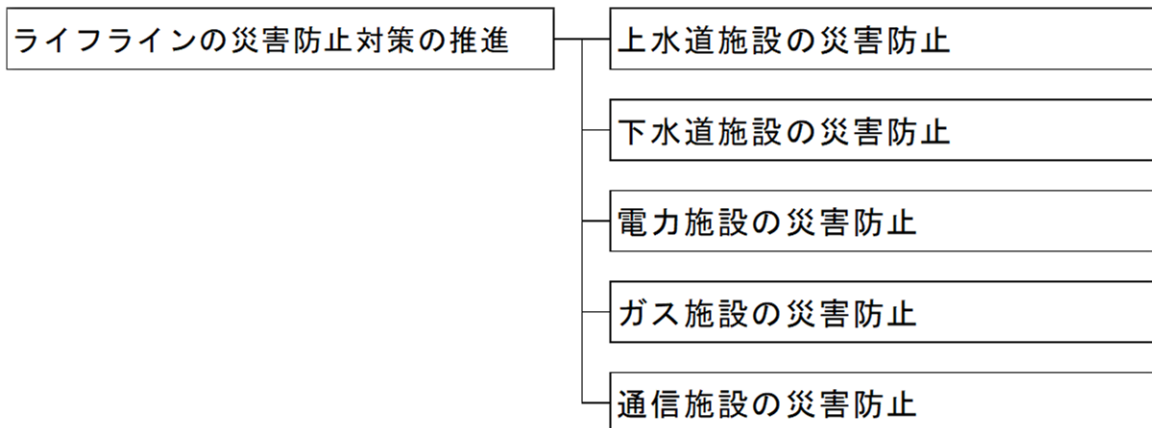
3 特殊建築物等の安全性の確保

（1）特殊建築物の定期的な防災査察の実施

不特定多数の者が利用する病院、旅館、ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物等の施設については、「建築物防災週間（毎年 春（3月1日～3月7日）と秋（8月30日～9月5日））」において、消防機関等の協力を得て、防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全を確保する。

第5節 ライフラインの災害防止対策の推進

上下水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設、道路・橋りょう、港湾・漁港、河川施設等の公共施設等は、都市・地域生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく、特にライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、町、県及びライフライン事業者は、ライフライン施設について、風水害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限に止め、早期復旧が図られるよう、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など施設の災害防止対策を推進する。



第1 上水道施設の災害防止

1 災害に強い水道施設・管路施設の整備の推進

上水道施設は、生命の維持や日常生活に不可欠なため、町は、災害に備え機能が保持できるよう施設整備を行っているが、引き続き、以下の対策により、被害発生抑制と影響の最小化を図り、災害に強い上水道施設の整備を推進する。

- (1) 水源施設、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- (2) 老朽化した水道施設、管路施設等の点検・補修の推進
- (3) 浄水場等における停電対策の推進
- (4) 浸水のおそれがある水道施設における対策の推進
- (5) 土砂崩壊による被災のおそれがある水道施設における対策の推進
- (6) 給水区域の分割による配水管網のブロック化の推進
- (7) 系統間の相互連絡管の整備による広域的なバックアップ体制の推進

2 応急体制の確立、給水施設等の整備の推進

施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、施設の防災対策を検討する。

(1) 水源の確保

将来の水需要の増大に対応して新たな水源の確保に努める。

(2) 災害が予想される場合の措置

気象台の気象予報・警報に対処し、災害が予想されるときは、各施設の点検整備を行うとともに、各家庭における用水確保の啓発及び配水制限等の措置を検討する。

(3) 埋設管の被害軽減

埋設管が敷設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件下にある施設の被害軽減に努める。

(4) 災害時応急体制の確立

災害時に備えて緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備を行い、災害時には関係者と連携してその体制の実行に努める。

(5) 資機材の点検

応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所、方法について確認しておく。

(6) 広域応援体制

災害時の水不足を防止し、安定的な供給体制を確保するため、広域的な連携を推進する。

① 水資源の確保・配給体制

② 災害時の応急復旧体制

③ 資機材の確保体制

④ 災害時の職員及び工事関係者の対応マニュアルの作成

⑤ 広域的水源対策（海水淡水化等）の活用

⑥ 給水車、配給用ポリ容器・袋・貯留タンク等の調達確保の検討

第2 下水道施設の災害防止

1 老朽施設、管路施設等の点検・補修

下水道施設は、災害に備え機能が保持できるよう施設整備を推進する。

(1) 耐震性の劣る配管から铸铁管等への敷設替え推進

(2) 老朽化した施設、管路施設等の点検・補修の推進

(3) 広域的なバックアップ体制の推進

(4) 処理場等の耐震化・停電対策の推進

2 応急体制の確立、仮設トイレ等の整備の推進

(1) 防災対策

施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、施設の防災対策を検討する。

- ① 埋設管が敷設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件下にある施設の被害軽減に努めるため、道路管理者や地下埋設物管理者の連携のもと、管網の現況把握及び台帳作成について検討する。

- ② 災害時の緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備を行い、災害時には関係者と連携してその体制の実行に努める。
- ③ 応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所、方法について検討する。
- ④ 災害時は水の供給不足から処理が不能となることを想定し、仮設トイレの確保と周辺環境の整理について、地域住民との連携協力体制を図っていく。
- ⑤ 汚物の貯留・中継施設の確保、処理施設代替え方策等について、周辺市町との連携協力体制を図っていく。

(2) 水害対策

- ① 応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所、方法について検討する。
- ② 停電時に備え、予備動力等の整備点検を行い、また、その運転方法について関係者によく熟知させる。
- ③ 気象台の気象予報・警報に対処し、災害が予想されるときは、各施設の点検整備を行うとともに、各家庭における用水確保の啓発及び排水制限等の措置を検討する。
- ④ 宅地開発の進行に対応した整備計画の見直しを適宜行う。

第3 電力施設の災害防止

九州電力株式会社は、以下の方法により、災害に伴う、電力施設の被害防止のための必要措置を講ずる。

(1) 水害対策

ア 水力発電設備

過去に発生した災害及び被害の現状、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、ダム通信確保のための設備の設置、及び建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。

イ 送電設備

- 架空電線路・・・土砂崩れ、洗堀などが起こるおそれのある箇所へのルート変更、擁壁、石積み強化等を実施する。
- 地中電線路・・・ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

ウ 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ及び窓の改造、出入り口の角落とし、防水扉の取付け、ケーブルダクトの密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では、屋内機器のかさ上げを実施する。

また、屋外機器は基本にかさ上げを行うが、かさ上げが困難なものは、防水耐水構造化または防水壁等を組み合わせて対処する。

(2) 風害対策

建築基準法、電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既存設備の弱体箇所は、補強等により対処する。

(3) 土砂崩れ対策

土砂崩れ対策は、地形・地質等を考慮して、状況により、擁壁、石積み、排水溝などの対策を実施する。

また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土地造成などの人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのPRを徹底する。

2 防災業務施設及び設備の整備

(1) 観測、予測施設及び設備の強化、整備

局地的気象の観測を行うことにより、テレビ、ラジオ、インターネット等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、雨量、流量、潮位、波高等の観測、予測施設及び設備の強化、整備を図る。

(2) 通信連絡施設及び設備の強化、整備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ、無線、有線設備等の諸施設及び設備の強化、整備を図る。

3 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から、復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるとともに、災害対策用資機材の輸送計画を樹立し、車両、船艇、ヘリコプター等の輸送体制の確保に努める。

また、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

4 電気事故の防止対策

災害による断線、電柱の倒壊、破壊等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に、常日頃から、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関のほか、ホームページ、携帯電話サイトによる情報発信及びパンフレット、チラシの作成配布による広報活動を行う。

(1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。

(2) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに九州電力送配電(株)鹿屋配電事業所に連絡すること。

(3) 断線垂下している電線には絶対触れないこと。

(4) 浸水・雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

(5) 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

(6) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。

(7) その他事故防止のため留意すべき事項。

また、病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家用発電設備の設置を促進する。

5 防災訓練による施設復旧体制の整備

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施するとともに、国及び県が実施する防災訓練には積極的に参加する。

第4 ガス施設の災害防止

1 ガス施設の災害防止措置の実施

ガス事業者は、災害が発生した場合、ガス施設の災害を防止できるよう以下のとおり施設や導管の災害防止措置を実施する。

(1) ガス製造所、供給所等の設備の整備及び維持管理

ガス発生設備、原料貯蔵設備、ガスホルダー及び防火設備や緊急遮断設備等の整備を行い、災害の軽減を図る。各設備の維持管理については、保安規定に基づいて、定期的な保守点検整備等を行う。

(2) 導管関係整備

導管及び整圧器、バルブ等の付属設備については、保安規定に基づいて設置し、定期的な保守点検を行う。特に、高圧導管の設置にあたっては、路線地盤の強弱等に十分配慮するよう計画する。

2 ガス施設の応急復旧体制の整備

ガス事業者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な措置により、二次災害の防止及び供給停止地域の極小化を図れるように、以下の対策を実施する。

(1) 応急復旧体制の整備

機動的な応急復旧体制を整備し、災害時措置要領等の整備に努める。

(2) 設備対策計画の作成

設備対策に必要な情報の入手等を行い、データを整備して設備対策を講じる。

(3) 緊急対策、復旧対策

被害情報の収集、初動体制、ガス供給停止及び供給開始等、緊急時対策及び復旧対策を計画的に講じるように努めるとともに、緊急措置ブロックの形成を促進する。

(4) 支援体制

被害の程度によって、応援隊の派遣要請、需要家に対する代替エネルギーの確保などに努める。

3 需要家への啓発対策

ガス事業者は、平常時からマスコミ等を活用して災害時の注意事項等を広報し、需要家の意識の啓発に努める。

第5 通信施設の災害防止

1 電気通信設備等の耐災性の確保（防災設計による）

西日本電信電話株式会社は、通信施設の耐災性（不燃性、耐水性等）の確保に関する対策を推進することにより、風水害等の災害時の一般通信サービスの確保を図るため、通信施設について以下に示す予防措置を講じる。

(1) 電気通信施設・設備の耐災化

電気通信施設・設備の耐災化を図る。特に、局舎（電話局等）については、既往最大規

模の風水害による被害を参考として不燃、耐火、耐水構造化を推進する。

(2) 通信用機器の耐災化

局舎内に設置する電信・電話データ通信用機器は、風水害による浸水、損傷、流失等を防止するため、支持金物等による措置を行う。

(3) 非常用予備電源の確保・整備

非常用予備電源として蓄電池、発電機を常備する。

(4) 交換局・基地局等の耐震性等の強化

基礎の嵩上げや扉構造等の強化（防水仕様）及び給排気口の取付場所、局舎内部での基礎架台の高さなど耐震性等の強化を図る。

2 通信設備の確保

(1) 架空ケーブルの地下埋設化

架空ケーブルは、火災による延焼や河川出水、土砂災害等による寸断に比較的弱いので、寸断等のおそれのある区間は地下埋設化を推進する。

(2) 橋りょう添架ケーブルの耐火防護・補強

橋りょう添架ケーブルは、二次的災害の被害を想定して、耐火防護・補強を実施する。

(3) 局間地下ケーブルの経路の分散化

電話局相互間を結ぶ地下ケーブルの経路の分散化を推進する。

(4) 通信サービス実施体制の整備

災害が発生した場合に、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ定められた次の措置計画により、万全を期する。

① 回線の切替え措置方法

② 可搬無線機、工事用車両無線機及び予備電源車の運用方法

③ 重要局所被災時の措置方法

④ 災害対策用電話回線の作成

⑤ 一般通話の制限（広域な災害が発生したときまたは予知されたとき、これら地域に対する重要通信を確保するため、必要により一般通話を制限する。）

3 災害対策用機器・資機材の整備

(1) 各種無線機

通信の全面途絶地帯、避難場所等との通信を確保するために、災害対策用無線機、衛星通信車載局、移動無線車、孤立防止対策用衛星電話を配備する。

(2) 大容量可搬型電話局装置等

局内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するための代替交換装置として、大容量可搬型電話等を主要地域に配備する。

(3) 移動電源車

移動電源車は、災害時等の長時間停電に対して、通信電源を確保するために使用するもので、電話局、無線中継所等を対象に配備する。

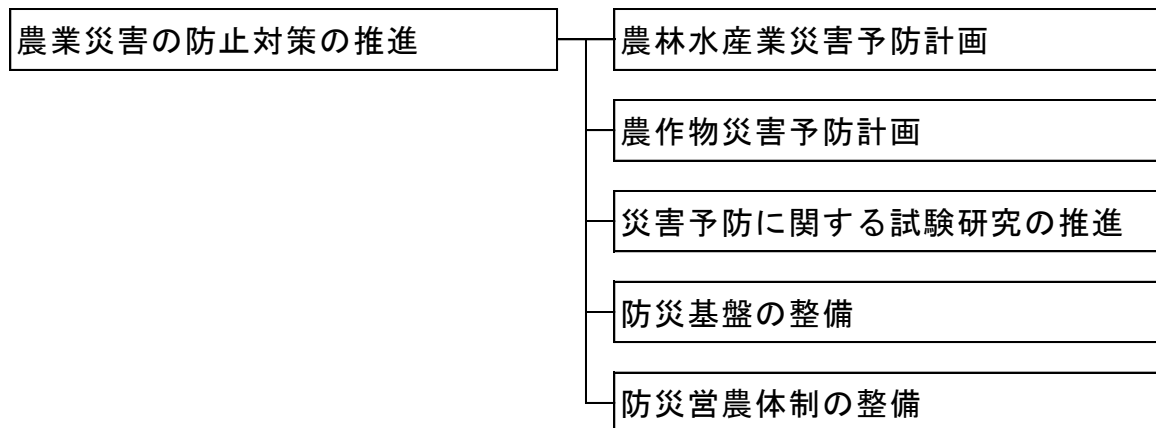
4 防災演習の実施

災害対策を円滑に推進するため、災害対策情報連絡演習、災害対策復旧計画演習及び災害対策実施作業演習に関する防災演習を実施する。

第6節 農業災害の防止対策の推進

農林水産業施設及び農林水産物等を台風、豪雨等による被害から未然に防ぐため、所要の予防措置を講じる。

農林水産施設等については、農林水産業従事者により維持管理がなされ、地元住民に頼るところが大きいことから、防止対策は協力依頼を要請するとともに、町と住民による相互協力体制のもと、推進にあたる。



第1 農林水産業災害予防計画

1 農業災害予防計画

(1) 用排水路

- ① 浚渫、除草、障害物の除去、破損箇所の修理
- ② 水路中の各種ゲートの整備点検、確実な操作
- ③ 湛水防除施設の整備点検、確実な操作

(2) 農道

- ① 側溝、暗渠、溜桝、排水管等、排水施設の浚渫、清掃
- ② 農業機械の大型化に対応した農道の拡幅整備

2 畜産業災害予防計画

(1) 施設等の整備

畜舎、鶏舎等施設の補強整備等を指導し、推進する。

(2) 飼料作物確保

家畜飼料の不足を補うための飼料作物の調達先、調達量等を把握しておく。

3 林業災害予防計画

- (1) 関係機関、団体等と連携しながら森林の持つ機能の維持向上を図る。

- (2) 保安林整備事業により山地部の保水能力を高め、急激かつ大量の出水の防止に努める。
また、森林の荒廃を防止するために保安林指定地域の拡大を図り、森林施業を推進する。
- (3) 市街地を取り巻く山林や農地の本来保有する水源涵養機能や土砂流出崩壊防止機能等を重視し、緑地として積極的な保全を図る。
- (4) 小規模林地開発や土石の採取等による自然破壊を未然に防ぐため、監視体制の充実を図り、森林の保全巡視を推進していく。

4 水産業災害予防計画

- (1) 船舶、養殖等の水産施設は、気象情報に応じた適切な避難等の予防措置を講ずる。
- (2) 漁港・堤防等の水産施設は、必要に応じて点検・補強を検討する。

第2 農作物災害予防計画

1 水稻

- ① 災害常襲地帯においては、災害の種類に応じた倒伏抵抗性品種等の採用と適期移植により、災害の軽減、回復を図る。
- ② 災害に対し、抵抗性の強い健苗を育成する。
- ③ 応急対策予備苗を共同育苗（苗代）施設の利用により確保する。
- ④ 干ばつ時においては、計画的配水灌がいと畦畔の草刈りなど、畔ぎわを中心に敷草し、乾燥防止に努める。また、作期の分散等により被害の発生を防止する。
- ⑤ 風害に伴い発生する白葉枯病等の病虫害予防措置、事後措置を講ずる。
- ⑥ 気象情報に即応した予防措置を講ずる。
- ⑦ 局所的農用水源確保のため、保安林の維持管理を図る。

2 野菜・花き

- ① 干害対策として灌水施設を整備し、敷藁、敷草を実施する。
- ② 風水害に対する温室、ビニールハウス等の補強を図る。
- ③ 倒伏防止のための支柱を補強する。
- ④ 苗床、ハウス等に対する防風垣、防風林、防風網を整備する。
- ⑤ 水害に対しては排水溝等の整備、敷藁、敷草を実施する。

第3 災害予防に関する試験研究の推進

災害予防の効果的な推進を図るため、干ばつや霜害等の気象災害に関する次の県及び関係機関の技術開発や農用地の保全等に関する試験研究成果の入手に努める。

- (1) 気象情報や気象観測衛星データを活用した災害予防に関すること。
- (2) 耐干性、耐湿性等を持った農作物の開発に関すること。
- (3) 簡易施設栽培や被覆資材及び蒸散抑制剤等の利用による気象災害防止技術の開発に関すること。
- (4) 土壌汚染、土壌流失防止等に関すること。

第4 防災基盤の整備

農地及び農業用施設災害の防止を図るため、次の事業を計画的に実施する。

(1) 農地防災事業

洪水、土砂崩壊、湛水等に対して農地農業用施設を防護するため、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について総合的に事業を推進し、災害の防止を図る。

(2) 農村整備事業等

農村地域の集落において、災害対策上不可欠な農道・林道、農業集落道及び緊急時に消防用水を取水することができる農業用排水施設等の整備を推進する。

(3) 海岸整備事業等

海岸地域において、漁港及び養殖場等の被害を軽減するため、必要な施設の整備を推進するとともに、関係機関に要請する。

第5 防災営農体制の整備

(1) 農地防災事業の推進

農地防災事業を計画的に推進し、営農基盤を整備するとともに、農地保全施設等の管理体制の強化及び防災的見地に基づく営農指導を実施し、防災営農体制の確立に資する。

(2) 農地保全施設の管理

堤防、排水機、水門、樋門等の農地保全施設または農業用水利施設の管理について、各管理主体が維持管理計画を定めるにあたって考慮すべき防災上の事項について指導し、管理の徹底に努める。

(3) 営農指導の実施

気象、地形、土壌等の自然的条件を考慮し、防災上の観点に基づく耕種、土壌保全、その他の営農指導に努めるとともに、農作物等に被害を与えるおそれのある気象の変化が起きた場合、または予想される場合は、これに対応するために必要な技術対策を検討し、県と協力して指導を行う。

第7節 防災研究の推進

県、町及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、災害及び災害対策に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努める。

防災研究の推進

地域危険度の調査研究

シラスの防災対策についての調査研究

第1 地域危険度の調査研究

町は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップの作成に努める。

第2 シラスの防災対策についての調査研究

町は、県と連携して、特殊土壌であるシラスの防災対策について、砂防、治山、農地保全の各面から、総合的な調査研究に努める。

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

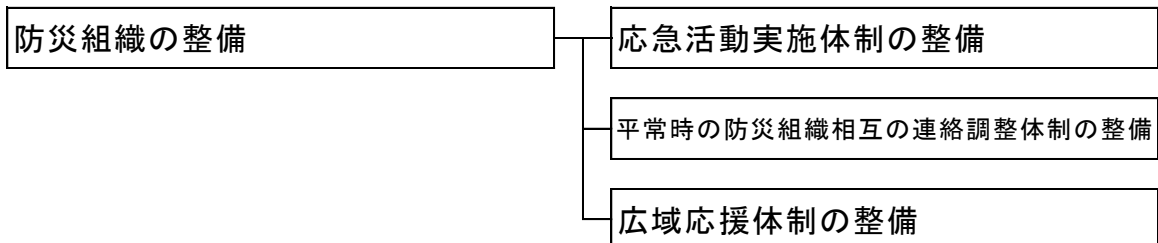
風水害等の災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

このような災害応急対策の事前の備えについて定める。

第1節 防災組織の整備

風水害時は、人命損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、高潮や浸水の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、町内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、町、県及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進する。

また、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。



第1 応急活動実施体制の整備

1 職員の動員・配備体制の強化

職員（要員）を災害発生の初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで、極めて重要である。

このため、町及び各防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ専門的経験・知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舎の確保及び携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し、職員の非常参集体制の整備を図る。

なお、町は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、以下の対策を推進する。

(1) 職員等の携帯電話へのメール配信システムの整備

初動段階の災害対策要員の確保を図るため、町長をはじめ職員等の携帯電話に気象情報等メール配信システムにより、迅速に動員配備できるようにする。

(2) マニュアルの整備

災害対策要員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。

(3) 職員の参集体制の整備

勤務時間内・外を問わず、予測が困難な災害についても迅速な警戒体制が確保できるよう職員の参集体制について、あらかじめ確立しておく。

2 災害警戒本部の運営体制の整備

(1) 警戒情報の収集、伝達体制

災害の兆候等、今後見込まれる災害の危険性を確認し、警戒すべき情報の収集、関係機関、住民への情報伝達体制を確認しておく。

(2) 組織動員・連絡体制

災害の発生、被害の拡大のおそれを考慮し、災害対策本部に移行するための基準等を確認し、災害対策本部の設置及び動員を確保できる組織並びに連絡体制を確立しておく。

3 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、以下の対策を推進する。

(1) 災害対策本部運営マニュアルの作成

警報発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。

(2) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食料、毛布等を備蓄する。

(3) 職員の育成

災害対策本部員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に以下の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。

① 動員配備・参集方法

② 本部の設営方法

③ 防災無線ほか各種機器の操作方法等

第2 平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備

1 情報連絡体制の充実

町、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連

絡が行えるようにするため、平常時から以下のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化、及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等を明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

町、県及び防災関係機関は、相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制を整備する。

2 防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、以下の対策を進める。

(1) 日頃からの情報交換の積極的な実施

町、県及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災組織相互間の協力体制を充実する。

(2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

町、県及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施する。

3 自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。

このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な以下の事項について整備しておく。

(1) 連絡手続き等の明確化

自衛隊への派遣要請は原則として県を通じて行うが、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるように町地域防災計画に明示しておく。

(2) 自衛隊との連絡体制の整備

町は、地区を管轄する自衛隊（陸上自衛隊第12普通科連隊（霧島市）、海上自衛隊第1航空群（鹿屋市））と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

第3 広域応援体制の整備

1 支援活動の準備

(1) 被災市町村及び各関係機関から、応援要請を受けた場合、直ちに派遣の措置が講じられるよう、支援対策本部の設置、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等について準備計画を作成しておく。

(2) 職員は派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないよう、食料、衣類、情報伝達手段等各自で賄うことができる自己完結型の体制を心がける。

2 市町村間相互応援体制の整備

平素から締結している消防相互応援の体制整備を推進するとともに、近隣市町と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結する。

また、県外市町村等とも、あらかじめ大規模災害時の広域応援に関する協定を締結し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

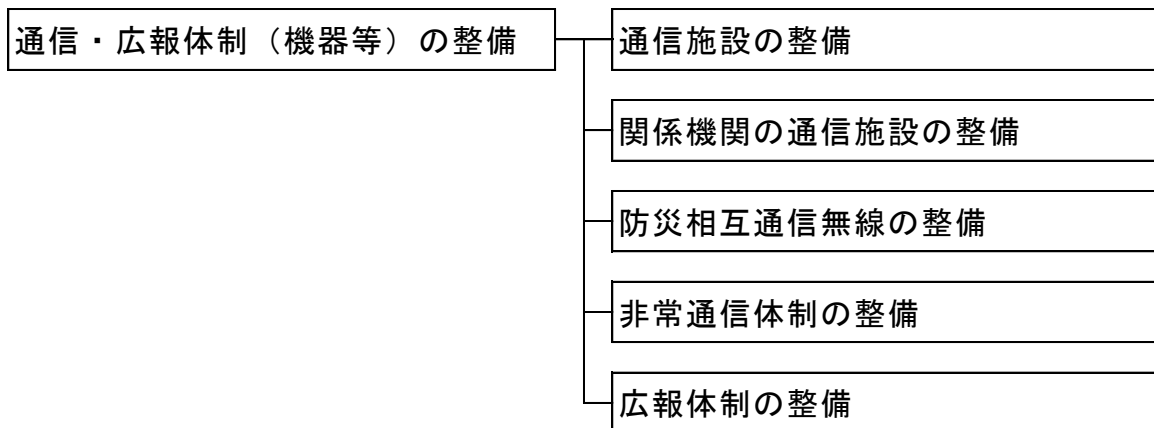
3 緊急消防援助隊の編成

県外への消防広域応援については、県の要請により緊急消防援助隊を中心に派遣する。

第2節 通信・広報体制（機器等）の整備

風水害等の災害時には、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻そう等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び防災関係機関は、災害に強い複数の通信回線の確保や長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器の保管設置場所の嵩上げや複数化など、通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。



第1 通信施設の整備

1 防災行政無線による通信体制の整備

町及び県庁と合庁、消防本部、防災関係機関等の間では、防災行政無線により、通信ネットワークが整備されており、今後も、防災行政無線による通信ネットワークの維持及び整備拡充を図る。

- （1）必要に応じ、機動性に優れた移動局の増設配備に努める。
- （2）防災上必要な未設置機関への無線局設置に努める。
- （3）データ伝送等の回線確保に努める。

2 通信施設の整備対策

町は、住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するために町の防災行政無線等（屋外拡声器及び戸別受信機）、並びに災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備や衛星携帯電話等を整備するなど、多種多様な通信手段で、確実に情報収集・伝達ができる体制づくりに努める。

特に、災害発生の危険性の高い、以下のような災害危険箇所のある区域を重点に、整備に努める。

- （1）急傾斜地崩壊危険箇所のある地区
- （2）水防計画に定められた河川等の危険区域のある地区

- (3) 山地災害危険地区のある地区
- (4) 宅地造成工事規制区域のある地区
- (5) 建築基準法に基づく危険区域のある地区
- (6) 高潮危険のある地区
- (7) 高齢化の進んでいる過疎地区
- (8) 主要交通途絶予想箇所のある地区
- (9) その他、災害危険箇所のある地区

3 通信施設の運用体制の充実

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日頃から通信施設の運用体制の充実・強化に努める。

(1) 通信機器の操作の習熟

日頃から訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

(2) 通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。

なお、通信機器に障害が生じた場合は、すみやかに復旧処理にあたる体制を整備する。

(3) 長時間対応可能な非常用電源設備の確保

大規模災害においては、停電復旧作業に時間を要することから、非常用電源設備の浸水対策を講じるとともに、長時間対応可能な設備の整備に努める。

第2 関係機関の通信施設の整備

各関係機関は、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の対応について計画を定め、通信手段の充実に努める。

町及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

1 関係機関の通信手段の充実

(1) 西日本電信電話株式会社の通信手段

災害時に電話が輻そうした場合、通常、一般通話の規制が行われるが、災害の復旧や救援等を行うために必要な重要通信は、災害時優先電話として通話の規制が行われず、優先的に取り扱われる災害時優先電話を利用する。

(2) 警察の通信手段

① 警察有線電話による通信

警察有線電話を利用し、通信相手機関を管轄する警察機関（県警本部、各署、幹部派出所、交番、駐在所）を経て通信連絡する。

② 警察無線電話による通信

警察無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する警察機関（県警本部、各署、幹部派出所、交番、駐在所）を経て通信連絡する。

(3) 九電電話による通信

九州電力株式会社所属の電話を利用し、通信相手機関の最も近い支社、電力所、営業

所等を経て通信連絡する。

2 関係機関の通信手段の活用

町、県及び関係機関は、相互に連絡を密にし、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び町民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示灯）するとともに、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うよう努める。

第3 防災相互通信無線の整備

1 通信施設の整備対策

町、県及び防災関係機関は、防災相互通信用無線を活用し、災害発生時の災害現場等において、防災関係機関が相互に防災対策に関する通信が行えるよう、防災相互通信用無線の整備に努める。

町は、孤立化が予想され、防災相互通信用無線が配備されていない地区等へは、速やかに防災相互通信用無線の配備に努める。

2 通信施設の運用の充実

町、県及び関係機関は、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等に努める。

第4 非常通信体制の整備

1 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を図るため、平常時より非常通信の伝送訓練を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

非常通信を利用できる時期は、各種災害時等の非常事態が発生し、または発生するおそれのある場合で、自己の所有する無線通信施設または一般加入電話等が使用できないとき、または使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づき非常通信の活用を図ることとなっている。

◇電波法〔昭和二十五年五月二日号外法律第百三十一号〕

（目的外使用の禁止等）

第五十二条 無線局は、免許状に記載された目的または通信の相手方若しくは通信事項（特定地上基幹放送局については放送事項）の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

- 一 遭難通信（船舶または航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。）
- 二 緊急通信（船舶または航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。）
- 三 安全通信（船舶または航空機の航行に対する重大な危険を予防するために安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。）
- 四 非常通信（地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないかまたはこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保または秩序の維持のために行われる無線通信をいう。以下同じ。）
- 五 放送の受信
- 六 その他総務省令で定める通信

2 非常通信の普及啓発

防災関係機関に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について、普及啓発を行う。

第5 広報体制の整備

1 住民への広報、広聴体制

災害時に住民に対し、被害状況や避難、生活支援に関する情報等を迅速かつ的確に提供し、住民からの要望・相談を広聴する体制、方法を確立する。

2 報道機関への通報体制

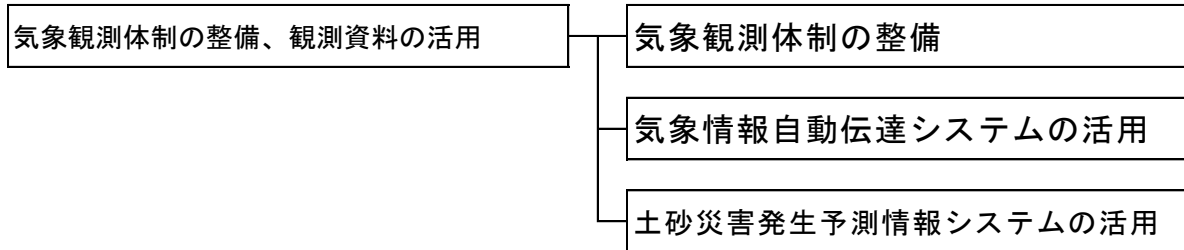
- （1）報道機関を通じての広報については、情報を迅速・的確に発信する。
- （2）災害対策本部での広報の一本化を行い、混乱を防ぐ。

3 情報通信ネットワーク、インターネット・メールを通じた情報交換

情報化の進展に伴い、情報通信ネットワーク、インターネット（町ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト）、緊急速報（エリアメール等）、ワンセグ放送等の多様な媒体の活用体制の整備に努める。

第3節 気象観測体制の整備、観測資料の活用

風水害による被害を未然に防止し、あるいは軽減するために、雨量・水位等の気象観測施設の整備を図る必要がある。このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。



第1 気象観測体制の整備

1 鹿児島地方気象台における気象業務体制の整備

鹿児島地方気象台は、気象庁気象業務計画に基づき、台風・豪雨、高潮・波浪災害に関する気象業務体制の整備、充実を図る。

(1) 観測施設の整備充実

県下及びその周辺域の降雨状況等を監視するため、雨量計や潮位観測施設などを適切に整備配置し、関係行政機関、県、町等と協力して観測体制の充実に努める。

(2) 関係資料のデータベースの構築

災害発生時等において、気象警報・注意報等を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の関係資料を収集・整理しデータベース化を図る。

2 町等の気象観測体制の整備

町、県及び主要関係機関における観測施設の整備については、現有の観測施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記、テレメータ等）、水位計（自記、テレメータ等）の整備充実を図る。

第2 気象情報自動伝達システムの活用

気象情報自動伝達システムの活用により、気象警報等や気象関連情報を自動的に町や消防本部にFAX送信するとともに、防災関係職員の参集を携帯電話メールにより呼びかけ、風水害等の災害発生時等の警戒体制の確立を図る。

また、町は、気象情報自動伝達システムにより得られた気象情報を速やかに、主要な施設及び住民等（特に要配慮者施設）へ伝達する。

※ 気象情報自動伝達システム・・・災害予防段階での災害警戒情報の伝達や災害応急段階

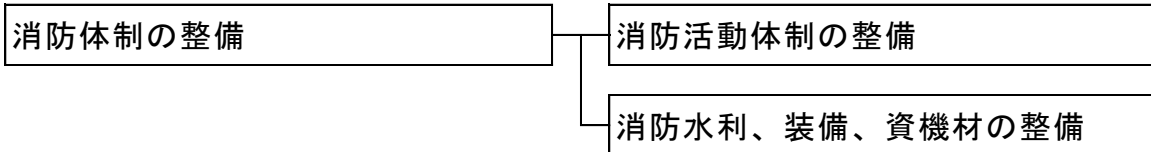
における被災状況の報告等を円滑に行うために、国および地方出先機関を結ぶ情報通信回線や国・都道府県・市町村の各レベルの防災関係機関間を結ぶ情報通信回線等。

第3 土砂災害発生予測情報システムの活用

町は、県の土砂災害発生予測情報システムの活用により、雨量データ及び雨量状況による危険度を示す危険指標レベル1、2、3等土砂災害に関する情報を電話、ファクシミリまたはインターネット等により受け取り、速やかに住民等に対して情報提供する。

第4節 消防体制の整備

風水害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防機関による消防活動体制、並びに消防用水利装備資機材等の整備を促進する。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。



第1 消防活動体制の整備

1 消防活動体制の整備・強化（消防職員・団員）

（1）消防組織の充実強化

消防活動体制の充実強化を図るため、装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう、消防本部等と連携を図り、消防職員及び消防団員に対するより高度な教育・訓練を実施する。

（2）消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう、消防本部等と連携を図り、消防職員及び消防団員に対するより高度な教育・訓練を実施する。

（3）消防団の育成強化

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

町は、以下のとおり、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

① 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

② 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて、消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

2 地域住民の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 一般家庭に対する出火防止の指導

町及び消防組合は、一般家庭内における出火を防止するため、自主防災組織等を通して、震災時にける火気使用の適正化や消火器具等の普及等、出火防止の指導に努める。

(2) 地域住民の初期消火体制の整備

町は、地域単位で、自主防災組織の育成を図るとともに、日頃から、地震時の火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

3 事業所の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 事業所に対する出火防止の指導

町及び消防組合は、消防用設備等の維持点検と取り扱い方法の徹底について指導する。

(2) 事業所の初期消火体制の整備

火災の発見時における応急措置要領を定めるとともに自主防災組織、自衛消防隊等の育成を図る。また、地域住民と日頃から連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。

第2 消防水利、装備、資機材の整備

1 消防水利の整備（耐震性貯水槽等）

耐震性貯水槽等水利の多様化を基本に、以下の方策により水利を整備する。

(1) 消防施設の整備方針

国の示す消防水利の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用、並びに有効的な自己財源の投入等により、整備の促進を図る。

(2) 畑地かんがい用貯水池及び給水栓の活用

管理者である土地改良区との協議のもと、畑地かんがい用の貯水池、給水栓を消火用水として活用する。

◇消防施設強化促進法〔昭和二十八年七月二十七日法律第八十七号〕

（目的）

第一条 この法律は、市町村の消防の用に供する施設の強化を促進し、もつて社会公共の福祉を増進することに寄与することを目的とする。

（国の補助）

第二条 国は、消防の用に供する施設（以下「消防施設」という。）を購入し、または設置しようとする市町村に対し、その費用の一部を補助することができる。

（補助の対象）

第三条 この法律の規定により国が補助を行うことができる消防施設は、消防の用に供する機械器具及び設備で政令で定めるものとする。

（基準額及び補助率）

第四条 前条の規定により国が行う補助は、予算の範囲内で、基準額の三分の一以内とする。

2 前項の基準額は、消防施設の種類及び規格ごとに、総務大臣が定める。

2 消防用装備・資機材の整備（装備・車両等）

国の示す消防力の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用、並びに有効的な自己財源の投入等により整備の促進を図る。

3 通信手段・運用体制の整備（消防本部・団）

（1）通信手段（消防・救急無線等）の整備

消防・救急無線については、計画的に無線設備の更新整備を行うほか、固定局、移動局ともに全国共通波（2波）の整備を促進するとともに、従来の無線設備及び通信方式であるアナログ通信方式を平成28年5月31日の期限までにデジタル通信方式に移行し、消防指令センター間ネットワーク接続機能及び調整本部接続機能を実現させることにより、大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り、他の消防機関の部隊等との通信を確保する。

また、災害に強い衛星通信システムによる通信網の整備、高所カメラによる早期支援情報の収集、部隊運用装置、消防・救急無線通信網デジタル化による消防部隊の運用機能の強化を図る。

なお、その他の消防通信体制については、以下の機器等の整備の促進に努める。

- 多重無線通信機
- 衛星通信システム
- 早期支援情報収集装置
- 震災対策用通信設備等（可搬無線機、携帯無線機、全国共通波（増波）基地局等）

（2）通信・運用体制の整備

- ① 消防本部における消防緊急通信指令システムの整備、通信員の専任化を促進し、緊急時における通報の受理及び各署所への出動命令の迅速化を図るほか、消防・緊急活動に必要な緊急医療、消防水利、道路、気象情報等のバックアップ体制を強化する。
- ② 被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに、部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。
- ③ 住民への情報提供及び平常時から住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

第5節 避難体制の整備

風水害等の災害時には、河川出水、斜面崩壊、高潮、波浪等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、風水害時等における町長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。

なお、避難に際しては、特に、高齢者、障がい者その他の要配慮者の安全避難について留意する。

避難体制の整備

避難場所及び避難所の指定等

地域における避難体制の整備

各種施設における避難体制の整備

避難所の収容・運営体制の整備

第1 避難場所及び避難所の指定等

1 避難場所及び避難所の指定

町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に風水害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

※ 資料編【5. 避難場所・避難所等】を参照。

(1) 指定緊急避難場所

町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等または安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

(2) 指定避難所

町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

また、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

なお、町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等（県立学校については県教育委員会）の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

避難所の指定方針

（１）位置

- 避難所の区域は、おおむね公民館区単位等を原則とする。
- 可能な限り主要道路、河川を横断して避難することがないように配慮する。
- 避難所及び避難経路が危険箇所に近接しないよう配置する。

（２）施設

- 原則として、小中学校、公民館等の既存の公共施設とするが、適当な公共施設が無い場合は、企業等の施設も活用する。
- 地形・地盤条件等を考慮し、各地域で想定される様々な災害に対して、安全が確保される施設を指定する。
- 緊急車両等の駐車場所など、屋外に一定規模のスペースを確保する。
- 地震発生時の緊急避難広場として、公園、広場等を指定する。
- 特に沿岸部においては、津波緊急退避ビルの指定等に努める。

（３）構造

- 可能な限り耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化された施設とする。
なお、バリアフリー化されていない施設の場合は、障がい者用トイレの設置や入り口などのスロープなどの段差解消のための設備を配置する。

（４）収容人員

- 地震被害想定等によって得られる最大規模の避難者数の収容を可能とすることを目標とする。
- 一施設の収容人数は、概ね数百人程度までとする。
- 一定の広さを確保し、余裕のある収容人員を設定する。

2 指定避難所の整備

町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、パーテーション、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。

また、指定避難所で、長時間の停電が発生した場合、安否情報等の情報伝達に用いる通信機器が使用できなくなる恐れがあることから、長時間対応可能な電源を確保するため、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

特に学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による指定避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

3 指定避難所における備蓄の推進

指定避難所またはその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

4 指定避難所・避難路の安全点検

避難予定場所の指定や指定避難所の確保は、液状化、斜面崩壊、津波等の危険性を考慮し、また、適宜耐震診断や耐震改修に努め、安全点検を行う。

避難路については、液状化、斜面崩壊、ブロック塀の倒壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

また、避難路沿いに標高や指定避難所までの距離・時間を示した標識等の整備に努める。併せて、指定避難所や避難路のバリアフリー化に努める

5 一時避難場所の確保

振興会及び自主防災組織等は、避難所への緊急避難が困難な場合があるため、事態切迫時に一時的に危険を回避する場所を確保するよう努める。

※ 資料編【5. 避難場所・避難所等】を参照。

第2 地域における避難体制の整備

1 避難の指示・誘導體制の整備

(1) 避難指示等の基本方針（実施基準及び区分等）の明確化

- ① 町長は、災害に際し必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、高齢者等避難（避難に時間を要する高齢者等の避難を促すことをいう。以下同じ。）、避難指示（危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を指示することをいう。以下同

じ。)及び緊急安全確保(災害発生・切迫の状況で、危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を指示することをいう。以下同じ。)を発令し、居住者等に避難行動を促すものとする。(以下、一般災害対策編において、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」を「避難指示等」と総称する。)

- ② 町長が行う避難指示等は、「避難情報に関するガイドライン」を踏まえて行う。
- ③ 町長以外の避難指示権者は、関係法令に基づき、それぞれの状況に応じ、避難の指示を行う。
- ④ 町長は、本計画を基礎に、関係機関の協力を得て、管内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。

また、避難指示権者は、避難指示等の実施について、法令等が定めるもののほか、本地域防災計画により行う。

表 避難指示等一覧(3類型)

区分	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル3 高齢者等避難	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○ 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、非難準備を開始
警戒レベル4 避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行為を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
警戒レベル5 緊急安全確保	既に災害が発生している状況	住民は、命を守るための最善の行動をとる

◇災害対策基本法〔昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号〕

(市町村長の避難の指示等)

第六十条 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退

きを行うことによりかえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

- 4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、または前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。
- 6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部または一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、または終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 8 第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（2）避難指示等の実施要領

- ① 町長による避難の指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施できるよう、あらかじめ、町地域防災計画等を実施要領を定めておく。
- ② 町長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき関係機関に報告または通知するほか、関係市町村にも通知しなければならない。

○ 町長不在時等の代行者

代行者	概要及び法的根拠
職務代理者	危険の切迫により町長の判断を仰ぐいとまがない場合や町長が不在の場合には、副町長等の職務代理者が町長の権限を代行し実施する。 なお、実施後直ちにその旨を町長に報告する。
県知事	災害により町長が避難指示の措置を実施できない場合には、県知事が町長の措置を代行する。県知事は代行した旨を公示し、町長に通知する。（災害対策基本法第60条第7項）
警察官及び海上保安官	警察官及び海上保安官は、町長等が避難の指示を行ういとまがないとき、または町長等が要請したとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域の住民に対して避難の指示を行う。なお、実施後直ちにその旨を町長等に通知する。（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）
自衛官	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、直ちに当該地域の住民に対して避難の指示を行う。なお、実施後直ちにその旨を町長等に通知する。（自衛隊法第94条）

- ③ 町長は、自ら避難の指示を行ったとき、または各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、知事（危機管理課長、大隅地域振興局長）に報告しなければならない。

（3）避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

- ① 避難活動は、基本的に自主避難を原則とし、避難誘導を必要とする場合には、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、避難行動要支援者の安全な避難を最優先する。
- ② 災害の種類、危険地域ごとに避難場所への避難経路を自主防災組織または振興会等で、あらかじめ把握しておく。その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。
- ③ 状況に応じて誘導員の配置、車両による移送などの方法を講じておく。

2 自主避難体制の整備

- （1）町は、土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、広報紙をはじめあらゆる機会を通じて住民に対する指導に努める。
- （2）自主防災組織は、安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。
- （3）住民は、災害の発生する危険性を感じた場合や土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所に声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

3 避難指示等の伝達方法の周知

（1）避難指示等の伝達体制

避難指示等の伝達については、住民や関係者への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のように、あらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

- ア 同報系無線（屋外拡声器）、地域コミュニティ無線（戸別受信機）を利用して伝達する。
- イ 振興会及び自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。
- ウ サイレン及び鐘をもって伝達する。
- エ 広報車による呼びかけにより伝達する。
- オ テレビ・ラジオ、電話等により伝達する。
- カ 登録型メール、緊急速報メール（エリアメール）により伝達する。
- キ 避難の指示等の信号は次による。

区分	サイレン	警鐘
準備	約 5 秒 ● — ● — ● — 休止（約 15 秒）	1 点打 ● 休止 ● 休止 ●

指示	約1分  休止（約5秒）	連打 
----	---	--

(2) 伝達方法等の周知

町長は、避難指示等の伝達方法等については、広報紙、ホームページ、各種防災訓練及び防災研修会等を通じて住民へ周知するよう努める。

(3) 浸水想定区域における洪水予報等の伝達

浸水想定区域内の要配慮者関連施設等については、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるように洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(4) 伝達方法の工夫

町は、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用等、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努める。

4 要配慮者の避難体制の強化

避難行動要支援者の避難については、以下の点に留意し、県の定める「避難行動要支援者の避難支援モデルプラン」を参考にして、町は、「避難行動要支援者避難支援プラン」を作成し、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難指示等の伝達体制の確立

町長は、日頃から要配慮者、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の掌握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織または振興会等地域ぐるみの避難誘導等の方法を、事前に具体的に定めるよう努める。

(3) 要配慮者の特性に合わせた避難所等の指定・整備

避難場所等の指定や避難経路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性に十分配慮したものとする。

また、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO法人やボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努め、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者と共有するとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、非難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、避難所においては、高齢者や身体障がい者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮する。

第3 各種施設における避難体制の整備

1 病院等、社会福祉施設等の避難体制の整備

(1) 病院等、社会福祉施設の避難体制の現状

① 医療施設の避難対策等

町内の病院等に対し、消防署において、予防査察や避難訓練の際、防火管理者の選任、消防計画の作成、消防用施設・設備の整備・点検、避難訓練の実施状況等について、確認・指導を行っている。

② 社会福祉施設の避難対策等

町内の社会福祉法人・施設に対し、消防署において、予防査察や避難訓練の際、スプリンクラー、屋内消火栓、非常通信装置、防災カーテン、寝具等設備の整備・点検状況、宿直者の配置、連絡・避難体制及び地域の協力体制の整備、避難訓練等の実施状況等の確認・指導を行っている。

(2) 病院等、社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、「避難行動要支援者」が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

① 避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に避難指示や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や、入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日頃から、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。

② 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における避難指示や誘導にあたっての情報伝達の手段方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

(3) 防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な避難行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態などに応じた避難訓練を定期的に実施するよう努める。

2 駅、店舗等不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備

(1) 防災施設等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全

性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該地域で予想される災害の種類の応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や利用者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、施設管理者は、日頃から、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制作りに努める。

(3) 緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

3 学校等における児童生徒の避難体制の整備

教育長は、町内の学校（町立小・中学校）における児童生徒の避難体制を、以下の方法により整備する。

(1) 集団避難計画の作成

- ① 教育長は、町内学校の児童生徒の集団避難計画を作成するとともに、各校長に対し、学校の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。
- ② 避難計画は、児童生徒の心身の発達過程を考慮し、何よりも、生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。
- ③ 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

(2) 避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長、校長による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

(3) 避難誘導體制の強化

- ① 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。
- ② 校長は、避難誘導が安全かつ迅速に行われるように努める。
- ③ 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。
- ④ 災害が学校内または学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。
- ⑤ 児童生徒を帰宅させる場合の基準を定め、周知しておく。
- ⑥ 児童生徒が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒及び保護者に周知徹底しておく。

- ⑦ 校長は、災害種別に応じた避難訓練を、日頃から実施しておく。
- ⑧ 校長は、学校行事等による郊外での活動時の対応について、事前踏査により避難場所等について確認しておく。
- ⑨ 校長は、部活動等において、活動場所が学校施設外となる場合等は、避難場所、安否確認方法等について確認しておく。

(4) 避難場所の指定・確保

教育長は、町地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた、学校ごとの避難場所を定めておく。

第4 避難所の収容・運営体制の整備

1 避難所の開設・収容体制の整備

避難所の開設及び収容は、町長が行う。また、災害救助法が適用された場合においては、知事または知事の通知を受けた町長が行う。町長は救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について、直ちに知事に報告する。

また、避難所を開設したときは、住民等に対して、周知・徹底を図り、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。

さらに、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講じるよう努める。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設するとともに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

2 避難所の運営体制の整備

町は、避難所ごとに、避難所の運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「東串良町避難所運営マニュアル（令和3年6月）」に基づき、避難所の管理運営体制の整備を図る。

なお、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

※ 資料編【8. その他 8-3 関連計画等】を参照。

3 避難所の生活環境改善システムの整備

町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、パーテーション、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。

また、指定避難所で、長時間の停電が発生した場合、安否情報等の情報伝達に用いる通信機器が使用できなくなる恐れがあることから、長時間対応可能な電源を確保するため非常用発電機の整備に努める。

特に学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による指定避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

4 避難所巡回パトロール体制の整備

町及び県は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズ把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

第6節 救助・救急体制の整備

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

救助・救急体制の整備

救助、救急体制の整備

救助、救急用装備・資機材の整備

第1 救助、救急体制の整備

風水害等では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、関係機関等は、生き埋め等からの救助、救急体制の整備に努める。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

1 関係機関等による救助、救急体制の整備

- (1) 消防本部、消防署を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。
- (2) 町は、町内で予想される災害、特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。
- (3) 救急救護活動を効果的に実施するため、県及び消防本部と連携し、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、消防団員の教育訓練を充実させる。
- (4) 傷病者の速やかな搬送を行うため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。
- (5) 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。
- (6) 土砂崩れ等による生き埋め等からの救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。
- (7) 警察署、自衛隊、海上保安部及び関係機関等と、日頃から、相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。
- (8) 消防団は日頃から、地域の要配慮者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

※ 救急救命士・・・救急救命士法に基づき、医師の指示の下に、救急救命処置を行う者をいいます。

2 孤立化集落対策

町は、水害等で孤立化が予想される地域について、県が定める「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に関係機関と、孤立者の救出方法や被害が想定される地域と町との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

また、次の事項についても考慮し、十分に検討する。

① 相互連絡が可能で確実な通信手段の確保

衛星携帯電話や防災無線拡声子局のアンサーバック機能等、相互連絡が可能な手段の整備に努める。

② 通信機器の住民向け研修の充実

整備された衛星携帯電話や防災行政無線（デジタル）・地域コミュニティ無線などは集落全員が使用できるよう研修の実施やわかりやすいマニュアル整備に努める。

③ 人工透析患者などの緊急輸送手段の確保

ヘリコプターが離着陸可能なスペースの確保や、漁協等との人員・物資等の輸送に関する協定の締結を検討するなど、緊急搬送手段の確保に努める。

④ 非常用発電機の備蓄

停電により夜間の照明、携帯電話などの通信機器の電源を確保する必要があることから、非常用発電機の備蓄に努める。

(1) 孤立化のおそれのある集落の把握

町は、道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

なお、把握に当たっては、下記の例を参考に、警察、消防、大隅地域振興局（建設部）、NTT西日本等防災関係機関から意見を聴取する。

① 道路状況

- 集落につながる道路等において迂回路がない。
- 集落につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
- 集落につながる道路等においてトンネルや橋りょう等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

② 通信手段

- 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
- 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

(2) 孤立化の未然防止対策

町は、孤立化を未然に防止するため、県及び防災関係機関等と連携しながら、次のような対策に取り組む。

また、孤立化対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

① 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（振興会長、班長、消防団員等）

を災害情報連絡員とする等、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。
また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。

- ② 集落内に学校や駐在所等の公共的機関、九州電力、N T T西日本などの防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- ③ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。
- ④ 防災行政無線拡声子局のアンサーバック機能については、孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に使用方法を周知しておくなど連絡手段の多様化を図る。
- ⑤ 孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。

（3）孤立化した場合の対応

- ① 町は、孤立化した集落が発生または発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。
- ② 避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。
- ③ その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

3 住民の救助、救急への協力

災害時には、住民による地域ぐるみの救助、救急への参加協力も必要になる。

このため、一般住民は、日頃から防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

第2 救助、救急用装備・資機材の整備

1 救助用品装備・資機材等の整備方針

土砂崩れ等による生き埋め等の救出、救助救急事象に対応するため、消防署、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備・資機材を整備する。

また、災害時に同時多発する救助、救急事象に対応するため、消防本部と連携して高度救助用資機材を装備した救助車の整備を図る。

表 救助用装備・資機材の整備

関係機関	整備内容
消防署等	①高度救助用資機材 画像探索装置Ⅰ・Ⅱ型、熱画像直視装置、夜間用暗視装置、地中音響探知機など ②救助用ユニット（油圧式救助器具、空気式救助器具、切断機（鉄筋カッター））など ③消防隊員用救助用資機材 大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）、削岩機（軽量型）、大型バール、のこぎり、鉄線はさみ、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m）など
消防団	①消防団員用救助用資機材 大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）、削岩機（軽量型）、大型バール、のこぎり、鉄線はさみ、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m）など ②担架（毛布・枕を含む）など ③救急カバンなど
自主防災組織	①担架（毛布・枕を含む）など ②救急カバンなど ③簡易救助器具（バール、鋸、ハンマー、スコップ他）など ④災資機材倉庫等

2 救急用装備・資機材等の整備方針

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用装備・資機材等の整備を図る。

表 救急用装備・資機材の整備

区分	整備内容
車両	高規格救急車
救急資機材	高度救急資機材、非常用救急資機材、消防隊員用救護資機材、トリアージタグなど

第7節 交通確保体制の整備

風水害時には、道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生することが予想され、交通の混乱を防止し、救急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

交通確保体制の整備

交通規制の実施責任

交通規制の実施体制の整備

緊急通行車両の事前届出・確認

第1 交通規制の実施責任

区分	実施責任者	範囲
道路管理者	国土交通省 (指定区間内の国道) 知事 (指定区間内を除く国道及び県道) 町長(町道)	(道路法第46条) ① 道路の損壊、決壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合 ② 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	(災害対策基本法第76条) ① 災害応急対策に従事する者、または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認められるとき (道路交通法第4条～第6条) ② 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき ③ 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合
港湾管理者	知事	(港湾法第12条第1項第4号の2) 水域施設(航路、泊地及び船だまり)の使用に関し必要な規則
海上保安機関	海上保安本部長 海上保安部長	(港則法第37条) ① 船舶交通の安全のため、必要があると認めら

	海上保安署長 海上保安官	れるとき ② 海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑が生ずるおそれがあるとき、または混雑を緩和するため、必要があると認めるとき (海上保安庁法第18条) ③ 海上における犯罪が正に行われようとしている場合、または天災等の危険な事態が存在する場合であつて、人命・財産に危害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき
--	-----------------	---

第2 交通規制の実施体制の整備

区分	整備方針
道路管理者	道路管理者は、道路、橋りょう等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、または発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
警察機関	警察機関は、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するために、以下の項目について整備に努める。 1 交通規制計画の作成 発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、或いは、防災訓連のための交通規制計画について、その作成に努める。 2 交通情報の収集 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。 3 関係機関や住民等への周知 交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく。また、道路交通情報センターや報道機関との連携を日頃から図っておく。 4 警備業協会との交通誘導業務等の協定締結 規制要員は、制服警察官を中心に編成するべきであるが、災害発生時において警察官は、被害者等の救出・救助に重点を指向した活動を行う必要性が高いために、緊急交通路確保に関し、警備業協会と締結した「交通誘導業務等に関する業務協定」により、出動を要請する。 5 装備資機材の整備 規制用サインカーや、規制用標識等の装備資機材の整備に努める。
港湾管理者及び関係機関	港湾管理者及び関係機関は、交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。

第3 緊急通行車両の事前届出・確認

町長は、町の保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

◇災害対策基本法〔昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号〕

（災害応急対策及びその実施責任）

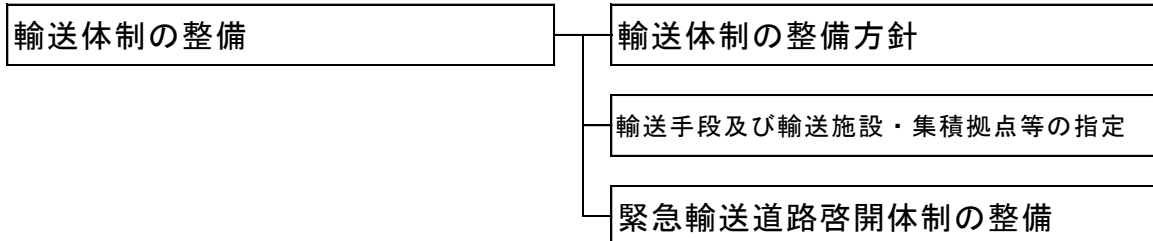
第五十条 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、または応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

- 一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告または指示に関する事項
 - 二 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - 三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - 四 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - 五 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - 六 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
 - 七 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - 八 緊急輸送の確保に関する事項
 - 九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御または拡大の防止のための措置に関する事項
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令または防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

第8節 輸送体制の整備

風水害時には、被害者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。



第1 輸送体制の整備方針

町は、災害時には、応急対策を実施する人員や資機材、救援物資等、多数の輸送需要が発生すると予想されることから、日頃から以下について、関係機関相互の連携の強化に努める。

- 1 輸送業者等と協力協定の締結を図る。
- 2 関係機関相互の情報連絡体制の整備を図る。

第2 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

- 1 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

(1) 輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送手段は、以下のとおり確保する。

- ① 自動車による輸送
 - ア 災害応急対策実施機関所有の車両等
 - イ 公共的団体の車両等
 - ウ 貨物自動車運送事業者所有の営業用車両等
 - エ その他の民間の車両等
- ② 船舶等による輸送
 - ア 県有船舶等
 - イ 漁船等
 - ウ 民間船舶等
 - エ 海上保安本部所属の巡視船艇等
 - オ 自衛隊所属の船舶等
- ③ 航空機・ヘリコプターによる輸送

(2) 関係機関相互の協力関係の強化

関係機関相互においては、災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保をはかるために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日頃から連携を図っておく。

2 輸送施設・集積拠点等の指定

(1) 輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等の輸送については、県が指定した輸送施設を利用するが、状況に応じ関係機関と連携を図りながら、適宜輸送施設の指定を行う。

- ① 緊急輸送道路の指定
- ② 臨時ヘリポート等の指定

(2) 集積拠点の指定

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点として、県が指定した集積拠点を利用するが、必要に応じ関係機関と連携を図りながら、適宜集積拠点の指定を行う。

- ① トラックターミナル等の指定
- ② 最寄りの駅等の指定

第3 緊急輸送道路啓開体制の整備

1 啓開道路の選定基準の設定

災害時において、道路啓開を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携をとり、選定基準を設けてあらかじめ定めておく。

2 道路啓開の作業体制の充実

道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう、道路啓開作業マニュアルを作成するなど、効率的な道路啓開体制の充実を図る。

3 道路啓開用装備・資機材の整備

道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

4 関係団体等との協力関係の強化

道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、「大規模な災害時の応援に関する協定（国土交通省九州地方整備局）」「大規模災害における応急対策に関する協定（東串良町災害対策連絡協議会）」等、道路啓開等に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

第9節 医療体制の整備

災害時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて混乱が予想される。

このため、発災時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など、医療体制の整備を計画的に推進する。

医療体制の整備

緊急医療体制の整備

医療用資機材・医薬品等の整備

第1 緊急医療体制の整備

1 医療体制の整備

災害による負傷者への対応のため、救護班の編成や災害拠点病院の体制整備などを進めるとともに、医療機関等の役割分担について調整を行うなど、地域内の連携の充実を図る。

(1) DMATの整備

- ① 県は、被災地域内における医療情報収集等と伝達、応急治療及び搬送などを行うDMATを養成する。
- ② DMAT指定病院は、災害発生時に迅速に出動可能な体制を整備する。

表 DMAT指定病院

(令和4年3月31日現在)

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099-230-7000	3
鹿児島赤十字病院	鹿児島市平川町 2545	099-261-2111	2
鹿児島市医師会病院	鹿児島市鴨池新町 7-1	099-254-1125	2
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	3
鹿児島徳洲会病院	鹿児島市南栄 5-10-51	099-268-1110	2
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101	2
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-52-3611	2
出水総合医療センター	出水市明神町 520	0996-67-1611	1
曾於医師会立病院	曾於市大隅町月野 894	099-482-4888	1
県立薩南病院	南さつま市加世田高橋 1968-4	0993-53-5300	2
県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502-4	0995-22-8511	3
済生会川内病院	薩摩川内市原田町 2-46	0996-23-5221	2
種子島医療センター	西之表市西之表 7463	0997-22-0960	2

霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永 3320	0995-42-1171	2
米盛病院	鹿児島市与次郎 1 丁目 7-1	099-230-0100	2
鹿児島医療センター	鹿児島市城山町 8 番 1 号	099-223-1151	1
指宿医療センター	指宿市十二町 4145	0993-22-2231	1
いまきいれ総合病院	鹿児島市高麗町 43-25	099-252-1090	1
霧島記念病院	霧島市国分福島 1 丁目 5-19	0995-47-3100	1
池田病院	鹿屋市下祓川町 1830 番地	0994-43-3434	1

(2) 救護班体制の整備

町は、県（保健所）と連携して、日本赤十字社鹿児島県支部東串良町分区、鹿屋医療センター、肝属郡歯科医師会等と協力し、災害時の救護班の編成計画を作成しておくとともに、救護班の設置場所や運営に関して、関係医療機関等の協力関係をあらかじめ定めておくものとする。

また、傷病者が多数発生した場合を想定した現場救護所の設置についても考慮しておく。

(3) 医療機関の防災体制の確立

各医療機関は、入院患者の安全確保やライフラインの被災による停電、断水等にも対応できる医療体制の確立について、病院防災マニュアルを作成するなど平素から整備しておく。

(4) 情報連絡体制の充実

保健所、DMA T 指定病院、救護班派遣病院等は、相互の情報網の確立と情報連絡体制の充実を図る。また、災害時に迅速かつ的確に救援・救助等を行うために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用する。

※ DMA T・・・暴風、豪雨等の大規模な自然災害や航空事故、列車事故等の事故の急性期（災害発生後、概ね 48 時間以内）に知事の要請に基づき、災害等の現場において救命処置等を行う医療チーム。

(5) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備

- ① 県は、被災地域内における専門性の高い精神科医療の提供、精神保健活動の支援などを行う DPAT を養成する。
- ② DPAT 登録病院は、災害発生時に迅速に出動可能な態勢を整備する。

(6) 県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の整備

- ① 県は、被災都道府県の保健医療調整本部が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等に対する支援を行う DHEAT を養成する。
- ② 県は、災害発生時に迅速に出動可能な態勢を整備する。

2 後方搬送体制の整備

(1) 後方医療施設の確保体制の整備

県は、災害時に入院治療や高度医療の必要な負傷者を収容するため、後方医療機関となるべき医療機関は、後方医療施設の確保体制の強化に努める。

(2) 関係機関相互の役割

傷病者の後方搬送について、町、県及び関係機関は、それぞれの役割分担を明確に定めておく。

(3) トリアージの訓練・習熟

各救護班や医療機関は、多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。

このため、傷病程度を選別を行うトリアージ・タッグを活用した救護活動について、日頃から訓練し習熟に努める。

(4) 透析患者や在宅難病患者等への対応

① 透析患者等への対応

町は、継続的に医療措置を要する慢性疾患への対応について、断水時における透析施設への水の優先的供給、県及び近隣市町村等への患者の搬送や医師会等関係機関との連携による情報供給を行う体制を整える。

② 在宅難病患者等への対応

町は、平常時から、在宅難病患者等の把握を行うとともに、県及近隣市町村、医療機関等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確立する。

ア 災害時要援護難病患者等全体に対する対応

(ア) 災害時要援護難病患者等の把握及び台帳の整理

(イ) 災害時のセルフケア能力を高めるための患者・家族への教育、啓発

イ 医療機器依存度の高い災害時要援護難病患者・長期療養児等への支援

第2 医療用資機材・医薬品等の整備

1 医療用資機材・医薬品等の確保体制の整備

災害時には、多量の医療用資機材・医薬品等の需要が見込まれるので、各関係機関は、医療用資機材・医薬品等の整備に努める。

(1) 協定による確保体制

町は、災害時に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制を確保するため、町内の薬局、医薬品業者等と在庫品の優先的供給、供給方法等を協議し、医薬品等の供給協定を締結する。

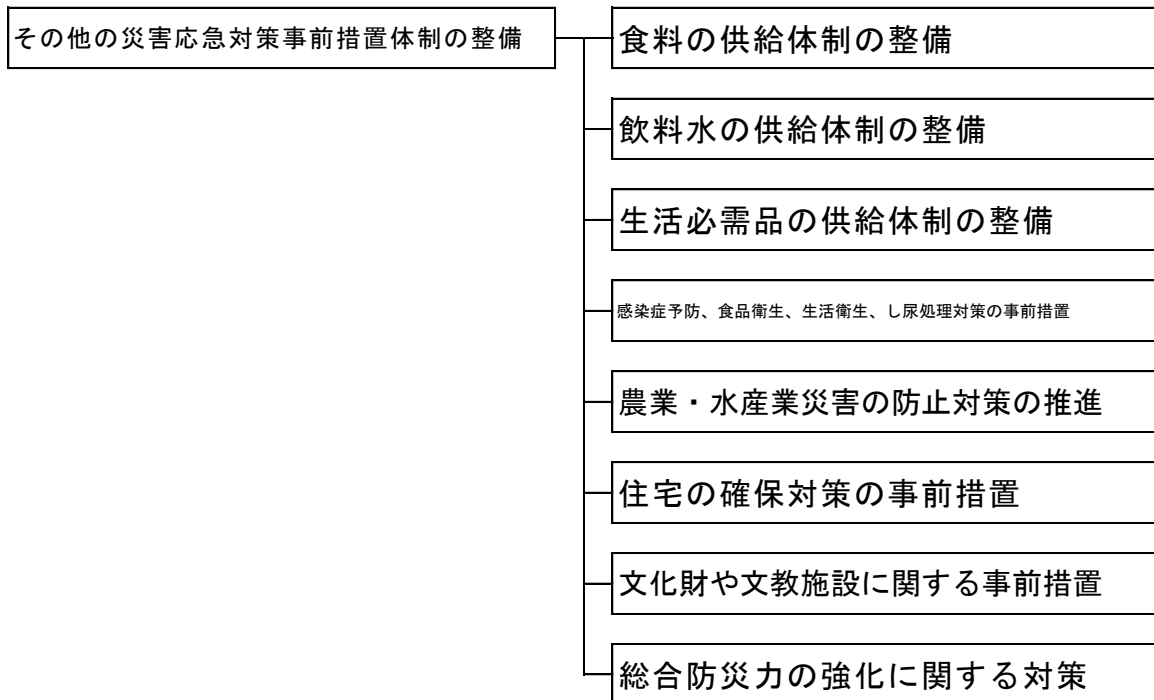
2 医療用資機材・医薬品等の備蓄方針

町は、大規模災害に備え、防災備蓄倉庫、各避難所、公共施設等に必要な最小限の医療用資機材・医薬品を備蓄する。

第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備

町及び県は、その他の災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が予想されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる飲料、飲料水、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄・調達体制等の整備に努める。



第1 食料の供給体制の整備

1 食料の備蓄計画の策定

町は、必要とされる食料の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な食料備蓄計画を策定しておく。

2 食料の調達に関する協定等の締結

町は、災害時の食料調達について、民間流通業者、町内の米穀販売事業者及び米穀集荷団体等との協力協定の締結に努めるものとする。

第2 飲料水の供給体制の整備

1 応急復旧体制の整備

(1) 復旧に要する業者との協力

町は、水道施設を速やかに復旧して飲料水等の確保を図るために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制

の整備に万全を期すものとする。

(2) 復旧に要する業者との協力

町は、医療機関や社会福祉施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討しておくものとする。

2 応急給水体制の整備

(1) 給水能力の把握

町は、あらかじめ災害時の応急給水を考慮し、予備水源等の緊急時に確保できる水量・水質について調査し、把握しておくものとする。

(2) 給水用資機材の整備

町は、必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備に努める。

(3) 民間ミネラルウォーター製造業者等との協力

町は、応急給水の方法として飲料水を確保するため、民間ミネラルウォーター製造業者から容器詰め飲料水が確保できるよう、業者を把握するとともに協力依頼に努める。

3 応急対策資料の整備

町は、応急復旧、応急給水等の活動を迅速・的確に行うために、水道施設の図面等の資料を日頃から整備しておくものとする。

4 広域応援体制の整備

町は、日頃から、水道施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、近隣市町村との相互応援体制の整備に努める。

5 風水害対策マニュアル類の整備

町は、風水害時における応急給水、応急復旧等の応急対策を迅速・的確に実施するために、各水道事業体の規模や地域特性に応じた風水害対策マニュアル類の整備に努める。

第3 生活必需品の供給体制の整備

1 生活必需品の備蓄計画の策定

町は、必要とされる生活必需品の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な生活必需品の備蓄計画を策定しておく。

2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、町は、大手スーパー、生活協同組合、百貨店、コンビニエンスストア等、流通業者の流通在庫から生活必需品を調達するものとし、関係業者等を把握するとともに協力依頼に努める。

備蓄の方針

(1) 備蓄場所

- 備蓄場所は交通の便、人口分布等を考慮し、配置する。

- 原則として、公共的施設を活用し必要に応じて倉庫等を整備する。
- (2) 備蓄品の種類と数量
 - ① 食料
 - 必要量は、災害当初の3日間のうちの2日分とする。(1日分は家庭内備蓄を充当)
 - 食料は、保存期間が長くかつ調理不要のものとし、避難住民の多様なニーズに対応したものとする。
 - 備蓄品目は、概ね次のとおりとする。
 - ◎ 主食品：おこわ、乾パン、缶詰等
 - ◎ 乳児食：粉ミルク、離乳食等
 - ◎ その他：保存水、レトルト食品、カップ麺等
 - ② 飲料水
 - 必要最低量は、災害発生から3日分、1人1日3リットルを確保する。
 - ③ 生活必需品
 - 必要量は、災害当初の3日間のうちの2日分とする。(1日分は家庭内備蓄を充当)
 - 備蓄品目は、概ね次のとおりとする。
 - ◎ 日用品：食器、ほ乳瓶、トイレットペーパー、紙おむつ、石鹸、バケツ等
 - ◎ 衣料等：毛布、タオルケット、タオル、Tシャツ等
 - ◎ その他：ポリ容器、救急箱等

第4 感染症予防、食品衛生、生活衛生、し尿処理対策の事前措置

1 感染症予防対策

(1) 感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

町は、感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

(2) 感染症予防の実施体制の整備

町は、感染症予防作業のために衛生班の編成計画を作成する。

衛生班は、町の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

2 食品衛生対策

大規模災害の場合、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、状況により町食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

3 生活衛生対策

(1) 営業施設での生活衛生対策

町は、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備する。

(2) 業者団体との連携の強化

大規模災害の場合、環境衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるの

で、状況により公益社団法人鹿児島県生活衛生営業指導センター、各生活衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

4 し尿処理対策

(1) 仮設トイレの備蓄計画の策定

町は、平成24～25年度における県地震被害予測調査結果等を踏まえて、必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について具体的な備蓄計画を策定し、その情報を県に提供する。

(2) 広域応援体制の整備

町は、日頃から、し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努める。

また、下水道施設の復旧等について、相互応援体制の整備に努める。

第5 農業・水産業災害の防止対策の推進

風水害等の気象災害による農作物等の被害を軽減し、農家及び漁家の経営安定を図るため、農作物及び農業・水産業関連施設の被害予防及び事後対策を推進する。

1 農作物等被害予防指導体制の確立

農作物等被害予防対策を推進するためには、町及び県はもとより、関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図らなければならない。

このためには、これらの機関の持つ機能を最大限に活用しながら、被害予防に関する技術指導の末端農家への迅速な浸透を図るため、関係機関、団体の積極的協力を要請する。

2 農作物等被害予防対策の確立

地域の特性と発展の方向に応じて選択された作目及びその組合せ、作付体系等、防災営農の積極的な推進に努め、農作物等被害予防対策を確立するとともに、農業災害対策に関する知識の普及・啓発に努める。

3 作目別被害予防対策

作目ごとの予防対策指導を徹底するとともに、事後対策指導を実施し、被害を最小限にとどめる。

4 防災営農施設の整備

風水害等の災害による農作物の被害を軽減・防止するために、防災営農施設の整備を行い、農家の経営安定と併せて地域農業の健全な発展を図る。

5 畜産関係対策

適切な防疫対策を指導できるよう、防疫体制を整備するとともに、災害発生時に、町はもとより、関係機関・団体間で、速やかな情報伝達と協力が行えるよう、日ごろから連携の

強化に努める。

6 漁具・漁船・いけすの災害防止

台風等の際の波浪による被害防止のため、定置網等の漁具や漁船の強度補強・陸揚げ、いけすの強度補強・避難など適切な対策を指導する。

なお、いけすの緊急避難場所については、事前に関係者と十分調整するよう指導する。

第6 住宅の確保対策の事前措置

1 住宅の供給体制の整備

大規模な風水害等が発生すると、多数の応急住宅の需要が予想されるので、町は、県と連携し、住宅の供給体制の整備に努める。

- (1) 県及び町は、災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、県営や町営の公営住宅等の空き状況が速やかに把握できる体制を整える。
- (2) 県及び町は、災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、プレハブ建築協会等との協定に基づき、速やかに、組立式住宅等を確保する体制を整える。
- (3) 町は、応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておく。
- (4) 県及び町は、国・県で確保している応急仮設住宅用等資材を円滑に調達が出来るように、入手手続き等を整えておく。

2 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

町は、速やかに用地確保が出来るように、応急仮設住宅の建設予定候補地のリストを作成し、把握しておく。

なお、候補地の選定にあたっては、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意する必要がある。

第7 文化財や文教施設に関する事前措置

1 文化財に関する事前措置

(1) 文化財管理者に対する防災指導

町は、文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立指導を、以下のとおり行うものとする。

ア 防火管理の体制を整備する。

- 防火管理者のもと適切な火元責任者を定め、担当責任を明らかにする。
- 防火委員会を設けて、計画的な防火管理を行う。
- 防火講習会、研究会に参加して防火意識の習得に努める。
- 文化財防火デー（1月26日）を中心に、防災訓練等を実施するなど防火意識の高揚を図る。

イ 施設内の整理整頓を図る。

ウ 火気の使用を制限する。

- 火気の使用は、一定の場所を定める。

- 指定建造物の周囲では、喫煙、たき火等を絶対に禁止する。
- エ 火災危険の早期発見と警戒に努める。
 - 定期的に防火診断を受ける。
 - 防火管理者・火元責任者の自主検査を実施する。
- オ 火災の起こりやすい器具等に注意する。
 - たばこ、たき火、灯明、ローソク、線香、取り灰、火消しつぼ、火ばち、こたつ、こんろ、かまど、煙突、電気配線、電気器具、石油ストーブ、石油こんろ、プロパン器具
- カ 次の消防に関する計画を作成するとともに、自衛消防隊を組織し、訓練を行う。
 - 防火管理計画
 - 消火・通報・避難訓練計画

(2) 消火施設の整備

- 文化財の所有者または管理者は、以下のとおり消火施設の整備に努める。
- ア 全ての指定建造物には、その総面積に応じた能力単位の数の消火器または簡易消火器用器（水、バケツ、水槽等）を設置するよう努める。また、消火器を設置する場合は、その消火の対象に適した器種を選択する。
- イ その他、屋内消火栓、屋外消火栓、放水銃、スプリンクラー等を設置し、これらの設置については、常に整備を入念に行い、担当者を定めて定期的に試験を行う。
- ウ その他の設備としては、今後消火進入道路、防火塀、防火帯、防火壁等の整備を図る。

(3) 文化財防火デーの計画

- 町教育委員会は、文化財防火デーに消防署等関係機関の協力を得て、下記のことを計画実施し、関係者の文化財保護意識の高揚を図る。
- ア 広報媒体等を使い、趣旨の普及徹底を図る。
 - 新聞、ラジオ、テレビ、印刷物、展示会、講習会、映画会等
- イ 火災予防対策を指導する。
 - 消防計画の作成、検討
 - 電気設備、火気使用箇所等の点検整備
 - たき火、たばこ等火気使用禁止区域の設定
 - 各種消防用設備等の点検整備
 - 上記の防火診断、その他、火災予防措置として必要な事項
- ウ 防火訓練を行う
 - 地元消防機関の協力を求め指導を受ける。
 - 防火訓練は、通報、消火、重要物件の搬出、避難等を総合的に行う。
 - 操法の習熟と、隊機能の敏速かつ的確な活動の熟練を期する。
 - 不備の箇所を是正する。
- エ 消防実技講習会を実施して、消防技術の向上に努める。
- オ 実施状況を報告する。

※ 文化財・・・我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な国民的財産。我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの。

2 文教施設に関する事前措置

- (1) 町は、博物館、美術館、郷土館等の所有者または管理者に対する防災体制の確立指導を行うものとする。
- (2) 博物館、美術館、郷土館等の所有者または管理者は、定期的に防災訓練等を実施するものとする。

第8 総合防災力の強化に関する対策

1 防災拠点の整備の推進

大規模な災害における適切な防災対策を実施するためには、平素から、防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方、災害の発生時において、住民が避難し、防災活動を実施するための拠点を確保する必要がある。このため、平常時の防災知識の普及啓発、訓練機能、防災資機材の備蓄機能、災害時の防災活動拠点機能などを有するものとして、コミュニティ防火拠点（振興会の区域が対象）及び地域防災拠点（小学校区または中学校区が対象）の整備を進めていく。

2 消防・防災ヘリコプターの運行体制の確立

消防・防災ヘリコプターの運行を円滑に行うため、消防職員により編成した防災航空隊の訓練、ヘリポートやヘリコプター活動拠点の整備充実、警察本部及び自衛隊保有のヘリコプターとの連携強化を平行して進める。

第11節 複合災害対策体制の整備

複合災害対策体制の整備

町の複合災害対策

複合災害を想定した訓練

第1 町の複合災害対策

町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多く動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮した要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請することなど、複合災害発生時の対応をあらかじめ定めるよう努める。

第2 複合災害を想定した訓練

町は、様々な複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練等の実施に努める。

第3章 町民の防災活動の促進

風水害等の災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より、町民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、町民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。このような町民の防災活動の促進について、その対策を定める。

第1節 防災知識の普及啓発

風水害等の災害に際して的確な行動がとれるよう、町民及び防災関係職員に対し、災害予防または災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。

このため、災害予防または災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を促進するとともに教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

また、町は、町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

なお、防災知識の普及・啓発の推進にあたっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないよう留意する。

防災知識の普及啓発

町民に対する防災知識の普及啓発

防災関係機関の職員への防災研修等の実施

第1 町民に対する防災知識の普及啓発

防災週間や防災関連行事等において、各種媒体を利用して行うほか、労働安全、交通安全等、災害安全運動の一環として対策実施機関ごとに災害防止運動を行い、町民の防災の知識を高め、防災知識の普及を図る。

1 町民への防災広報等による防災知識の普及啓発

(1) 防災広報等による防災知識の普及・啓発の手段（媒体）

町民への防災知識の普及は、以下に示す各種媒体を活用して行う。

- ① ラジオ、テレビ、地域コミュニティ無線設備
- ② 新聞

- ③ 町ホームページ
- ④ 広報紙、印刷物（チラシ、ポスター等）
- ⑤ 映画、ビデオ、スライドの活用
- ⑥ 広報車の巡回
- ⑦ 講習会等の開催
- ⑧ その他

（2）防災知識の普及啓発の内容

町民への防災知識の普及啓発の内容は、概ね以下のとおりである。なお、普及に際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮して行う。

① 町民等の責務

ア 自ら災害に備えるための手段を講じること

自ら防災対策を行うとともに、町、県及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

イ 自発的に防災活動に参加すること

地域における防災対策を行うとともに、町、県及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

② 地域防災計画の概要

③ 災害予防措置

ア 家庭での予防・安全対策

（ア）災害に備えた2～3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄

（イ）非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

（ウ）飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等

イ 出火防止、初期消火等の心得

ウ 家屋内、路上、自動車運転中など様々な条件下で災害が発生した時の行動

エ 警報等の発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難場所での行動

オ 災害時の家族内の連絡体制の確保について、あらかじめ決めておくこと

カ 災害危険箇所の周知

キ 避難路、緊急避難場所等及び避難方法の確認

ク 負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備

ケ 船舶等の避難措置

コ 農作物の災害予防事前措置

サ その他

④ 災害応急措置

ア 災害対策の組織、編成、分掌事務

イ 災害調査及び報告の要領、連絡方法

ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等の要領

エ 災害時の心得

（ア）災害情報の聴取並びに聴取方法

- (イ) 停電時の照明
- (ウ) 非常食料、身廻り品等の整備及び貴重品の始末
- (エ) 屋根・雨戸等の補強
- (オ) 排水溝の整備
- (カ) 初期消火、出火防止の徹底
- (キ) 避難の方法、避難路及び緊急避難場所等の確認
- (ク) 高齢者等要配慮者の避難誘導及び緊急避難場所等での支援

オ その他

- ⑤ 災害復旧措置
 - ⑥ 被災地支援
 - ⑦ その他の災害の態様に応じて取るべき手段・方法等
- (3) 防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行う。

なお、県、町、その他防災機関は、「防災週間（「防災の日」9月1日を含む8月30日～9月5日）」、「防災とボランティアの週間（「防災とボランティアの日」1月17日を含む1月15日～21日）」に合わせて重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

2 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

幼稚園、小・中学校における学校教育は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すとともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

町及び県は、学校教育における取組を支援するため、防災教育に関する情報の提供に努め、各学校からの要望に応じて防災出前講座を行う。

青少年、女性、高齢者、障がい者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、県防災研修センター（含防災出前講座）や公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。

いずれの場合も、台風・豪雨等気象現象等に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。

3 災害教訓の伝承

町は、過去の大規模災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するため調査分析や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

4 県防災研修センターを活用した研修・訓練等の実施

県防災研修センターが実施している各種の災害対策研修や体験訓練、出前講座等を活用

し、町民の防災意識を高めるとともに、自主防災組織の活動の充実を図る。

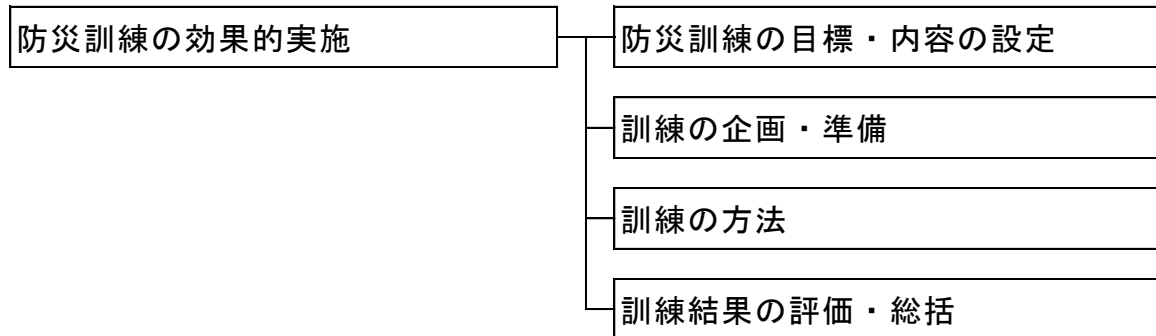
第2 防災関係機関の職員への防災研修等の実施

町及び防災関係機関は、日頃より各々の職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促す。

なお、災害時において、町及び防災関係機関の職員は、それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため、各自において、家屋及び周辺の補修・安全化、飲料水、食料、医薬品・非常持ち出し品の用意などの防災準備を行うとともに、日頃より様々な防災知識の習得に心掛けるなど、自己啓発に努める。

第2節 防災訓練の効果的实施

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関と協力して、訓練を行う必要がある。このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。



第1 防災訓練の目標・内容の設定

1 防災訓練の目標

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、県・町・防災関係機関及び町民等の参加者の、より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指す。

2 訓練の内容

防災訓練の内容には、以下の内容が考えられる。

- (1) 動員訓練、非常参集訓練
- (2) 通信連絡訓練
- (3) 水防訓練
- (4) 避難訓練
- (5) 医療・救護訓練
- (6) 給水・給食（炊飯）訓練
- (7) 輸送訓練
- (8) 消防訓練
- (9) 協定に基づく合同訓練
- (10) 流出油災害対策訓練
- (11) その他必要な訓練

第2 訓練の企画・準備

1 訓練の時期

訓練の種類により、最も防災訓練の効果が期待できる時期に実施する。

2 訓練の場所

最も訓練効果を上げ得る場所を選んで実施するものとし、家屋の密集している火災危険区域、建物倒壊が多く見込まれる地域、崖崩れ等土砂災害の恐れのある地域、洪水・浸水の恐れのある地域など、それぞれの地域において十分検討する。

3 訓練時の交通規制

防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認める時は、必要な限度において、区域または道路の区間を指定して、歩行者または車両の道路における通行の禁止または制限について、県公安委員会に届出を行う。

第3 訓練の方法

訓練実施各機関は、単独にまたは他の機関と共同して、以下に掲げる訓練を最も効果ある方法で行う。

防災訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、災害の被害の想定を明らかにするとともに、訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、県、消防、自衛隊、第十管区海上保安本部等防災関係機関と協力し、また、自主防災組織、アマチュア無線連絡会、民間企業、NPO法人やボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体と連携し、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するなどして実践的な訓練となるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

1 町が行う訓練

(1) 町の防災訓練

町は、町内の各防災関係機関と十分連携をとりながら、防災訓練を実施する。

(2) 消防訓練

町及び消防関係機関は、消防に関する訓練を単独で実施するほか、必要に応じ、隣接市町等と合同で実施する。

(3) 非常通信訓練

町長は、県と合同で無線に関する訓練を実施する。

(4) 急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区における避難訓練

町長は、急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区を対象に、防災関係機関と協力して、土石流や崖崩れ等土砂災害に対する避難訓練を、毎年出水期前（梅雨期・台風期前）に実施するように努める。

(5) 地震・津波避難訓練

町長は、町内の各防災関係機関と十分連携をとりながら、地震や津波からの避難訓練を実施する。

2 その他防災関係機関が行う訓練

防災関係機関は、各々防災業務計画等の定めるところにより、防災訓練を実施する。

3 事業所等が行う訓練

学校、病院、社会福祉施設、工場、工事事業所、作業場、店舗等の管理者は、県、町、消防機関、その他関係機関と協力して、入所者等の人命保護のため、避難訓練を実施するように努める。

4 広域防災訓練

町は、広域応援協定をより実行あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練の実施に努める。

第4 訓練結果の評価・総括

1 訓練成果の取りまとめ

訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録し、訓練成果をとりまとめ、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

2 訓練結果の報告

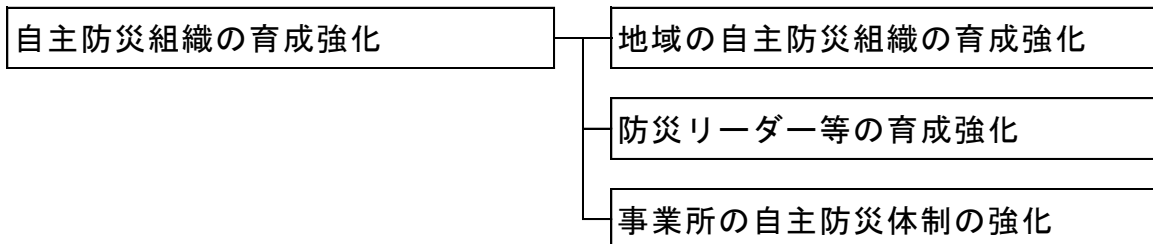
訓練を実施した各機関の長は、実施結果を防災会議の長に報告するものとする。

第3節 自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止または軽減するためには、県、町等の行政機関及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに、町民一人ひとりが災害から自らを守るとともに、地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多数の者が出入りしまたは利用する施設、危険物を製造若しくは、保有する事業所においても、自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備える。

町は、自主防災組織活動の活性化を図るため、自主防災組織への助言や、育成強化のための研修・訓練、情報提供に努める。



第1 地域の自主防災組織の育成強化

1 自主防災組織の育成指導及び強化体制の確立

(1) 自主防災組織育成の基本方針

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。

このため、町及び県は、災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出、救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図る。

(2) 自主防災組織の整備計画の作成

町は、町地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、消防本部等と連携をとりながら、その組織化を促進するとともに、自主防災組織の育成強化に関して、必要な助言及び指導を行うものとする。

2 自主防災組織の組織化の促進

(1) 自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については、特に、災害発生の危険性の高い次の災害箇所を重要推進地区とする。

- ① 急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れによる災害が見込まれる地区
- ② 土石流危険渓流のある地区
- ③ 地崩壊危険区域のある地区
- ④ 家屋密集等消防活動困難地区
- ⑤ 地盤振動・液状化危険のある地区
- ⑥ 津波危険のある地区
- ⑦ 工場等の隣接地区
- ⑧ 高齢化の進んでいる過疎地区
- ⑨ 土砂災害警戒区域等のある区域
- ⑩ その他危険区域

(2) 自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が、地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることから、次の事項に留意する。

- ① 住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- ② 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性を持っている地域であること。

(3) 自主防災組織の組織づくり

振興会等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進める。

- ① 振興会等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- ② 振興会の役員等自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。
- ③ 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って、自主防災組織を育成する。
- ④ 公民館、青年団、女性団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

3 自主防災組織の活動の推進

(1) 自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画（活動計画）に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。

① 平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 防災訓練（避難訓練、消火訓練等）の実施
- ウ 情報の収集伝達体制の確立
- エ 火気使用設備器具等の点検
- オ 2～3日分の食料・防災用資機材の備蓄及び点検等

カ 斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検

② 災害発生時の活動

ア 地域内の被害状況等の情報収集

イ 住民に対する避難指示等の伝達、確認

ウ 責任者による避難誘導

エ 救出・救護の実施及び協力

オ 出火防止及び初期消火

カ 炊き出しや救援物資の配布に対する協力等

第2 防災リーダー等の育成強化

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災では、若年層や高校生等のボランティア活動への参加が各地で見られたが、地域の防災活動の担い手として、これらの層が自主防災組織等の活動に参加しているという状況はあまり見られない。

今後、地域の防災活動をさらに魅力と活力あるものにするため、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、自主防災組織等が日常的に活動し、また、訓練を行うよう実施を即し、地域の防災活動への参画を推進するとともに、研修の実施等による地域防災推進員等の地域の防災リーダー等を育成できるよう、積極的に創意・工夫していく。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、女性の地域防災推進員などの地域の防災リーダーへの女性の育成についても取り組む。

第3 事業所の自主防災体制の強化

1 工場、事業所等における自衛消防隊等の設置

(1) 自衛消防隊等の設置の目的

高層建築物、劇場、店舗、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、または利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保有する工場等においては、火災の発生、危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自衛消防隊等を設置する。

(2) 自衛消防隊等の設置対象施設

- ① 中高層建築物、劇場、店舗、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、または利用する施設
- ② 油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、または取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ③ 多数の従業員がいる事業所等で、自衛消防隊等を設置し、防災防止にあたる効果が効果的である施設
- ④ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

(3) 自衛消防隊等の設置要領

消防機関は、事業所の規模、形態により、例えば、店舗、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りする建物は、消防法第8条の規定による防火管理者を選任することに

よるほか、管理権限が別れている複合用途の雑居ビル等の場合、共同防火管理協議会を中心とする防火体制の整備を指導するなど、その実態に応じた組織づくりを指導する。

また、危険物施設や高圧ガス施設等の場合、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に、事業所及び相互間の応援体制を整備するよう指導する。各施設の防火管理者は、消防計画や防災計画を策定する。

◇消防法〔昭和二十三年七月二十四日法律第百八十六号〕

〔防火管理者〕

第八条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、または居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水または消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用または取り扱いに関する監督、避難または防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

② 前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長または消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

③ 消防長または消防署長は、第一項の防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。

④ 消防長または消防署長は、第一項の規定により同項の防火対象物について同項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定または同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

⑤ 第五条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による命令について準用する。

※ 共同防火管理協議会・・・一般に雑居ビルといわれる建物のことを、複合用途防火対象物という。こうしたビルでは、ビルの所有者を代表とし、各テナントの社長等（管理権原者）によって構成された共同防火管理協議会を設置し、ビル全体の防火管理を共同で進めるための協議事項を定め、消防署へ届出しなければならない。

2 自衛消防隊等の活動の推進

（１）自衛消防隊等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

（２）自衛消防隊等の活動の推進

① 平常時

ア 防災訓練

イ 施設及び整備等の点検整備

ウ 従業員等の防災に関する教育の実施

② 災害時

ア 情報の収集伝達

イ 出火防止及び初期消火

ウ 避難誘導・救出救護

表 自主防災組織の活動内容例

《 自主防災組織の活動内容例 》		
活動項目		活動内容
日常活動	学習活動	ア 地域災害史や体験談の掘り起こし イ 災害についての学習 ウ 学習会や講演会の開催 エ 応急手当知識の普及
	広報活動	ア 振興会文書やパンフレット類の発行 イ 防災啓発用ビデオや防災訓練記録ビデオの作成 ウ 情報伝達経路の確立
	点検活動	ア 地域内の危険個所、施設、危険物等の点検及び巡視 イ 避難路、避難施設の点検整備 ウ 災害時要援護者等の把握
	資機材整備	ア 防災資機材の整備、点検 イ 各家庭での防災用具整備の指導
	防災訓練	ア 自主防災組織単位での防災訓練の実施 イ 連合会等の単位での指導者防災訓練への参加 ウ 町等が主催する防災訓練への参加
災害時活動	情報収集伝達	ア 災害、被害情報の収集 イ 避難指示の伝達 ウ 防災関係機関への災害状況の通報
	水防消火活動	ア 危険個所の巡視並びに予防対策 イ 被害箇所の応急復旧 ウ 初期消火活動
	避難誘導活動	ア 避難路、避難所の安全確保 イ 避難路、避難所の指示 ウ 災害時要援護者、子どもの避難補助 エ 避難誘導
	救出救護活動	ア 負傷者等の救出 イ 負傷者等の応急手当
	給食給水活動	ア 食料、飲料水等の確保 イ 炊き出し等の給食活動 ウ 給水活動 エ その他の生活必需品等の配給
	その他の活動	ア 文化財等の安全確保

備考：自主防災組織単位での防災訓練においては、「情報の収集伝達」、「初期消火」、「水防」、「避難誘導」、「負傷者の救出救護」、「給食給水」訓練等を重視して重点的に行う。

第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

※ 資料編【8. その他 8-1 地区防災計画策定地区】を参照。

第5節 防災ボランティアの育成強化

風水害等の大規模災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

防災ボランティアの育成強化

防災ボランティアとの連携体制の整備

防災ボランティア活動支援のための環境整備

第1 防災ボランティアとの連携体制の整備

1 防災ボランティアの活動内容

大規模災害が発生した場合における防災ボランティア活動の環境整備を図るため、町関係課において、平常時から、地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダー育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、防災ボランティアの活動内容に応じた関係協力団体等との連携体制の確立に努める。

表 ボランティアの活動内容

ボランティアの区分		活動内容等	ボランティア関係協力団体
専門分野 のボラン ティア	通信	通信、情報連絡	アマチュア無線連絡協議会
	ボランティア コーディネーター	避難所等におけるボラン ティアの指導・調整	町社会福祉協議会
	医療	人命救助、看護メンタルヘル ス	肝属医師会、県薬剤師会肝属支 部、郡歯科医師会、日本赤十字社
	介護	避難所等の要介護者の対 応及び一般ボランティア への介護指導等	町社会福祉協議会
	通訳	外国語通訳、翻訳、情報提 供	ボランティア通訳
一般分野 のボラン ティア	生活支援等	物資の仕分け、配送、食料 の配給、清掃等	町社会福祉協議会

2 関係機関等における連携体制の整備

町及び関係機関等においては、平常時から、地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダー育成を図るとともに、当該区域内の防災ボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時に防災ボランティアが円滑に活動できるよう、連携体制の整備に努める。

第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

町社会福祉協議会は「救援ボランティア活動マニュアル」の作成に努め、ボランティア活動が円滑に行えるようにする。

1 防災ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

町及び町社会福祉協議会は連携を図り、住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速（安全の確保を最優先としつつも迅速）に行われるよう必要な知識を普及する。

2 防災ボランティア登録・把握

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から、町社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行う防災ボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体へ随時報告しておくものとする。

3 大規模災害時のボランティアの活動拠点の確保等

町は、大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時の防災ボランティア活動の拠点の確保についても配慮するとともに、防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者のニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

4 消防本部による環境整備

消防機関は、消防の分野に係る防災ボランティアの効率的な活動が行われるよう、日頃から、防災ボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内の防災ボランティアの把握、防災ボランティア団体との連携、防災ボランティアの再研修、防災ボランティアとの合同訓練等に努める。

5 警察本部による環境整備

県警察は、町と協力して、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と、住民等の不安の払拭を行う防災ボランティア関係組織・団体との連携を図るとともに、必要に応じて、これらの活動の中核となる防犯協会等の防犯団体に対し、指導、助言を行うものとする。

6 日本赤十字社鹿児島県支部東串良町分区との連携

日本赤十字社鹿児島県支部東串良町分区は、日本赤十字社本来の活動分野である医療救

護活動、支援物資の搬入出・配分及び炊き出し等、被災者の自立支援活動を迅速に遂行するため、あるいは、国際赤十字委員会・各国赤十字社の要請による在日外国人の安否調査等の活動を円滑に遂行するため、平素より、防災ボランティアを養成・登録するものとする。

また、日本赤十字社の通常の活動分野以外のサービスを実施できるように、災害救助法第31条の2第2項に基づき、町、県、社会福祉協議会等関係機関と協力し、連絡調整を行う。

第6節 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分の認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び町が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

このため、県及び町は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

県及び町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど企業の防災力向上の促進に努める。

第7節 要配慮者の安全確保

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障がいを持つもの、外国人、観光客、旅行者等は災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。今後とも、高齢化や国際化の進展、高速交通網の発達による町内への流入人口の増等に伴い、「要配慮者」が増加することが予想される。

このため、町、県及び防災関係機関は、平素より、災害時要援護者の安全を確保するための対策を推進する。

要配慮者の安全確保

地域における要配慮者対策

社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

第1 地域における要配慮者対策

1 要配慮者の実態把握

町は、町の各課・局等が保有する各種の情報を要配慮者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し、要配慮者の実態把握と関係課・局間での共有化を図る。特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を作成し、把握に努める。また、要配慮者に関する情報等は、自主防災組織や、振興会等の範囲ごとに把握する。

なお、掌握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも、プライバシーには十分留意する。

2 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、町地域防災計画に基づき、関係各課との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

(2) 個別避難計画の作成

町は、町地域防災計画に基づき、関係各課との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に

支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

県は、町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。

国は、町に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援する。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

町は、町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するために、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

町は、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、振興会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

3 緊急連絡体制の整備

町は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態に合わせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図る。

4 防災設備・物資・資機材等の整備

町は、災害発生直後の食料、飲料水等については、住民自ら家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

5 在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

町は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ被らないように、要配慮者の実態にあわせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。

また、町は、訪問介護員（ホームヘルパー）や民生委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

6 外国人対策

外国人に対しては、外国人登録の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の表示板の多言語化を推進する。

第2 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

1 防災設備の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、当該施設の入所者等が「要配慮者」であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。

また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

2 組織体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、避難確保計画を作成し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日ごろから、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

3 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

また、災害時には、複数の手段を用いた気象情報などの積極的な情報収集に努める。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、避難確保計画により、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるよう、自主防災組織と連携し、年1回以上、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた避難訓練を実施し、結果を踏まえて避難確保計画を見直す。

5 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の管理者は、水防法、土砂災害防止法、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む、上記1から4の事項を記載した避難確保計画を作成する。

(非常災害対策計画を定めているときは、既存の計画に避難確保計画に定める項目を加えることで対応)

県は、市町村における個別避難計画に係る取組みに関して、事例や留意点などの提示、

研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。

- 6 町による避難確保計画（非常災害対策計画内に定める）や避難訓練の実施状況等の確認
町は、社会福祉施設や病院等の管理者から避難確保計画（非常災害対策計画内に定める）を作成、変更したとき、避難訓練の報告があったときは、国土交通省のチェックリスト等を参考に内容を確認し、必要に応じて助言、勧告を行う。

第3部 一般災害応急対策

第1章 活動体制の確立

風水害時の災害応急対策を効果的に実施するため、町は応急活動体制を確立する。

また、地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要があることから、このような活動体制の確立に係る対策を定める。

第1節 応急活動体制の確立

町は、住民に対する防災対策の第一義的な実施主体であり、その役割の重要性にかんがみ、本地域防災計画に規定された防災体制を早期に確立して応急対策に着手する。

このため、気象警報等の発表後、発災に到るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

応急活動体制の確立

災害状況等に応じた活動体制の確立

災害対策本部組織

災害対策本部の分掌事務

町の動員配備計画

第1 災害状況等に応じた活動体制の確立

町は、風水害等の災害が発生した場合、県、国、防災関係機関等と連携・協力し、災害応急対策を実施するとともに、その他の防災機関が処理する応急対策を支援し、かつ総合調整を行う体制を確立する。

このため、必要があると認めるときは、町災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

なお、災害の規模等によりこれに至らない場合は、情報連絡体制または災害警戒本部の設置による活動体制を確立して対策にあたる。

1 災害対策準備体制

(1) 情報連絡体制

町内に気象等の警報が発令されたとき、または各種気象情報から12時間以内に災害が発生すると予想されるときは、降雨状況や被害状況等の情報を収集するため、総務課、建設課等の職員による情報連絡体制をとる。

(2) 情報連絡体制要員

本部に総務課、建設課等の要員を置く。

2 災害警戒本部の設置

(1) 設置または廃止

町内に気象等の警報が発令され、災害が発生すると予想されるとき、または町内で小規模な災害が発生したとき、町長の指示により災害警戒本部を設置する。

また、災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、または災害対策本部を設置した時は災害警戒本部を廃止する。

(2) 組織

災害警戒本部には、災害警戒本部長に総務課長、災害警戒本部副本部長に建設課長をもって充てる。

また、必要に応じて、福祉課長、農林水産課長、住民課長を含め、災害警戒本部長の指名する災害警戒要員を置く。

表 災害警戒本部組織

本部長	災害警戒要員の数	副本部長	災害警戒要員の数
総務課長	本部長の判断による	建設課長	副本部長の判断による
		福祉課長	1
		農林水産課長	1
		住民課長	1
		消防団	2（正副団長）

(3) 災害警戒本部の分掌事務

- ① 気象情報等の収集に関すること
- ② 被害状況の把握に関すること
- ③ 職員への連絡、報告に関すること
- ④ 関係機関への連絡体制に関すること
- ⑤ 災害対策本部への移行準備に関すること

(4) 災害対策本部への移行

町内の被害状況等から災害応急活動が必要と判断される場合は、速やかに町長にその旨を報告し、災害対策本部に移行しうる体制（第1配備体制）をとる。

3 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部

① 設置または廃止

ア 災害対策本部の設置基準

町長は、次の基準により災害対策本部を設置する。

- 町内に大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。
- 災害が発生し、その規模及び範囲から応急対策の必要があるとき。
- 町内に特別警報が発表され、かつ町内に重大な災害が発生し、若しくは災害の発生が予想されるとき。

イ 災害対策本部の廃止

災害対策本部長は、災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止する。

② 組織

災害対策本部には、災害対策本部長（以下「本部長」という。）に町長を、災害対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）に副町長及び教育長を、本部付に総務課長を、また災害対策本部員には各対策部長をもって充てる。

ただし、第一次配備の本部長については、総務課長を充てることができる。

③ 配備体制

災害対策本部は、災害の規模に応じ、第1配備から第3配備体制により、動員配備を行う。

④ 配備の指定

本部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに配備の規模を指定する。

⑤ 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として役場防災庁舎2階に設置する。

役場防災庁舎が被災し、役場防災庁舎内に設置できない場合は、公共施設の中から、被災状況を勘案して、災害対策本部を設置する。

4 現地対策本部の設置及び廃止

(1) 現地災害対策本部

① 設置または廃止

ア 現地災害対策本部の設置基準

町長は、次の基準より現地災害対策本部を設置する。

- 災害対策本部を設置し、または設置しようとする場合において、災害の規模及び範囲等から判断して、現地において災害対策本部の事務の一部を行わせる必要があると認められるとき。

また、設置した際には、「東串良町現地災害対策本部」の標識によって位置を明ら

かにする。

イ 現地災害対策本部の廃止

- 本部長は、現地において、災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止する。

② 組織

現地災害対策本部には、現地災害対策本部長を町長が指名し、現地災害対策本部員には各対策班の職員をもって充てる。

③ 現地災害対策本部の事務分掌等

現地災害対策本部長は、災害対策本部と連携を取りながら、本部長が指示をした事務を行い、現地災害対策本部の事務を掌握する。

また、事態の推移等により本部長が指示した事務以外の事務を行う必要があると認められるときは、あらかじめ本部長の指示を受けるものとする。

ただし、緊急を要し、本部長の指示を受けるいとまがないときは、自らの判断で必要な事務を行うものとする。この場合、速やかに本部長に報告するものとする。

④ 配備体制

現地災害対策本部は、災害の規模に応じ、第1配備から第3配備体制により、動員配備を行う。

⑤ 配備の指定

本部長は、現地災害対策本部を設置したときは、直ちに配備の規模を指定する。

⑥ 現地災害対策本部の設置場所

現地災害対策本部は、公共施設等の中から被災状況を勘案して、現地災害対策本部を設置する。

5 災害対策本部及び町災害警戒本部の設置または廃止の通知

町は、災害対策本部（現地災害対策本部を含む。）及び災害警戒本部を設置または廃止したときは、速やかに関係機関に通知及び公表する。

6 緊急時の災害対策本部設置の決定等

災害対策本部の設置が必要な風水害等による災害が突発的に発生し、通常災害対策本部設置の事務手続きを行うことができない場合、総務課長は町長に必要事項を報告し、災害対策本部の設置を建議する。

（1）町長に対し報告すべき事項

- ① 風水害等による災害の規模（台風の規模、降雨量等）
- ② その時点で把握している被害状況
- ③ 被害予測
- ④ 対応状況
- ⑤ その他必要な事項

（2）町長と速やかに連絡をとることができない場合の設置権者代理順位

町長に事故や不測の事態があった場合は、東串良町長の職務代理者順位規則に基づき、次に定める順位により、町長の職務を代理する。

- ① 副町長
- ② 総務課長
- ③ 企画課長

以下については、緊急時案の性質及び種類を勘案し、最長年の事務職員とする。

7 本部会議の開催

本部会議は、災害対策本部員によって構成し、災害対策に関する重要な事項を協議する。

第2 災害対策本部組織

表 災害対策本部における組織図及び配備要員

			第1 配備	第2 配備	第3 配備
町災害対策本部	総務対策部	本部班	対策部長の判断による		全員
		総務班			全員
		財務班			全員
		災害調査班			全員
		広報班			全員
		情報班			全員
	民生対策部	福祉班	対策部長の判断による		全員
		避難対策班			全員
		救護班			全員
		衛生班			全員
	町民生活対策部	生活班	対策部長の判断による		全員
		被害調査班			全員
	農林水産対策部	農政班	対策部長の判断による		全員
	土木対策部	管理班	対策部長の判断による		全員
		土木班			全員
		施設班			全員
		水道班			全員
		農地班			全員
	教育対策部	教育班	対策部長の判断による		全員
		社会教育班			全員
	議会対策部	議会連絡班	対策部長の判断による		全員
	町消防団長	町消防団員			
	東部消防署				
	関係機関等				

第3 災害対策本部の分掌事務

表 災害対策本部における担当課及び分掌事務

対策部名 (担当課)	班名	業務内容
総務対策部 部長： ○総務課長 部長付： ○会計長 ○企画課長 ○まちづくり推進課長	本部班 (総務課)	①総務対策部の総括に関する事
		②災害対策本部及び災害警戒本部の設置並びに廃止に関する事
		③現地対策本部の設置並びに廃止に関する事
		④職員の配置、招集、編成及び出動に関する事
		⑤避難の準備、避難情報の発令及び解除に関する事
		⑥避難所の指定、開設及び避難所要員の派遣等に関する事
		⑦防災会議及び関係機関との連絡調整に関する事
		⑧災害対策の総括に関する事
		⑨本部会議に関する事
		⑩国、県及び関係機関との連絡調整に関する事
		⑪気象情報、河川等の諸情報の収集に関する事
		⑫各対策部及び関係機関の情報収集・連絡に関する事
		⑬物資、資機材の備蓄、管理に関する事
		⑭自衛隊の派遣要請及び連絡調整に関する事
		⑮県及び他市町村への協力要請に関する事
		⑯災害時の救助及び搬送に関する事
		⑰行方不明者の把握、捜索に関する事
		⑱災害調書の作成及び各機関への報告に関する事
		⑲災害情報の収集及び集計に関する事
		⑳県及び関係機関への災害報告に関する事
		㉑各種通信施設の利用に関する事
		㉒消防法に基づく消防活動その他災害応急対策に関する事
		㉓消防団との連絡調整に関する事
		㉔警備、警戒、防ぎょ活動等に対する警察との連絡調整に関する事
		㉕本部長が特に命じたこと
	総務班 (総務課)	①職員の応援派遣に関する事
		②職員の災害補償に関する事
		③職員及び職員の家族の安否確認及び職員等への支援に関する事

		④役場庁舎等（総務課が所管する施設を含む）の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関すること
		⑤災害時における役場庁舎の利用に関すること
		⑥車両の被害調査及び配備に関すること
		⑦町有財産の被害調査及び応急対策に関すること
		⑧本部の事務に必要な施設の利用及び整備に関すること
		⑨災害協定の応援要請等に関すること
		⑩民間団体への協力要請に関すること
		⑪応援職員の調整配置に関すること
		⑫本部の庶務に関すること
		⑬振興会（自主防災組織）との連絡調整に関すること
		⑭災害関係文書の受理配布に関すること
	財務班 （総務課） （会計室）	①災害対策に必要な経費の予算経理に関すること
		②物資の調達及び出納に関すること
		③義援金等の受領、保管及び配分に関すること
		④災害復旧対策に関する資金収支に関すること
		⑤抛出者等に対する礼状等の発送に関すること
	災害調査班 （総務課）	①災害調査の編成に関すること
		②災害調査の配備に関すること
		③被害情報の収集・集計に関すること
	広報班 （企画課）	①広報に関すること
		②報道機関との連絡調整及び協力に関すること
		③災害記録に関すること
		④商工観光施設等（企画課が所管する施設を含む）の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関すること
		⑤商工会等との連絡調整に関すること
		⑥観光客等に対する災害情報の提供に関すること
		⑦公共交通機関の被害調査及び運行状況等の提供に関すること
		⑧災害視察者に関すること
	情報班 （まちづくり推進課）	①システム（サーバー等）の復旧に関すること
		②町ホームページによる災害情報の提供に関すること
		③住民情報等のデータ出力に関すること
民生対策部 部長： ○福祉課長	福祉班 （福祉課）	①民生対策部の総括に関すること
		②災害相談窓口の開設、被災者の相談に関すること
		③災害救助に基づく諸対策に関すること
		④被災者への物資等の配給に関すること
		⑤救援物資の受付及び保管配分に関すること
		⑥被服寝具その他生活必需品の給与または貸与に関すること

		こと
		⑦被災者に対する食料の炊き出し及び配給に関すること
		⑧被災者の生活保護及び世帯更生資金貸付等に関すること
		⑨社会福祉関係施設（福祉課が所管する施設を含む）の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関すること
		⑩救援状況の報告に関すること
		⑪日本赤十字社及び町社会福祉協議会との連絡調整に関すること
		⑫福祉団体及びボランティアとの連絡調整に関すること
		⑬要配慮者等の実態把握及び情報提供並びに避難及び安全確保に関すること
		⑭遺体の収容所の調整に関すること
		⑮墓地被害の応急対策に関すること
	避難対策班 （福祉課）	①避難所の運営及び管理に関すること
		②福祉避難所との連絡調整に関すること
	救護班 （福祉課）	①医療機関（医師会）との連絡調整及び救護要請に関すること
		②保健所との連絡調整に関すること
		③救護所の設置及び運営に関すること
		④救護班の編成及び派遣に関すること
		⑤医薬品及び医療用資機材に関すること
		⑥負傷者の救護及び避難所での保健指導に関すること
		⑦避難所における健康相談に関すること
		⑧被災者の応急医療及び助産に関すること
	衛生班 （福祉課）	①衛生に関すること
		②食品衛生に関すること
		③感染症の発生予防対策に関すること
		④感染症の発生状況等の調査及び報告に関すること
		⑤消毒医薬品等の配布に関すること
		⑥消毒に関すること
		⑦避難所における防疫対策等に関すること
町民生活対策部 部長： ○住民課長 部長付： ○税務課長	生活班 （住民課）	①町民生活対策部の総括に関すること
		②し尿、災害廃棄物等の処理に関すること
		③清掃関係施設等の災害対策及び被害調査・報告並びに応急復旧に関すること
		④遺体の埋火葬に関すること
	被害調査班 （税務課）	①罹災証明の発行に関すること
		②被災世帯の固定資産等の調査に関すること

		③被災者に係る納税の減免・猶予に関すること
農林水産対策部 部長： ○農林水産課長	農政班 (農林水産課)	①農林水産対策部の総括に関すること
		②農林水産施設(農林水産課が所管する施設を含む)の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関すること
		③災害時の農林水産物資に関すること
		④農林水産物及び農林水産用施設の罹災証明の発行に関すること
		⑤大隅地域振興局(農林水産部)との連絡調整に関すること
		⑥農業協同組合、漁協協同組合、森林組合、その他関係団体との連絡調整に関すること
		⑦農林水産関係災害に対する融資に関すること
		⑧家畜伝染病の防疫に関すること
		⑨死亡獣畜の処理に関すること
		⑩病虫害の予防及び防除に関すること
土木対策部 部長： ○建設課長 部長付： ○農地課長	管理班 (建設課)	①土木対策部の総括に関すること
		②道路等(建設課が所管する施設を含む)の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関すること
		③通行止め及び迂回路等の計画並びに実施に関すること
		④避難路、輸送路の確保に関すること
		⑥大隅地域振興局(建設部)との連絡調整に関すること
		⑦工事関係者との連絡調整に関すること
		⑧応急対策用資機材の確保に関すること
	土木班 (建設課)	①土砂災害等による災害対策に関すること
		②土砂災害等の警戒巡視に関すること
		③水防法に基づく水防活動その他対策に関すること
		④水門の操作及び河川堤防の警戒巡視に関すること
		⑤障害物の除去に関すること
		⑥土木業者の応援要請に関すること
	施設班 (建設課)	①応急仮設住宅等の用地確保、建築並びに供与に関すること
		②建築業者の応援要請に関すること
		③応急仮設住宅の入居に関すること
		④町営住宅のあっせんに関すること
		⑤被災建築物応急危険度判定の実施に関すること
		⑥避難所の仮設トイレ等の設置に関すること
		⑦罹災証明の発行に伴う現地調査に関すること
	水道班 (建設課)	①飲料水の確保及び給水に関すること
		②被災地の給水計画に関すること

	農地班 (農地課)	③災害時の水道施設の維持に関すること
		①農地(農地課が所管する施設を含む)の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関すること
		②土地改良施設の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関すること
		③土地改良区との連絡調整に関すること
教育対策部 部長： ○管理課長 部長付： ○社会教育課長	教育班 (管理課)	④農地の災害対策及び復旧に関すること
		①教育対策部の総括に関すること
		②学校関係施設(管理課が所管する施設を含む)の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関すること
		③児童、生徒等の避難及び安全確保に関すること
		④学校教育施設等での避難受け入れの調整及び協力に関すること
		⑤教材等の調達及び施設、教職員の確保に関すること
		⑥学校給食、炊き出し等の協力に関すること
		⑦災害後の教育環境及び保健衛生に関すること
		⑧教育事務所その他関係機関との連絡調整に関すること
	社会教育班 (社会教育課)	①社会教育関係施設(社会教育課が所管する施設を含む)の災害対策及び被害調査・報告並びに応急対策に関すること
		②史跡、文化財の災害対策及び被害調査・報告並びに保護に関すること
		③社会教育施設等での避難受け入れの調整及び協力に関すること
		④災害活動に協力する教育関連地域団体等との連絡調整に関すること
議会対策部 部長： ○議会事務局長	議会連絡班 (議会事務局)	①議員への被害等の速報に関すること
		②議員との連絡調整に関すること
		③議会関係者の視察に関すること
		④その他議会対策に関すること

第4 町の動員配備計画

1 配備体制

体制	配備基準	配備体制	活動内容
情報連絡体制	町内に気象等の警報が発令されたとき。 または各種気象情報から12時間以内に災害が発生すると予想されるとき。	(1) 総務課：2名以上 (2) 建設課：1名以上	災害への警戒を行うため、関係機関との連絡・情報収集に努める。
災害警戒本部体制	町内に気象等の警報が発令され、災害が発生すると予想されるとき。 または町内で小規模な災害が発生したとき。	(1) 総務課：3名以上 (2) 建設課：1名以上 (3) 福祉課：1名以上 (4) 農林水産課：1名以上 (5) 住民課：1名以上 (6) 消防団：1名以上 ※(3)以下は、必要に応じて災害警戒本部長が判断する。	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第1配備 町内に気象等の特別警報が発表されたとき。 または相当の被害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合で、町長が必要と認めるとき。	(1) 総務対策部：3名以上 (2) 第3災害対策本部の分掌事務「表 災害対策本部における担当課及び分掌事務」に掲げる対策部の関係班：対策部長が必要と認める人数 (3) 消防団：団長が必要と認める人数	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、町の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備 町内全域にわたって、風水害等の大きな災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、町長が必要と認めるとき。	(1) 総務対策部：5名以上 (2) 第3災害対策本部の分掌事務「表 災害対策本部における担当課及び分掌事務」に掲げる対策部の関係班：対策部長が必要と認める人数 (3) 消防団：団長が必要と認める人数	
	第3配備 町内全域にわたって、風水害等の災害が発生し、被害が甚大と予想されるとき。 または町内全域にわたり甚大な被害が突発したとき。	全対策部全員	

2 配備の方法

本部長は、異常気象等により災害発生のおそれのある場合、あるいは災害が発生し直ちに応急対策を実施する必要がある場合、災害対策本部を設置し、各職員に対し電話やメール、庁内放送等最も早い方法で配備体制を指令する。

(1) 職員に対する伝達

- ① 職員の配備は、配備構成表に基づき各班の班長が配備体制に応じて行う。
- ② 各班長は、配備された職員に対し災害状況の周知を図るとともに所属職員の指揮監督を行い災害情報の収集、伝達、調査その他応急対策を実施する体制をとる。
- ③ 休日または退庁後の職員への伝達は、各班においてあらかじめ定められた連絡方法・システムにより行う。

(2) 職員の非常動員

- ① 職員は、勤務時間外または休日等において災害が突発した場合、または災害が発生するおそれがある情報等を察知したときは、所属の班長等との連絡を取り、または自らの判断により災害応急対策活動のため登庁しなければならない。
- ② 総務対策部（本部班）は、突発災害等のために災害応急対策の必要がある場合、町災害対策本部の設置について電話等の最も早い方法で職員に伝達する。

(3) 情報の収集について

- ① 職員は、速やかに集合するとともに、参集途中で出来る限り被害状況を把握し、所属する班長に報告する。また、各部はその被害状況をとりまとめ、総務対策部（災害調査班）に報告する。
- ② 総務対策部（災害調査班）は、情報収集（消防無線等による情報伝達）に努める。

(4) 報告

各班長は、配備体制に応じて職員を配置したときは、その状況を本部長へ報告しなければならない。

(5) 配備の決定及び変更

- ① 本部長は、災害の発生が予想されるとき、または災害の状況により配備体制を決定する。
- ② 本部長は、災害状況の変化により、必要があると認めるときは、本部会議の意見を聴いて配備要員を変更する。

(6) 応援のための動員

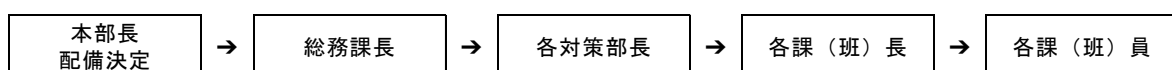
災害対策活動を行うにあたり、各班の職員では不足する場合には、当該班長は本部長に対し応援のための動員を求める。この場合本部長は、応援を命ずる。

また、災害が長期化する場合の交代要員の確保を図る。

(7) 動員配備の指示伝達

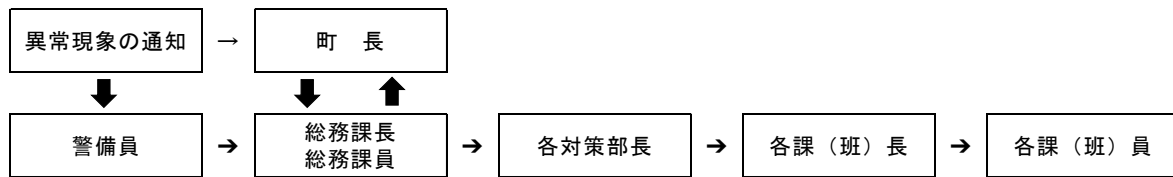
動員配備の伝達は、以下の連絡方法・システムにより行う。

① 勤務時間内



② 勤務時間外（退庁後及び休日）

警備員は、次の情報を覚知したときは総務課長または課員に連絡し、総務課長は町長の指示を仰ぎ、必要に応じ関係課長に連絡する。



3 自主参集

(1) 配備要員に指名された職員の自主参集

配備要員に指名された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であってもテレビ、ラジオ等で放送される気象情報により各種予警報等の発表を覚知し、あるいは災害に遭遇したときに、配備基準に照らして職員自身の自主的な判断により、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

(2) その他の職員の参集

その他の職員にあつては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。

また、配備基準に照らして第3配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する課・局の関係機関等に参集し応急活動に従事するかその地域に残り被害情報の収集にあたるものとする。

第2節 情報伝達体制の確立

風水害等の災害の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確定要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

情報伝達体制の確立

町の災害通信要領

通信計画

第1 町の災害通信要領

1 災害通信要領

- (1) 災害対策要員が、非常通話、非常電報及び専用通信施設による通信の必要を認めたときは原則として所管の班長の許可を得て通信する。ただし、緊急を要するため所管の班長の許可を受ける暇がないときは、この限りではない。この場合は、速やかに班長に報告する。
- (2) 各班長は、所管の対策部長に(1)により通信を行った旨を報告し、当該対策部長は速やかにその旨を総務対策部長に報告する。

2 各種通信施設の利用

災害情報等の伝達、報告、交換等、災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、実情に即した通信方法で行う。ただし、固有の通信施設をもっている機関については、これを利用する。

障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備または機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。

また、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

3 通信途絶時における応急措置

町は、有線、無線の全通信施設が利用不能となる最悪事態の場合、通信可能な地域まで、各種交通機関を利用する等あらゆる手段により連絡に努め、災害情報の通報、被害報告の

確保を図る。

第2 通信計画

1 非常時の使用通信施設

(1) 非常時の通信施設

災害時に際しては、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、被災による不通のおそれが少ない防災行政無線を活用する。災害時に使用できる通信施設は次のとおりである。

- ① 防災行政無線
- ② 地域コミュニティ無線
- ③ コミュニティFM
- ④ 緊急速報メール（エリアメール）
- ⑤ 防災メール
- ⑥ 衛生携帯電話
- ⑦ 鹿児島県防災行政情報ネットワークシステム
- ⑧ 鹿児島県防災行政無線
- ⑨ ほかの機関の専用通信施設
- ⑩ 非常無線
- ⑪ 消防無線
- ⑫ 携帯電話

2 通信の非常そ通措置

(1) 重要通信のそ通確保（西日本電信電話株式会社（NTT西日本））

町は、災害等に際し、次の措置により迅速かつ適切に通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ① 急回線の作成、ネットワーク回線網によるそ通確保を図る。
- ② 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため、必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、迅速かつ適切に利用制限の措置をとる。
- ③ 警察、消防、その他諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

(2) 被災地特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所等に被災者が利用できる特設公衆電話の設置を要請する。

(3) 災害用伝言ダイヤル「171」の提供

災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族、親戚、知人等の安否の確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル「171」の利用を促進する。

なお、災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始については、西日本電信電話株式会社において決定され、住民への利用を周知する。

利用方法については、「171 番」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって、伝言一

録音－再生を行う仕組みとなっている。

3 専用通信施設の利用

(1) 専用通信施設の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合、(人命救助、災害の救援、交通通信の確保及び秩序の維持のため受発するものに限る。) 災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条等の規定により、ほかの機関が設置する有線電気通信設備または無線通信設備を利用することができる。

◇災害対策基本法〔昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号〕

(警報の伝達等のための通信設備の優先利用等)

第五十七条 前二条の規定による通知、要請、伝達または警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事または市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、または放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットを利用した情報の提供に関する事業活動であって政令で定めるものを行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。

(通信設備の優先使用权)

第七十九条 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長または都道府県知事若しくは市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、または有線電気通信法第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

◇災害救助法〔昭和二十二年十月十八日号外法律第百十八号〕

(通信設備の優先使用权)

第十一条 内閣総理大臣、都道府県知事等、第十三条第一項の規定により救助の実施に関する都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う災害発生市町村(救助実施市を除く。以下同じ。)の長またはこれらの者の命を受けた者は、非常災害が発生し、現に応急的な救助を行う必要がある場合には、その業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、または有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

(2) 優先利(使)用できる主な機関

通信施設が優先利(使)用できる主な機関名は次のとおりである。

利（使）用できる者	通信設備設置機関	申込窓口
町長、消防長、消防団長	県警察本部	警察署
	国土交通省九州地方整備局	大隅河川国道事務所
	九州電力株式会社	営業所

① 防災行政無線電話による通信

町防災行政無線電話を利用し、移動局を通じ通信連絡する。

② 消防無線電話による通信

消防本部の消防無線を利用し、消防無線移動局を通じ通信連絡する。

③ 警察無線電話による通信

警察署の警察無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する派出所及び駐在所等を経て通信連絡する。

④ 県防災行政無線電話による通信

県、出先機関、町に設置する防災行政無線局を通じて通信連絡する。

(3) 県防災行政無線電話による通信

利（使）用しようとするときは、次の事項を記載した書類または口頭により申し込む。

① 利（使）用しようとする理由

② 通信の内容

③ 通信者及び受信者

4 非常無線通信の利用

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線電話を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときに電波法（昭和52年法律第131号）第52条の規定に基づいて、無線局は非常無線通信を行うことができる。

次に定めるところにより依頼する。

(1) 利用資格者

原則として、非常無線通信は誰でも利用することができるが通信の内容には制限がある。

(2) 非常無線通信の依頼先

鹿児島地区非常通信連絡会加入の無線局または最寄りの無線局に依頼する。この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておく。

(3) 非常無線通信としての通信内容

① 人命の救助、避難所の保護に関するもの

② 犯罪、交通制限等秩序の維持に関するもの

③ 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの

④ 道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保等に関するもの

⑤ その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること等災害に関して緊急措置を要するもの

(4) 発信の手続き

発信したい通信文を、次の順序で電報依頼紙（普通の用紙で可。）にカタカナまたは普

通の文章で記載し、無線局に依頼する。

- 宛先の住所、氏名（職名）、電話番号
- 本文（200字以内）、末尾に発信人名（「段落」にて区切る。）
- 用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、余白の末尾に発信者名

6 アマチュア無線等の活用

災害が発生し、または発生するおそれがあり、災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線の協力を依頼する。有線通信の途絶時の代替えとして、アマチュア無線等を活用し、災害情報の収集や伝達に役立てる。

7 その他の手段による通信体制の確立

NTT一般加入電話をはじめ、地域に整備されているコミュニティ無線、農協・漁協電話、衛星携帯電話等を含めたその他の各種通信手段を適宜組み合わせて、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

○ その他の各種通信手段（例）

① 一斉同報メール

町等が、登録を行った地域住民に対して、警報、避難関係情報等の災害関係情報をメール一斉に配信。具体的避難行動等の情報も配信可能。

② 緊急速報（エリアメール等）

町内にいる携帯電話所有者に対して、災害情報を一斉にメール配信。

③ ワンセグ（エリアセグ）

地上デジタルテレビ放送が受信可能なエリアであれば、携帯電話によって、テレビと同等の災害関係の情報が入手可能。

エリアワンセグは町等が運営することによって、限定されたエリアに対して、特別のワンセグ放送を行うもの。

④ デジタル・サイネージ

デジタル・サイネージは、屋外に設置可能で、表示内容を短時間で変更可能であることから、災害情報の配信も可能。

⑤ データ放送

地上デジタルテレビのデータ放送機能を活用することによって、郵便番号単位の特定のエリア毎に異なった情報の送信が可能。

通常のデジタルテレビで受信できるため、データ放送による具体的な避難行動等の情報配信が可能。

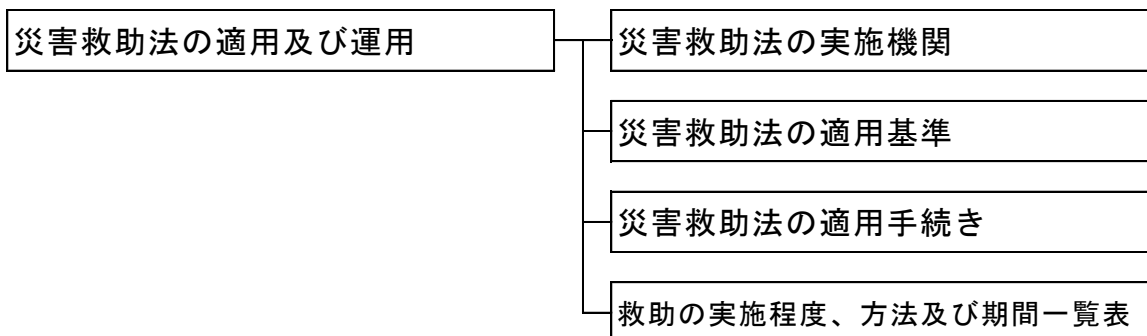
⑥ 戸別受信機放送（地域コミュニティ無線）

各戸に戸別受信機端末を設置し、緊急放送や防災情報の配信を行うもの。

第3節 災害救助法の適用及び運用

大規模災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きについて示し、これに基づいて県及び町は災害救助法を運用する。



第1 災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は、法定受託事務として知事が行い、町はこれを補助する。

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町が行うこととすることができる。

◇災害救助法〔昭和二十二年十月十八日号外法律第百十八号〕

（目的）

第一条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

（救助の対象）

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（以下「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市の区域または当該市の区若しくは総合区の区域とする。次条第一項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

第2 災害救助法の適用基準

1 適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる災害が本町内で発生した場合において、被災し現に救助を必要とする者に対して行う。本町における具体的適用は、次のいずれか1つに該

当する場合である。

表 災害救助法の適用基準

指 標 と な る 被 害 項 目	滅失世帯数
町内の住家が滅失した世帯の数	町 40 世帯以上
県内の住家が滅失した世帯の数かつ町内の住家が滅失した世帯の数	県 1,500 世帯以上 かつ町 20 世帯以上
内の住家が滅失した世帯の数	県 7,000 世帯以上
町内の被害状況で、災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。	
多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合	

2 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊または半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することが出来ない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

① 住家が全壊・全焼、流出したもの

住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。

② 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

③ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

①及び②該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、または土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものとする。

(3) 世帯及び住家の単位

① 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位

② 住家

現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

第3 災害救助法の適用手続き

災害に対し、町における災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるとき、町は、直ちにその旨を県に報告する。

連絡先：鹿児島県くらし保健福祉部社会福祉課

N T T回線：099-286-2111 内線（2824・2839・2825・2841）099-286-2824

F A X : 099-286-5568

第4 救助の実施程度、方法及び期間一覧表

救助の種類	対 象	対 象 経 費	期 間	実 施 基 準
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する。	避難所の設置、維持及び管理のための経費 ・賃金職員等雇上費 ・消耗機材費 ・建物の使用謝金 ・器物の使用謝金、借上費又は購入費 ・光熱水費及び仮設便所等の設置費	災害発生の日から7日以内 〔但し内閣総理大臣の承認により期間延長あり〕	(基本額) ・避難所設置費 1人1日当たり320円以内 ・高齢者等の要援護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算することができる。 ・避難に当たっての輸送費は別途計上
仮設住宅の供与 (「建設型仮設住宅」と「借上型仮設住宅」がある。)	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者(世帯単位)	①建設型仮設住宅 原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等 ②借上型仮設住宅 家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの	災害発生の日から20日以内 〔但し内閣総理大臣の承認により期間延長あり〕	①建設型仮設住宅 限度額 5,610,000円以内 ・供与期間 2年間 ・高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ・同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 ②借上型仮設住宅 ・限度額は地域の実情に応じた額 ・供与期間 2年間 ・災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。
炊出しその他食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事ができない者	・主食費、副食費、燃料費、雑費(器物の使用謝金、消耗品の購入費)	災害発生の日から7日以内 〔但し内閣総理大臣の承認により期間延長あり〕	・1人1日当たり1,140円以内 ・食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	・水の購入費 ・給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 ・浄水用の薬品及び資材費	災害発生の日から7日以内 〔但し内閣総理大臣の承認により期間延長あり〕	・当該地域における通常(平常時)の実費 ・「輸送費」及び「賃金職員等雇上費」は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者(世帯単位)	・被害の実情に応じて現物給付 ①被服、寝具身の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④光熱材料	災害発生の日から10日以内 〔但し内閣総理大臣の承認により期間延長あり〕	・夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 ・備蓄物資の価格は年度当初の評価額 ・現物給付 ・限度額は次表のとおり

救助の種類	対 象	対 象 経 費	期 間	実 施 基 準					
		・ 限度額(単位：円)							
		区 分	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人以上 1 人 を増す毎に 加算	
			世帯	世帯	世帯	世帯	世帯		
		全壊(焼)	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
		流失	冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
		半壊(焼)	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
床上浸水	冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500		
医 療	災害のために医療の途を失った者 (応急的処置)	・ 診察 ・ 薬剤又は治療材料の支給 ・ 処置、手術その他の治療及び施術 ・ 病院又は診療所への収容 ・ 看護	災害発生の日から14日以内 〔但し内閣総理大臣の承認により期間延長あり〕	・ 救護班 使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費 ・ 病院又は診療所 国民健康保険の診療報酬の額以内 ・ 施術者 協定料金の額以内 ・ 重症患者の移送費は別途「輸送費」で計上					
助 産	災害発生の日の以前又は以後 7 日以内に分娩した者であって、災害のために助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産も含む）	助産の範囲 ・ 分娩の介助 ・ 分娩前分娩後の処置 ・ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料	分娩した日から 7 日以内 〔但し内閣総理大臣の承認により期間延長あり〕	・ 救護班による場合 使用した衛生材料の実費 ・ 助産師による場合 当該地域における慣行料金の80/100以内の額 ・ 妊婦等の輸送費は別途計上					
被災者の救出	・ 現に生命身体が危険な状態にある者 ・ 生死不明の状態にある者	・ 舟艇、その他救出のために必要な機械、器具の借上費又は購入費で直接搜索及び救出作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 ・ 救出のために使用した機械、器具の修繕費 ・ 機械、器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代、搜索や救出作業を行う場合の照明代、又は救出した者を蘇生させるために必要な採暖用の燃料費等	災害発生の日から 3 日以内 〔但し内閣総理大臣の承認により期間延長あり〕	当該地域における通常の実費					

救助の種類	対 象	対 象 経 費	期 間	実 施 基 準
被災した住宅の応急修理	住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理できない者又は災害のため住家が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難な者	応急修理用の原材料費、大工、賃金職員等の労務費、材料の輸送費及び工事事務費の一切の経費	災害発生の日から1か月以内 〔但し内閣総理大臣の承認により期間延長あり〕	・ 居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない最小限の部分 ・ 1世帯当たり 584,000円以内
学用品の給与	住家の全壊(焼)半壊(焼)、流失及び床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒並びに高等学校等生徒	・ 教科書及び教材 ・ 文房具 ・ 通学用品	災害発生の日から1か月以内(教科書) 15日以内(文房具及び通学用品) 〔但し内閣総理大臣の承認により期間延長あり〕	・ 児童及び生徒に支給した教科書及び教科書以外の教材の実費 ・ 文房具及び通学用品費の限度額 ①小学校児童 1人当たり4,400円 ②中学校生徒 1人当たり4,700円 ③高等学校等生徒 1人当たり5,100円
埋 葬	災害により死亡した者を対象とし実際に埋葬を実施した者に支給(原則、知事又は市町村長)	現物給付を原則 ・ 棺、ドライアイス又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給 ・ 土葬又は納骨等の役務の提供	災害発生の日から10日以内 〔但し内閣総理大臣の承認により期間延長あり〕	・ 1体当たり 大人(12歳以上) 211,300円以内 小人(12歳未満) 168,900円以内 ・ 棺、骨つぼ及び火葬等の埋葬の価格は当該地域の通常の際の市価で基準額の範囲内 ・ 特殊な場合の輸送費、賃金職員等雇上費については厚生労働大臣への事前協議が必要
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情から既に死亡していると推定される者	・ 借上費又は購入費 ・ 舟艇、その他捜索のために必要な機械、器具の借上費又は購入費 ・ 修繕費 ・ 燃料費 ・ 機械、器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代、捜索や救出作業を行う場合の照明代、又は救出した者を蘇生させるために必要な採暖用の燃料費等	災害発生の日から10日以内 〔但し内閣総理大臣の承認により期間延長あり〕	・ 輸送費、賃金職員等雇上費は別途計上 ・ 災害発生直後に行方不明となった者については、災害発生後3日を経過した者は一応死亡したものとして推定

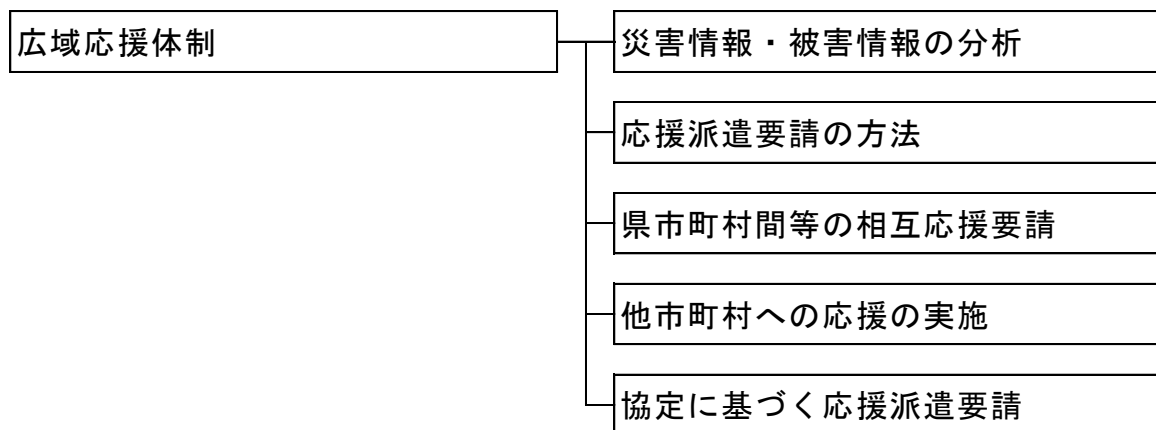
救助の種類	対 象	対 象 経 費	期 間	実 施 基 準
死体の処理	災害の際死亡したものの	死体の発見から埋葬に移る過程において行われる処理 ・死体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処置 ・死体の一時保存 ・検案	災害発生の日から10日以内 (但し内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	・死体の洗浄、縫合、消毒等 1体当たり3,400円以内 ・一時保存 既存建物を利用する場合 実費 既存建物を利用できない場合 1体当たり5,300円以内 ・検案 救護班によらない場合は、当該地域の慣行料金 ・輸送費、賃金職員等雇上費は別途計上
障害物の除去	・自らの資力をもってしては障害物の除去を実施し得ない者 ・障害物により当面の日常生活が営み得ない状況にあること	・除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費 ・輸送費及び賃金職員等雇上費等	災害発生の日から10日以内 (但し内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	・1世帯当たり135,400円以内 ※ 市町村ごとのプール計算を認めている。
輸送費及び賃金職員等雇上費	・被災者の避難 ・医療及び助産 ・被災者の救出 ・飲料水の供給 ・死体の捜索 ・死体の処理 ・救援物資の整理、輸送及び配分		救助の実施が認められる期間以内	・当該地域における通常の実費
実費弁償	・災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者 ・災害救助法施行令第10条第5号から第10号までに規定する者		救助の実施が認められる期間以内	(日当1人1日当たり) 県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して知事が別に定める額。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、市町村(市町村の一部事務組合を含む。)の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して知事が別に定める。 ・業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内

第4節 広域応援体制

大規模・広域災害が発生した場合、被害が拡大し、被災した県、町及び各防災関係機関独自では、対処することが困難な事態が予想される。

このため、町、県及び町防災各関係機関は、あらかじめ十分に協議を行い、相互応援の体制を整えるとともに、県及び町においては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県または市町村及び多種多様な団体との災害時における応援協定等の締結に努める。

また、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施を可能とするために、平常時においても相互の情報交換、人材の交流等に努めるものとする。



第1 災害情報・被害情報の分析

1 情報の分析・検討

町は、収集した情報の分析を行い、応援の必要性の有無及び応援要請先について検討する。応援の要請先は次のとおりである。

表 応援要請先一覧

(1) 被災地外の県内市町村 (2) 県及び関係機関 (3) その他の公共的団体等 (4) 協定のある関係機関 (5) 消防庁（緊急消防援助隊等） (6) 県消防班応援 (7) その他、民間団体、企業等

2 応援受入れ体制の確立

町及び防災関係機関は、災害の規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を内容とする受援計画の策定に努める。

第2 応援派遣要請の方法

1 応援派遣要請の種別

町長は、災害応急対策または災害復旧のため必要なときは、隣接市町、指定行政機関、または指定地方行政機関の職員等の応援派遣要請を行う。

(1) 隣接市町の職員等

町長は、かねてから災害時における相互応援派遣について協議しておく。

(2) 指定行政機関または指定地方行政機関の職員等

町長は、指定行政機関または指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明示して職員等の派遣要請を行う。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職種別及び人員数
- ③ 派遣を要請する期間
- ④ 派遣された職員の給与、その他の勤務条件
- ⑤ その他職員等の派遣について必要な事項

(3) 県知事への職員派遣あつせん要請

町長は、県知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関または他の地方公共団体の職員の派遣について、上記同様に必要事項を明示してあつせんを求める。

(4) 県知事への消防・防災ヘリコプターの応援要請

町長は、必要に応じ県知事に対し、鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定に基づき、災害による被害を防止するため応援を求める。

(5) 市町村相互の応援協力及び県外への応援要請

- ① 災害が発生した場合、隣接する市町は、応急措置の実施について相互に応援協力を行う。
- ② 発生した災害が更に拡大した場合、同一ブロック内（県災害対策支部の管轄区域内（大隅支部））の市町は、被災市町からの要請に基づき、応急措置の実施について必要な応援協力を行う。
- ③ 災害が大規模となりブロックを越える応援が必要と判断される場合、町長は県に対して県内市町村の相互応援の調整及び県外の防災関係機関等からの応援について要請する。

第3 県市町村間等の相互応援要請

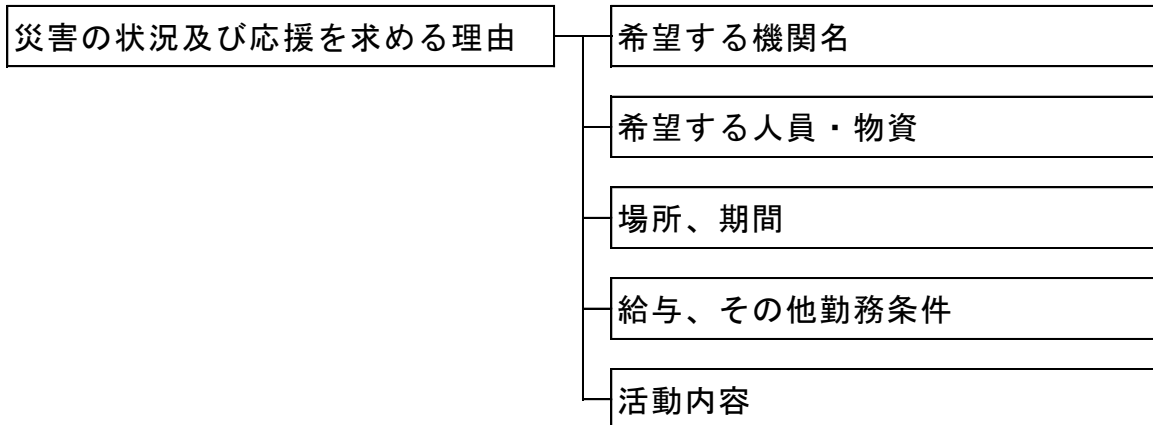
1 県、他市町村、指定行政機関等に対する応援要請

(1) 応援要請に関する措置

災害応急対策または災害復旧のため、必要なときは次の応援要請の要点を示し、県、

他市町村、指定地方行政機関等の長に対し職員派遣等の要請を行う。また、知事に対し、他市町村、指定地方行政機関の職員派遣等についてあつせんを求める。

○ 応援要請をする場合の要点



(2) 応援の受入れに関する措置

他市町村、県、関係機関等に応援の要請を行う場合は、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る宿泊場所のあつせん等、応援の受入れ体制の確保に努める。

(3) 受入れる際の留意事項

応援の受入れを決定した場合、以下の点について留意し、必要があれば協議する。

- ① 受入れルート
- ② 応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊、給食等

2 県、他市町村、指定行政機関等に対する応援要請

(1) 応援項目

- ① 災害応急措置に必要な職員の派遣
- ② 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③ 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- ④ 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- ⑤ 遺体の火葬のための施設の提供
- ⑥ ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- ⑦ 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- ⑧ ボランティア団体の受付及び活動調整
- ⑨ その他応援のために必要な事項

(2) 連絡体制の確保

本節の定めるところにより、町は応援要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、他市町村、県、関係機関等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

(3) 受入れ体制の確保

- ① 連絡窓口の明確化

町長は、他市町村、県、関係機関等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておく。

② 受入れ施設の整備

町長は、他市町村、県、関係機関等からの人的、物的応援を速やかに受入れるため、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係わる人員の宿泊場所のあっせん等、応援の受入れ体制の整備に努める。

また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入れ施設を定めておく。

第4 他市町村への応援の実施

町長は、他市町村において災害が発生し、自力による応急対策が困難であるため応援要請を受けた場合または応援の必要があると認めた場合は、災害対策基本法に基づき、応援を実施する。

1 職員等の派遣

町長は、他市町村において災害が発生した場合、被災市町村への物資の供給や職員等の派遣を行う。

2 被害情報の収集

町長は、応援を迅速かつ的確に行うため被災市町村へ職員等を派遣し、被害情報の収集を速やかに行う。

3 応援の実施

町長は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、職員等の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。

4 被災者受入れ施設の提供等

町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

町長は、被災市町村の被災者を一時的に受入れするための公的住宅、医療機関並びに要配慮者を受入れるための社会福祉施設等の提供またはあっせんを行う。

第5 協定に基づく応援派遣要請

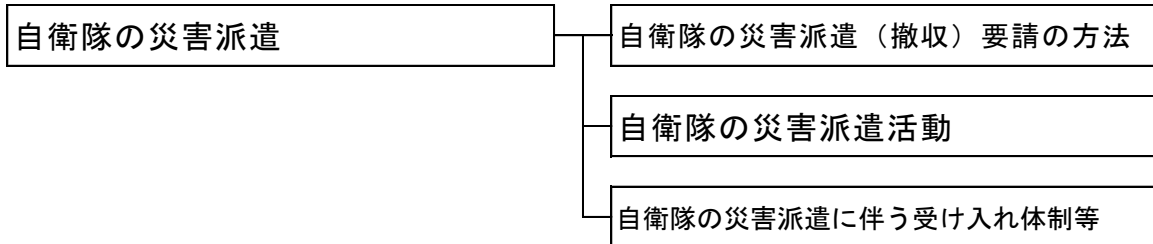
町は、災害による被害を最小限に抑えるため、火災、救急救助事案、その他の災害に関して、県内外市町村、指定地方行政機関、消防の一部事務組合等と協定を締結している。

※ 資料編【7. 応援協定等】を参照。

第5節 自衛隊の災害派遣

大規模災害が発生した場合、被害が拡大し、町や県、各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受け入れ体制を整える。



◇自衛隊法〔昭和二十九年六月九日法律第百六十五号〕

（災害派遣）

第八十三条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命または財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣またはその指定する者に要請することができる。

2 防衛大臣またはその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

3 庁舎、営舎その他の防衛省の施設またはこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

4 第一項の要請の手続は、政令で定める。

5 第一項から第三項までの規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第二条第四項に規定する武力攻撃災害及び同法第百八十三条において準用する同法第十四条第一項に規定する緊急処理事態における災害については、適用しない。

第1 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

1 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

- (1) 災害が発生し、知事が人命または財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (3) 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合で、町長が応急措置を実施す

るため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

- (4) 災害に際し、通信の途絶等により町長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が、町長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合
- (5) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
- (6) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合
- (7) 庁舎・営舎その他の防衛庁の施設またはこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

2 災害派遣要請の手続き

(1) 災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第83条に基づき、自己の判断または町長の要請要望により行う。

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は、原則として町長が行う。

(2) 要求手続

町長が、知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は、次の事項を明記し、各活動内容に応じた県の各担当部長を経由して、知事へ文書による要請依頼を行う。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

表 知事への災害派遣要請要求の連絡場所

災害派遣要請要求先		所在地	電話番号	備考
担当部名	主管課			
鹿児島県危機管理防災局	危機管理課	鹿児島市鴨池新町10番1号	099-(直通) 286-2276	県内
〃 総務部	人事課	〃	(直通) 286-2045	
〃 暮らし保健福祉部	保健医療福祉課	〃	(直通) 286-2656	
〃 農政部	農政課	〃	(直通) 286-3085	
〃 土木部	監理課	〃	(直通) 286-3483	
〃 〃	河川課	〃	(直通) 286-3586	
〃 環境林務部	環境林務課	〃	(直通) 286-3327	
〃 商工労働水産部	商工政策課	〃	(直通) 286-2925	
〃 教育委員会	総務福利課	〃	(直通) 286-5190	
〃 出納局	会計課	〃	(直通) 286-3765	
〃 警察本部	警備課	〃	(代表) 206-0110	

鹿児島県庁（代表）099-286-2111

(3) 災害派遣要請の要求が出来ない場合の措置

町長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知する。

ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

(4) 自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

知事の派遣要請または自衛隊の自主的決定により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知するものとする。

(5) 災害派遣部隊の撤収要請

災害派遣部隊の撤収要請の依頼を行う場合は、民心の安全、民生の復興に支障がないよう、あらかじめ県及び派遣部隊の長と協議しておく。

表 自衛隊の連絡場所

自衛隊要請関係機関		所在地	電話番号	備考
部隊名	主管課			
陸上自衛隊西部方面總監部	防衛部防衛課運用班	熊本市東区東町1-1-1	096-368-5111 内線2255又は2256	
〃 第8師団司令部	第3部防衛班	熊本市北区八景水谷2-17-1	096-343-3141 内線 3234 夜間 3302	
〃 第12普通科連隊本部	第3科	霧島市国分福島2丁目4-14	0995-46-0350 内線 235 0995-460350 内線 301	県内
〃 第8施設大隊 (川内駐屯地)	第3科	薩摩川内市冷水町539-2	0996-20-3900 内線 230	県内
海上自衛隊佐世保地方總監部	防衛部	佐世保市平瀬町18	0956-23-7111 内線 3225	
〃 第1航空群司令部	運用幕僚	鹿屋市西原3-11-2	0994-43-3111 内線 2213	県内
〃 奄美基地分遣隊	防衛部	大島郡瀬戸内町古仁屋船津27	09977-2-0250	県内
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	防衛部運用2班	福岡県春日市原町3-1-1	092-581-4031 内線 2348 夜間 2203	
自衛隊鹿児島地方協力本部	総務課	鹿児島市東郡元町4-1	099-253-8920	県内

第2 自衛隊の災害派遣活動

1 災害派遣部隊の活動内容

自衛隊の災害派遣部隊の活動内容は、次のとおりである。

表 自衛隊の災害派遣部隊の活動内容

区 分	活 動 内 容
被 害 状 況 の 把 握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避 難 の 援 助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要あるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭 難 者 等 の 捜 索 救 助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索救助を行う。
水 防 活 動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積み込み等の活動を行う。
消 防 活 動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
道 路 又 は 水 路 の 啓 開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療、感染症予防、 病 虫 害 防 除 等 の 支 援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は、通常地方公共団体の提供するものを使用するものとする。
通 信 支 援	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において、外部通信を支援する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊 飯 及 び 給 水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯及び給水の支援を行う。
救 助 物 資 の 無 償 貸 付 又 は 譲 与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省所轄に属する物品の無償貸し付け及び譲与等に関する省令（平成29年3月31日外防衛省令第6号（第3次改正））」に基づき、救援物資を無償貸付又は譲与する。
交 通 規 制 の 支 援	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。
危 険 物 の 保 安 及 び 除 去	特に要請があった場合において、方面総監督が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
そ の 他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

2 災害派遣部隊の自衛官の権限等

（1）災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、またはまさに発生しようと

している場合において、町長、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通報する。

なお、当該措置を伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- ① 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第63条第3項）
 - ② 他人の土地等の一時使用等（災害対策基本法第64条第8項）
 - ③ 現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第8項）
 - ④ 住民等を応急措置の業務に従事させること。（災害対策基本法第65条第3項）
- (2) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が自衛隊用緊急通行車両の通行の妨害となる場合において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとることができる。（災害対策基本法第76条の3第3項）この場合、当該措置をとったときには、直ちに、当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知する。

◇災害対策基本法〔昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号〕

（市町村長の警戒区域設定権等）

第六十三条 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があつたときは、警察官または海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官または海上保安官は直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとったときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 第六十一条の二の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

（応急公用負担等）

第六十四条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、または土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災

害を受けた工作物または物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下この条において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。

3 市町村長は、前項後段の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

4 市町村長は、第二項後段の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、またはその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5 前三項に規定する工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

6 第三項に規定する公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項後段の規定により保管した工作物等（第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該市町村長の統轄する市町村に帰属する。

7 前条第二項の規定は、第一項及び第二項前段の場合について準用する。

8 第一項及び第二項前段の規定は、市町村長その他第一項または第二項前段に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第一項または第二項前段に規定する措置をとったときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

9 警察官、海上保安官または災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、第七項において準用する前条第二項または前項において準用する第二項前段の規定により工作物等を除去したときは、当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等または内閣府令で定める自衛隊法第八条に規定する部隊等の長（以下この条において「自衛隊の部隊等の長」という。）に差し出さなければならない。この場合において、警察署長等または自衛隊の部隊等の長は、当該工作物等を保管しなければならない。

10 前項の規定により警察署長等または自衛隊の部隊等の長が行う工作物等の保管については、第三項から第六項までの規定の例によるものとする。ただし、第三項の規定の例により公示した日から起算して六月を経過してもなお返還することができない工作物等の所有権は、警察署長が保管する工作物等にあつては当該警察署の属する都道府県に、政令で定める管区海上保安本部の事務所の長または自衛隊の部隊等の長が保管する工作物等にあつては国に、それぞれ帰属するものとする。

第六十五条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

2 第六十三条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

第七十六条の三 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者または管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないときまたはその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

3 前二項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第一項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両（自衛隊の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用する。この場合において、第一項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「消防用緊急通行車両（消防機関の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「消防用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。

5 第一項（前二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に従つて行う措置及び第二項（前二項において準用する場合を含む。）の規定により行う措置については、第七十六条第一項の規定による車両の通行の禁止及び制限並びに前条第一項、第二項及び第四項の規定は、適用しない。

6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官または消防吏員は、第三項若しくは第四項において準用する第一項の規定による命令をし、または第三項若しくは第四項において準用する第二項の規定による措置をとつたときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、または措置をとつた場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

第3 自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等

1 派遣部隊の受入体制

（1）町は、派遣部隊の宿泊施設または野営施設を準備しておく。特に駐車場について留意

すること。（地積、出入り便を考慮）

- （2）町は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合または重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。
- （3）災害地における作業等に関しては、町及び県と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定する。
- （4）その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意する。

2 使用器材の準備

- （1）災害救助または応急復旧作業等に使用する機械、器具類は特殊なものを除き、出来得る限り町において準備し、不足するものは派遣部隊の携行する機械器具類を使用する。
- （2）災害救助または応急復旧作業等に予想される材料、消耗品類はすべて県及び町において準備し、不足するものは派遣部隊が携行する材料、消耗品類を使用する。ただし、派遣部隊携行の使用材料、消耗品類のすべてを県及び町に譲渡するものではなく、災害時の程度その他の事情に応じて県及び町はできる限り返品または代品弁償しなければならない。
- （3）使用器材の準備については、以上のほかに現地作業に当たり無用の摩擦を避けるため、出来得る限り事前に受入側の準備する材料、品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協定を行う。

3 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち、次に掲げるものは町の負担とする。ただし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村と協議して定める。

- （1）派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- （2）派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- （3）派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、電話料等
- （4）派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
- （5）その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議する。

4 自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

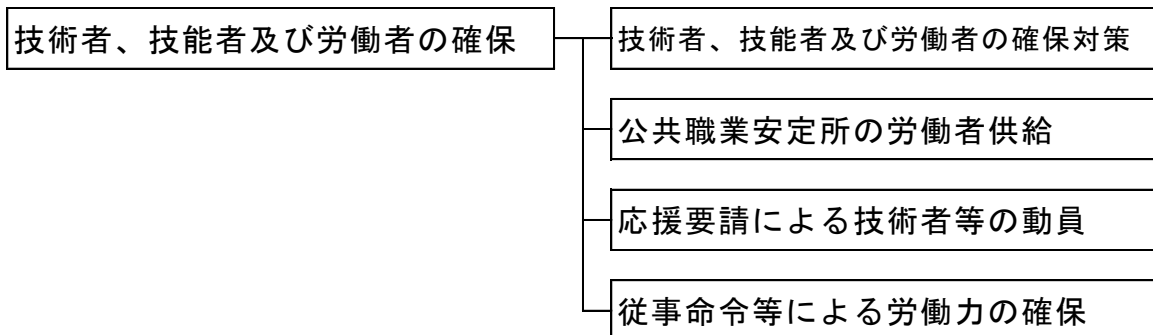
自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資人員の輸送が考えられることから、町において条件等を考慮し、地域ごとに適地を選定し、町地域防災計画において定めるとともに、陸上自衛隊国分駐屯地司令及び海上自衛隊第1航空群司令に通報しておく。

※ 資料編【5. 避難場所・避難所等 5-3 その他】を参照。

第6節 技術者、技能者及び労働者の確保

災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。



第1 技術者、技能者及び労働者の確保対策

1 人員の確保

町長は、技術者、技能者及び労働者の動員雇用を行う。

大隅公共職業安定所長は、防災関係機関の要請により、労働者のあっせんを行う。

防災関係機関等の長は、事故の災害対策に支障を及ぼさない範囲で、技術者、技能者等を派遣して応援を実施する。町の担当は、総務対策部（総務班）とする。

2 労働者等確保順位

労働者等の確保は、概ね次により行う。

- （1）防災関係機関の常備労働者及び関係業者等の労働者の動員
- （2）大隅公共職業安定所のあっせんによる労働者の動員
- （3）防災関係機関等の応援派遣による技術者、技能者等の動員
- （4）緊急時において、従事命令等による労働者等の強制動員

第2 公共職業安定所の労働者供給

1 労働者あっせん手続、方法等

（1）労働者あっせん手続、方法等

災害対策を実施するために必要な技術者、技能者及び労働者の確保が、それぞれの災害対策実施機関において困難な場合は、大隅公共職業安定所に次の事項を明らかにして、

必要な人員のあつせんを依頼する。

- ① 必要労働者数
- ② 作業の内容
- ③ 作業実施機関
- ④ 賃金の額
- ⑤ 労働時間
- ⑥ 作業場所の所在
- ⑦ 残業の有無
- ⑧ 労働者の輸送方法
- ⑨ その他の必要な事項

(2) 賃金の額

災害対策実施機関が就労者に支払う賃金の額は、原則として同地域における同職種に支払われる額とする。

2 労働者の輸送

災害対策実施機関は、労働者の毎日の作業就労に際し、労働者の住所と作業現場との距離がおおむね片道2キロメートル以上ある場合は、作業能率その他を考え、できるだけ車両等による労働者の輸送就労を考慮する。

災害対策実施機関による車両等の労働者輸送が困難な場合は、交通費を支給し、一般交通機関利用により支障のない作業就労を図る。

第3 応援要請による技術者等の動員

防災関係機関等において、自らの技術者等確保が困難な場合は、次の事項を明示して、他の防災関係機関等に必要な技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

- 1 派遣を要請する理由
- 2 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 3 派遣を必要とする時間
- 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 5 その他職員等の派遣について必要な事項

第4 従事命令等による労働力の確保

1 命令の種類と執行者

災害応急対策の緊急実施のため、防災関係機関の常備労働者及び関係業者等の労働者、大隅公共職業安定所のあつせんによる労働者及び防災関係機関等の応援派遣による技術者、技能者等の手段による動員が困難な場合は、各法律に基づく強制命令執行により、労働力の確保を図る。

表 命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防職員または消防団

			員
水防作業	従事命令	水防法第17条	水防管理者、水防団長、消防機関の長
災害救助作業	従事命令	災害救助法第24条	知事
	協力命令	災害救助法第25条	知事
災害応急対策作業 (災害救助法による救助を除く)	従事命令	災害対策基本法第71条	知事
	協力命令	災害対策基本法第71条	知事
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	町長
		災害対策基本法第65条第2項	警察官、海上保安官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官

2 命令の対象者

命令の種別による従事対象者は次のとおりである。

表 命令の対象者

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住する者または水防の現場にある者
災害救助、災害応急対策作業 (災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令)	①医師、歯科医師または薬剤師 ②保健師、助産婦または看護師 ③土木技術者または建築技術者 ④大工、左官またはとび職 ⑤土木業者または建築業者及びこれらの者の従業者 ⑥地方鉄道業者及びその従業者 ⑦軌道経営者及びその従業者 ⑧自動車運送事業者及びその従業者 ⑨船舶運送業者及びその従業者 ⑩港湾運送業者及びその従業者
災害救助、災害応急対策作業の知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣者
災害応急対策全般(災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令)	市町村区域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般(警察官職務執行法による警察官の従事命令)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

3 従事命令等の執行

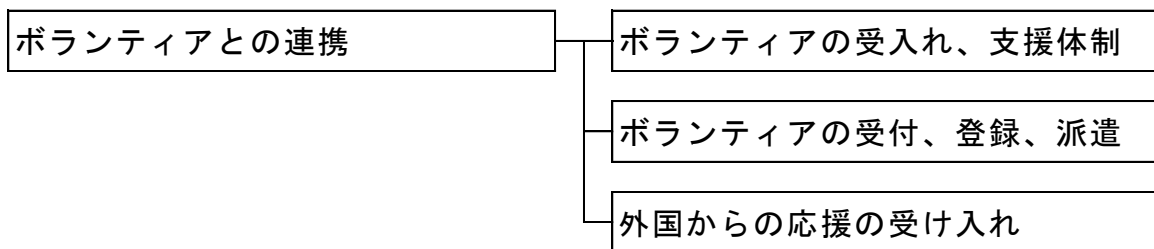
(1) 知事の従事命令等執行は、次の方法による。

- ① 災害救助法が適用された場合の救助に関するものは、災害救助法に基づく従事命令等を発令する。
 - ② 災害救助法が適用されない場合の災害応急対策または災害救助法に基づく救助以外の災害応急対策に関するものは、災害対策基本法に基づく従事命令等を発令する。
- (2) 知事（知事が町長に権限を委任した場合の町長を含む。）の従事命令等の執行に際しては法令等の定める令書を交付する。
- (3) 知事以外の他の従事命令等命令権者が発令する従事命令等には、令書の交付は必要としない。

第7節 ボランティアとの連携

大規模な災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。

このため、町では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。



第1 ボランティアの受入れ、支援体制

1 ボランティア活動に関する情報提供

町は、被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社、社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

社会福祉協議会、地元や外部からの被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携の取れた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

2 被災地におけるボランティア支援体制の確立

町社会福祉協議会等は、災害が発生した場合速やかに、災害ボランティアセンター及び近隣支援本部を設置し、行政機関等関係団体との連携を密にするとともに、県社会福祉協議会の支援等を受けながら、以下により、ボランティアによる支援体制の確立に努める。

（1）災害ボランティアセンターにおける対応

町社会福祉協議会等は、町と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として、公共施設の中から被災状況を把握した上で、適切な場所に災害ボランティアセンターを設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

その際、必要に応じて地区ボランティアセンターの設置も検討する。

町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。

なお、被害の程度により、周辺市町村社会福祉協議会等に対して、災害ボランティアセンターへの積極的な人的協力等を求める。

（2）近隣支援本部における対応

被災規模が大きい場合には、通信・交通アクセスが良い等適切な地域の被災地周辺市町村社会福祉協議会等に近隣支援本部を設置し、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行う等、周辺市町村社会福祉協議会等に対して、災害ボランティアセンターの支援、積極的な人的協力等を求める。

- ※ 災害ボランティアセンター・・・主に災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織である。平常時においても常設されている組織がいくつかあり、この場合は、災害予防に関するボランティアの養成や町民向け防災教育訓練、防災啓蒙活動を行うボランティアの拠点の性格も有する。

3 ボランティア活用計画

（1）参加、協力が求められるボランティア

- ① 日本赤十字奉仕団（県支部へ依頼）
- ② 大学等の学生
- ③ 公務員
- ④ 災害救助活動に必要な専門技能を有する者
- ⑤ その他、各種ボランティア団体等

（2）ボランティア活動の内容

- ① 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- ② 避難所の運営
- ③ 炊き出し、その他の災害救助活動
- ④ 高齢者、病人等の看護
- ⑤ 被災地の清掃及び防疫
- ⑥ 軽易な事務の補助
- ⑦ アマチュア無線による情報の収集、伝達
- ⑧ その他、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業

なお、活動内容の選定にあたっては、ボランティアの意見を尊重して決定する。

4 民間団体の活用計画

町長は、災害時において民間団体活用の必要が生じたとき、民間団体に対し次の事項を示して応援協力を求め、応急対策にあたる。

（1）要請方法

総務対策部（総務班）は、協力に要する業務に適する団体の長に対し、次の事項を明示して協力を要請する。

- ① 業務の内容
 - ② 場所
 - ③ 期間
 - ④ 必要人員数
 - ⑤ その他必要な事項
- (2) 協力を要請する業務の内容
- ① 災害現場における応急措置と患者の搬出、危険箇所の発見及び連絡等の奉仕
 - ② 救護所の設置に必要な準備、救護所における患者の世話等の奉仕
 - ③ 被災者に対する炊き出し、給水の奉仕
 - ④ 警察官等の指示にもとづく、被災者の誘導、搬出家財等の監視と整理の奉仕
 - ⑤ 関係機関の行う被害調査、警報、伝達の連絡奉仕

表 民間団体の組織と活動内容

被要請団体	要請時の明記事項	協力活動内容
振興会	ア 応援を必要とする理由	ア 被災者に対する炊出作業
自主防災組織	イ 作業の内容	イ 被災者に対する救出作業
土木建築業者	ウ 従事場所	ウ 救助物資の輸送配給作業
農業協同組合	エ 就労予定期間	エ 清掃防疫援助作業
商工会	オ 所要人員	オ 被害状況の通報連絡作業
女性団体・その他の団体	カ 集合場所	カ 応急復旧作業現場における 軽備な作業
	キ その他参考事項	キ その他必要とする作業

第2 ボランティアの受付、登録、派遣

1 ボランティアの受付、登録

ボランティア活動希望者の受入れに当たっては、災害ボランティアセンター等がボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について、救援対策本部、近隣支援本部、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介、加入に努める。

2 ボランティアの活動の支援

災害ボランティアセンターは、ボランティア活動に対する支援を、おおむね次のとおりに行う。

- (1) 被災者及び復旧活動等のニーズの把握
- (2) ボランティア活動に関する情報の発信
- (3) ボランティアの登録、受入れ、配置
- (4) ボランティア活動保険に対する具体的な内容の指示
- (5) ボランティア活動に対する具体的な内容の指示
- (6) 被災地の状況等によって、ボランティア活動に必要な物資、宿泊、食事等について情

報の提供

(7) ボランティア活動証明書の発行

(8) その他ボランティア活動に必要な業務

第3 外国からの応援の受け入れ

外国からの応援活動については、国が受入れを決定し、作成する受入れ計画に基づいて、県が受け入れるものとする。

県国際交流課は、受け入れた外国からの応援活動が円滑に実施できるよう、県国際交流協会等から通訳ボランティアを確保するとともに、必要な支援を行う。

第8節 災害警備体制

災害時には、町民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持、その他被災地における治安の万全を期することが極めて重要である。

このため、災害時には、迅速かつ的確に組織的、総合的、計画的な警察活動を実施する。

また、県警察は、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃など各種犯罪に関する情報収集及び適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

災害警備体制

災害警備体制

自衛警備活動

第1 災害警備体制

1 警察の任務

(1) 警察の任務

- ① 各種情報の収集と予警報の把握並びに通報及び報告
- ② 高齢者等避難及び避難の指示並びに避難の誘導
- ③ 危険にさらされている者の救出救助
- ④ 負傷者の救護
- ⑤ 警戒区域の設定及び被害拡大防止の処置
- ⑥ 死体の検死（見分）及び行方不明者の搜索
- ⑦ 交通の混乱防止のための交通規制並びに緊急交通の確保及び交通秩序の回復のための応急処置
- ⑧ 被災地及び避難者の警戒
- ⑨ 各種犯罪の予防、検挙その他公安の維持
- ⑩ 関係機関の行う防災活動に対する協力
- ⑪ その他災害警備上必要な広報活動
- ⑫ 被害の実態把握

(2) 警備体制

警察における警備体制及び所掌事務については、警察署長の定めるところによる。

第2 自衛警備活動

1 自衛警備活動

被災地の盗難、火災等の二次災害を防止するため、警察・消防団と連携し、地域の自主防

災組織による巡回・警備活動を促進する。

2 町の自衛警備活動

町長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、肝付警察署長に連絡し、両者は緊密な連携のもとに協力する。

第2章 警戒避難期の応急対策

風水害時の気象警報等の発表以降、災害の発生に到る警戒避難期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助、救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む）や、水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要があることから、このような警戒避難期の応急対策について定める。

第1節 気象警報等の収集・伝達

風水害時の応急対策を進めるうえで、鹿児島地方気象台から発表される気象警報等は、基本的な情報である。

このため、町、県及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

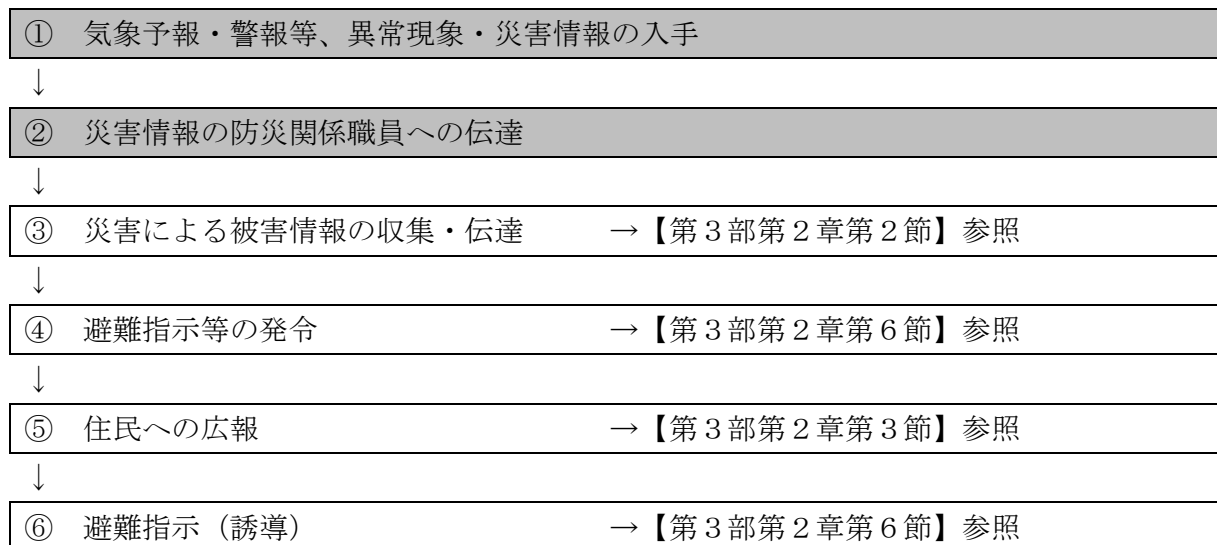
情報の収集及び伝達事項は、概ね次の内容であり、本節では下記の①及び②の内容とし、③以下は別節で取り扱う。

気象警報等の収集・伝達

気象警報等の発表

気象警報等の受信・伝達

図 情報伝達の流れ



第1 気象警報等の発表

1 特別警報・注意報・警報及び気象情報の発表

(1) 特別警報・注意報・警報及び気象情報の発表

特別警報・注意報・警報の種類及び発表基準は、次のとおりである。

なお、本町の予警報の細分区域は、大隅地方（一次細分区域名）肝属（市町村をまとめた地域）である。

表 警報・注意報発表基準一覧表

種類		基準	
注意報	大雨注意報	大雨により災害が起こるおそれがある場合に行う。 具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合。	
		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
		12	138
	洪水注意報	津波、高潮以外による洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合。	
		流域雨量指数基準	汐入川流域＝11.5
		複合基準 (表面雨量指数・流域雨量指数)	肝属川流域＝(6・36.3) 汐入川流域＝(6・11.5) 串良川流域＝(12・18.4)
		指定河川洪水予報による基準	肝属川水系 [俣瀬・豊栄]
	強風注意報	強風により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合。 ■平均風速 12m/s（陸上・海上）以上が予想される場合	
	風雪注意報	風雪により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合。 ■雪を伴い平均風速 12m/s（陸上・海上）以上が予想される場合	
	大雪注意報	大雪により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合。 ■24時間降雪の深さが平地 5 cm 以上、山地 10 cm 以上が予想される場合	
	波浪注意報	波浪・うねり等により災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 ■有義波高 2.5m 以上が予想される場合	
	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について、一般の注意を喚起する必要があるとき。具体的には次の条件に該当する場合。 ■潮位が東京湾平均海面上 1.9m 以上と予想される場合	

	雷注意報	■落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧注意報	濃霧により交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。具体的には、次の条件に該当する場合。 ■視程が陸上で100m以上、海上で500m以上になると予想される場合	
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合。 ■最小湿度が40%以下で、実効湿度が65%以下になると予想される場合	
	なだれ注意報	なだれが発生して災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 ■積雪の深さ100cm以上で次のいずれかが予想される場合 ① 気温3℃以上の好天 ② 低気圧等による降雨 ③ 降雪の深さ30cm以上	
	低温注意報	低温により農作物などに著しい被害が予想される場合や、冬季の水道管の凍結・破裂による著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 ■夏期：平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 ■冬期：最低気温が海岸地方で-4℃以下、内陸部で-7℃以下と予想される場合	
	霜注意報	霜により農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 ■11月30日までの早霜、3月10日以降の晩霜、最低気温が4℃以下と予想される場合	
	着氷(雪)注意報	着氷(雪)が著しく通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 ■大雪注意報・警報の条件下で、気温が-2℃～+2℃、湿度が90%以上と予想される場合	
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合。	
		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
		17	207
	洪水警報	津波・高潮以外による洪水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合。	
		流域雨量指数基準	汐入川流域=14.4

		複合基準 (表面雨量指数・流域雨量指数)	肝属川流域＝(16・40.3) 串良川流域＝(12・24.8)
		指定河川洪水予報による基準	肝属川水系〔俣瀬・豊栄・高山橋〕
	暴風警報	暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 ■平均風速 20m/s 以上が予想される場合	
	暴風雪警報	暴風雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 ■雪を伴い平均風速 20m/s 以上が予想される場合	
	大雪警報	大雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 ■24 時間降雪の深さが平地 20cm 以上、山地 30 cm 以上が予想される場合	
	波浪警報	波浪・うねり等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 ■有義波高 6.0m 以上が予想される場合	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮		高潮になると予想される場合
	波浪		高波になると予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注)

(ア) 発表基準欄に記載した数値は、鹿児島県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

(イ) 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

(ウ) 高潮注意報・高潮警報の基準潮位は東京湾平均海面(T・P)を使用する。なお、T・Pは日本の陸地標高の基準面である。

(エ) 平地とは標高 200m 以下の地域、山地とは標高 200m を超える地域

(2) 気象情報

気象等の予報に係りのある台風その他の異常気象等についての情報は、一般及び関係機関に対して具体的に速やかに発表する。

特に、1時間 120 ミリ以上の雨量を観測した場合は、直ちに「鹿児島県記録的短時間大雨情報」を発表する。この値については、注意報・警報の基準値と同じに検討と見直しが行われ、必要な場合は変更される。

2 土砂災害警戒情報の発表

鹿児島地方気象台及び鹿児島県は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、町の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を、市町村を最少単位で発表する。

(1) 発表機関

土砂災害警戒情報は、気象業務法、災害対策基本法により、鹿児島地方気象台と鹿児島県が共同で作成・発表する。

(2) 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、町長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

(3) 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、鹿児島県内全ての市町村を発表対象とする。

(4) 土砂災害警戒情報の作成

市町村の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、分かりやすい文章と図を組み合わせ作成する。

(5) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

① 発表基準

発表基準は、大雨警報発表中において、県が監視する基準（土砂災害発生予測情報 システムの危険指標）と、気象台が監視する基準（土壌雨量指数の設定履歴順位）が、ともに超過すると予想されるときとする。

また、大雨警報の切り替え等各種情報を勘案して、より厳重な警戒を呼び掛ける必要があると認められる場合等には、両基準をともに超過していない時でも、県と気象台が協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合には、県と気象台が基準の取り扱いについて協議する。

② 解除基準

解除基準は、県が監視する基準と、気象台が監視する基準について、どちらかがその基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときまたは大雨警報が解除されたときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数による雨量の推定貯留量の降下状況や土砂災害発生の情報等を鑑み、県と気象台が協議のうえ解除する。

ただし、土砂災害警戒情報が解除されたときでも、斜面が緩んでおり崩壊等が起こりやすい状態にあるので、避難指示等の解除に当たっては、斜面や溪流の状況を確認した後判断する。

(6) 土砂災害警戒情報の利用に当たっての留意点

- ① 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定しているが、雨の多少にかかわらず急傾斜地等が崩壊することもある。
従って、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないこと、また、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としないことに留意する。
- ② 町長が行う避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報のほか、過去の降雨状況、土砂崩れなどの災害状況、土砂災害発生予測システムによる危険指標（レベル0、1、2、3）、気象庁の防災情報提供システム（インターネット版）の土砂災害警戒判定メッシュ情報、防災点検の結果なども合わせて総合的に判断する。

3 火災気象通報及び火災警報の発表

(1) 火災気象通報

① 発表機関及び伝達系統

火災気象通報とは、消防法に基づいて鹿児島地方気象台長が、気象状況が火災予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、その通報を受けたときは直ちに、それを市町村長に通知しなければならない。

② 発表基準

火災気象通報は、次の基準をすべて満たす場合に発表される。

- 実効湿度 65%以下
- 最小湿度が 40%未満
- 最大風速が 7 m/s をこえる見込み

(2) 火災警報

① 発表機関

火災警報は、町長が火災気象通報の伝達を受けたとき、またはその他によって気象状況を知ったとき、その地域の条件等を考慮して必要な地域について発表する。

② 発表基準

町は、空気が乾燥し、かつ、風の強いとき等で、火災の危険が予想されるとき発表するものとし、具体的発表基準は次のような気象状況を考慮する。

- 実効湿度 65%以下または最小湿度が 35%以下に下がる見込みのとき
- 平均風速が 12 メートル以上

第2 気象警報等の受信・伝達

1 気象警報等の受信・伝達

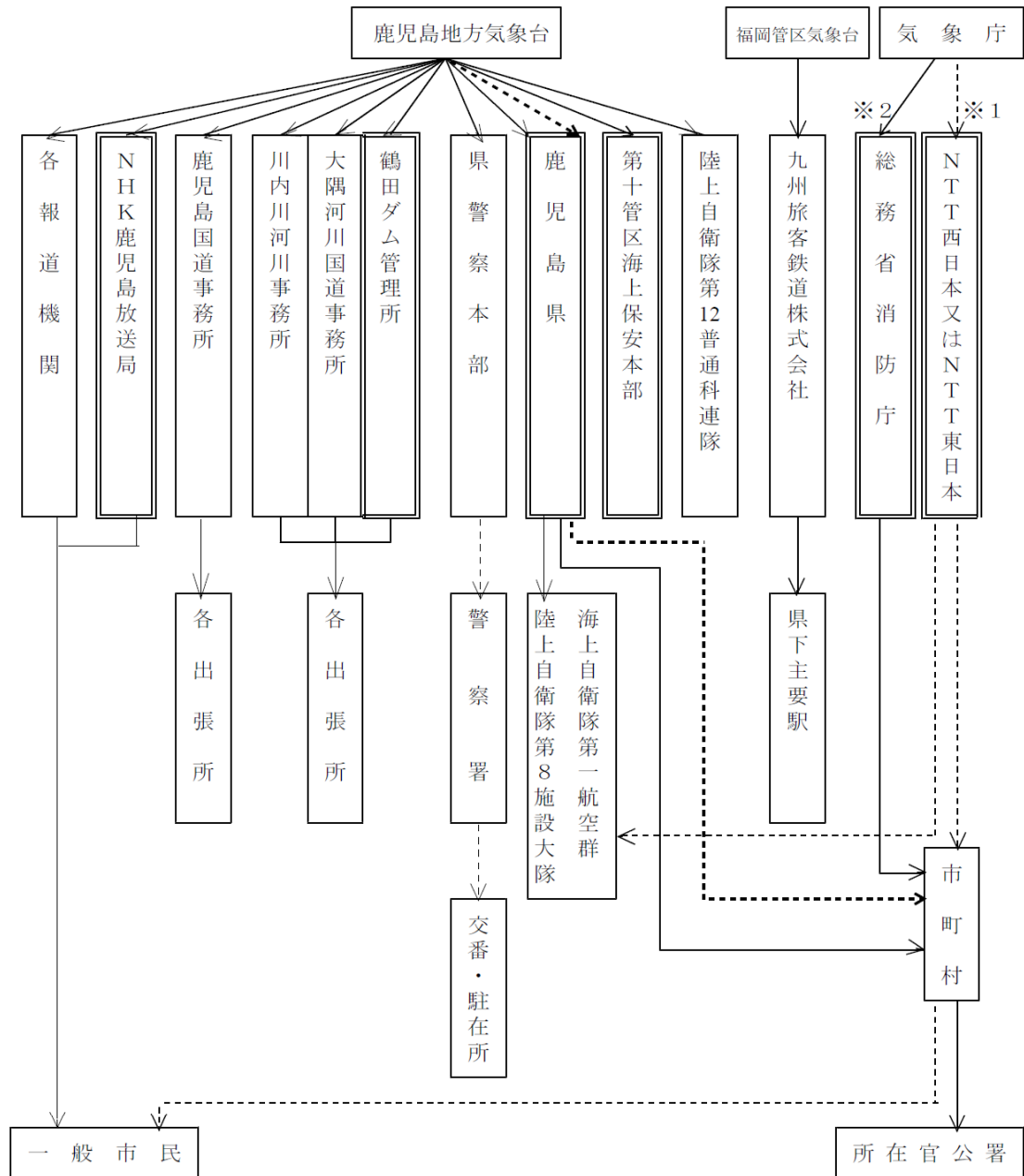
町長は、警報等の連絡の受理体制を常に確立しておくよう努めるとともに警報等の連絡を受けたときは、速やかに所在官公署及び住民に周知徹底させる。

この場合、要配慮者施設への伝達に配慮する。

2 気象予・警報、情報等の伝達系統

各気象予・警報、情報等の伝達系統は、以下に示すとおりである。

図 気象予・警報、情報等の伝達系統



(注) → 予報警報情報とも通知, ----→ 警報だけ通知, -.-.-→ 火災気象通報

- 1 鹿児島県の伝達系統で注意報については、特に重要な災害対策の実施を必要とするものについて通知する。
- 2 NTT西日本又はNTT東日本とは、西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社を意味する。
- 3 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条及び第9条の規定に基づく通知先
- 4 特別警報が発表された場合、県においては市町村への通知が、市町村においては住民等への周知の措置がそれぞれ法律により義務付けられている。
- 5 ※1 気象資料伝送システム（オンライン） 特別警報・警報のみ伝達
- 6 ※2 気象資料伝送システム（オンライン）

3 気象予・警報、情報等の伝達方法

(1) 鹿児島地方気象台が通知する予・警報

表 鹿児島県地方気象台が通知する予・警報情報等の種類と伝達方法及び形式

担当 気象 官署	種類 通知先	特 別 警 報 ・ 警 報						注 意 報						火災 気象 通報	情報	伝達方法	特別警報・警報・注意報の伝達形式
		暴風 雪	暴風 雪	大雨 (雪)	高潮 洪水 *2	波浪	強風	風雪	大雨 (雪)	高潮	洪水	波浪	警報のない注意報 *3				
鹿児島 地方 気象 台	NTT西日本又は東日本	○*	○*	○*	○*	○*										オンライン	全文
	鹿児島県	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○	○	○*	○	防災情報提供システム	〃
	第十管区海上保安本部	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○	○		○	〃	〃
	鶴田ダム管理所	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○	○		○	〃	〃
	NHK鹿児島放送局	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○	○		○	〃	〃
	鹿児島県警察本部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	〃	〃
	川内川河川事務所・大隅河川国道事務所・鹿児島国道事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	〃	〃
名瀬測候所	NTT西日本又は東日本	○ *1	○ *1	○ *1	○ *1	○ *1										オンライン	〃
	鹿児島県	○ *1	○ *1	○ *1	○ *1	○ *1	○	○	○	○	○	○	○	○*	○	防災情報提供システム *1	〃
	奄美海上保安部	○ *1	○ *1	○ *1	○ *1	○ *1	○	○	○	○	○	○	○		○	防災情報提供システム	〃
	NHK鹿児島放送局	○ *1	○ *1	○ *1	○ *1	○ *1	○	○	○	○	○	○	○		○	防災情報提供システム *1	〃

- (注) 1. 災害時及び通信障害時においては、伝達先の機関において気象官署に職員を派遣する等の方法によって、防災気象情報（特別警報・警報・注意報を含む）の確保に努めるものとする。
2. *印の警報は受信担当者の確認操作により、受領証を気象官署に返信するものとする。
3. 水防活動用気象警報・注意報、水防活動用高潮警報・注意報、水防活動用洪水警報・注意報、それぞれ大雨特別警報・警報・注意報、高潮特別警報・警報・注意報、洪水警報・注意報をもって代えるものとする。
4. *1は鹿児島地方気象台を経由し、対象機関に通知される。
5. *2の洪水は、警報のみ（特別警報なし）
6. *3警報のない注意報（雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷・着雪）

表 防災関係機関が伝達する予・警報時の種類と伝達方法

各 機 関 の 伝 達 先	伝 達 事 項														津波予報	伝達方式	伝達内容
	特 別 警 報 ・ 警 報							注 意 報									
	暴風	暴風雪	大雨(雪)	高潮	洪水*	波浪	その他	強風	風雪	大雨(雪)	高潮	洪水	波浪	その他			
川 内 川 河 川 ・ 大隅河川国道事務所→県							水防○									無線FAX又は電話FAX	全 文
第十管区海上保安本部→船舶							海上○								○	無線電話その他	
N T T 西日本又は東日本→市町村	○	○	○	○	○	○									○	電 話 F A X	全 文
鹿 児 島 県 →市町村	○	○	○	○	○		水防 洪水予報○	火災通知○							洪水予報○	無線FAX 電話FAX 加入電話又は加入電報	全 文
N H K 鹿児島放送局→一般	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	無線送電	全文略文又は 標題のみ
川内川河川・大隅河川国道事務所、鹿児島地方気象台→県・一般							洪水予報○								洪水予報○	無線FAX又は電話FAX	全 文

(注) *の洪水は、警報のみ(特別警報なし)

4 雨量に関する情報等の伝達

町は、雨量に関する情報等の伝達を受けた時は、速やかに所在官公署及び住民への周知を図る。この場合、特に要配慮者施設への伝達に配慮する。

5 土砂災害警戒情報の伝達

鹿児島県は、災害対策基本法第51条(情報の収集及び伝達)及び第55条(県知事の通知等)により、市町村、その他関係者に土砂災害警戒情報を、専用通信施設等を用いて、伝達する。

町長は、本地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係ある公私の団体等へ伝達する。

◇災害対策基本法〔昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号〕

(情報の収集及び伝達等)

第五十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下「災害応急対策責任者」という。)は、法令または防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

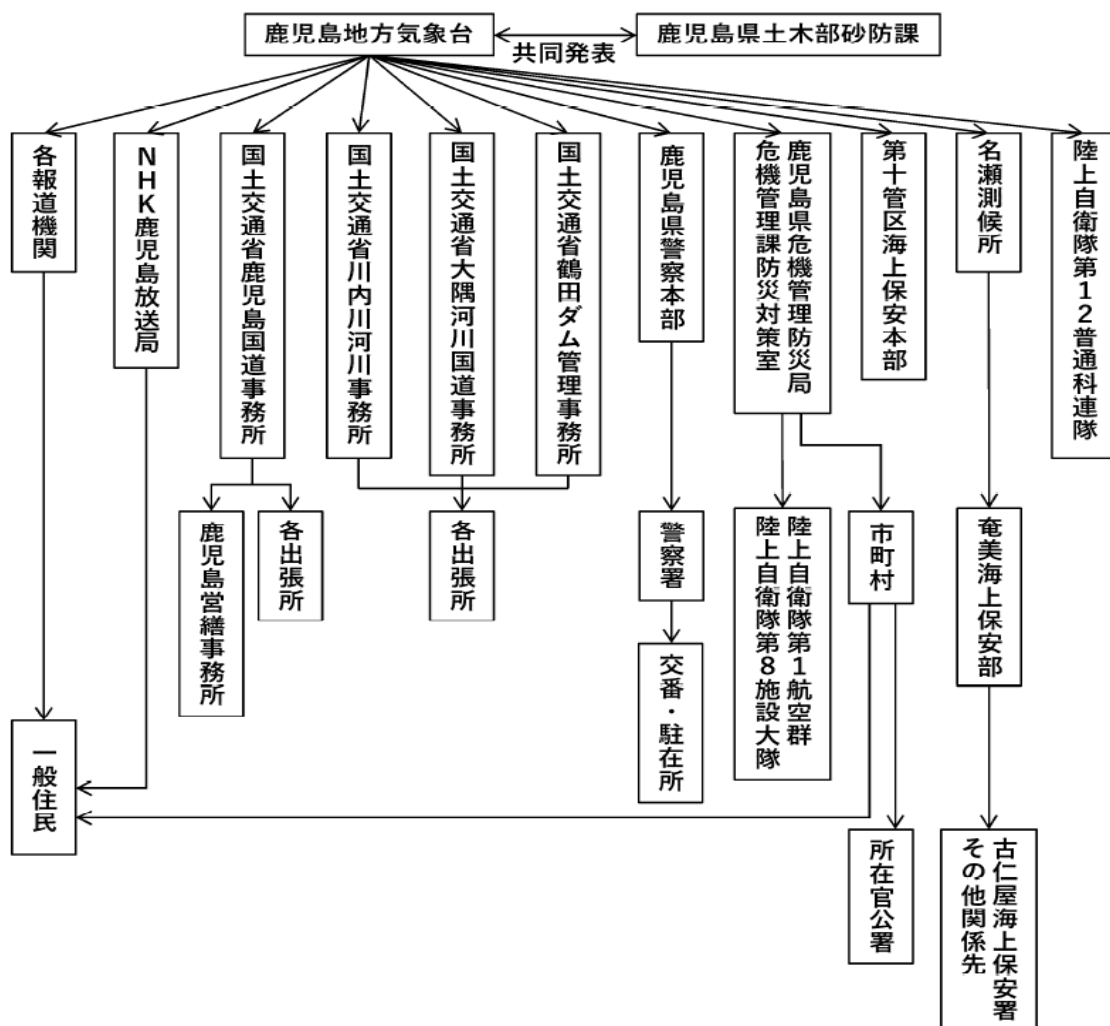
2 災害応急対策責任者は、前項の災害に関する情報の収集及び伝達に当たっては、地理空間情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項に規定する地理空間情報をいう。)の活用努めなければならない。

3 災害応急対策責任者は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対策の実施に努めなければならない。

(都道府県知事の通知等)

第五十五条 都道府県知事は、法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、または自ら災害に関する警報をしたときは、法令または地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係指定地方行政機関の長、指定地方公共機関、市町村長その他の関係者に対し、必要な通知または要請をするものとする。

図 土砂災害警戒情報の伝達系統図



第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

災害発生直後から被災状況を正確に把握するため、災害情報及び被害情報を収集し、あわせて、防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡する必要がある。

このため、特に、町民の生命に関わる情報の収集に重点を置き、被災地の情報を迅速・確実に収集・伝達するとともに、収集した災害情報等を県、周辺市町村や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

災害情報・被害情報の収集・伝達

災害情報等の収集・伝達

災害情報等の報告

第1 災害情報等の収集・伝達

情報の収集においては、以下の情報を収集する。

特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

なお、人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

また、行方不明者として把握したものが、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）または県に連絡する。

なお、町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

1 収集すべき災害情報等の内容

- (1) 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数、行方不明者の数を含む。）
- (2) 住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）

- (3) 津波・高潮被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）
- (4) 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- (5) 出火件数、または出火状況
- (6) 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）
- (7) 輸送関連施設被害（道路、港湾、漁港）
- (8) ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、上水道、下水道施設被害）
- (9) 避難状況、救護所開設状況
- (10) 災害対策本部設置等の状況
- (11) 災害の状況及びその及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

2 災害情報等の収集

(1) 各対策部における情報収集

各対策部は、所管に係る災害情報、被害状況及び応急対策状況等を調査収集し、災害対策本部へ報告する。

報告の時期は、はじめに災害状況を了知したときまたは災害が発生したときから1時間ごとに、災害報告により報告する。特に重要な災害報告を収集したとき及び大きな災害が新たに発生したときは、その都度報告する。ただし、本部長が報告の時期について、特に指示したときは、この限りでない。

(2) 災害調査員による情報収集

町職員の中から、情報収集のための災害調査員を選任し、振興会ごとに配備する。

災害調査員は、担当配備区域において災害が発生したとき（災害が発生するおそれがある場合を含む。）は、直ちに振興会長や消防分団等と連絡をとり災害状況等を調査し、電話等で本部へ報告する。また、災害調査員以外の職員の場合も、参集途上に可能な限り人命危険情報を収集し、その結果を参集後、本部へ報告する。

なお、当該災害の被害状況が確定したときは、速やかに災害報告により本部へ報告する。

3 災害情報等の集約、活用、報告

(1) 町における報告情報の集約

総務対策部（本部班）は、報告された災害情報等を整理する。

整理された災害情報は、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、全職員に周知を徹底する。

(2) 県等への報告

総務対策部（本部班）は、被害概況に関して、早期に県へ報告する。

特に、災害規模の把握のための町から県等への報告は以下を目標に実施する。

① 第1報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

ア 勤務時間外（総務対策部本部班員の登庁直後）

イ 勤務時間内（災害発生直後）

② 人命危険情報の中間集約結果の報告

災害発生後、出来る限り早く報告する。

なお、この段階で町災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。

③ 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

災害発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。県への報告は、災害情報等報告系統と同一の系統及び方法を用いる。

町は、同時多発火災や救出要請等により、119番通報が殺到した場合に、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

（3）災害情報等を収集するに当たっての留意事項

人的被害、住家被害、避難、火災の発生・延焼の状況等、広域的な災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について、他の情報に優先し収集・報告する。

（4）人的被害情報の集約・調整

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は町が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、町は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、町との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、町等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

なお、県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害時における行方不明者等の氏名等の公表方針」（令和4年5月13日）に基づき町と連携の上、行方不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな行方不明者等の絞り込みに努めるものとする。

第2 災害情報等の報告

1 災害情報等の報告系統

町長は、管内の災害情報及び被害情報（以下「災害情報等」という。）を収集、把握し、県その他関係機関に報告する。なお、通信途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、消防庁に直接被害情報等の連絡を行う。

表 鹿児島県災害情報報告先

区分 回線別		大隅地域振興局 総務企画課	危機管理局 危機管理課
N T T回線	電話	直通 0994-52-2083 夜間 0994-52-2083	代表 099-286-2111 直通 099-286-2276 夜間 099-286-2276
	F A X	0994-52-2100	099-286-5519

表 消防庁（東京都千代田区霞が関 2-1-2）災害情報報告先

区分 回線別		平日（9:30～18:30） 応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電話	80-048-500-7527	80-048-500-7782
	F A X	80-048-500-7537	80-048-500-7789

2 災害情報等の種類及び内容

災害情報とは、災害が発生しそうな状況のときから、被害が数的に判明する以前の間に
おける被害に関する次のようなものをいう。

- （1）災害発生のおそれのある異常な現象が生じたとき、その異常現象を必要が災害対策機
関に通報するもの
- （2）災害の発生する直前に、災害が発生しようとしている状況を通報するもの
- （3）災害発生前の災害防止対策または災害拡大防止対策の活動状況を通報するもの
- （4）災害が発生しているが、災害の程度が数的に把握できない状況を通報するもの

3 災害情報、災害報告の通報及び報告要領

（1）災害発生のおそれのある異常現象の通報要領

① 発見者の通報

異常現象を発見した者等からの情報を受けた者は、その現象が水防に関する場合は水
防機関（水防管理者またはその他水防関係者）に、火災に関する場合は消防機関に、その
他気象、水象、海難の場合は、町長または警察署長（警察官）、海上保安官署（海上保安
官）に通報する。

② 警察署長等の通報

異常現象発見の通報を受けた警察署長（警察官）等は、直ちに 町長に通報する。

③ 町長の通報

①・②及びその他により異常現象を承知した町長は、直ちに次の機関に通報する。

ア 気象、水象に関するものは、関係気象官署

イ その異常現象により災害発生 が予想される隣接市町村

ウ その異常現象により、予想される災害の対策実施機関（県出先関係機関その他応急
対策実施機関）

④ 町長の気象官署に対する通報要領

気象官署に關係する異常現象を承知した町長が関係気象官署に通報する要領は、次の
とおりとする。

ア 通報すべき事項

（ア）気象関係

（イ）水象に関するもの（台風等に伴う異常潮位、異常波浪等）

イ 通報の方法

通報の方法は、電話、電報によることを原則とする。

ウ 通報のあて先

通報のあて先は、鹿児島地方気象台とする。

エ 費用負担

通報に要する電話・電報の費用は、原則として発信した町の負担とする。

⑤ 町長の通報・収集要領

異常現象発見者が町長その他関係機関に通知する要領、系統等は、次のとおりである。

ア 災害発生のおそれのある異常現象の通報

異常を発見した者は、直ちに次のとおり通報する。

(ア) 河川の氾濫等水防に関するもの 消防署、総務課、建設課

(イ) 火災発生に関するもの 消防署、総務課

(ウ) 海難に関するもの 海上保安署、消防署、警察署、総務課

(エ) その他異常現象 消防署、警察署、総務課

イ 消防署長等の通報

異常現象発見の通報を受けた消防署長等は、直ちに必要な対策を実施するとともに、総務課に報告する。

ウ 町長の通報

ア、イ及びその他により異常現象を知った町長は、直ちに次の機関に通報する。

(ア) 気象、地象、水象に関するもの 鹿児島地方気象台

(イ) その他の異常現象により災害発生が予想される隣接市町

(ウ) その他の異常現象により予想される災害の対策実施機関

(2) (1) 以外の災害情報及び災害報告の通報、報告方法

① 町長は、管内の所管事項に係る災害情報及び被害情報を調査収集し、系統図に基づき大隅地域振興局の各対策班または県本部の各対策部に通報報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、直ちに関係の対策部に通報報告する。

② 災害情報で、県以外の防災関係機関の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、当該防災関係機関に通報するものとする。

(3) 災害報告の様式

町の県への災害報告は、県の災害報告取扱要領に定めるものとする。

(4) 災害報告の留意事項

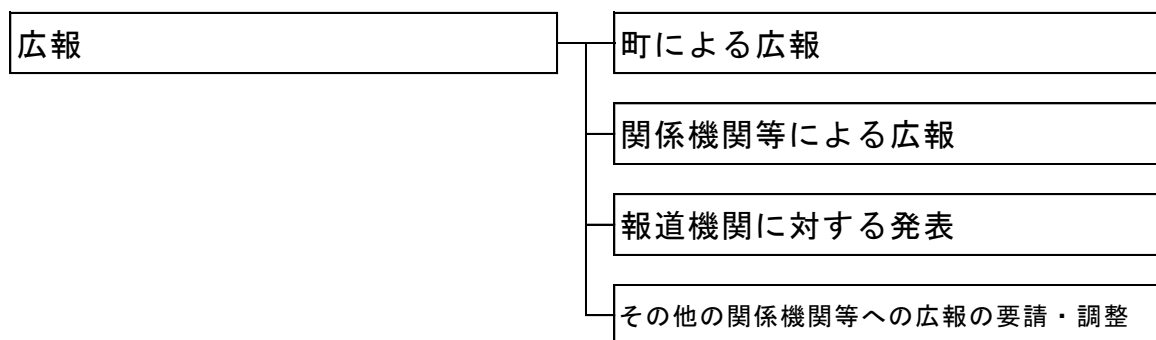
① 町及び県の各対策機関は、災害報告にあたり、災害報告の責任者として「災害連絡員」1名を定めておき、更に災害連絡員に事故のある場合を考慮して副連絡員を定めるようにする。

② 被害状況の報告に際しては、警察の報告と町及び県の各対策機関の報告とがぐいちがわないう相互に被害状況に関する情報を交換する等、密接な連携のもとに報告の正確を期するものとする。

第3節 広報

風水害等の災害に際して、浸水、斜面崩壊等様々な災害に対する町民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を町民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、町、県及び防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、災害時の適切な防災活動を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。特に、町民の生命に関わる情報の収集に重点を置き、被災地の情報を迅速・確実に収集・伝達するとともに、収集した災害情報等を町、県及び周辺市町村や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。



第1 町による広報

1 広報内容

災害時には、以下に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また、気象通報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

(1) 災害危険地域住民への警戒呼びかけ（避難誘導）、避難の指示

町の広報担当者は、降雨が長期化し、災害危険が増大していると判断されるときは、事前に定めた広報要領により、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施する。

(2) 災害発生直後の広報

町及び県（危機管理防災課）は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。災害発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ災害時の防災行動を喚起するため、以下の内容の広報を実施する。

- ① 緊急避難を要する地区住民への避難の喚起・指示
- ② 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示
- ③ 出火防止、初期消火、ガスの元栓閉栓の喚起・指示

(3) 災害発生後、事態が落ち着いた段階での広報

- ① 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ
- ② 地区別避難所
- ③ 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報に惑わされない、テレビ・ラジオ・行政機関のホームページ・緊急速報（エリアメール）・安全安心メール・地域コミュニティ無線から情報を入手するようになる。

- ④ 安否情報

安否情報については、「NTTの災害用伝言ダイヤル171や各携帯会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板などを活用する」よう広報する。

- ⑤ 災害救援活動方針・救援活動の内容

（4）広報及び情報等の収集要領等

- ① 対策各班は、広報を必要とする場合、必要に応じて、総務対策部（本部班）を経由し、総務対策部（広報班）に連絡し、災害情報等の広報を要請する。
- ② 被害状況、対策状況等の全般的な情報は、総務対策部（本部班）において収集する。
- ③ 総務対策部（広報班）が必要に応じて取材（現地写真撮影等）を行う場合は、総務対策部（本部班）を通じて各関係対策部に連絡する。

2 広報手段

（1）町は、次の各伝達手段によって広報活動を行う。

- ① 町が保有する防災行政無線等
- ② 地域コミュニティ無線
- ③ 緊急速報メール（エリアメール）
- ④ 防災メール
- ⑤ サイレン吹鳴装置
- ⑥ 広報車、各消防分団車による巡回
- ⑦ 町職員・消防団・自主防災組織・振興会長等による巡回
- ⑧ 広報紙、ポスター
- ⑨ テレビ、ラジオ、新聞等報道関係
- ⑩ 町ホームページ
- ⑪ その他

（2）広報車による広報を行う場合は、簡潔でわかりやすい内容で明確に行う。

3 放送機関に対する広報の要請等

総務対策部（広報班）は、人命の安全確保、人心安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報において迅速・確実を期すべきもの、若しくは報道機関による広報が適当なものについては、放送機関に広報を依頼する。

なお、町においては、地域コミュニティ無線（戸別受信機）を利用し、直接放送を実施し、きめ細やかな情報を提供する。

また、災害の発生が時間的に迫っていて、町が利用できる通信機能がマヒした場合には、災害対策基本法第57条の規定により、県が放送機関と締結している「災害時における放送

要請に関する協定」に基づき、県へ要請する。なお、町は、県が行う放送機関への要請を補完するため、放送機関への直接の要請も併せて行う。

◇災害対策基本法〔昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号〕

（警報の伝達等のための通信設備の優先利用等）

第五十七条 前二条の規定による通知、要請、伝達または警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事または市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、または放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットを利用した情報の提供に関する事業活動であって政令で定めるものを行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。

第2 関係機関等による広報

1 放送機関による広報

災害時のテレビ・ラジオ等による公共放送は、町民の情報ニーズに応えるとともに、町民や関係機関等の職員が防災対策を遂行する上で必要となる各種情報を提供するなど極めて重要な役割を果たす。したがって、各放送機関は、各々の防災計画に定められた活動体制を確立して、報道活動や町民広報を実施する体制を強化する。

2 その他の防災関係機関による広報

（1）九州電力株式会社鹿児島支社

災害による停電等の被害箇所の状況、復旧の見通しをはじめ、公衆感電事故の防止等について、ホームページ・携帯電話サイト及び広報車・報道機関等により町民への周知に努める。

（2）西日本電信電話株式会社鹿児島支店

災害による電話の不通箇所の状況、復旧の見通し等について、自社ホームページ・広報車・報道機関等により町民への周知に努める。

（3）ガス会社

災害によるガス施設の被害箇所の状況、復旧状況の見通しをはじめ、ガス漏れによる事故防止等について、広報車・報道機関等による町民への周知に努める。

（4）九州旅客鉄道株式会社、バス会社

被害箇所の状況、復旧状況の見通し等について、掲示板や案内板への掲示をはじめ、広報車及び報道機関等により町民への周知に努める。

第3 報道機関に対する発表

町の広報担当は、総務対策部（広報班）が一括して行い、災害の種別、発生場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、適宜報道機関に発表する。

発表は以下の要領で実施する。

1 報道発表の要領

- (1) 発表の場所は、原則として役場本庁舎とする。
- (2) 発表担当者は、企画課の責任者の在庁最上位の者とする。
- (3) 事前に報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。
これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。
- (4) 要配慮者への報道手段、内容について配慮するように要請する。
- (5) 警察、消防その他の組織との情報交換を的確に行い、広報内容の一体性を保つ。

2 報道機関へ発表する広報内容

- (1) 災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等〔要請〕
- (2) 災害対策本部の設置の有無〔発表〕
- (3) 雨量・河川水位等の状況〔発表〕
- (4) 火災状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕
- (5) 家屋損壊件数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕
- (6) 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕
- (7) 周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数〔要請〕
- (8) 避難状況等〔発表〕
- (9) 被災地外の住民へのお願い〔要請〕

〔例〕

- 被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。
 - 安否情報については、NTTなど災害用伝言ダイヤルを活用してほしい。
 - 個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。
 - まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう（梱包を解かなくて済むよう）、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。…等
- (10) ボランティア活動の呼びかけ
 - (11) 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕
 - (12) 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）〔発表、要請〕
 - (13) 電気、電話、上水道、下水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）〔発表、要請〕
 - (14) 河川、道路、橋りょう等土木施設状況（被害、復旧状況）〔発表、要請〕

第4 その他の関係機関等への広報の要請・調整

1 ライフライン関係機関への要請

災害時に県及び町の災害対策本部に寄せられる町民等からの通報の中には、ライフラインに関係する問い合わせ（復旧見通しなど）も多いと予想される。

このため、町及び県は、町民等の通報内容をモニターし、必要があると認めたときは、ライフライン関係機関に対し、広報担当セクションの設置や増強を要請する。

2 関係機関との調整

（1）災害対策本部が広報を実施したとき

町の災害対策本部は広報を実施したときは、直ちに関係機関に報告する。

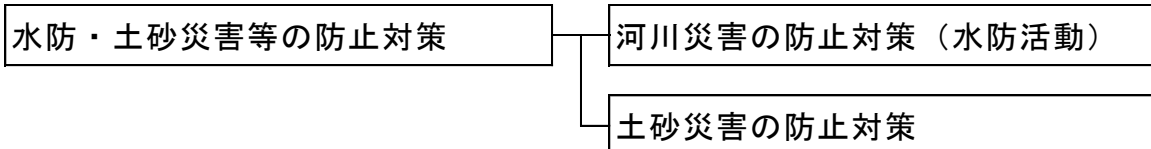
（2）関係機関が広報を実施したとき

関係機関が個別に広報を実施したときは、直ちに町本部へ通知することとする。

第4節 水防・土砂災害等の防止対策

風水害時は、河川出水、高潮、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、町は、水防団等を出動させ、必要に応じて県及び地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。



第1 河川災害の防止対策（水防活動）

河川災害の防止対策（水防活動）は、「東串良町水防計画書」に準じ、以下の活動を行う。

1 水防体制の確立

町は、水害防止施設の応急復旧措置を図るための水防組織を「東串良町水防計画書」に定めた方法に準じて確立する。

また、これらの情報に留意し、重要水防区域（串良川・肝属川・塩入川）及び重要水防区域外の危険と予想される区域や二次災害につながるおそれのある河川施設や溜池堤防等の施設の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

2 水防情報及び被害状況等の収集・伝達

町は、「東串良町水防計画書」に定めた方法に準じて、気象注意報・警報や水防警報を受信・伝達するほか、雨量・河川水位等の諸観測値を通報するなど、各種水防情報を収集・伝達する。

3 河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

各種水防組織は、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

（1）護岸の損壊等による浸水防止

河川出水、溢水等による浸水被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。また、ダムの洪水調整等による流量調整を行う。

（2）河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

（3）河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者

等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

(4) その他の水防活動の実施

河川災害防止のための以下の水防活動を実施する。

- ① 出動・監視・警戒及び水防作業
- ② 通信連絡及び輸送
- ③ 避難のための立退き
- ④ 防報告と水防記録
- ⑤ その他

第2 土砂災害の防止対策

1 土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業を担当する土木対策部（土木班）・農林水産対策部（農政班）は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

町は、急傾斜地崩壊危険箇所における斜面崩壊・地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

3 土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、県及び町において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

(2) 警戒避難体制の確立

町は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

(3) 警戒体制の実施

① 警戒体制の基準雨量

種別	前日までの連続雨量が 100mm 以上あった場合	前日までの連続雨量が 40～100mm あった場合	前日までの降雨がなか った場合
第1次 警戒体制	当日の 24 時間雨量が 50mm を超えたとき	当日の 24 時間雨量が 80mm を超えたとき	当日の 24 時間雨量が 100mm を超えたとき
第2次 警戒体制	当日の 24 時間雨量が 50mm を超え、時間雨量が 30mm 程度の強雨が降り はじめたとき	当日の 24 時間雨量が 80mm を超え、時間雨量が 30mm 程度の強雨が降り はじめたとき	当日の 24 時間雨量が 100mm を超え、時間雨量 が 30mm 程度の強雨が降 りはじめたとき

② 警戒体制の活動内容

種類	活動内容
第1次 警戒体制	○防災パトロールを実施する。 ○必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
第2次 警戒体制	○住民等に避難準備の広報を行う。 ○必要に応じて、避難指示を行う。 ○消防団等の活動を要請する。

(4) 土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報

国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査（緊急調査）を行い、町が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を町へ提供する。

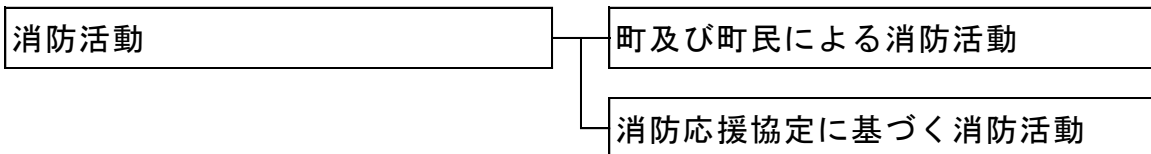
町は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は、適切に避難指示等の発令を行う。

第5節 消防活動

火災が発生した場合、町・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を実施する。

また、県及び県は、消防機関に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。



第1 町及び町民による消防活動

1 町の消火活動

消防機関は、統制ある消防活動を行い、火災防御活動の万全を期する。消防活動に際しては、消防・救急無線通信網を効果的に運用し、他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

町は、同時多発的火災の発生に際し、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止を効果的に実施できるよう、防火水槽、耐震性貯水槽、プール等の人工水利のほか、河川・海、ため池等の自然水利からの取水等、消防水利の有効活用に努める。

市街地大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に努め、避難の指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

2 町民等の対策

町民は、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

- (1) 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報
- (2) 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
- (3) 必要に応じて従業員、顧客等の避難
- (4) 周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達
- (5) 立入り禁止措置等の実施

第2 消防応援協定に基づく消防活動

1 広域消防との連携

消防活動等については、消防本部と緊密な連携を図りながら、万全を期する。

2 消防相互応援協定の活用

大規模な火災等が発生し、町等の消防力で災害の防御が困難な場合は、「鹿児島県消防相互応援協定」により、県内の消防力を十分活用し、災害応急対策にあたる。

第6節 避難の指示、誘導

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため、特に、町長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。

避難の指示、誘導

要避難状況の早期把握・判断

避難の指示の実施

避難の指示の伝達

避難の誘導等

第1 要避難状況の早期把握・判断

1 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の住居者、滞在者その他の者に対し、立退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に、町長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、指示等を行うための判断を被災地近傍の現地等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、町・その他の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

(1) 河川災害からの避難の実施

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずる地域も予想されるため、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、町・消防本部その他は、警報発表以降着手する警戒活動により、地域の状況を的確に把握し、避難指示等の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

(2) 斜面災害防止のための避難対策

鹿児島県の土壌等の特質から、急傾斜地等崩壊危険性の高い地域等における斜面崩壊からの避難等が想定される。町・消防本部その他は、警戒活動により斜面状況を把握し、被災地域の被害実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と合わせて、必要な対策を講ずるものとする。

第2 避難の指示の実施

1 避難の指示権を有する者

町長、その他避難の指示等の権限を有する者は、災害が発生しまたはまさに発生しようとして危険が切迫している場合、危険区域の居住者に対し避難のための立ち退きを指示する。

(1) 避難の指示

指示者	時期	指示内容
町長 (災害対策基本法第60条)	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。	立退き先の指示
水防管理者(町長) (水防法第29条)	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	立退きの指示
知事及びその命を受けた職員 (水防法第29条、地すべり等防止法第25条)	洪水、地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき。	立退きの指示
警察官 (警察官職務執行法第4条、災害対策基本法第61条)	○重大な被害が切迫したと認められるときは、警告を発し、または特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。 ○町長が同項に規定する避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、または町長から要求があつたときは、警察官または海上保安官は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。	立退きの指示、警告、避難の指示
自衛官 (自衛隊法第94条)	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限って、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。	避難について必要な措置
消防局長、消防署長消防吏員、消防団員 (消防法第23条の2、28条)	火災が発生し、または発生するおそれが著しく大きいとき。	警戒区域からの退去の命令

◇災害対策基本法〔昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号〕

（市町村長の避難の指示等）

第六十条 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、または前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部または一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、または終了したときは、その旨を公示しなければならない。

8 第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（警察官等の避難の指示）

第六十一条 前条第一項または第三項の場合において、市町村長が同条第一項に規定する避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、または市町村長から要求があつたときは、警察官または海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きまたは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

2 前条第二項の規定は、警察官または海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。

3 警察官または海上保安官は、第一項の規定により避難のための立退きまたは屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

◇水防法〔昭和二十四年六月四日号外法律第百九十三号〕

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波または高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員または水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

◇地すべり等防止法〔昭和三十三年三月三十一日号外法律第三十号〕

(立退の指示)

第二十五条 都道府県知事またはその命じた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、都道府県知事またはその命じた職員は、直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

◇警察官職務執行法〔昭和二十三年七月十二日号外法律第百三十六号〕

(避難等の措置)

第四条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、またはその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、または自らその措置をとることができる。

2 前項の規定により警察官がとつた処置については、順序を経て所属の公安委員会にこれを報告しなければならない。この場合において、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要と認める協力を求めるため適当な措置をとらなければならない。

◇自衛隊法〔昭和二十九年六月九日法律第百六十五号〕

(災害派遣時等の権限)

第九十四条 警察官職務執行法第四条並びに第六条第一項、第三項及び第四項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、第八十三条第二項、第八十三条の二または第八十三条の三の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする。

2 海上保安庁法第十六条の規定は、第八十三条第二項、第八十三条の二または第八十三条の三の規定により派遣を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。

◇消防法〔昭和二十三年七月二十四日法律第百八十六号〕

〔火災警戒区域の設定〕

第二十三条の二 ガス、火薬または危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命または財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、消防長または消防署長は、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、または総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。

② 前項の場合において、消防長若しくは消防署長またはこれらの者から委任を受けて同項の職権を行なう消防吏員若しくは消防団員が現場にいないときまたは消防長若しくは消防署長から要求があつたときは、警察署長は、同項の職権を行なうことができる。この場合において、警察署長が当該職権を行なつたときは、警察署長は、直ちにその旨を消防長または消防署長に通知しなければならない。

〔消防警戒区域の設定、退去命令及び出入禁止制限〕

第二十八条 火災の現場においては、消防吏員または消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、またはその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

② 消防吏員または消防団員が火災の現場にいないときまたは消防吏員または消防団員の要求があつたときは、警察官は、前項に規定する消防吏員または消防団員の職権を行うことができる。

③ 火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合には、現場に在る警察官は、これに援助を与える義務がある。

2 避難指示等の基準と区分

町長は、関係機関の協力を得て各危険地域に応じた具体的な避難指示等の基準を定める。

避難措置は、概ね次の方法に基づき、関係機関の協力を得て実施する。

(1) 高齢者等避難

河川出水等による浸水、山・崖崩れ、地すべり等の予想される地域からの避難、出火・延焼が予想される地域からの避難など、人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないと判断される場合、要支援者を事前に避難させる。

また、要支援者以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。

(2) 避難指示

町は、防災気象情報等を十分把握し、危険と認められる場合には、住民等に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。

河川出水等による浸水、山・崖崩れ、地すべり等の予想される地域からの避難、出火・延焼が予想される地域からの避難など、明らかに危険が事前に予想され、早期避難が適当と判断される場合、事前に避難させる。

なお、町は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

また、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(3) 警戒区域の設定

災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限、若しくは禁止、または当該区域からの退去を命ずる。

〔避難指示等の基準〕

町長が実施する警戒レベル3（高齢者等避難）、警戒レベル4（避難指示）、警戒レベル5（緊急安全確保）については、おおむね次の基準及び土砂災害警戒情報、鹿児島県土砂災害発生予測情報システムの雨量データ及び雨量状況による危険指標、各気象情報等を参考にし、また、巡視等の報告等を含めて、総合的に判断し発令する。

災害の種類 避難区分	河川のはん濫	豪雨・土砂災害	その他の災害
警戒レベル3 高齢者等避難	・肝属川の豊栄水位観測所の水位が氾濫注意水位である 3.70メートルに到達し、かつ上流域の河川水位が上昇している場合。 ・肝属川の俣瀬水位観測所の水位が氾濫注意水位である 3.80メートルに到達し、かつ上流域の河川水位が上昇している場合。 ・塩入川は肝属川の水位に準じて随時判断を行う。 ・河川の増水状況、降雨状況、降雨予測等により洪水の危険が高い場合	・相当な豪雨で、短時間に危険が予想される場合（例：連続雨量100ミリメートルを超えた場合または時間雨量30ミリメートルを超えた場合など） ・相当な暴風で、短時間に危険が予想される場合（例：風速20メートル程度でさらに強まっていく場合など） ・土砂災害危険箇所の巡視等により、前兆現象（湧水、小石が斜面からパラパラ落ち出す等）が発見されたとき	気象予測や災害の規模、範囲等から判断し、その都度避難の区分を決定する
警戒レベル4 避難指示	・肝属川の豊栄水位観測所の水位が避難判断水位である 4.40メートルに到達し、かつ上流域の河川水位が上昇している場合。 ・肝属川の俣瀬水位観測所の水位が避難判断水位である 4.70メートルに到達し、かつ上流域の河川水位が上昇している場合。 ・塩入川は肝属川の水位に準じて随時判断を行う。 ・決壊につながるような漏水の発見、または通報があった場合 ・近隣で浸水が拡大している場合	・豪雨が続き、重大な災害が起こるおそれがある場合（例：連続雨量150ミリメートルを超えた場合または時間雨量50ミリメートルを超えた場合など） ・引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命、身体の危険が強まってきたとき。（風速が20メートル以上で、更に強まっていくときなど） ・土砂災害危険箇所の巡視等により、近隣で前兆現象（斜面の亀裂、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見されたとき	

警戒レベル 5	・既に災害が発生している状況 ・すでに安全な避難ができず命が危険な状況	
緊急安全 確保		

表 河川のはん濫注意水位等

河川名	観測所名	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
肝属川	俣瀬	3.80m	4.70m	5.00m
串良川	豊栄	3.70m	4.40m	4.90m

※ 塩入川の各判断水位は肝属川の水位に準じて随時判断する。

◇水防法〔昭和二十四年六月四日号外法律第百九十三号〕

（水防団及び消防機関の出動）

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、または出動の準備をさせなければならない。

3 町の実施する避難措置

（１）避難者に周知すべき事項

町の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難の指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するように努める。

- ① 避難すべき理由（危険の状況）
- ② 避難の経路及び避難先
- ③ 避難先の給食及び救助措置
- ④ 避難後における財産保護の措置
- ⑤ その他

（２）避難対策の通報・報告

- ① 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか、指定緊急避難場所等の管理者または占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。
- ② 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を危機管理防災課（県本部設置時は県本部連絡班または大隅支部（大隅地域振興局））に報告しなければならない。
- ③ 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。
- ④ 町は、避難措置の実施に関し「地域防災計画」に、次の事項を定めておかなければならない。

ア 避難措置に関する関係機関の連絡方法

イ 避難措置を実施する責任者

ウ 避難の伝達方法（特に、要配慮者に配慮する。）

エ 地域ごとの指定緊急避難場所、指定避難所及び避難方法

オ その他の避難措置上必要な事項

4 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

(1) 警察官または海上保安官による避難のための立退きの指示（災害対策基本法第61条）

警察官または海上保安官は、町が避難のための立退きを指示することができないと認めるときまたは町長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

この場合、当該指示をしたときは、直ちに町長に指示した日時、居住者等、立退き先を通知しなければならない。

(2) 警察官による避難等の措置（警察官職務執行法第4条）

警察官は、前記1の避難の指示のほか、警職法第4条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。

この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

(3) 警察官または海上保安官による警戒区域の設定（災害対策基本法第63条第2項）

警察官または海上保安官は、町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う町の吏員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる。

この場合において、警察官または海上保安官は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(4) 自衛官の行う避難措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う町の吏員がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令を行うことができる。

この場合において、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

◇災害対策基本法〔昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号〕

（警察官等の避難の指示）

第六十一条 前条第一項または第三項の場合において、市町村長が同条第一項に規定する避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、または市町村長から要求があったときは、警察官または海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きまたは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

2 前条第二項の規定は、警察官または海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。

3 警察官または海上保安官は、第一項の規定により避難のための立退きまたは屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

(市町村長の警戒区域設定権等)

第六十三条 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があつたときは、警察官または海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官または海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 第六十一条の二の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

◇警察官職務執行法〔昭和二十三年七月十二日号外法律第百三十六号〕

(避難等の措置)

第四条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、またはその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、または自らその措置をとることができる。

2 前項の規定により警察官がとつた処置については、順序を経て所属の公安委員会にこれを報告しなければならない。この場合において、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要と認める協力を求めるため適当な措置をとらなければならない。

5 県の実施する避難措置

(1) 知事による避難の指示等の代行

知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部または一部を町長に代わって実施するものとする。

(2) 重要水防区域及び主要地すべり区域における立退きの指示等

町内で河川出水、斜面崩壊等の災害が発生した場合、県土木対策部は、二次災害を防

止するため、特に重要な水防区域及び特に重要な地すべり区域等に、必要な職員を派遣し危険箇所のパトロールを行うとともに、町長若しくはその委任を受けた町職員の実施する避難のための立退きについて指導し、または自らが実施する避難措置について協力させるものとする。

(3) 町が行う避難誘導の指導・応援協力

災害が発生した場合、現地に派遣された県職員は、町の行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置をとる。

ア 町の避難指示の状況を把握し、報告する。

イ 町から資機材、人員の提供等協力要請があった場合、必要な応援を行う。

(4) 県立学校、その他県立施設の入所者等の避難誘導

県立学校、その他県立施設の所管課は、必要と認める場合、各々の施設管理者等に指示し、入所者等を屋外等の安全な場所に避難させる。避難を行った場合、その旨を危機管理防災課（県災害対策本部設置時は、県本部連絡班）に通報する。職員は、状況に応じて、避難誘導の指導・応援を行う。

6 病院・社会福祉施設等における避難措置

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。

(1) 避難体制の確立

病院・社会福祉施設等の管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立する。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

7 駅、店舗等不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

(1) 避難体制の確立

施設管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡の確保や出入者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難指導を実施する。

また、施設管理者は、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時対応を実施する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

施設管理者は、災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制をとる。

8 学校・教育施設等における避難措置

教育委員会及び町は、児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が常に検討考慮した安全な方法により実施する。

(1) 在校時の町立学校の児童生徒の避難対策

① 避難の指示等の徹底

ア 教育長の避難の指示等は、町長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、早期に実施する。

イ 教育長は、災害種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示を行う。

ウ 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。

エ 校長は、教育長の指示のもとに、または緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。

オ 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障がい者等を優先して行う。

カ 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。

キ 学校が町地域防災計画等に定める指定緊急避難場所等に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。

ク 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

② 避難場所の確保

教育長は、町地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた学校ごとの避難場所を選定し、避難させる。

9 車両等の乗客の避難措置

(1) 災害時の車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期する。

(2) 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、速やかに当該車両等を停車させた地域の町長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

第3 避難の指示の伝達

町長は、避難指示が円滑に行われるように、あらかじめ定められた方法により、避難所、避難経路及び伝達の事項等について、住民へ迅速かつ的確に伝達できるよう、周知・徹底を図る。

1 伝達事項

- (1) 発令者
- (2) 差し迫っている具体的な危険予想
- (3) 避難対象地区名
- (4) 避難日時、避難先及び避難経路
- (5) 避難指示の理由
- (6) 避難にあたっての注意事項
 - ① 出火防止の措置（ガスの元栓、配電盤の遮断等）
 - ② 会社や工場等は、浸水その他の被害による油の流出防止、発火しやすい物質、電気、ガス等の保安措置を講ずる。
 - ③ 避難者は、携帯品を必要最小限とし、秩序を乱すことのないよう注意する。
 - ④ 避難者は、必要に応じ防寒衣、雨具等を携帯する。

2 伝達の方法

避難指示等の住民への伝達は、総務対策部（本部班）が関係機関と連携し、次の方法、経路で行う。

- (1) 防災行政無線
- (2) 地域コミュニティ無線
- (3) 緊急速報メール（エリアメール）
- (4) 防災メール
- (5) 広報車、サイレン等による伝達
- (6) 戸別巡回、伝達網による伝達
- (7) テレビ、ラジオ、インターネット、有線放送、電話等による伝達

表 避難指示等の伝達手段

伝達者	伝達手段
総務対策部（本部班）	指揮車、広報車、防災行政無線、地域コミュニティ無線、戸別巡回、電話 等
振興会、自主防災組織	地域コミュニティ無線、戸別巡回 等
消防署	防災行政無線、広報車、指揮車、消防車、戸別巡回 等
消防団	消防車、携帯マイク、戸別巡回 等
警察署	パトカー、戸別巡回 等
報道機関	テレビ、ラジオ等のメディア 等

第4 避難の誘導等

1 地域における避難誘導の実施

総務対策部（本部班）は、状況により、地域に避難の指示をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、以下の方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

- (1) 避難誘導の実施

① 避難誘導體制の確立

ア 避難場所が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、自主防災組織や消防団員等の中から誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するようにする。

イ 緊急を要する避難の実施にあたっては、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるように努める。

② 避難経路

ア 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた避難場所へ避難経路の周知・徹底を図る。

イ 災害時に避難経路を選択するにあたっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等の恐れのある危険箇所を避ける。

③ 避難順位

ア 災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障がい者等の要配慮者を優先して行う。

イ 浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

④ 携帯品の制限

ア 携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。

イ 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

⑤ 危険防止措置

ア 避難場所等の開設に当たって、町長は、避難場所等の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

イ 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置するなど危険防止に努める。

ウ 避難者は、携帯品を最小限とし、行動の自由を確保し、夜間に当たっては、特に誘導者を配置し、その誘導に従う。

(2) 自主避難の実施

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

(3) その他の避難誘導にあたっての留意事項

① 要配慮者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する要配慮者の避難誘導にあたっては、事前に把握された、要配慮者の実態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。

特に、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織等の協力を得るなどして地域ぐるみで安全確保を図るほか、状況によっては、町が車両、船舶等を手配し、一般の避難施設とは異なる介護機能を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

② 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、町において処置できないときは、直ちに県またはその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

2 病院・社会福祉施設等における避難誘導等

(1) 病院

① 防災施設等の整備

病院長若しくは病院の管理者は、施設そのものの安全性を高めるよう努める。

また、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

② 避難誘導

病院長等は、あらゆる災害に対処できるようあらかじめ避難計画を作成し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立し、これに基づき迅速かつ適切に避難を実施する。

なお、入院患者を他の医療機関に移送させる必要がある場合は、医師、看護師等を引率責任者として、地域住民等の協力を得て行う。

③ 緊急連絡体制

病院長等は、災害時における情報伝達の手段、方法を確立するために、防災機関との連絡体制や病院相互間等との緊急連絡体制の整備・強化に努める。

④ 避難指示の伝達

病院長等は、患者等を避難させるときは、病院のサイレン、マイク放送等により周知する。

⑤ 避難場所等の確保

病院長等は、災害時における患者等の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、避難時に必要な医薬品、食料、衣類、担架、車両、車椅子等を備蓄しておく。

⑥ 防災教育や防災訓練の実施

病院長等は、病院の職員や患者等の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

(2) 社会福祉施設

① 防災施設等の整備

社会福祉施設の長は、施設そのものの安全性を高めるよう努める。

また、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

② 避難誘導

社会福祉施設の長は、あらゆる災害に対処できるようあらかじめ避難計画を作成し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立し、これに基づき迅速かつ適切に避難を実施する。

なお、入所している者を他の施設に移送させる必要がある場合は、医師、看護師等を引率責任者として、地域住民等の協力を得て行う。

③ 緊急連絡体制

社会福祉施設の長は、災害時における情報伝達の手段、方法を確立するために、防災機関との連絡体制や施設相互間等との緊急連絡体制の整備・強化に努める。

④ 避難指示の伝達

社会福祉施設の長は、入所者等を避難させるときは、施設のサイレン、マイク放送等により周知する。

⑤ 避難場所等の確保

社会福祉施設の長は、災害時における入所者等の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、避難時に必要な医薬品、食料、衣類、担架、車両、車椅子等を備蓄しておく。

⑥ 防災教育や防災訓練の実施

社会福祉施設の長は、施設の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるように防災教育を定期的の実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者等の実態等に応じた防災訓練を定期的の実施するよう努める。

3 店舗等不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

(1) 防災施設等の整備

店舗等不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制などにしたが、避難誘導體制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

① 防災施設等の整備

施設の長は、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

② 避難誘導

施設の長は、あらゆる災害に対処できるようあらかじめ避難計画を作成し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立し、これに基づき迅速かつ適切に避難を実施する。

③ 緊急連絡体制

施設の長は、災害時における情報伝達の手段、方法を確立するために、防災機関との連絡体制や施設相互間等との緊急連絡体制の整備・強化に努める。

④ 避難指示の伝達

施設の長は、利用者等を避難させるときは、施設のサイレン、マイク放送等により周知する。

⑤ 避難場所等の確保

施設の長は、災害時における利用者等の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、避難時に必要な医薬品、食料、衣類、担架等を備蓄しておく。

⑥ 防災教育や防災訓練の実施

4 学校、教育施設等における避難誘導等

(1) 実施の基本

① 教育長は、町立小・中学校の児童生徒の集団避難計画について、校長に対し、各学校の実情に適した具体的避難計画を作成させる。

- ② 教育長等の児童生徒の避難措置は、児童生徒の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて実施する。
- ③ 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。

(2) 実施方法

- ① 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置をとらせる。
- ② 校長は、教育長の指示のもとに、または、緊急を要する場合は、臨時に児童生徒を安全な場所に避難させる。
- ③ 児童生徒が学校の管理外にある場合には、教育長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずる。

(3) 実施要領

- ① 教育長の避難指示等は、町長等の指示により行うほか、安全性を考慮して早期に実施する。
- ② 教育長の避難指示等に際しては、災害種別、災害発生の時期等を考慮し、危険がせまっている学校から順次指示する。
- ③ 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障がい者等を優先して行う。
- ④ 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、高齢者等避難の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。
- ⑤ 災害の種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

(4) 留意事項

- ① 教育長の各学校への通報連絡は、迅速確実に行われるように、かねてから連絡網を整備しておく。
- ② 校長は、おおむね次の事項について計画し、集団避難が安全迅速に行われるようにする。
 - ア 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法
 - イ 避難場所の指定
 - ウ 避難順位及び避難場所までの誘導責任者
 - エ 児童生徒の携行品
 - オ 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
- ③ 校舎等については、かねてから非常口等の確認を行うとともに、緊急時に使用できるよう整備しておく。
- ④ 災害が学校内または学校付近に発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。
- ⑤ 災害の種別、程度により、児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。
 - ア 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。
 - イ 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。
- ⑥ 児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒及び保護者に周知徹底させる。
- ⑦ 校長は、かねてから災害種別に応じた避難訓練を実施する。

(5) 避難場所

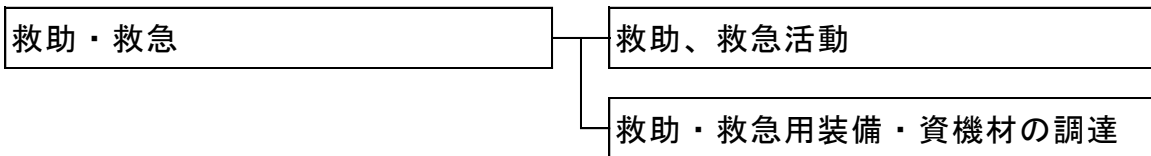
- ① 教育長は、災害種別、程度に応じた学校ごとの避難場所を定める。
- ② 学校が避難場所に指定されている場合、児童生徒の保護者が学校に避難してきたときは、児童生徒をその保護者に引き渡す。

第7節 救助・救急

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生すると予想されるため、各関係機関は、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

また、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、町は、救助・救急を実施する各関係機関に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。



第1 救助、救急活動

1 活動の原則

救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

2 出動の原則

救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

- (1) 延焼火災が多発し、多数の救助、救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- (2) 延焼火災は少ないが、多数の救助、救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
- (3) 同時に小規模な救助、救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- (4) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

3 救急搬送

- (1) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。

なお、搬送に際しては、消防本部、救護班等の車両のほか、必要に応じ県消防・防災ヘリコプター、県ドクターヘリや自衛隊のヘリコプターにより行う。

- (2) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

※ ドクターヘリ・・・医療機器や医薬品を搭載した救急医療専用のヘリコプターで、専門

の医師と看護師が搭乗して救急現場などに急行し、現地で患者さんの治療を開始するとともに、いち早く医療機関へ搬送するもの。

4 傷病者多数発生時の活動

- (1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。
- (2) 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

5 その他関係機関との連携

(1) 警察機関

- ① 救出地域範囲や規模に応じ、県警察本部救助隊、警察署救助隊を編成し、救出する。
- ② 救出活動は、生き埋め等の多発地帯及び病院、学校、興行場等多人数の集合する場所等を重点に行う。
- ③ 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班に引き継ぐか、車両、県警ヘリコプター、船舶等を使用して速やかに医療機関に収容する。
- ④ 救出活動は、町を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。

(2) 海上保安部

- ① 海難船舶や高潮等により沿岸において遭難した人等の捜索、救助を行う。
- ② 救出活動は、町を始め関係機関と連絡を密にして行う。

(3) 自衛隊

- ① 必要に応じ、または知事等の要請に基づき救出活動を行う。
- ② 救出活動は、町を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。

6 住民及び自主防災組織による救助、救急活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助、救急活動を行うとともに、救助、救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

第2 救助・救急用装備・資機材の調達

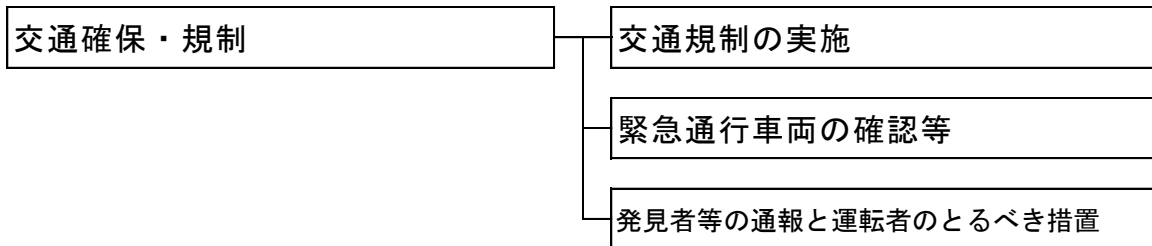
1 救助・救急用装備・資機材の調達

- (1) 初期における救助、救急用装備・資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。
- (2) 救助、救急用装備・資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するものまたは民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。
- (3) 倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等に基づき民間業者から調達する。
- (4) 搬送する重傷者が多数で、消防本部、救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織、事業所等の協力を得て、民間の車両を確保する。

第8節 交通確保・規制

災害時には、道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。



第1 交通規制の実施

1 交通規制の実施方法

(1) 道路管理者

道路、橋りょう等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、または発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。

(2) 警察機関

① 交通情報の収集

警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。また、隣接県警察本部等と連携を密にし、交通情報の収集を行う。

② 交通安全のための交通規制

災害により交通施設等の危険な状況が予想され、または発見したとき、若しくは通報により承知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。

③ 緊急通行車両の通行確保のための交通規制

県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。

ア 交通が混雑し、緊急直行の円滑を阻害している状況にあるときは、区域または道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、または緊急の度合に応じて車両別交通規制を行う。

イ 被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域または道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また必要に応じ広域緊急援助隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

④ 警察官の措置命令等

ア 警察官は、通行禁止または制限に係る区域または区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。

イ アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、または、その命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。

(3) 自衛官または消防職員

自衛官または消防職員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用または消防用緊急車消防職員両の通行を確保するため、上記④ア、イの措置をとることができる。

(4) 港湾管理者及び海上保安官

海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは、港湾管理者は、第十管区海上保安本部（海上保安部署を含む）と緊密な連携を保ち、所轄業務を通じ相互に協力して、危険区域の周知及び交通整理等を行う。

2 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者にあつては警察機関へ、警察機関にあつては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

3 発見者等の通報

災害時に道路、橋りょう等の交通施設の危険な状況及び交通がきわめて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長または警察官に通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を町長に通報し、町長はその経路を管理し、管理者または肝付警察署長に通報する。

4 迂回路等の設定

実施者は、道路の損壊または緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

5 規制の標識等

実施者が規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。

ただし、緊急な場合等または標識を設置することが困難または不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。

なお、防災訓練のための交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。（規制の標識は様式2）

6 規制の広報・周知

実施者は規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに道路維持課、道路情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底させる。

高速道路・国道及び県道については、鹿児島県道路総合情報システムにより携帯端末・インターネットによる情報の提供を行う。

7 交通情報の通報

総務対策部（災害調査班）は、交通規制等の情報の収集に努め、これらの情報を総務対策部（広報班）へ通報する。

8 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知する。

第2 緊急通行車両の確認等

1 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両確認証明書の申請

町及び関係機関の車両を使用しようとする者は、県（危機管理防災課）、警察本部または所轄警察署に、緊急通行車両確認証明書の申請をする。

(2) 確認対象車両

確認対象車両は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために用いる車両とする。

災害対策基本法〔昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号〕

（災害応急対策及びその実施責任）

第五十条 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、または応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告または指示に関する事項

二 消防、水防その他の応急措置に関する事項

三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

四 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

五 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

六 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項

七 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

八 緊急輸送の確保に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生を防御または拡大の防止のための措置に関す

る事項

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令または防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

(3) 緊急通行車両確認証明書の交付、提示

町長は、標章及び証明書の交付を受け、標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。

なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

2 緊急通行車両の事前届出・確認

緊急通行車両の事前届出制度を活用し、確認手続きの事務の省力化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

事前届出の対象とする車両は、災害時において災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であり、次の事項のいずれにも該当する車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
- (2) 消防、水防、その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助、その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制、その他被災地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) その他災害の発生の防衛または拡大の防止のための措置に関する事項

第3 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

1 発見者等の通報

災害時に道路、橋りょうの交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長または警察官に通報するものとする。

通報を受けた警察官は、その旨を町長に通報、町長はその経路を管理する道路管理者またはその地域を管轄する警察機関に通報するものとする。

2 災害発生時における運転者のとるべき措置

- (1) 土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

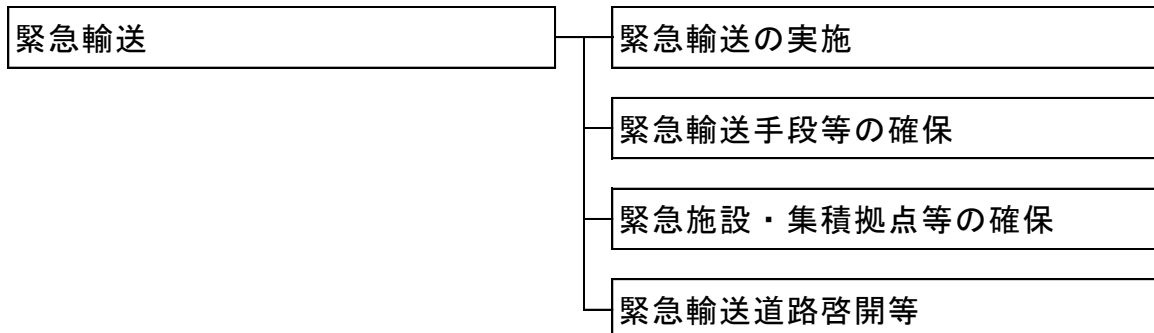
- ① 走行中の場合は、次の要領により行動すること。

- ア できるかぎり安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。
- イ 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- ウ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。
- ② 避難のために、原則、車両を使用しないこと。
- (2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。
- ① 区域または道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外または道路外の場所へ移動すること。
- ② 当該道路の区間以外または道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- ③ 警察官の指示を受けたときは、その指示にしたがって車両を移動し、または駐車しなければならない。

第9節 緊急輸送

災害時には、避難及び救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。



第1 緊急輸送の実施

1 基本方針

町長は、被災者の避難その他応急対策の実施に必要な輸送を行う。

なお、町有の輸送力をもって輸送を確保できないと認めるときは、九州運輸局、鹿児島運輸支局その他関係機関の応援を求める。

主として救助物資、応急対策用器材等、救出された被災者及び応急対策要員等の輸送を行う。

2 緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

(1) 第1段階（警戒避難期）

- ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資
- ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等
- ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階（事態安定期）

- ① 上記第1段階の続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送

- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階（復旧期）
 - ① 上記第2段階の続行
 - ② 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ③ 生活必需品

第2 緊急輸送手段等の確保

1 基本方針

(1) 輸送種別

輸送は次の種別のうち、もっとも適切な方法により行う。

- ① 貨物自動車、乗合自動車等による輸送
- ② 船舶による輸送
- ③ 航空機による輸送
- ④ 人夫等による輸送

(2) 人員、物資等の優先輸送

災害輸送は、人命、身体のプロ護に直接かかわるものを優先する。具体的には、おおむね次のとおりである。

- ① 人員
救出された被災者、避難を要する被災者、応急対策従事者等
- ② 物資、資器材等
食料、飲料水、医薬品、衛生材料等

(3) 輸送力確保の順位

- ① 町有車両等の町有輸送力
- ② 町以外の公共機関の輸送力
- ③ 公共的機関の輸送力
- ④ 民間輸送力

2 町有輸送力による輸送

(1) 主管

物資人員輸送に供しうる町有車両については、総務対策部（総務班）の所管とする。

(2) 輸送要員

- ① 管理要員
配車等輸送に伴う事務を行うもので、総務対策部（総務班）とする。
- ② 運転要員
各自が平常勤務する車両の所属するところにより、総務対策部（総務班）に所属する。
- ③ 作業要員
物資の積み降ろし、避難者輸送における補助業務等を行うもので、民生対策部（福祉班）及び避難所担当員が行う。

(3) 輸送の要請

輸送の要請は、各対策班が総務対策部（総務班）に対し、次の事項を明示して、できるだけ速やかに行う。

- ① 輸送日時
 - ② 輸送区間
 - ③ 輸送の目的
 - ④ 輸送対象の人員、品名、数量（重量を含む）
 - ⑤ その他必要な事項
- （４）配車及び派遣

輸送の要請を受けた総務対策部（総務班）は、車両の保有状況、当該輸送の目的緊急性、道路施設の状況等を考慮のうえ、使用車両及び輸送要員を決定・派遣する。

なお、派遣に際し、総務対策部（総務班）は、要請者にその旨を通知する。

3 町有以外の輸送力の確保

（１）輸送力確保要請先

① 町有以外の輸送力の確保

輸送需要が大きく、町有輸送力のみによっては災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合、本部長は、運輸関連機関に文書をもって応援を要請し、必要な輸送力を確保する。

② 町有以外の輸送力の所属

確保された町有以外の輸送力は、必要な時間、災害対策本部に属する。

（２）配車等

車両の配車、その他輸送作業に関する指示等は、町有車両等の場合に準じて総務対策部（総務班）が行う。

（３）費用の基準

- ① 輸送業者による輸送あるいは営業用車両の借り上げに伴う費用は、国土交通省に届出されている運賃・料金または、町単価契約表の料金による。なお、自家用車の借り上げに伴う費用については、実費を基に、実質的所有者と本部長との協議によって算定する。
- ② 官公署その他公共的性質をもった団体が所有する車両等の使用に伴う費用については、燃料費程度の負担とする。

4 緊急輸送に伴う表示

総務対策部（総務班）は、鹿児島県公安委員会により災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行が禁止されていたときは、公安委員会に申請して緊急通行車両証明書及び緊急通行車両標章の交付を受ける。

第3 緊急施設・集積拠点等の確保

1 緊急輸送道路

大規模災害時に通行制限される緊急輸送道路は、以下の指定路線である。

輸送施設	輸送施設の内容
緊急輸送道路 (緊急輸送道路ネットワーク計画)	第一次 緊急輸送道路 高規格幹線道路、一般国道等（原則、国県道）で構成する緊急輸送の骨格をなす広域的なネットワークで、県庁所在地、地方生活圏中心都市の役場及び重要港湾、空港等を連絡する道路。 ○東九州自動車道 曾於弥五郎 IC から鹿屋串良 JCT までの区間 ○国道 220 号 ○国道 448 号
	第二次 緊急輸送道路 第一次緊急輸送道路と市町村役場等の地域防災計画に位置づけのある緊急輸送に係る拠点等を連絡する道路（原則、国県道）。 ○県道黒石串良線 ○県道池之原柏原線

上表のほか、緊急輸送道路・避難道路ネットワークについては、次に示す。

※ 資料編【8. その他 8-2 緊急輸送道路・避難道路ネットワーク】を参照。

2 集積拠点施設

大規模災害時の集積拠点は、以下の施設である。

なお、以下の施設が被災し、集積拠点を設置できない場合は、公共施設の中から、被災状況を勘案して、集積拠点を設置するものとする。

また、町は民間企業と協力協定の締結を図り、集積拠点の確保に努める。

※ 資料編【5. 避難場所・避難所等 5-3 その他】を参照。

3 関係機関及び住民等への周知

実施責任者は、輸送施設及び集積拠点を確保した場合は、警察・消防等の関係機関及び住民等へ報道機関等を活用して周知する。

第4 緊急輸送道路啓開等

1 道路啓開路線の把握と優先順位の決定

(1) 道路啓開路線の情報収集

国は、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民のプロープ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、道路啓開等を行う。

また、国は被災地方公共団体等他の道路管理者等に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請または指示する。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に、応急復旧や代替路の設定等を実施することとする。

併せて、道路の通行規制等が行われている場合、通行止めや通行状況が道路利用者に確実に伝わるようＩＣＴ技術を活用し、ビーコン、ＥＴＣ２.０、情報板、インターネット等により迅速に情報提供する。

（２）優先順位の決定

道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、相互に調整を図りながら、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

２ 道路啓開作業の実施

（１）各関係機関別による道路啓開作業

道路啓開作業にあたっては、下表のとおり関係機関及び関係業界が有機的かつ迅速な協力体制をもって実施する。

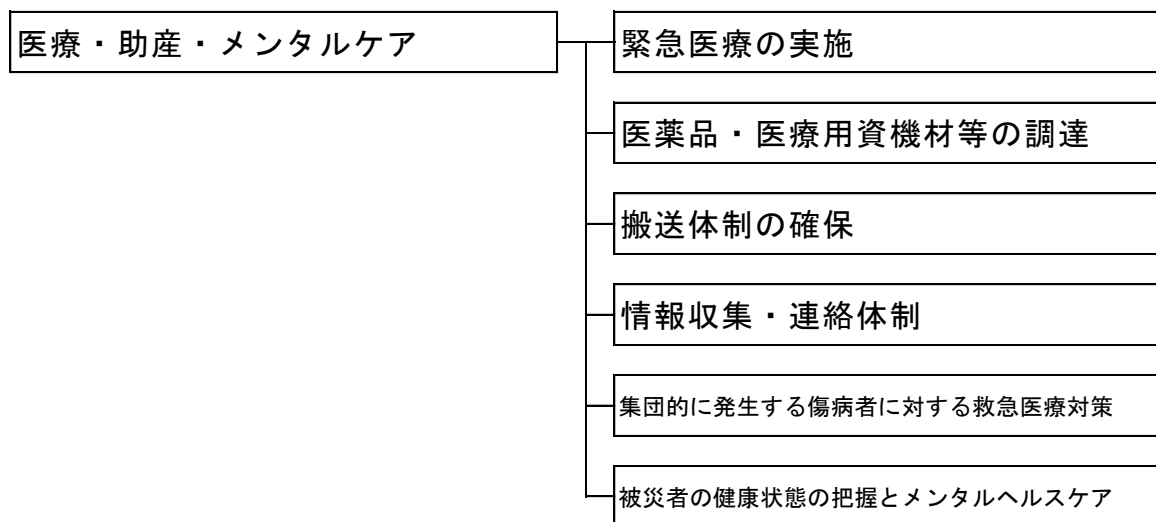
機関名	啓開作業の実施内容
土木部道路維持課・ 港湾空港課	道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を立て、関係機関と協力の上、所管する道路上の障害物の除去等を実施する。
警察本部	道路管理者及び関係防災機関に協力し、道路上の障害物の除去にあたる。
九州地方整備局	道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を立て、関係機関と協力の上、所管する道路上の障害物の除去等を実施する。

第10節 医療・助産・メンタルケア

災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、広報搬送等の応急の医療活動が必要となる。

このため、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

また、応急的医療、助産及び被災者等への心のケアを円滑な実施を図るものである。



第1 緊急医療の実施

1 DMAT

（1）DMATの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、災害現場等で、急性期（発災後、おおむね48時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

（2）DMATの出動

① 町長による出動要請

町長は、DMATの派遣要請基準に照らし、DMATの派遣が必要と判断するときは、DMAT指定病院にDMATの出動を要請する。この場合において、町長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

② DMAT指定病院の長の判断による出動

DMAT指定病院の長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合、自らの判断により、所属するDMATを出動させることができる。この場合において、DMAT指定病院の長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

(3) DMATの構成と所在地

① DMATの構成

DMATは、おおむね1チームにつき医師1名、看護師3名及び業務調整員1名の隊員で構成する。

② DMATの所在地

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第9節 医療体制の整備 第1 緊急医療体制の整備 表 DMAT指定病院】を参照。

(4) 被災地域外からの災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣

県は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。

その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。

◇DMAT派遣要請基準(日本DMAT活動要領より)

① 震度6弱の地震または死者数が2人以上50人未満若しくは傷病者数が20名以上見込まれる災害の場合

管内のDMAT指定医療機関に対してDMATの派遣を要請

② 震度6強の地震または死者数が50人以上100人未満見込まれる災害の場合

管内のDMAT指定医療機関並びに被災地域の都道府県に隣接する都道府県及び被災地域の都道府県が属する地方ブロックに属する都道府県に対してDMATの派遣を要請

③ 震度7の地震または死者数が100人以上見込まれる災害の場合

管内のDMAT指定医療機関並びに被災地域の都道府県に隣接する都道府県、被災地域の都道府県が属する地方ブロックに属する都道府県及び被災地域の都道府県が属する地方ブロックに隣接する地方ブロックに属する都道府県に対してDMATの派遣を要請

2 救護班の出動要請

町長は、必要に応じて国公立・公的医療機関、医師会長等にそれぞれの救護班の出動を要請する。

3 救護班の編成と所在地

(1) 救護班の編成

関係機関は、救護班を次のとおり編成する。

① 国立病院機構の職員による救護班

② 公立・公的医療機関の職員による救護班

③ 日本赤十字社鹿児島県支部管内職員による救護班

④ 鹿児島県医師会、歯科医師会会員による救護班

(2) 救護班の構成

救護班の構成は、おおむね次のとおりとする。

救護班名	班長 医師	班 員				計	備考
		薬剤師	看護師	事 務	連絡員		
国立病院機構 救護班	1	1	4	1	1	8	4班
公立・公的病院 救護班	1	1	3	1	2	8	10班
	県立病院：4、済生会鹿児島病院：1、出水総合医療センター：1 枕崎市立病院：1、鹿児島町立病院：2、済生会川内病院：1						
日赤 救護班	1		3	2		6	8班
県医師会 救護班	1		2			3	45班
県歯科医師会 救護班	1		2			3	55班

(3) 救護班の所在地

地域別救護班の所在地は、次のとおりとする。

地域振興局 ・支局	保健所	施設名	所在地	電話番号	班 数
大隅地域振 興局	鹿屋 保健所	県民健康プラザ	鹿屋市札元一丁目8-8	0994-42-5101	1
		鹿屋医療センター			
		鹿屋市医師会	鹿屋市西原三丁目7-39	0994-43-4757	2
		肝属郡医師会	肝属郡錦江町神川135-3 (肝属郡医師会立病院内)	0994-22-3111	1
		肝属東部医師会	肝属郡肝付町新富470-1	0994-65-0099	1
		鹿屋市歯科医師会	鹿屋市古前城町6-2	0994-41-5607	3
		肝付歯科医師会	肝属郡錦江町馬場299 (坂元歯科医院内)	0994-22-0118	3
	志布志 保健所	曾於郡歯科医師会	志布志市有明町野井倉 7724 (飯山歯科医院内)	099-477-0809	2

4 医療情報の収集

広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用し、医療機関の被災状況や被災した医療機関に対する支援の可否等の情報の収集・提供を行う。

第2 医薬品・医療用資機材等の調達

1 備蓄医薬品・医療用資機材等の供給

県は、町から医療助産活動に必要な資材等の要請があった場合は、備蓄している医薬品・医療用資機材等を町の救護所等へ緊急輸送する。

2 協定等に基づく医薬品・医療用資機材等の調達

県は、町から医療助産活動に必要な医薬品・医療用資機材等の要請があった場合は、救護班において、災害救助に必要な医薬品等（医療用資機材等）の確保に関する協定書に基づき医薬品等を調達し、緊急輸送する。

3 緊急医療対策

（1）重症度の判定（トリアージタッグ）

救護班の医師は、優先的な治療を判断するため、傷病者をそれぞれの症状に応じて区分し、救命措置、応急措置を行う。

（2）特定医療対策

特定の医療情報を必要とする透析患者や挫滅症候群（クラッシュ症候群）患者等の難病患者へは、あらかじめライフラインの不通を考慮する等、多様な情報提供と収集を行い、優先的な応急対策を実施する。

① 人工透析患者の対応

（社）全国腎臓病協議会の「災害対策マニュアル」に基づき、災害時の透析医療体制の確立を目指す。

② 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設などに救護する。

このため、平常時からの保健所を通じて把握している患者を、医療機関及び近江市町村等との連携により、搬送及び救護所等へ収容する。

③ 精神医療

災害時における精神障がい者に対する保健・医療サービスの確保とPTSD（心的外傷後ストレス障がい）等の精神的不安に対する対応への協力を行う。

（3）健康対策

災害時における健康や栄養に関する相談や指導等についての対策への協力を行う。

① 保健師による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等の実施

② 栄養士による巡回栄養相談、栄養健康教育等の実施

③ 歯科衛生士による巡回健康相談や口腔衛生指導等の実施

④ こころのケアに対する相談・普及啓発

4 助産

（1）対象者

災害発生の日以前、または以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失

った者に対して行う。

(2) 範囲

- ① 分べんの介助
- ② 分べん前、分べん後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 助産の方法

助産は、民生対策部（救護班）が行うものとするが、やむを得ない場合は、最寄りの病院、その他の助産所、助産師によって行うことも差し支えない。

5 医療機関等への応援要請

(1) 医療施設の確保

民生対策部（救護班）または町内の病院等での処理が困難な場合には、総務対策部（本部班）を通じ県及び隣接市町等の協力を得て、最寄りの収容施設を有する医療機関に収容する。

(2) 医薬品等の調達

医療、助産に必要な医薬品及び衛生材料の調達は、町内医療機関薬局及び県または近隣市町に協力を求め調達する。

※ 資料編【2. 連絡体制 2-3 町内医療機関一覧】を参照。

6 費用の負担

医療救護に要した費用は、救助法の適用がない場合、原則、町が負担する。

7 補償

出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、災害対策基本法及び救助法の規定及び条例に準じて行う。

8 医薬品、衛生材料等の確保

医療、助産活動に必要な医薬品及び衛生材料等は、病医院及び助産院に必要最小限備蓄し、不足する場合は薬品店から緊急調達する。

第3 搬送体制の確保

1 傷病者の搬送

多数の負傷者の搬送や人命救助に要する救護班、医薬品等の物資の迅速な搬送体制の確保が災害時の救急医療において必要である。

このため、消防、警察、自衛隊等緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながら、その協力のもとに消防本部の救急車、病院所有の救急車、自家用車等による陸上搬送及び初動の救護活動において有効なヘリコプターによる広域支援体制の確保を図る。

災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確

保についても十分に配慮する。

管轄保健所	施設名	所在地	電話番号
鹿屋市	県民健康プラザ 鹿屋医療センター	鹿屋市札元1丁目8-8	0994-42-5101

2 拠点病院等への患者搬送体制の整備

被災現場から災害時に対応可能な病院への患者搬送は、消防本部が行う。

3 広域搬送体制の整備

町内の拠点病院で対応できない患者の搬送は、ヘリコプター等による広域搬送体制により、県及び町が緊急搬送機関と連携を図りながら行う。

そのため、拠点病院等の周辺の公園やグラウンド等を災害時における臨時ヘリポートとして選別しておくとともに、緊急搬送体制を確立しておく。

第4 情報収集・連絡体制

常日頃から救急医療の情報収集と連絡体制の確立に努め、発災時の的確な医療救護活動の実施を図る。

- (1) 災害発生時に、情報収集・連絡体制の連携が可能な救急病院、保健所、災害拠点病院等との情報交換を行う。
- (2) 拠点病院等の医療機関、医師会、保健所、警察、消防本部、自衛隊等との情報通信のネットワーク化と連絡体制の確立を目指す。
- (3) 発災後における被災医療機関からの医療機関の被害状況、負傷者の状況、医療従事者の確保状況、医薬品等の不足状況等を収集し情報の明確化を図る。
- (4) 報道機関等を活用した住民及び人工透析等特定の医療情報を必要とする者への情報提供と収集を行う。

第5 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

突発的な災害等により、傷病者が短時間で集団的に発生した場合、迅速かつ的確な救急医療活動が実施できるような組織的な救急医療体制を確立するとともに、関係機関が相互に協力して救急医療の実施に万全を期することを目的とする。

1 救急医療の対象と範囲

(1) 救急医療の対象

暴風、豪雨、洪水、地震、その他の異常な自然現象、または大規模な火事、爆発、放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、その他大規模な事故等、災害対策基本法に規定する災害及びこれらに準ずる災害または事故により傷病者が多数に及ぶ災害による救急医療とする。

ただし、災害発生場所、医療施設の状況等の実状により、引き下げ、若しくは引き上げる。

(2) 救急医療の範囲

傷病発生と同時に現場で行うファースト・エイド、初期診療及び傷病者の症状に応じ
て行う本格的な救急医療とする。

なお、現場での行方不明者の捜索等の措置を含む。

2 救急医療体制の確立

災害時における救急医療が迅速、的確に実施されるよう関係機関との相互の連絡、協力
に万全を期し、活動体制の確立を図る。

第6 被災者の健康状態の把握とメンタルヘルスケア

被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調をき
たす可能性が高いことから、被災者の健康管理に努める。

1 被災者の健康状態の把握

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に
障がいを生じさせる。被災者に対するメンタルケアや精神疾病患者に対する相談体制を確
立する必要がある。また、必要に応じ、避難所に救護所を設け、また、要配慮者の福祉避難
所や福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配を実施する。

(1) メンタルケア

① 保健所と連携して精神保健活動を行うとともに、巡回精神相談班を編成して、被災者
に対する相談体制を確立する。

(2) 精神疾患患者対策

① 被災した精神科病院の入院患者等については、関係機関と連携を取り、被災を免れた
地域の精神科病院に転院させるなどの措置をとる。

② 通院患者については、関係機関と連携を取り、治療の継続などの対応に努める。また、
服薬中断が生じないように巡回精神相談班によって診療にあたる。

③ 精神保健ボランティアの受入れと活用を図る。

(3) 近県の精神保健医療従事者等の受入れ

必要に応じ、近県の精神保健医療従事者の応援を要請するとともに、精神保健ボラン
ティアの受入れ体制の確立を図る。

2 PTSD（心的外傷後ストレス障がい）

突然の災害に遭遇し、被災し、自らの意思で制御できない事態に陥った場合、発災後お
おむね1か月ないし半年を経過した頃からPTSD症状の被災者が現れる。PTSDは、
人間の存在・生命に危機的影響を及ぼす異常な状況における正常な反応であるので、ケア
に当たっては、正しい知識を持ち、発症者に「正常な反応」であることをきちんと伝えて対
応する必要がある。

(1) 被災者に対する配慮

① 相手の感情を受け止め、過度の励ましを控える。

② 災害の状況等をあらかじめ慎重に分析・理解し、被災者がフラッシュバック（思い出
したくないことの再体験）を起こさないよう細心の注意を払う。

- ③ 精神保健福祉相談及び電話相談を行うなどの被災者に対する相談体制を確立するとともに、情報提供を行う。

ア 行政や報道機関等は、被災体験について被災者本人から無理に聞き出さないようにする。被害で抑制されていた感情を、受容的・共感的環境の中で解放させることが大切であり、本人の表明を積極的に持つ。

イ 学校教育の中では、安易に被災体験を絵や作文に書かせるようなことをしない。

ウ 防災訓練そのものがフラッシュバックを起こす恐れもあるので、実施に当たっては十分に配慮する。

(2) 救護者に対する配慮

警察や消防、自衛隊など救助・救急に当たる救援者は、災害現場の最前線にいてPTSD（CIS〜クリティカル・インシデント・ストレス）にかかりやすいことから、その予防策が必要である。

- ① 災害現場では、ベテランと若手のローテーションを組む。

- ② リーダーシップをとる立場の者に対しては、できるだけメンタルヘルスの専門職をサポートとして活用する。

- ③ メンタルヘルスの専門職を参加させてグループディスカッションを行う。その日の出来事や感情をありのまま語り合うディブリーフィングを積極的に実施する。

※ CIS・・・災害や事故・事件に遭遇し、その惨状を目の当たりにすることで、精神的に過度のストレスを受けること。自衛官や警察・消防の救助隊など、災害の現場で活動する作業員に多く見られるストレスとされる。

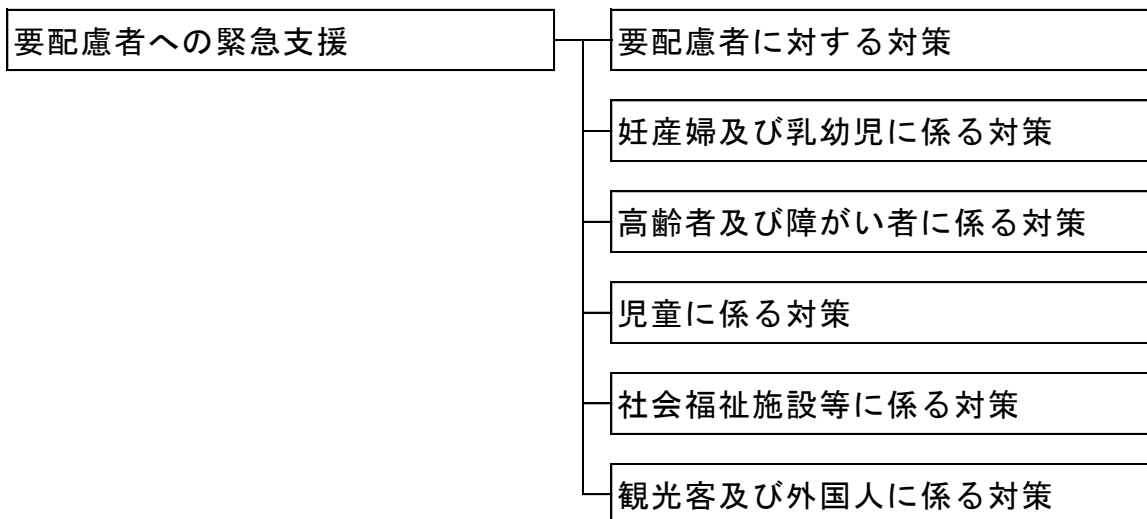
(3) 支援体制の確立

臨床心理士会、医師会、行政のスタッフなどが連携しあい、被災者に対する共通理解と心理的支援の確立を図る。

第11節 要配慮者への緊急支援

災害時には高齢者や妊産婦、乳幼児、障がい者、難病患者等の「要配慮者」が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。



第1 要配慮者に対する対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、町は以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

- 1 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。
 - (1) 地域住民等と協力して避難場所や避難所へ移送すること
 - (2) 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと
 - (3) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと
- 2 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間を目処に組織的・継続的に開始できるようにするため、迅速に全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第2 妊産婦及び乳幼児に係る対策

- 1 市町村が実施する対策

町は、災害によるストレスの影響を受けやすい妊産婦や乳幼児に対し、避難所においても特に配慮を行うとともに、必要な物資の調達、メンタルヘルスケア等の対策を行う。

第3 高齢者及び障がい者に係る対策

町は、避難所や在宅の一般の要支援者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障がい者に係る対策を実施する。

- 1 被災した高齢者及び障がい者の迅速な把握を行う。
- 2 掲示板、広報誌、インターネット（携帯電話を含む。）のホームページや電子メール、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビの文字放送、データ放送、手話つきテレビ放送、ワンセグ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障がい者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- 3 避難所等において、被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- 4 避難所や在宅の高齢者及び障がい者に対しニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。
- 5 高齢者及び障がい者の精神的不安定に対応するため、メンタルヘルスケアを実施する。

第4 児童に係る対策

1 要保護児童の把握等

町は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- (1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、町に対し、通報がなされる措置を講ずる。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の承認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- (3) 避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供すること。

2 児童のメンタルヘルスケアの実施

救護班は、被災児童の精神的不安定に対応するため、メンタルヘルスケアを実施する。

3 児童の保護等のための情報伝達

町は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、インターネット等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第5 社会福祉施設等に係る対策

1 入所者・利用者の安全確保

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。
- (2) 町は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に被災地に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

2 県への応援要請等

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について、県（くらし保健福祉部）に対し、他の施設からの応援のあつせんを要請する。
- (2) 各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行う。

3 町の支援活動

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- (2) ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。
- (3) ボランティアへの情報提供等を含めマンパワーを確保すること。

第6 観光客及び外国人に係る対策

1 観光客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。

また、県、町及び消防機関は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

2 外国人の安全確保

(1) 外国人への情報提供

町及び県は、ライフライン等の復旧状況、避難場所、避難所、医療、ごみや浴場等生活や震災に関連する情報を広報誌やパンフレット等に他国語で掲載し、外国人への情報提供を行う。

(2) 相談窓口の開設

町及び県は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。

この場合、県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアを配置し対応する。

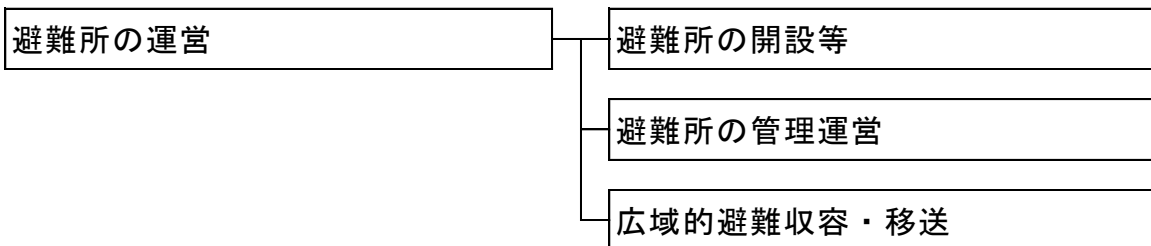
第3章 事態安定期の応急対策

風水害等の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要があることから、このような事態安定期の応急対策について定める。

第1節 避難所の運営

災害時には、ライフラインの途絶や住居の浸水及び焼失等により、多数の避難所が必要となることが予想される。

このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営の実施方針を定める。



第1 避難所の開設等

1 避難所の開設

- (1) 避難所の開設及び運営は、当該地区消防分団員、避難所担当員及び災害対策要員の中から本部長が指名した者が行う。
- (2) 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。
- (3) 避難所の開設期間は、災害救助法が適用された場合、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受ける。
- (4) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設する。なお、野外に受入れ施設を開設した場合の民生対策部及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。
- (5) 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、県（くらし保健福祉部）に調達を依頼する。
- (6) 野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は、原則として避難所が増設

されるまでの間または応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

2 県等への連絡

町長は、避難所を開設したときは、次の事項を速やかに県（くらし保健福祉部）、肝付警察署、消防本部等関係機関に連絡する。

- (1) 避難発令の理由
- (2) 避難対象地域
- (3) 避難所開設の日時、場所、施設名
- (4) 収容状況及び収容人員
- (5) 開設期間の見込み（救助法適用の場合、災害発生の日から7日以内）

3 福祉避難所の開設

- (1) 自宅や避難所で生活している高齢者や障がい者等（要配慮者）に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等の二次避難所（福祉避難所等）に収容する。
- (2) 二次避難所（福祉避難所等）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、県（くらし保健福祉部）、肝付警察署、消防本部等関係機関に連絡する。

第2 避難所の運営管理

1 避難所の開設及び管理

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

- (1) 避難所の開設及び管理は、本部長の命により、民生対策部（避難対策班）の指示に基づき行う。この場合、民生対策部（避難対策班）は、救助業務の具体的な計画をたて、各避難所業務が円滑に行われるよう指導する。
- (2) 町の避難所の受入れについては、可能な限り振興会単位に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。その際、それぞれの避難所に収容されている避難者の情報及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、県への報告を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、町に提供する。
- (3) 避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得られるように努めるとともに、必要に応じて防災関係機関、NPO法人やボランティアの協力を得て、適切な運営管理に努める。
- (4) 避難所の運営に関し、役割分担を明確にし、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有す

る地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

- (5) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、ファクシミリ等の整備に努める。
- (6) 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。
- (7) 避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (8) 多様な主体と連携し、避難所の運営における女性参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (9) 災害規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- (10) 避難所に指定されている学校の校長は、町職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等を確立し、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。
- (11) 福祉避難所は、指定避難所へ避難した要配慮者を対象とし、必要と認められる場合に開設し、要配慮者の家族についても、避難状況等を勘案のうえ、必要に応じて福祉避難所に収容する。

2 避難所要員の業務

- (1) 避難所の開設及び閉鎖に関すること
 - ① 本部長の命による避難所の開設及び閉鎖
 - ② 避難所の開設及び閉鎖に関する民生対策部（避難対策班）への通知
- (2) 避難所の管理に関すること
 - ① 避難状況の調査及び民生対策部（避難対策班）への報告
 - ② 避難所避難者台帳の作成
 - ③ 避難所業務日誌の記録
 - ④ 避難諸施設の保全管理
 - ⑤ 避難所施設管理者との連絡調整
- (3) 避難所における救助活動に関すること
 - ① 避難者に対する災害情報等の広報伝達
 - ② 被災者に対する給食、被服及び物資等の給与並びに給与状況の民生対策部（避難対策班）への通知
 - ③ 義援金品の受付（一時保管を含む）及び受付記録の民生対策部（避難対策班）への通知

- ④ その他必要な救助活動
- (4) 避難所業務の引継ぎに関すること
 - ① 重要引継事項の文書による引継ぎ
 - ② 避難所業務に関する諸帳簿の引継ぎ
- (5) 関係帳簿等の整備に関すること
 - ① 避難所避難台帳
 - ② 炊きだし受給者名簿
 - ③ 物資給与及び受領簿
 - ④ その他必要な書類

第3 広域的避難収容・移送

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

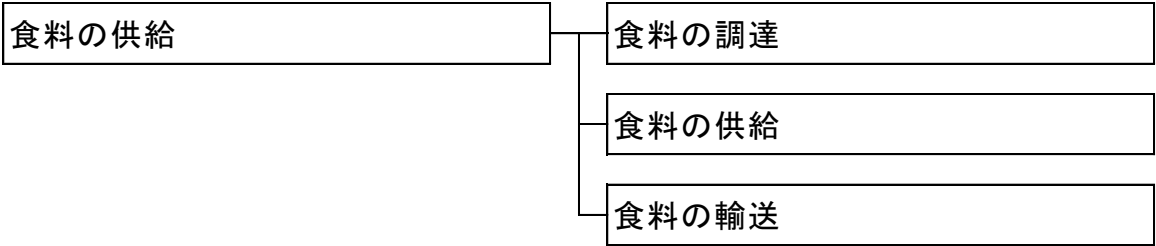
- 1 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- 2 広域一時滞在を要請した町長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。
- 3 移送された被災者の避難所の運営は移送先の市町村が行い、被災者を受け入れた市町村は運営に協力する。
- 4 その他、必要事項については、町地域防災計画に定めておくとともに、避難者を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第2節 食料の供給

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食事の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

また、関係機関は、備蓄する食料の供給に関し、相互に協力するよう努める。



第1 食料の調達

災害時における米穀の調達の取り扱いについては政府（農林水産省）の定める手続きに基づき処理する。

1 乾パン・乾燥米飯の調達

(1) 乾パン・乾燥米飯の調達方法

災害時における乾パン・乾燥米飯の調達方法は、次の取扱要領による。

- ① 町長は、災害時における乾パン・乾燥米飯の給食を実施しようとするときは、知事（県社会福祉課）に対し、乾パン・乾燥米飯の所要数量を報告し、調達する。
- ② 知事への報告は、原則として文書によるが、緊急の場合は電話で行う。

2 米穀の調達

災害時における米穀の調達の取り扱いについては政府（農林水産省）の定める手続きに基づき処理する。

特に災害用としての備蓄でなく、常時一般主食用として在庫する販売業者の手持米、政府所有米穀を所定の手続きにより、災害用として転用充当する。

(1) 販売業者の手持米を調達する場合

町長は、知事に所要数量を報告し、知事の指定する販売業者から現金で、米穀を買い取り調達する。

表 県内米穀販売業者供給可能数量

(令和2年9月現在)

在庫場所	品名	数量
鹿児島市ほか	精米	64.9 精米トン

- ① 県内米穀集荷団体等との連携による米穀の調達

災害の状況により前記①のほか、米穀集荷団体等との連携し、必要量の米穀を確保する。

(2) 政府保管米を調達する場合

災害救助法が適用されて、災害の状況により、前記(1)の方法で調達不可能の場合は、知事に報告し、農林水産省生産局への要請を通じて受託事業体より現品の交付を受ける。

① 通常の調達の場合

ア 町長は、災害時における米穀の給食を実施しようとするときは、知事(県農産課)に対し、米穀の所有数量を報告し、調達する。

イ 知事への報告は原則として文書によるが、緊急の場合は電話で行うものとする。

② 緊急の調達の場合

町長は、通信、交通等の途絶により知事に連絡できない場合は、直接、農林水産省生産局に対し、政府保有米穀の引渡を要請する。

③ 取扱方法

町長は、災害時に必要とする食料等の確保を図るため、緊急時における食料供給に対する関係業界との協力体制の確立に努める。

なお、町長が政府所有米穀の引き渡しを要請し得る数量は、災害救助法適用期間中に知事の定める応急救急の限度数量の範囲内でかつ救助金の主食費の予算の範囲内の数量とする。

3 食料の調達

(1) 災害時の食料調達については、国・県の備蓄食料を活用するとともに、「災害時における食料等物資の供給協力協定」を締結し、町内外の業者等から必要品を調達する。

(2) 流通状況に応じて、その他の業者からも必要品を調達する。

(3) 町及び県は、被害の状況等から判断して必要と認めたときは、次のものを供給する品目及び数量を決定して調達を行う。

- 調製粉乳
- 哺乳ビン
- 漬物
- 味噌
- 醤油
- 食塩
- 即席めん

第2 食料の供給

1 食料供給の手段・方法

(1) 炊出し、給与対象者

- ① 避難所に収容された者であること
- ② 住家全半壊(焼)、流出等により、炊事のできない者

- ③ 在宅避難者
- ④ 応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者
- ⑤ 所在が把握できる広域避難者
- ⑥ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者、公共交通の旅客等でその必要がある者
- ⑦ 災害救助従事者

(2) 炊出し、食料給与品目

米穀（米飯を含む。）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。

なお、乳児に対する供給は、原則として調整粉乳とする。

(3) 炊出しの方法

- ① 炊出しは、原則として民生対策部（福祉班）等が行い、災害の規模が大きく従業者が不足する場合は、必要に応じ女性団体、日赤奉仕団等の協力を得て実施する。
- ② 炊出し材料（米、副食等）の確保は、民生対策部（福祉班）の要請により、総務対策部（財政班）が行う。
- ③ 炊出しに必要な施設及び器材は、できるだけ学校・保育所等の給食施設等を利用することとし、不足等により必要な場合は、速やかに仮設施設等を設置する。

(4) 炊出し等の費用及び期間等

炊出し等の費用及び期間等については、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮して、その都度定める。

(5) 関係帳簿等の整備

民生対策部（避難対策班）は、避難所において炊出しまたは食料品を給与したときは、次の関係帳簿を整備する。

- ① 炊き出し受給者名簿
- ② 食料品現品給与簿
- ③ 炊き出しその他による食品給与用物品受払簿
- ④ 炊出し用品借用簿

(6) 県への報告

炊出し、食料の配分及びその他食料の給与を実施したときは、実施状況を速やかに県社会福祉課に報告する。

2 給食基準

給食1人あたりの配給量については、おおむね次の基準のとおりとする。

(1) 米穀

- 被災者 1食当たり精米 200グラム以内
- 応急供給受給者 1人1日当たり精米 400グラム以内
- 災害救助従事者 1食当たり精米 300グラム以内

(2) 乾パン

- 1食当たり 1包（100グラム入り）

(3) 食パン

- 1食当たり 185グラム以内

(4) 調製粉乳

- 乳児1日当たり 200グラム以内

第3 食料の輸送

1 町による輸送

町が調達した食料の町集積地までの輸送及び町内における食料の移動は町長が行う。

また、県が調達した食料の町集積地までの輸送は原則として知事が行う。

ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、町に供給する食料について町長に引取を指示することができる。

2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

◇自衛隊法〔昭和二十九年六月九日法律第百六十五号〕

(災害派遣)

第八十三条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命または財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣またはその指定する者に要請することができる。

2 防衛大臣またはその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

3 庁舎、営舎その他の防衛省の施設またはこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

4 第一項の要請の手続は、政令で定める。

5 第一項から第三項までの規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第二条第四項に規定する武力攻撃災害及び同法第百八十三条において準用する同法第十四条第一項に規定する緊急対処事態における災害については、適用しない。

3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、ヘリコプター及び航空機等を利用する。

4 食料等物資の供給協力に関する協定締結業者への輸送協力の要請

町は、調達した食料の町集積地及び町の指定する場所への輸送について、食料等物資の供給協力協定を締結し、その業者へ協力を求めることができる。

5 食料集積地の指定及び管理

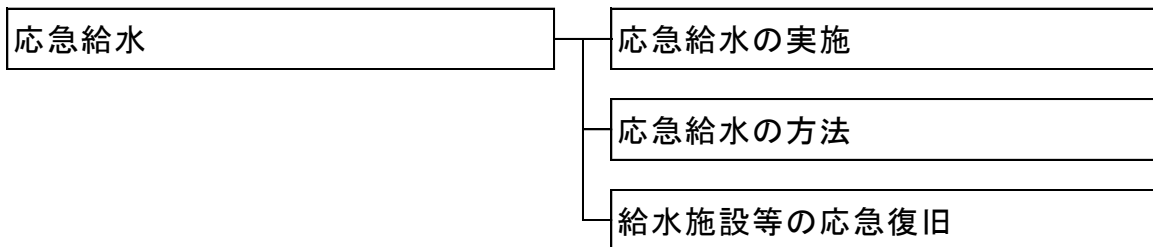
- (1) 町は、状況に応じ食料集積地を適宜定め、調達した食料の集配拠点とする。
- (2) 食料の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期する。
- (3) 県は、知事が必要と認めたときは広域の集積拠点を設け、県で調達した食料の集配中継地とする。

第3節 応急給水

災害時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。



第1 応急給水の実施

1 給水の必要量の把握

町は、以下の被災者の情報を収集し、給水の必要量を把握する。

- (1) 被災者や避難所の状況
- (2) 医療機関、社会福祉施設等の状況
- (3) 断水区域及び断水人口の状況
- (4) 原水、浄水等の水質の状況

2 給水計画

あらかじめ定める計画により、飲料水を確保し、被災者に対する給水を実施する。

- (1) 給水対象人員を速やかに調査把握するとともに、水源池、井戸等の水源の確保に努める。
- (2) 給水に必要なポリ容器、給水車等を確保する。
- (3) 給水に要するポリ容器、給水車等が不足するときは、県及び隣接市町に対し応援を要請する。
- (4) 人工透析等最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的な復旧と給水を行うように努める。

3 対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者

4 給水方法

供給の方法は、次のうち被災の状況に応じ、適当な方法により行う。

(1) 搬送用容器によるもの

「かん」、「ポリエチレン袋」等の容器に入れ、町の車両等により搬送給水する。

(2) 給水車両等によるもの

給水車等により搬送給水する。

(3) 応急仮設貯水槽の設置によるもの

大規模災害または緊急その他必要な場合は、仮設貯水槽を設置して給水する。

(4) 応援要請

激甚災害等のため、町だけで応急給水が実施困難の場合には、近隣市町や県及び関係機関へ応援を要請する。

5 水質検査

飲料水の確保及び給水にあたっては、必要な水質検査を実施し、消毒等の措置により万全を期す。給水にあたって使用する器具は、全て衛生的処理をした後に使用し、末端給水までの適切な箇所において塩素の残留効果を測定する。

6 給水の実施

(1) 飲料水の確保及び給水にあたっては、1人1日あたりの給水量3リットル程度を目安とし、必要な容量を確保する。

(2) その他の給水

給水車、自動車等による搬送給水を開始するまでに、特に飲料水を供給する必要がある場合は、ペットボトルの配布、ヘリコプター等による搬送を要請する。

(3) 取水

給水のための取水は、消火栓から行い、これが不能の場合は、用水の補給水源から補給水利を確保する。

表 給水の実施基準

給 水 の 条 件	給水量の基準
ア 飲料水の確保が困難なとき	1人1日あたり3リットル
イ 飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき	飲料水+雑用水14リットル
ウ 感染症予防法により県知事が飲料水施設の使用停止を命じた場合	20リットル
エ ウの場合が比較的長期にわたるとき必要の都度	35リットル

7 広報

給水を行うときは、日時、場所その他必要な事項を住民に広報する。

8 応急給水機械の準備

応急給水を迅速、明確に行うため、応急給水用機械を準備しておく。

なお、被災地に水を搬送する場合は、町の車両等によるほか、必要なときは、船舶及び陸

上輸送機関等の協力を求める。

また、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、NPO法人やボランティア等との連携を可能な限り図る。

9 応急給水用資機材の確保

(1) 給水車、給水タンク、給水用機械の保有機関の協力を受ける。

(2) 町のみでは、飲料水の確保、給水等が困難なときは、周辺市町、県及び関係機関に応援を要請する。

10 給水の費用及び時間等

飲料水供給のための費用及び期間については、災害救助法に準じ災害の規模等を考慮してその都度定める。

第2 応急給水の方法

1 応急給水の方法

給 水 方 法	内 容
浄水場、給水場等での拠点給水	住民が容易に給水を受けられる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設給水栓を設置し、応急給水に利用する。
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	(1) 避難所等への応急給水は、原則として当該市町村が実施するが、資機材や要員等が不足する場合は、応援要請により行う。 (2) 医療機関、福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮設配管、仮設給水栓等を設置しての仮設給水	(1) 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等又は復旧済みの管路等に仮設給水栓等を接続して応急給水を行う。 (2) 復旧に長期間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮設配管及び仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
ミネラルウォーター製造業者等との協力	水道施設により十分な飲料水が確保できない場合には、管内のミネラルウォーター製造業者に協力依頼を行う。

第3 給水施設等の応急復旧

土木対策部（水道班）は、給水施設の応急復旧に際しては、早期給水を図るため、必要最小限の用水確保を目的に、特に共用栓及び病院等民生安定上緊急を要するものの復旧を優先的に行う。

なお、土木対策部（水道班）の能力だけでは応急復旧が困難な場合は、町指定給水装置工事事業者の応援を求める。

第4節 生活必需品の給与

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、被災地の実情を考慮するとともに要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

また、関係機関は、備蓄する生活必需品の給与に関し、相互に協力するよう努める。

生活必需品の給与

生活必需品の調達

生活必需品の給与

生活必需品の輸送

第1 生活必需品の調達

1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具、その他必需品の調達は、町長が行う。（災害救助法適用時において、知事から委任された場合を含む。）また、日本赤十字社鹿児島県支部も保管物資を放出する。

物資の調達は、総務対策部（財務班）が担当する。

2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、県及び町は、「災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定」を締結し、関係事業者及びその他のスーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等流通業者等の流通在庫から生活必需品を調達する。

（1）主な調達品目

大品目	小品目
寝 具	就寝に必要なタオルケット、毛布及び布団 等
外 衣	洋服、作業着、子供服 等〔布地は給与しない。（以下同じ）〕
肌 着	シャツ、パンツ 等
身の回り品	タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘 等
炊事道具	なべ、炊飯器、包丁、ガス器具 等
食 器	茶碗、皿、はし、 等
日 用 品	石鹸、チリ紙、歯ブラシ、歯磨き粉 等
光熱材料	マッチ、ローソク、プロパンガス 等

第2 生活必需品の給与

1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具、その他必需品の給与及び貸与は、町長が行う。（災害救助法適用時において、知事から委任された場合を含む。）物資の給与及び貸与は、民生対策部（福祉班）が担当する。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品の円滑な給与に十分に配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が給与されるよう努める。

2 給与または貸与の対象者

- ① 避難所に収容された者であること
- ② 住家全半壊（焼）、流出等により、炊事のできない者
- ③ 在宅避難者
- ④ 応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者
- ⑤ 所在が把握できる広域避難者
- ⑥ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者、公共交通の旅客等でその必要がある者
- ⑦ 災害救助従事者
- ⑧ その他

3 給与または貸与の方法

（1）物資の購入及び配分計画

総務対策部（財務班）は、世帯構成員別に被害状況を把握し、救助物資購入及び配分計画を立て、各避難所の避難所担当員に通知する。

（2）物資の集積場所

調達した物資または救助物資等の集積場所は、総務対策部（財務班）がその都度定める。

（3）物資の給与または貸与

物資の給与または貸与は、各避難所にあつては避難所担当員が、その他にあつては民生対策部（福祉班）が、配分計画により災害対策要員及び地域の振興会長等の協力を得て、迅速かつ的確に実施する。

また、自力で生活必需品を受けることが困難な要配慮者を支援するため、及び被災者が多数発生した場合、NPO法人やボランティア等との連携を可能な限り図る。

（4）応援要請等

激甚災害等のため町だけで実施困難の場合には、県、隣接市町村及び関係機関へ応援要請する。

① 県（くらし保健福祉部）

町のみでは生活必需品の給与が困難と判断される場合は、必要とする品目、所要給水量、運搬ルート等の情報を集約し、関係機関等（内閣府、他都道府県、自衛隊等）への応

援要請等必要な措置をとる。

② 日本赤十字社鹿児島県支部

県、町と調整の上、備蓄物資を避難所等へ配分する。

災害救助法が適用されない災害においても、独自の判断で備蓄物資を配分する場合がある。

③ 陸上自衛隊

知事の要請に基づきその保管し、管理する次の救助物資を緊急事態の場合、被災者に貸与し、県や市町村による救助物資の給与は貸与が実施されるまでの間の被災者の保護を図るものとする。

○ 寝具（毛布）

○ 外衣（作業服上下）

④ その他防災機関

当該機関が管理し、保管する救助物資を積極的に放出して町または県が実施する被災者の保護に協力するものとする。

4 法外援護

町から県への要請による法外援護は、以下のとおりである。

区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
全焼 全壊・流失	14,800円	19,100円	28,100円	33,600円	42,600円	6,300円
半焼・半壊 床上浸水	4,800円	6,500円	9,800円	11,900円	15,000円	2,100円

※ 法外援護・・・災害が発生し、その被害の程度が災害救助法を適用するに至らない小災害による被災者に対し、法外援護として、被服、寝具、その他生活必需品等を支給する。

第3 生活必需品の輸送

1 町及び県による輸送

(1) 町が調達した生活必需品の町集積地までの輸送は原則として町が行う。

(2) 県が調達した生活必需品の町集積地までの輸送は原則として知事が行う。

ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要を認めたときは、町に供給する生活必需品について町長に引取を指示することができる。

2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、船舶やヘリコプター及び航空機等を利用する。

4 生活必需品等物資の供給協力に関する協定締結業者への輸送協力の要請

町は、調達した食料の町集積地及び町の指定する場所への輸送について、生活必需品等物資の供給協力協定を締結し、その業者へ協力を求めることができる。

5 集積地の指定及び管理

- (1) 町は、状況に応じ生活必需品集積地を適宜定め、調達した生活必需品の集配拠点とする。
- (2) 生活必需品の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、生活必需品管理の万全を期する。
- (3) 県は、知事が必要と認めたときは広域の集積拠点を設け、県で調達した生活必需品の集配中継地とする。

第5節 感染症予防対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等による多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症等の発生が予想される。

特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防に関し、適切な処置を行う。

第1 感染症予防対策

1 感染症予防対策の実施者

民生対策部（衛生班）は、知事の指示、命令に従って応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上必要な措置を行う。

2 感染症予防実施の県、町の組織体制

町は、感染症予防作業のために民生対策部（衛生班）を編成する。

民生対策部（衛生班）は、町の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

表 県における感染症予防業務

感染症予防業務	内 容
(1) 疫学検査	ア 感染症患者の発生状況を正確に把握し、患者又は保菌者に対しては速やかに適切な措置を講ずる。 イ 疫学調査班は、患者が現に発生している地域、避難所、滞水地域その他衛生環境の良好でない地域を優先して、緊急度に応じて計画的に順次調査し患者の早期発見に努める。 ウ 滞水地域においては通常週1回以上、避難所においてはできる限り頻繁に調査を行う。 エ 市町村、地域組織等関係機関の協力を得て情報の的確な把握に努める。
(2) 健康診断	疫学調査班は、疫学調査の結果必要があるときは感染症法第17条第1項の規定により健康診断を受けるよう勧告し、勧告に従わない時は、健康診断を受けさせる。(感染症の疑わしい症状のある者及び接触者の菌検査をするものとする。)
(3) 臨時予防接種	知事は、感染症の発生予防上必要があると認めるときは、予防接種法第6条の規定により、対象者及び期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示するものとする。
(4) 予防教育及び広報活動	災害時における感染症の予防に関する注意事項を周知させるため、チラシ、リーフレット等の作成あるいは報道機関の活用などにより、速やかに被災地域住民に対する予防教育及び広報活動を行う。
(5) 感染症予防用資器材等の調達あっせん	市町村長の要請に基づき感染症予防並びに予防接種用資器材等の調達あっせんを行う。

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

[平成十年十月二日号外法律第百十四号]

(健康診断)

第十七条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症または新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者に対し当該感染症にかかっているかどうかに関する医師の健康診断を受け、またはその保護者に対し当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者に健康診断を受けさせるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者について、当該職員に健康診断を行わせることができる。

3 町における感染症予防業務

(1) 消毒

知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施する。

表 消毒による1戸当たり使用薬剤の基準

災害の程度 \ 薬剤の種類等	薬品名		
	クレゾール (屋内)	普通石灰 (床下、便池及び周辺)	クロールカルキ (井戸)
床上浸水 (全壊、半壊、流出を含む)	200 グラム	6 キログラム	200 グラム
床下浸水	50 グラム	6 キログラム	200 グラム

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

表 ねずみ族、昆虫等の駆除の使用薬剤の基準

災害の程度 \ 薬剤の種類等	薬剤別、剤型別の基準数量	
	有機燐剤 (室内、床面、床上)	オルソデクロール ペンゾール剤 (便所)
床上浸水 (全壊、半壊、流出を含む)	油剤 1戸当たり 2 リットル 乳剤 (20 倍液として使用する場合) 1戸当たり 2 リットル 紛剤 1戸当たり 0.5 キログラム	1戸当たり 40 グラム
床下浸水	油剤 1戸当たり 1 リットル 乳剤 (20 倍液として使用する場合) 1戸当たり 1 リットル 紛剤 1戸当たり 0.5 キログラム	1戸当たり 40 グラム

(薬剤の種類及び剤型は、現地の実情に応じ適宜選択してさしつかえない。)

(3) 患者等に対する措置

被災地において、感染症の患者等が発生したときは感染症予防医療法に基づいた対策をとる。

(4) 家用水の供給

知事の指示に基づき、家用水の使用停止期間中継続して家用水の供給を行う。

家用水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適宜な方法によって行うこと。この際、特に配水器の衛生的処理に留意すること。

(5) 避難所の感染症予防指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因になることが多いことから、県の指導のもと

に感染症予防活動を実施する。

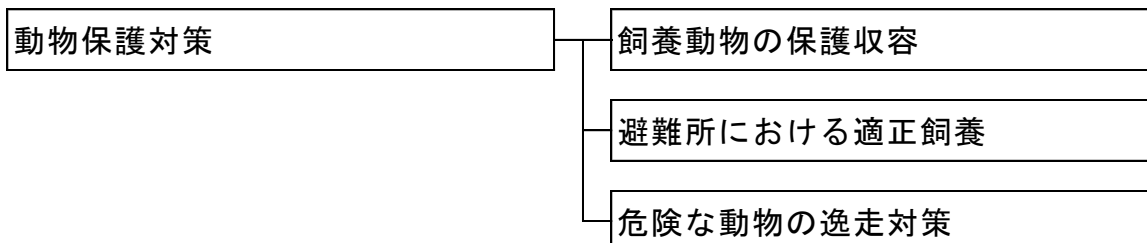
この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成せしめ、その協力を得て感染症予防の完璧を期する。なお、感染症予防活動の重点項目は次のとおりとする。

- ① 検病調査
- ② 消毒の実施
- ③ 集団給食の衛生管理
- ④ 飲料水の管理
- ⑤ その他施設の衛生管理
- (6) 予防教育及び広報活動

大隅地域振興局（保健福祉環境部）の指導のもとにリーフレット、チラシ等の作成あるいは衛生組織その他各種団体を通じて被地域住民に対する予防教育を徹底するとともに、広報活動を協力して実施する。

第6節 動物保護対策

被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。



第1 飼養動物の保護収容

放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、県、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、保護収容を実施する。

第2 避難所における適正飼養

避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。

第3 危険な動物の逸走対策

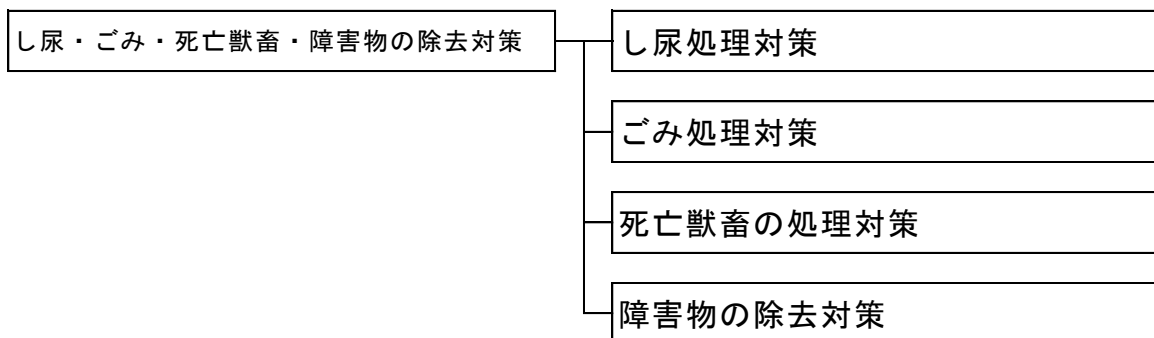
危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

第7節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等により多量のごみ・がれきの発生が予想される。

また、ライフライン等の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。



第1 し尿処理対策

1 し尿の処理方法

災害によるライフラインの被災に伴い、下水道等の機能を活用したし尿処理が困難となることが想定される。以下に、し尿の処理方法について示す。

- (1) 水を確保することによって、下水等の機能を有効活用する。
- (2) (1) の対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。

なお、貯留したし尿の処理は原則として、し尿処理施設及び下水道の終末処理場で行うが、やむを得ない場合は、農地還元等環境衛生上支障のない方法により処分する。

2 避難所等のし尿処理

(1) 避難所

発災後、断水した場合には学校のプール、河川等の確保した水を利用し、下水道等の機能の活用を図る。

また、水洗トイレが不足する場合を想定して、便槽付きの仮設トイレを準備する。

(2) 地域

ライフラインの供給停止による住宅において、従前の生活ができなくなった地域においても、可能な限り水洗トイレを使用できるようにする。このため、井戸、河川水等によって水を確保しての下水道等の活用を図る。

なお、家庭、事業所では、平素から水の汲み置き等により、断水時における生活用水の確保に努める。便槽付きの仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し地

域の衛生環境の保全に努める。

3 仮設トイレ等によるし尿処理

(1) 仮設トイレ等の設置

土木対策部（施設班）は、仮設トイレ等の設置にあたって次の事項について配慮する。

① 設置体制等

土木対策部（施設班）は、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等を整備する。

② 高齢者・障がい者に対する配慮

仮設トイレ等の機種選定に当たっては、高齢者・障がい者等に配慮する。

③ 設置場所等の周知

土木対策部（施設班）は、仮設トイレ等の設置にあたって収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、これを周知する。

(2) し尿収集・処理計画

① 仮設トイレ等の設置状況の把握

災害が発生した場合、土木対策部（施設班）並びに町民生活対策部（生活班）は、仮設トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備する。

② 収集作業

町民生活対策部（生活班）は、集場所等の情報を基にして、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を収集し、し尿処理施設に搬入して、し尿の処理・処分を行う。

4 し尿収集の応援体制の確立

(1) 基本方針

し尿の量、し尿処理施設の被害状況等により、町のみでは、し尿処理が困難と認められる時は広域的な応援の要請を行う。

(2) 実施計画

総務対策部（本部班）並びに町民生活対策部（生活班）は、町の能力のみでは実施困難と認められるときは、知事にあつせんを要請し、被災の軽微な、または被災をまぬがれた隣接市町からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

第2 ごみ処理対策

町民生活対策部（生活班）は、産業廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

※ 資料編【8. その他 8-3 関連計画等】を参照。

1 ごみの収集、運搬及び処分の方法

(1) 基本方針

- ① 町長は、現有の人員、施設を活用するほか、必要により、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集・運搬・処分業者、各種団体などの協力を得て、ごみの収集運搬及び処分に努める。
- ② ごみの収集に当たっては、排出される災害ごみを迅速、計画的に処理するため、ダンプやトラック、タイヤショベル等の重機借上を積極的に行い、車両をできるだけ多く確保するよう努める。

また、ごみの処理は、リサイクル等を行うことを原則とするが、町で処理できない場合には、仮置場にて保管し、近隣の市町のごみ処理施設等で適正に処理する。

- ③ 町長は、あらかじめ、ごみの収集運搬体制や仮置場の予定場所等を記した、水害等に係る災害廃棄物の処理計画を定めておくとともに、近隣の市町と緊急時の施設の利用や必要な資機材、人員等を確保するための協力体制について協議しておく。

(2) 対象とする廃棄物

対象とする廃棄物は、災害の発生により平常時と異なる対応が必要と思われる次の廃棄物とする。

- ① がれき・・・・・・・・・・建築物の撤去に伴って発生するコンクリート、廃木材等
- ② 粗大ごみ・・・・・・・・・・災害により多量に発生した廃畳・家具類
- ③ 生活ごみ・・・・・・・・・・災害及び避難所から発生した生活ごみ等
- ④ 適正処理困難物・・平常時に町で収集しないもの、廃家電等

(3) 搬出場所の確保

町長は、あらかじめ、仮置場の予定場所を定めておくとともに、近隣の市町と緊急時の施設利用について協議しておく。

- ① 廃棄物の量が多い災害の場合
風水害や崖崩れ等により発生した災害ごみは、地域ごとに排出場所に集積保管する。
- ② 廃棄物の量が少ない災害の場合
処分先へ直接搬入する。直接搬入ができない場合は、公民館や集会場の広場、または公園等とする。
- ③ 海岸漂着ごみ
最寄りの海岸広場等

(4) 分別の方法

可能な限り、次により分別する。

- ① 埋立ごみ（一般）
- ② 資源ごみ
- ③ 粗大家具類
- ④ 電器製品類
- ⑤ 木材類

(5) 収集運搬の方法

災害ごみの発生状況をみて、次の区分により業者に委託する。

- 第1段階・・・町の一般ごみ収集委託業者に委託
- 第2段階・・・一般廃棄物収集運搬業者に委託
- 第3段階・・・産業廃棄物収集運搬業者及び建設土木業者に委託
- 第4段階・・・被災をまねがれた隣接市町からの応援を得て収集・運搬

(6) 処分方法

災害ごみの発生状況をみて、次の区分により適正に処理する。

① 分別を確実にし、最終処分場で処理・処分する。

ア 埋め立て

イ 資源化

② 最終処分場で処理・処分ができない場合及び処理・処分が困難なものは、処分業者に委託する。

③ やむを得ない場合は、仮置場にて保管し、隣接の市町のごみ処理施設等で適正に処理する。

(7) 協力体制

① 県及び周辺市町への協力要請

② 民間関係団体への要請

③ ボランティアへの協力要請

2 ごみ収集の応援体制の確立

(1) 基本方針

ごみの量、ごみ処理施設の被害状況等により、被災した町のみでは、ごみ処理が困難と認められる時は広域的な応援の要請を行う。

(2) 実施計画

① 県が実施する対策

町からの広域的な支援の要請について、鹿児島県産業廃棄物協会との協定を活用することなどにより、調整を図るものとする。また、大規模災害により県内の被災市町村、近隣市町村のみでは、ごみ処理が困難と認められる時は、他の都道府県等に対して支援を要請する。

② 町が実施する対策

町は、町の能力のみでは実施困難と認められるときは、知事にあつせんを要請し、被災の軽微な、または被災をまぬがれた市町村からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

また、廃棄物関係団体やボランティアなどについて、その応援能力等を十分調査のうえ、応援協定の締結を行うなど協力体制を整えておく。

第3 死亡獣畜の処理対策

死亡獣畜の処理は、原則として化製場または獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は、保健所長の許可を受けて処理する。

(1) 死亡獣畜を運搬するときは、死亡獣畜が露出しないようにし、かつ、汚液が露出しないようにすること。

(2) 死亡獣畜は速やかに埋却すること。この場合において、地表面から埋却した死亡獣畜までの深さは1メートル以上とし、かつ、地表面30センチメートル以上の盛土をすること。

(3) 死亡獣畜を埋却する場所には、消毒その他の必要な措置を講ずること。

- (4) 埋却現場には、その旨を標示すること。
- (5) 埋却した死亡獣畜は、埋却後1年間は発掘しないこと。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

第4 障害物の除去対策

1 障害物除去の実施者

障害物のうち住家及びその周辺に流入した障害物の除去について自己の資力では除去できない場合は町長が行い、公共その他の場所に流入した障害物の除去は、それぞれ管理者が行う。

2 障害物の集積場所の選定

障害物の流入してくるおそれのある箇所（河川、がけ下等）においては、かねてから、付近の適当な場所を選定して必要な措置を講じておくほか、随時災害発生場所の状況により、障害物の種類、数量等を考慮して適当な集積場所をその都度選定する。

3 障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の確保

障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の保有に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達するよう、かねてから十分協議しておく。

第8節 行方不明者の搜索、遺体の処理等

災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され、それらの搜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

行方不明者の搜索、遺体の処理等

行方不明者の搜索

遺体の収容、処理、埋葬

第1 行方不明者の搜索

1 行方不明者の搜索隊の編成

町においては、県警察とともに行方不明者の搜索を行うため、町搜索隊を編成する。

町搜索隊の編成に際しては、消防機関及び住民防災組織の活用を図る。

災害時の行方不明者の搜索が海上に及ぶ場合には、第十管区海上保安本部（海上保安部、志布志海上保安署を含む。）の巡視艇等により搜索を行う。

（1）第1種搜索隊 - 各消防分団及び各振興会協力者により編成

（2）第2種搜索隊 - 隣接の消防分団及び隣接振興会協力者により編成

（3）第3種搜索隊 - 町消防団全員及び町全協力者により編成

2 搜索の実施方法等

（1）搜索の方法

搜索範囲等	搜索の方法
搜索の範囲が広い場合	ア 搜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。 イ 捜査部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。 ウ 各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定め、重点的に行う。
捜査範囲が比較的に狭い場合	ア 災害前における当該地域、場所、建物などの正確な位置を確認する。 イ 災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。 ウ り災時刻などから捜査対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し搜索の重点を定め、効果的な搜索に努める。
捜査場所が河川、湖沼の場合	ア 平素の水流、湖沼の実情をよく調査する。 イ 災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。 ウ 合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、搜索を行う。

（2）広報活動

搜索をより効果的に行うため、搜索地域内はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

(3) 装備資材

搜索に使用する車両、船艇その他の装備資材は、有効適切な活用に努めるとともに、警察、町で所有する車両、船艇等が不足するときは、関係機関に対し協力を依頼する。

(4) 必要帳票等の整備

町は、行方不明者（遺体）の搜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

- ① 救助実施記録日計表
- ② 被災者救出用（搜索用）機械器具・燃料受払簿
- ③ 被災者救出（遺体の搜索用）状況記録簿
- ④ 被災者救出用（遺体の搜索用）関係支出証拠書類

3 行方不明者発見後の処理

搜索に対しては、負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるよう、医療機関との緊密な連絡を保持する。

(1) 海上保安部署長

- ① 負傷者等は、医療機関に収容する。
- ② 遺体は、刑事訴訟法、警察等が取り扱う死体の死因または身元の調査等に関する法律、海上保安庁死体取扱規則の定めるところにより、死体調査及び検視を行い、明らかに災害による死亡と認められるときは、その後、遺族等の引取人または町長に引渡す。

(2) 県警察

- ① 負傷者等は、医療機関に収容する。
- ② 遺体は、刑事訴訟法、警察等が取り扱う死体の死因または身元の調査等に関する法律、検視規則、死体取扱規則等の定めるところにより、死体調査及び検視を行い、その後、遺族等の引取人または町長に引渡す。

(3) 町長

- ① 負傷者等は、医療機関に収容する。
- ② 遺体は、警察署長または海上保安部署長に通報し、警察官または海上保安官による死体調査及び検視を受け、その後、遺族等の引取人への引渡しまたは遺体収容所に収容する。

第2 遺体の収容、処理、埋葬

1 遺体の収容、処理

(1) 死体調査及び検視（以下「検視等」という。）の実施

- ① 警察官及び海上保安官は、遺体を発見し、または遺体発見の通報を受けた場合は、検視等を行うものとし、あらかじめ、検視等に要する資機材を整備する。
- ② 警察官及び海上保安官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、遺体収容所に搬送し、検視等を行う。この場合において、身元確認作業等については、必要に応じ、指紋、歯牙、DNA鑑定等の科学的根拠に基づいて実施する。

- ③ 町捜索隊が自ら発見した遺体も、警察官及び海上保安官による検視等、身元確認作業のため、あらかじめ指定された検視等の遺体処理を行う場所及び遺体収容所へ収容する。
- ④ 検視等に立ち会う医師については、警察本部及び海上保安本部において、あらかじめ、鹿児島県医師会、鹿児島県歯科医師会、日本法医学会等と協議し協力を得る。

(2) 遺体の収容

- ① 町長は、災害によって多数の死者が発生することを想定し、検視等の遺体処理を行う場所及び遺体収容所をあらかじめ選定する。
- ② 検視等の遺体処理を行う場所及び遺体収容所の選定にあたっては、次の事項に留意の上、施設管理者の合意を得て選定する。
 - 遺体を公衆の面前にさらさない場所である。
 - 遺体の洗浄、処理等の処理作業に便利である。
 - 遺体の検視等、身元確認が容易に行える場所である。
 - 遺体の数に相応する施設である。
 - 駐車場があり、長時間使用できる。
- ③ 警察官及び海上保安官は、検視等を終えて身元確認できない遺体は全て町長に引き渡す。
- ④ 町長は、警察官及び海上保安官から、検視等を終えた遺体の引継ぎを受け、身元特定され、引取人である遺族等からの申し出があった場合は速やかに遺体を引き渡し、引取人等のない遺体については、遺体収容所に収容する。

表 遺体の収容予定場所

予定場所	所在地	電話番号	備考
東串良町総合体育館	鹿児島県肝属郡東串良町新川西 1850 番地	0994-63-9888	

(3) 遺体の処理

- ① 小災害時等で遺体の状態が比較的正常で、顔貌で身元確認が可能であり、かつ、引取人である遺族等の申し出があった場合は直ちに遺族等に引渡す。
- ② 遺体の識別が困難なとき、伝染病予防上または災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を実施する。
- ③ 遺体の確認及び死因究明のため検視を行う必要があるが、遺体の検視は、原則として3部第2章第10節「緊急医療」による民生対策部（救護班）により行う。
ただし、遺体が多数のとき、または民生対策部（救護班）が他の業務で多忙なとき等は、医師会と連携し、一般開業医により行う。
- ④ 遺体の識別、身元究明等に長日時を要するとき、または遺体が多数で埋葬に長日時を要する場合等は死体を遺体収容所に一時保存する。
- ⑤ 町長は、警察、海上保安庁と共同して、災害による行方不明者の届出受理及び収容された遺体の遺族等による確認、並びに遺族が判明した遺体の引渡しを行う。
なお、遺体の身元確認に関しては、顔貌だけでなく、所持品、検視、検案後に行われる警察による指紋、歯牙、DNA等の鑑定結果等の情報を総合的に判断し、出来る限り

科学的な根拠に基づいて特定する。

2 遺体の埋葬等

(1) 遺体の埋葬

- ① 身元の判明しない遺体または遺体の引取人である遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺体を引取ることができないもの並びに災害時の混乱の際死亡したもので各種事情により遺族等による埋葬ができないものに対して埋葬を行う。
- ② 埋葬は、混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により、火葬または土葬等の方法により行うものとするが、身元不明あるいは災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。

(2) 身元不明者の措置

身元不明者の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報照会、その他の身元判明の措置を講ずる。

また、その遺骨及び遺留品は遺骨遺留品保管所等に保管する。

(3) 必要帳票等の整備

埋葬等を実施し、または埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した町長は、次の書類・帳簿等を整備、保存しておかなくてはならない。

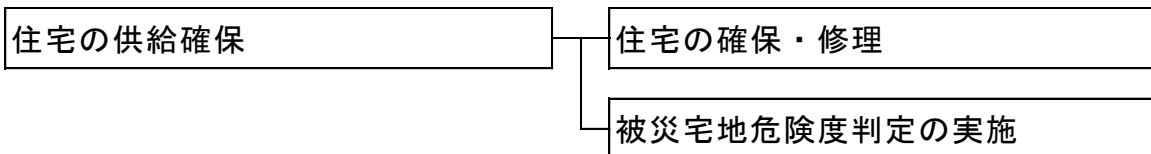
- ① 救助実施記録日計票
- ② 埋葬台帳
- ③ 葬儀費支出関係証拠書類

第9節 住宅の供給確保

災害時には、住居の浸水、全焼または洪水による流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。

また、一時損壊の住居も多数発生するので、応急修理を行うために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。



第1 住宅の確保・修理

1 応急仮設住宅の供給

(1) 実施者

- ① 災害により住家が全焼、全壊または流出し、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅の供給は、町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの通知により町長が行うこととする。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行うものとする。

- ② 町で処理不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 建設計画

① 建設の構造及び規模

災害救助法適用に際し、設置する応急仮設住宅1戸あたりの規模は、29.7平方メートルと基準とし、その構造は組立式住宅及び木造住宅とする。

② 資材の調達等

ア 組立式住宅

各請負建設業者に一括請負させる。ただし、災害救助法が適用されたときは、組立式仮設住宅の提供、建設に関する社団法人プレハブ建築協会等と県との協定に基づき、迅速な仮設住宅の確保を県に要請する。

イ 木造応急仮設住宅

- a 木造応急仮設住宅に必要な視座木供給の要請については、大隅森林管理署を通じて九州森林管理署に行い、資材の供給を受ける。
- b 建設については、建築関係団体等の協力を得て行う。
- c 労務資材に関する関係者との協定は、知事または知事から災害救助法による救助

に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた町長が地域ごとに災害に応じて締結するものとする。

③ 建設場所

町は、速やかに用地確保ができるように、応急仮設住宅の建設予定候補地（原則公有地）を把握しておくものとし、それが困難な場合は県等と協議し、適当な空地に建設する。

（3）民間賃貸住宅の供給

（社）鹿児島宅地建物取引業協会等との協定に基づく情報を活用するなどし、民間賃貸住宅を確保し、迅速な住宅供給に努める。

（4）対象者

次の各号の全てに該当する者とする。

- ① 住家が全焼、全壊または流失した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 自ら住家を確保できない者

（5）入居者の選定

入居者の選定は、高齢者・障がい者・ひとり親世帯等の優先を原則として、生活条件等を考慮して町が行う。

（6）応急仮設住宅の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

なお、応急仮設住宅を供与できる期間は、竣工の日から2年以内とする。

2 住宅の応急修理

（1）実施者

- ① 災害のため、住家が半焼または半壊し、自己の資力では応急修理をすることができない者または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、日常生活に欠くことのできない部分の住宅の応急修理は、町長が実施する。

ただし、災害救助法を適用したときは、知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの委任の通知により町長が行う。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行うものとする。

- ② 町では処理不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

（2）応急修理計画

① 資材の調達等

ア 九州森林管理局長または大隅森林管理署長等は、災害時において、県知事等から災

害復旧用材の供給、被災地等における木材の需要安定等についての要請があった場合、その必要があると認めるときは、国有林の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力する。

イ 労務資材に関する関係者との協定は、知事または知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた町長が災害に応じて締結するものとする。

3 公営住宅等の供与

(1) 公共住宅の確保

町は、発災時において、町営住宅の空き家の確保に努めるとともに、他の地方公共団体に空き家の提供を求め、被災者に提供する。

災害により住家を滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、公営住宅の入居（公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居者または地方自治法第238条の4第4項に基づく目的外使用）について、最大限の配慮を行うものとする。

(2) 入居資格

入居資格については、公営住宅法の災害時の資格に基づき町長が定める。

(3) 入居者の選定

町は、確保した空き家の募集計画を策定し、町の定める選定基準を基に、その他の様々な生活条件等を十分調査し、必要に応じて民生委員の意見を徴する等、公平な選考に努める。

第2 被災宅地危険度判定の実施

県及び町は、宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講じるため、被災宅地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

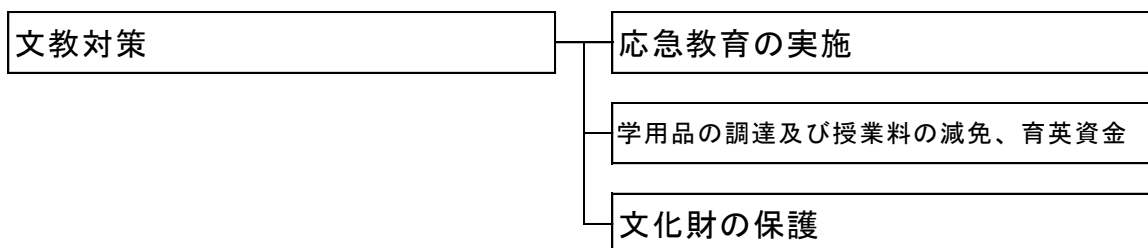
なお、被災状況に応じ、国、県との協議・連携を図りつつ、相互協力・支援を行うものとする。

第10節 文教対策

災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。

また、学校施設等は、被災者の避難所として利用される所が多く、一部では長期化することとも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。



第1 応急教育の実施

1 文教対策の実施者

応急教育の対象	実施者
町立の学校	町教育委員会
災害救助法が適用された場合における罹災小中学校児童生徒に対する学用品の給与	知事の委任を受けた町長

2 児童、生徒の安全確保

(1) 休校措置

- ① 大規模な災害が発生し、または発生が予想される場合は、各学校長は町教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとる。
- ② 休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を児童生徒及び保護者に周知する。
- ③ 休校措置が登校後に決定し、児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校、学校職員による誘導等適切な措置を行う。

(2) 登下校の安全確保

異常気象時の児童生徒の登下校について、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒及び家庭への周知徹底を図る。

3 教室等の確保

(1) 施設の応急復旧

被害の程度により、応急処理のできる範囲の場合はできるだけ速やかに修理を行い、施設の確保に努める。

- (2) 普通教室の一部が使用不能になった場合
特別教室、屋内体育施設、講堂等を利用する。
- (3) 校舎の全部または大部分が使用不能になった場合
公民館等公共の施設または最寄りの学校の校舎を利用する。
- (4) 応急仮校舎の建設
(1)～(3)までにより施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を検討する。

4 教職員の確保

教育対策部（教育班）は、教職員の被災状況を把握し、教職員が不足する場合には、次によりその確保を図る。

- (1) 学校内操作
欠員が少数の場合には、学校内において操作する。
- (2) 学校外操作
学校内で操作できないときは、町教育委員会の意見を聞き、県教育委員会において教職員の確保の方法を検討する。
- (3) 町の地域外操作
町で操作できないときは、県教育委員会において災害地に近い他の市町村からの操作を行う。これも困難な場合は、教職員の緊急募集等の方法を検討する。

5 応急教育の留意点

- (1) 災害の状況に応じ、施設の確保、教材、学用品等の調達及び教職員の確保により、できるだけ応急授業を行うように努める。例えば2部授業、分散授業の方法によるなど。
- (2) 応急教育の実施に当たっては、次の点に留意して行う。
 - ① 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒の負担にならないように留意する。
 - ② 教育場所が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒の健康等に留意する。
 - ③ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導する。
 - ④ 授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し、自習、勉学の内容・方法等を周知徹底する。

6 学校給食等の措置

被害を受けた給食施設の復旧等による学校給食の確保については、教育対策部（教育班）が学校長との緊密な連携のもとに、必要な対策を講ずる。

- (1) 施設の復旧
給食施設が被災し給食を実施できないときは、必要な応急処理を行う。応急処理ができないときは、校舎の一部を利用する等代替施設の確保に努める。
- (2) 給食用原材料の確保
災害により給食用原材料（小麦粉、精米等）が滅失し、給食の実施に支障をきたすときは、需要品名、数量等を一括して県教育委員会にあつせんを要請する。
- (3) 給食器具等の確保

器具等は教育対策部（教育班）が確保し、早急に確保できないものについては、必要に応じて代替設備などの応急措置を行う。

（４）給食の一時中止

学校給食センター所長は、次の場合には給食を一時停止する。

- ① 伝染病の発生その他食品衛生上の危険が予想されるとき
- ② 給食物資の確保が困難なとき
- ③ その他給食の実施が適当でないと考えられるとき

7 学校が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し、次のような措置をとる。

（１）児童生徒等の安全確保

在校中に発災した場合においては、児童生徒等の安全確保を最優先した上で、学校施設の使用方法について町と協議する。

（２）避難所の運営への協力

避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう町教育委員会及び県教育委員会等との間で必要な協議を行う。

（３）避難が長期化する場合の措置

- ① 避難が長期化する場合、収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。
- ② 避難が長期化する場合、給食施設は被災者用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しの調整に留意する。

第2 学用品の調達及び授業料の減免、育英資金

1 教材、学用品等の調達、給与

- （１）教科書については、町教育委員会からの報告に基づき、県教育委員会が一括して特約教科書供給所から調達する。
- （２）文房具、通学用品等については、町教育委員会または県教育委員会において、それぞれ調達する。
- （３）災害救助法が適用された場合における被災小中学校の児童生徒に対する学用品の給与は、知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた町長が行う。

2 授業料等の減免、育英資金

（１）県立高等学校

高等学校生徒の保護者または当該生徒が被害を受け、授業料の減免及び育英資金の貸与が必要であると認められる場合は、学校長は、県教育委員会の承認を受けて授業料減免の措置を講じ、育英資金の貸与については、鹿児島県育英財団に特別の措置を講ずるよう要請する。

（２）私立高等学校

私立高等学校の生徒の授業料負担者が被害を受け、授業料の軽減が必要であると認められる場合は、県は、学校法人が軽減した額（県立高校の授業料と同額を限度）について補助を行う。育英資金の貸与については、各学校長は、鹿児島県育英財団に特別な措置を講ずるよう要請する。

3 災害救助法による基準

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第3節 災害救助法の適用及び運用】を参照。

第3 文化財の保護

1 所有者、管理者の通報義務等

文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

2 被害状況の報告

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を県指定の文化財については県教育委員会へ、国指定の文化財にあっては、県教育委員会を経由して、文化庁へ報告しなければならない。

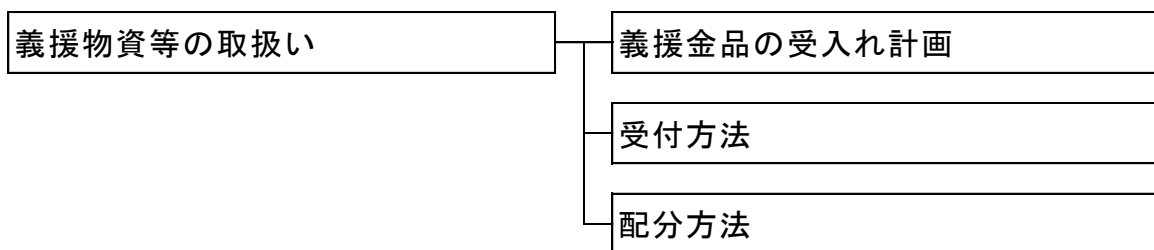
3 関係機関との協力

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

第11節 義援物資等の取り扱い

大規模災害時には、全国から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正に・適正に被災者に配分するとともに、義援金については、できる限り迅速な配分に努め、また、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。



第1 義援金品の受入れ計画

1 義援金品の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

総務対策部（財務班）並びに民生対策部（福祉班）は、関係機関等の協力を得ながら、住民、企業等からの義援物資について、受入れの状況を把握し、そのリスト及び送り先を災害対策本部並びに報道機関を通じて公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

(2) 被災者のニーズ

被災地以外へは必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。

(3) 義援金の受入れ

義援金の使用については、義援金収集体と配分委員会を組織し、十分協議の上、定める。

2 物資の購入及び配分計画

民生対策部（福祉班）は、世帯構成員別に被害状況を把握し、救助物資購入及び配分計画を立て、総務対策部（財務班）及び避難所担当員に通知する。

第2 受付方法

1 受付要領

義援金品の受付要領は、次のとおりである。

(1) 受付期間は、概ね災害発生の日から1か月以内とする。

- (2) 住民等への周知は、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関を通じて行う。
- (3) 義援金品は、特に被災地あるいは被災者を指定しない。
- (4) 義援品で腐敗変質のおそれのあるものは受け付けない。
- (5) 受付期間は、義援金の収支を明らかにする帳簿を備え付ける。

2 受付帳簿の様式（例）

受付月日	金額	寄贈者	
	(品名、数量)	氏名	住所

第3 配分方法

1 対象者

災害により住家が全半壊（焼）、流失、埋没及び床上浸水若しくは船舶等の遭難等により、生活上必要な家財等がそう失またはき損し、日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

以下の災害による被災者を目安に義援金及び義援物資を配分する。

- (1) 死者、重傷者（義援金のみ）
- (2) 全壊（焼）世帯
- (3) 流失世帯
- (4) 半壊（焼）世帯
- (5) 床上浸水世帯

2 義援物資、金品の保管及び配分

- (1) 町に送付された被災者に対する義援物資は民生対策部（福祉班）で受付け、義援金は総務対策部（財務班）で受付け記録したのち、それぞれの班において保管する。
- (2) 物資、金品等の配分については、災害の程度、義援物資の数量等により計画配分する。

3 物資の給与または貸与

物資の給与または貸与は、民生対策部（福祉班）が配分計画により災害対策要員及び振興会長等の協力を得て迅速、かつ的確に実施する。

また、自力で生活必需品を受けることが困難な要配慮者を支援するため、及び被災者が多数発生した場合、ボランティアとの連携を可能な限り図る。ボランティアの受入れは町社会福祉協議会が窓口となり行う。

4 日赤救援資材及び物資の保管

- (1) 日本赤十字社鹿児島県支部東串良町分区は救援資材及び物資を常備し、町長はこれを保管して、日赤救援物資配分基準により使用交付する。
- (2) 日本赤十字社鹿児島県支部東串良町分区は、町長の要請に基づき、必要に応じ前項の

物資を速やかに補充または増加する。

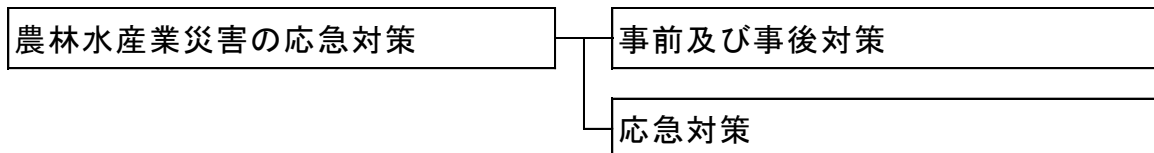
5 配分基準

義援金及び義援物資を公正、適正に被災者に配分するため、関係機関から構成される配分委員会において対象者、配分基準、配分の方法、その他必要な事項について決定する。

第12節 農林水産業災害の応急対策

風水害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、台風その他災害による農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。



第1 事前及び事後対策

1 事前対策

台風等により、農林水産物に被害を及ぼすおそれのあるときは、直ちに事前対策を行い、農林漁業者に周知徹底を図るとともに、関係機関と協力して事前対策の指導を行う。

2 事後対策

台風等の発生により、農林水産物に被害を受けたときは、直ちに事後対策を行い、農林漁業者に周知徹底を図るとともに、関係機関と協力して事後対策の指導を行う。

第2 応急対策

1 農業用施設応急対策

- (1) 農業用施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な措置を指導し、事後の本復旧を推進する。
- (2) 浸水等で広範囲にわたる湛水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡を取り、区域全体を総合調整のうえ施設の応急対策を実施する。
- (3) 農林業施設の応急対策は、次のとおりである。
 - ① 浸水時の用水路等からポンプ等による排水
 - ② 破損箇所の応急復旧
 - ③ 流入した土砂・樹木等の除去
 - ④ 林道の応急復旧

2 種苗の確保

町長は、災害により、播き替え及び植え替えを必要とする場合は、農業協同組合等に必要種苗の確保を要請する。

3 病虫害防除対策

農林水産対策部（農政班）は、関係機関で構成する東串良町農林技術員連絡協議会において、具体的防除策を措置する。

(1) 緊急防除対策の実施

農林水産対策部（農政班）は、災害により病虫害が発生し、またはそのおそれがあるときは、病虫害緊急防除対策を実施する。

(2) 緊急防除指導班の編成

農林水産対策部（農政班）は、特に必要と認めたとき、緊急防除指導班を編成し、現地指導の徹底を図る。

(3) 空中散布防除の実施

広域にわたって病虫害の発生がみられ、集団一斉防除が必要と認められるときは、空中散布防除を実施する。

(4) 農薬の確保

農林水産対策部（農政班）は、災害により緊急に農薬の必要を生じた場合、県経済農業協同組合連合会及び県農薬卸商業協同組合に対し、手持農薬の緊急供給を依頼する。

また、必要に応じ県内農薬製造業者に対し、必要量の緊急生産を要請する。

4 農作物応急対策

(1) 農作物等に対する応急措置

農作物等に対する応急措置方法は、表のとおりである。

表 農作物等に対する応急措置方法

品目	災害種別	応急措置方法
水稻	風害	①完熟期で近いもので倒伏している稲は早めに刈り取り、架け干しするか脱穀して乾燥する。 ②熟期まで期間のある稲が倒伏した場合は一時落水して、丁寧に引き起こして4～5株を緩く結束する。結束が終わったら、湛水し、できるだけ水を溜める。
作物	風水害 干害	①病虫害防除の徹底 ②計画的な水管理の実施
果樹	干害	①敷きわら、敷草等による土壌表面の被覆 ②適正着果（摘果） ③熟期に達した果実の収穫
	風水害	①熟期に達した果実の収穫 ②倒伏した樹の整復、裂枝の除去または復元固定 ③土砂崩れ等の場合の土砂の除去 ④落葉した樹の樹勢回復 ⑤病虫害防除の徹底

野菜	干害	①薬剤散布 ②液肥の施用 ③代替作物の導入 ④散水または敷ワラ、敷草
	風水害	①排水、中耕、土寄せの実施 ②草勢回復資材の投与・散布 ③土砂の洗浄 ④代替作物の導入 ⑤病虫害防除の徹底 ⑥防風措置の実施
花き	干害	①散水または敷ワラ、敷草 ②液肥の灌水への加用 ③代替作物の導入
	風水害	①排水、土寄せの実施 ②病害防除の実施 ③防風措置の実施
茶、たばこ	干害	①散水の徹底
	風水害	①散水・排水の実施 ②病虫害防除の徹底
飼料	干害	①灌水の実施 ②発芽不良の場合は、追播、播き直しの実施
	風水害	①早急に地表水の排水実施 ②草勢回復資材の投与、散布 ③早急に刈り取り、青刈り、サイレージ調製 ④ソルガムは秋冬作に切り替え（9月上旬以降）
その他	風水害 干害	①種苗の確保（農業協同組合等と協力）

5 畜産応急対策

（1）家畜の管理

町は浸水、がけ崩等の災害が予想されるとき、または発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難所の選定、避難方法について必要あるときは、町においてあらかじめ計画しておく。

（2）家畜の防疫

農林水産対策部（農政班）は、家畜伝染病に対処するため、災害地域の家畜及び畜舎に対して県（家畜保健衛生所）及び獣医師会の協力を得て、畜舎消毒及び家畜診療等の必要な防疫活動を実施する。

災害による死亡家畜については、家畜の飼育者をして、町に届出を行わせるとともに農林水産対策部（農政班）は、死体の埋没または焼却を指示する。

- ① 被災家畜に伝染性疫病の疑いがある場合、または伝染病発生のおそれがあると認めら

れる場合には、農林水産対策部（農政班）を被災地に派遣し緊急予防措置をする。

- ② 災害のため、正常な家畜の診療が受けられない場合は町長の要請により診療班を被災地に派遣する。
- ③ 災害により飼料の確保が困難となったときは県経済農業協同組合連合会及びその他飼料業者に対し、必要量の確保及び供給についてあっせんを行う。

表 家畜管理のための応急措置方法

感染症の予防	①家畜保健衛生所による予防注射の実施 ②診療班（家畜保健衛生所及び獣医師会で編成）による巡回家畜診療の実施
飼料の確保	①県への政府保有麦、飼料等、放出依頼 ②県への飼料業者に対する確保、供給のあっせん依頼

6 林産物応急対策

次の措置により、被災立木竹による二次災害を防止し、林産物被害の軽減に努める。

- (1) 被災立木竹の除去、土砂の除去
- (2) 林道破損箇所の復旧、機能回復
- (3) 病虫害の防除

枯損、倒伏、折損等の木竹は速やかに林外に搬出するほか、焼却または薬剤処理等により病虫害の防除に努める。

- (4) 林業用種苗の確保

森林組合等と協力し対策の技術指導を行うとともに、必要に応じて助成を行い林業用種苗の確保に努める。

7 水産物応急対策

- (1) 水産養殖用種苗並びに飼料等の確保

災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、その生産を確保するため、あっせんを行う。

- (2) 病虫害の防疫指導

災害により水産養殖物に病虫害発生のおそれがある場合、県水産試験機関に対し、防疫対策について指導を要請する。

第4章 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、このような社会基盤の応急対策について定める。

第1節 電力施設の応急対策

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、本計画は、九州電力株式会社が電力施設の防護、復旧を図り、早急な電力供給の確保を図るために必要な事項を定めたものである。

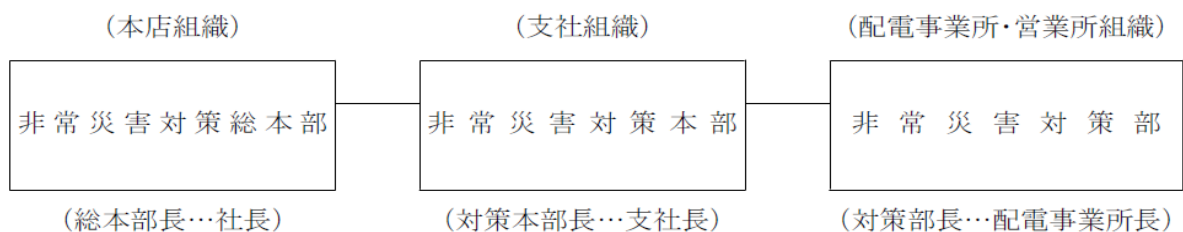
第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 災害対策に対する基本体制

九州電力株式会社は、災害が発生するおそれがある場合または発生した場合は、社内防災業務計画に基づき災害対策組織を設置する。

また、災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点をあらかじめ定めておく。

図 災害対策組織



2 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、対策組織の長は、気象、地象情報等の一般情報や電力施設等の被害状況及び復旧状況等の当社被害情報を迅速、的確に把握するとともに、地方自治体等からの情報を収集するなど、当社防災業務計画に基づく情報連絡体制により、対策組織間並びに地方自治体等防災関係機関との相互情報連絡に努める。

3 電力施設被害状況等の広報活動

災害の発生が予想される場合または災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。

なお、広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、ホームページ、携帯電話サイトによる情報発信及び広報車等による直接当該地域への周知を行う。

4 対策要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

また、防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。

5 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、現地調達、対策組織相互の流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

また、資機材の輸送は、原則としてあらかじめ要請した請負会社の車両・船艇・ヘリコプター等をはじめ、実施可能な運搬手段により行う。

6 危険予防措置

電力の需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

7 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合または工事力を動員してもなお応援を必要とする判断される場合には、対策組織の長は、自衛隊法に基づき知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

8 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

また、作業は通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生についても十分配慮して実施する。

9 施設の復旧順位

(1) 電力供給設備の復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、社内防災業務計画で定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

また、重要拠点施設である病院、電気通信施設、水道施設、防災関係機関等への電力供給設備の早期復旧を行うため、必要に応じ、道路管理者と復旧箇所の優先度、復旧方法等について協議する。

(2) 需要家への電力供給の順位

供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線を優先的に、復旧を進める。

第2節 ガス施設の応急対策

風水害時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

第1 液化石油ガス施設災害応急対策計画

1 連絡体制

- (1) 液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生のお知らせがあったときは、速やかに現地での応急対処と同時に消防本部及び鹿児島県LPガス協会鹿屋支部長（以下「支部長」という。）に通報する。さらに、県及び九州産業保安監督部保安課に直ちに事故の状況について報告する。
- (2) 支部長は、連絡を受けたときは直ちに県LPガス協会長に連絡する。
- (3) 県LPガス協会長は連絡を受けたときは、危機管理局消防保安課、消防機関、警察に連絡するとともに、支部長と協議し事故処理に必要な指示を与えなければならない。
- (4) 休日または夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

2 出動体制

- (1) 販売店は、消費者等からガス漏れ等の通報を受けたときは、直ちに現場に急行し、応急対策にあたる。
- (2) 前項の通報があっても特別の事情により応じられない場合、または応じられるが現場到着までに時間を要するときは、事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。
- (3) 供給販売店等は、事故の状況により消防機関の出動が必要であると判断したときは、速やかに所轄の消防機関に出動を要請し、さらに応援を必要とするときは、支部長及び地区代表者に応援出動を要請し、適切な対応をとりガス漏れをとめる。
- (4) 支部長、地区代表者は、前項の要請があったときは、直ちに出動班を編成し、出動人員、日時、場所等を確認し、事故処理に必要な事項を指示する。
- (5) 販売店は、供給販売店等からの応援出動の依頼を受け、または支部長及び地区代表者から出動の指示があったときは、何時でも出動できるようあらかじめ人員及び資機材等を整備しておく。

3 出動条件

- (1) 出動にあたっては通報受理後可及的速やかに到着することとし、原則として30分以内に到着できるようにする。
- (2) 出動者は緊急措置を的確に行う能力を有するものとする。この場合、有資格者が望ましい。
- (3) 出動者は、必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。

(4) 出動の際には必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

4 事故の処理

(1) 事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、事故の拡大防止に努める。

(2) 設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。

5 関係機関との連携

(1) 会長は、事故発生との連絡及び事故の状況報告に基づき、危機管理局消防保安課、消防機関、警察と連携をとり、事故対策について調整を図る。

(2) 支部長及び地区代表者は、消防機関、警察との連携を密に行うため、連絡方法、協力体制等についてあらかじめ地区組織をつくり協議しておく。

6 報告

(1) 供給販売店は、事故の処理が終わったら、速やかに「事故届書」を九州産業保安監督部保安課(特定消費設備に係る事故の場合に限る。)及び危機管理局消防保安課に提出する。

(2) 支部長は、他の販売店に応援出動を指示し、または自ら出動したときは、出動日時、場所、事故の状況及び処理、その他必要な事項を速やかに協会に報告する。

7 周知の方法

協会及び販売店は、消費者等に対し事故が発生したときの通報の方法を文書等により周知させておく。

8 安全管理

(1) 供給販売店は、自己の安全管理に万全を講じなければならない。

(2) 支部長は、応援のため出動する販売店に対し、安全管理に万全の注意を払うように指導しなければならない。

第3節 上水道施設の応急対策

災害時には、水源、浄水場の冠水や道路決壊、崖崩れ、橋りょうの流失等に伴う配水管の損壊等が多数発生し、給水停止による住民生活への支障はもちろん、特に初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 応急対策要員の確保

土木対策部（水道班）は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

2 応急対策用資機材の確保

土木対策部（水道班）は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を備蓄する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、他の水道事業者等から緊急に調達する。

3 応急措置

- （1）災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- （2）施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに、混入した恐れがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- （3）配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。
- （4）施設に汚水が侵入した場合は、汚水を排除した後、施設の洗浄・消毒を行い、水の消毒を強化して給水する。
- （5）施設が破損し、一部の区域が給水不能となったときは、他系統からの応援給水を行うとともに、施設の応急的な復旧に努める。
- （6）施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに、他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか、給水場所等について住民への周知を徹底する。

第4節 下水道施設の応急対策

風水害時には、マンホールの損壊や汚水管の流失等の被害が発生し、住民生活への支障はもちろん、長期化すればし尿処理等に多大な支障が生じる。

このため、迅速かつ的確に下水道施設の防護、復旧を図り、早期に供用を再開する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 応急対策要員の確保

土木対策部（水道班）は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定工事店等の協力を求めて確保する。

2 応急対策用資機材の確保

土木対策部（水道班）は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を備蓄する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定工事店等から緊急に調達する。

3 応急措置

- （1）ポンプ施設・処理場において、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用発電機によるポンプ運転を行い、状況に応じて汲上車を要請するなど排水不能の事態が起こらないように対処する。
- （2）各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- （3）工事施工中の箇所においては、請負者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

4 復旧対策

（1）ポンプ施設・処理場

ポンプ施設・処理場に機能上重大な被害が発生した場合、揚水施設の復旧を最優先とする。

また、周辺の汚水処理施設等への搬送等も検討する。

これらと平行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と機能の回復を図る。

（2）管渠施設

管渠施設は、管の継ぎ手部のズレ、ひび割れなど被害箇所から土砂が流入し、管渠の流下能力が低下することが予想されることから、管渠施設の点検を行い、被害の程度に応じて応急復旧を実施する。

（3）下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは、主要施設から漸次復旧を図る。

復旧順序については、処理場、ポンプ施設、幹線管渠等の主要施設及びマンホール浮上が生じた緊急輸送道路の下水道施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、ます・取付管の復旧を行う。

第5節 電気通信施設の応急対策

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ重要度、優先度を考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 情報の収集及び連絡

災害が発生し、あるいは発生するおそれのあるときは、次のとおり情報の収集及び連絡を行う。

- (1) 重要通信の確保及び被災した電気通信施設等を迅速に復旧するため、気象状況、災害状況、電気通信施設等の被害状況及び回線の事故・疎通状況、停電状況、その他必要な情報を収集し、社内関係組織相互間の連絡、周知を行う。
- (2) 必要に応じて、県及び町、警察、消防、水防及び海上保安の各機関、日本郵便株式会社各支社、地方電気通信監理局、労政機関、報道機関、非常通信連絡会、電力会社、交通運輸機関、自衛隊及びその他必要な社外機関と災害対策に関する連絡をとる。

2 準備警戒

災害発生につながるような予・警報が発せられた場合、あるいは災害に関する報道がされた場合、またはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況により次の事項について準備警戒の措置をとる。

- (1) 情報連絡用通信回線を開設するとともに、情報連絡員を配置する。
- (2) 災害の発生に備えた監視要員の配置、あるいは防災上必要な要員の待機をさせる。
- (3) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検を行う。
- (4) 災害対策機器の点検と出動準備を行うとともに、非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずる。
- (5) 防災対策のために必要な工事用車両、資機材等を準備する。
- (6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずる。
- (7) その他、安全上必要な措置を講ずる。

3 災害対策本部等の設置

- (1) 防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、災害が発生し、または発生のおそれがある場合で、必要があると認められるときは災害対策本部またはこれに準ずる組織（情報連絡室等）を臨時に設置する。
- (2) 災害対策本部及び情報連絡室等は、災害に際し被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通、確保、設備の復旧、広報活動、その他被害対策に関する業務を行う。

4 通信の非常疎通措置

災害が発生した場合、次により状況に応じた措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 臨時回線の設置、中継順路の変更等疎通確保の措置をとる他、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話の設置等を図る。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、状況に応じて利用制限等の措置を行う。
- (3) 警察通信、消防通信、鉄道通信、その他諸官庁が設置する通信網との連携をとる。

5 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、次により速やかに復旧する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、災害対策機器、応急資財等による応急復旧等社内規定に定める標準的復旧方法に従って行う。
- (2) 復旧工事に要する要員の出勤、資材の調達、輸送手段の確保については、必要と認める場合、他の一般工事に優先する。
- (3) 重要拠点施設である病院、電気通信施設、水道施設、防災関係機関等への電気通信設備の早期復旧を行うため、道路管理者と復旧箇所の優先度、復旧方法について協議する。

6 応急復旧等に関する広報

電気通信施設が被災した場合、被災した電気通信施設等の応急復旧の状況、通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、NTT支店・営業所前に掲示するとともに、広報車により地域の利用者に広報する。

また、テレビ・ラジオによる放送及び新聞掲載等報道機関の協力を求め、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。

第6節 道路・河川等の公共施設の応急対策

災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 道路・橋りょう等の応急対策

(1) 災害時の応急措置

① 県・町

道路・橋りょうの被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、町及び大隅地域振興局（建設部）は、パトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行い、可能な限り復旧予定時期の明示を行う。また、災害の程度によっては「大規模災害時における応急対策に関する協定書」等に基づき協力要請を行う。

② 九州地方整備局大隅河川国道事務所

被災状況を速やかに把握するため、事務所、出張所においては、パトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて巡回道路の選定、その誘導等の応急措置を行い交通路の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

① 県・町

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。また、災害の程度によっては「大規模災害時における応急対策に関する協定書」等に基づき協力要請を行う。

② 九州地方整備局大隅河川国道事務所

パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。

2 河川・砂防・港湾・漁港等の応急対策

(1) 海岸保全施設

海岸保全施設が洪水・高潮等により被害を受けたとき、またはそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

※ 海岸保全施設・・・津波・高潮・波浪等の災害、海岸侵食などから背後の人命や財産を保護するため、割海岸保全区域にある堤防・突堤・護岸・砂浜、その他海水の浸入または海水による侵食を防止するための施設。

(2) 河川管理施設

洪水・高潮等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、またはそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

※ 河川管理施設・・・河川の流量や水位を安定させたり、洪水による被害防止などの機能を持つ、堰、水門、堤防、護岸、床止めなどの施設。

(3) 港湾・漁港施設

洪水・高潮等により水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたとき、またはそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(4) 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

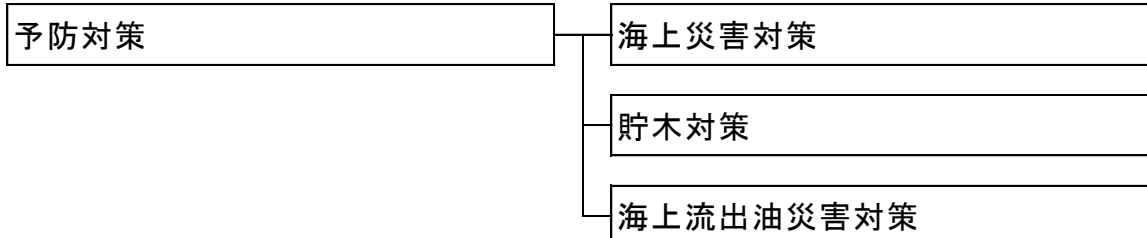
土石流、地すべり、がけ崩れ等により砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、またはそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第4部 一般災害特殊災害

第1章 海上災害等対策

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者行方不明者、死傷者の発生、危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生などの海上災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策

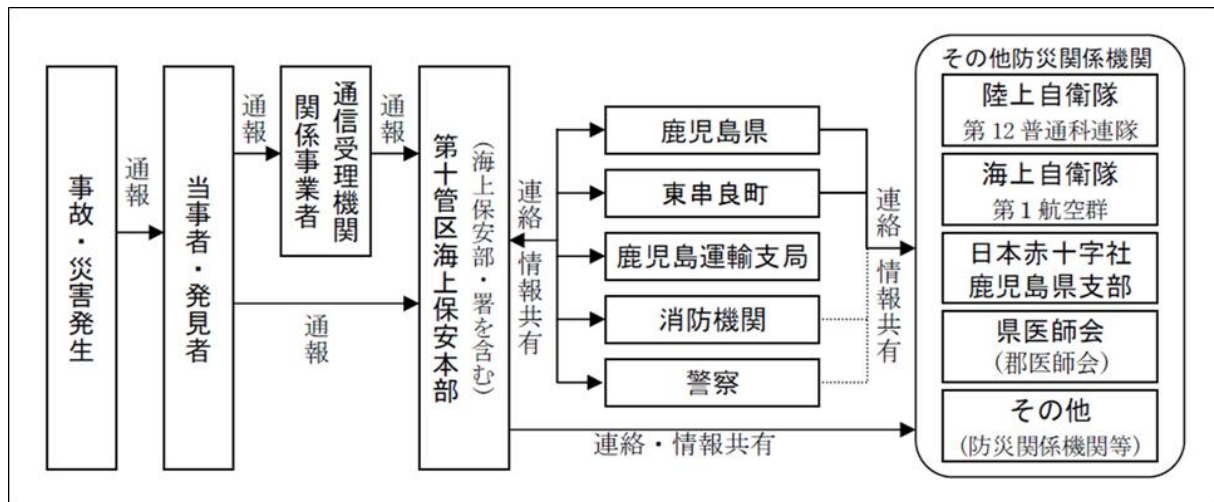


第1 海上災害対策

1 災害情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。災害発生時の情報連絡体制は、おおむね次のとおりである。

図 災害発生時の情報連絡体制



(2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第2節 通信・広報体制（機器等）の整備】を参照。

2 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第1節 防災組織の整備】を参照。

3 防災資機材の整備

大規模な海難等の事故が発生した場合に、捜索、救助・救急活動を迅速かつ的確に実施するため、防災資機材の整備に努める。

4 医療活動体制の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第9節 医療体制の整備】を参照。

5 緊急輸送活動の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第7節 交通確保体制の整備】を参照。

6 防災訓練の実施

- (1) 海上保安部、消防及び警察は、大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、より実

践的な訓練を実施する。

- (2) 海上保安部等国の機関、消防及び警察等をはじめとする県及び町、その他の防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施する。
- (3) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

第2 貯木対策

台風、高潮、津波等により沿岸貯木場等からの流木等により災害の発生が予想される場合、貯木の流出防止と除去措置を講じる。

第3 海上流出油災害対策

1 災害情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第2節 通信・広報体制（機器等）の整備】を参照。

2 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第1節 防災組織の整備】を参照。

3 防災資機材の整備

大量の流出に備え、資機材の整備に努める。

また、災害時に必要な資機材の把握、要請、輸送、管理等について関係機関で十分協議し、資機材を保有する機関や事業者からの調達が円滑に行える体制を整備する。

4 医療活動体制の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第9節 医療体制の整備】を参照。

5 緊急輸送活動の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第7節 交通確保体制の整備】を参照。

6 防災訓練の実施・連絡会議の設置

- (1) 防災訓練

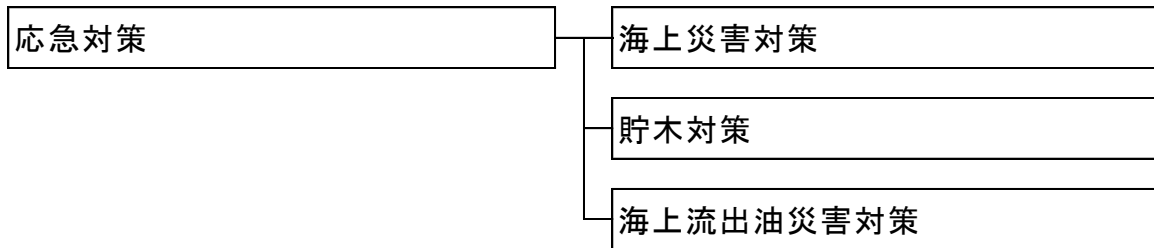
関係機関は、協力して、流出油災害を想定した訓練を原則として毎年1回以上行うものとする。

(2) 連絡会議の設置

関係機関は、本計画の円滑な推進を図るため、原則として毎年10月1日に連絡会議を開催する。

なお、防災資機材及び沿岸施設等の現況を相互に確認するとともに、災害の予防対策についても協議する。

第2節 応急対策



第1 海上災害対策

1 被害情報等の連絡

町は、町域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

2 活動体制の確立

(1) 県の活動体制

県は、海上災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、捜索、救助・救急、医療活動などの応急対策を実施する必要がある場合は、総括危機管理監を本部長とする災害警戒本部を設置し、被害情報の収集及び関係機関との連絡調整を行う。

また、大規模な海上災害により多数の負傷者を伴う重大な災害が発生し、または発生するおそれがあると認められるときは、災害対策本部を設置し、総合的な災害応急対策を実施する。

(2) 町及びその他の防災関係機関の活動体制

町、消防機関など防災関係機関は、災害の状況・規模に応じ、または県の体制などを踏まえ、災害応急対策のため必要な体制を確立する。

3 防災関係機関の連携体制

海上災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、防災関係機関相互の連絡を密にし、円滑に災害対策を実施する必要があるときは、現地に現地連絡調整所を設置するとともに、現地連絡調整所に対する指示や広報・被害者対策など総合調整を実施するため連絡調整会議を設置し、防災関係機関の連携体制を確立する。

(1) 連絡調整会議

県は、第十管区海上保安本部と協議の上、連絡調整会議を設置する。

町は、連絡調整会議に防災責任者等を派遣し、現地連絡調整所における調整事項の指示等を行い、円滑な応急対策の調整を図るものとする。

(2) 現地連絡調整所

① 設置

海上保安部等からの負傷者の状況等の情報に基づき、現場での捜査、救助・救急、医療及び消火活動等応急対策に携わる各機関の情報の共有化を図り、応急対策や広報・被災者対策を円滑に実施する必要がある場合、県及び町が協議の上、町が現地連絡調整所を設置する。

② 運営等

現地連絡調整所の設置者、設置場所、参集機関、運営方法、応急対策等については、県が策定した「海上災害に伴う相互連携マニュアル」（平成18年12月策定）による。

4 実施事項

各機関の災害発生時の応急対策等の実施事項は、次のとおりとする。

機関名	実施事項
県	①海上災害応急対策の実施（情報収集・連絡、輸送等） ②調整所における調整事項の実施 ③関係防災機関（自衛隊等）への要請 ④医師・医療機関・医薬品の確保 ⑤被災者搬送方法の確保 ⑥検疫の準備 ⑦その他の災害応急対策（生活物資・医療物資） ⑧広報等
第十管区海上保安本部	①巡視船艇・航空機の出動及び救助活動 ②緊急輸送（救助要員、医療従事者、医療物資、水等） ③情報の収集 ④海上交通安全の確保 ⑤海上における通信の確保 ⑥海上における治安の確保 ⑦広報等 ⑧調整所における調整事項の実施
町	①海上災害応急対策の実施（被災者の救助、医療、輸送、感染症予防及び保護等） ②広報等 ③調整所における調整事項の実施 ④その他の災害応急対策（医療救護所の設置、避難場所の設置、避難誘導、遺体収容所の確保）
関係消防機関 （消防団を含む）	①海上災害応急対策の実施（消火、救助、救急、搬送等） ②消防車両の確保 ③救急救命士によるトリアージ ④陸上での警戒区域の確保 ⑤広報等 ⑥行方不明者の捜索

	⑦調整所における調整事項の実施 ⑧その他の災害応急対策
医師会	①海上災害応急対策の実施（医療救護） ②医師・医療機関・医療資機材・医薬品の確保 ③医師によるトリアージ ④感染防止 ⑤広報等 ⑥調整所における調整事項の実施 ⑦その他の災害応急対策
県警察	①警備艇による被災者の救護・搬送及び医療関係者の搬送（海） ②被災者の救護・搬送・避難誘導（陸） ③行方不明者の捜索 ④雑踏警備 ⑤交通規制 ⑥広報等 ⑦調整所における調整事項の実施 ⑧その他の災害応急対策
日本赤十字社 鹿児島県支部	①海上災害応急対策の実施（医療救護） ②医療資機材・医薬品の確保、医療救護班の派遣 ③医師によるトリアージ ④感染防止 ⑤広報等 ⑥調整所における調整事項の実施 ⑦その他の災害応急対策
九州運輸局 鹿児島運輸支局	①海上災害応急対策の実施（船舶・自動車運行事業者に対する救援要請等） ②調整所における調整事項の実施 ③搬送ルートの調査 ④広報等 ⑤その他の災害応急対策
自衛隊	①海上災害応急対策の実施（救助、輸送（陸・海・空）等） ②自衛隊医療救護要員派遣 ③広報等 ④調整所における調整事項の実施 ⑤その他の災害応急対策（災害援助物資輸送等）

5 捜索・救助救急活動

（１）船舶の事故が発生したときは、海上保安部、消防、警察等は、船舶及び航空機など多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施するものとする。

（２）事故関係事業者は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとと

もに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

6 消火活動

大規模な海上災害の発生に備え、業務協定等を踏まえ、連携して消火活動を行うための体制の整備に努める。

(1) 海上保安部等による消火活動

- ① 海上保安部または消防機関は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報する。
- ② 関係事業者、防災組織等は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- ③ 海上保安部は、速やかに火災発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

(2) 消防機関による消火活動

- ① 消防機関は、速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- ② 発生現場以外の市町村は、発生現場の町からの要請または相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

6 広域的な応援体制

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第4節 広域応援体制】を参照。

第2 貯木対策

1 貯木対策の実施責任者等

(1) 実施責任者

災害発生予想時の危険な貯木に対する保安、除去及び制限等の災害対策は、各貯木施設等の管理者及び町長が、貯木の所有者、関係者に対し必要な措置の実施を指示して行う。

各貯木別の対策実施者は、次のとおりである。

台風、高潮、津波等により沿岸貯木場等からの流木等により災害の発生が予想される場合、貯木の流出防止と除去措置を講じる。

貯木種別	対策実施者
ア 森林管理署施設の貯木	各所管森林管理署長
イ 港湾内の貯木	各港湾管理者（知事、市町村長）
ウ ア、イの貯木及びその他の貯木 （必要な事前措置の指導）	施設の市町村長

2 災害防止の方法

(1) 森林管理署貯木場内における貯木の災害防止策

ア 貯木場が海面に近く、しかも大型木材を貯蔵し災害のおこる危険率の高い貯木場にあつては、防護えん堤を完全強化する等の安全な措置を講ずる。

イ 大型台風等が接近し、アの措置を講じてもなお、災害の危険が予想される場合は、周囲の木材をカスガイ及びワイヤーロープ等で結束し、高潮、波浪による貯木の流出防止を図る。

(2) 港湾における貯木の災害防災策

常時、貯木しているような港湾等の野積場で、その周辺の状況から流木による被災の危険が予想される港では、次のような方法により災害防止を図る。

ア 港湾の管理者は、台風時期には、港湾の野積場における木材の貯木を、台風襲来直前の貯木搬出の所要時間を考慮して、著しい貯木のないよう貯木場を制限するとともに、木材所有者に対し、貯木が滞貨しないよう指導する。

イ 海上保安部長または海上保安署長は、災害が発生し、または発生が予想されるときは、水中貯木が行われている港湾の管理者に対し、速やかに災害防止に必要な措置をとるよう勧告する。

ウ 港湾の管理者は、台風時期にはそれぞれの所管にかかる港湾の野積場等の搬出に長時間を要する大型木材の貯木を制限または禁止する措置を講ずる。

エ 大型台風が接近し、高潮、波浪により貯木が流出し、船舶及び家屋その他建造物に災害の発生が予想される場合は、港湾の管理者または町長は、野積場の貯木を搬出する所要時間を考慮して、台風が来襲する以前の適当なときに、貯木の木材所有者に対し、貯木を安全な場所に搬出するよう指示する。

オ 港湾の野積場における貯木を全部搬出する以前に台風が接近し、高潮、波浪等による貯木の流出が目前にせまったときは、港湾の管理者または町長は、貯木の木材所有者に対し貯木が流出しないような措置を講ずるよう指示する。

(3) その他の貯木施設の災害防止策

(1)、(2) 以外の貯木施設に対する災害防止は、災害防止の実施責任者である町長が、貯木施設の状況に応じて定める。

第3 海上流出油災害対策

1 活動体制の確立

町においては、町及び関係市町村、関係漁業協同組合、関係消防機関、県機関など災害対策のための必要な組織を確立する。

2 実施事項

各関係機関の実施事項は、以下のとおりである。

関係機関	実施事項
第十管区 海上保安本部	①第十管区海上保安部（管内事務所（分室含む）及び巡視艇を含む）への通報 ③油汚染状況の調査・確認 ④油汚染発生情報の通報

	⑤油防除措置義務者に対する措置 ⑥緊急的油防除措置 ⑦関係行政機関等に対する油防除措置の要請 ⑧海上交通安全の確保及び危険防止措置
鹿児島地方気象台	①現場付近に関わる気象情報 (海上風、波浪等に関わる予報や警報等の迅速な提供)
九州運輸局 鹿児島運輸支局	①海上輸送の調査及び指導 ②船舶運航業者に対する航海の要請 ③関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
自衛隊 (陸上自衛隊第12普通科連隊、海上自衛隊第1航空群)	①流出油状況の調査 ②遭難者の救護 ③避難者の救出、救護 ④沿岸住民及び付近船舶の避難に必要な支援 ⑤流出油の回収及び処理剤の散布による油の処理 ⑥人員・物資の輸送等
鹿児島県	①沿岸市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 ②回収油の処分の連絡調整 ③漂着油の回収状況の把握 ④漁業被害等の取りまとめ ⑤応急対策物資のあっせん、調達・輸送の協力 ⑥応援要請、その他の応急措置 ⑦その他海上保安部の行う応急対策への協力
県警察本部	「第3部第1章第8節災害警備体制」によるほか、次の事項 ①警備艇による油などの流出海面のパトロール、他船舶または陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒取締り ②危険防止または民心安定のための広報活動
町	①漂着油の状況把握 ②沿岸住民に対する災害情報の周知、広報 ③沿岸住民に対する火気使用の制限、危険防止のための措置 ④沿岸及び地先海面の警戒 ⑤沿岸住民に対する避難の指示 ⑥ふ頭または岸壁にけい留中の船舶の火災の消火活動及び延焼防止 ⑦沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止 ⑧漂着油の除去措置 ⑨回収した油の処分 ⑩海上保安部等関係機関からの要請に対する流出油防除資機材等の協力 ⑪その他海上保安部の行う応急対策への協力
日本赤十字社	救護班を派遣して行う医療救護、及びその他の業務

鹿児島県支部	
県・町社会福祉協議会	①ボランティアの受付・登録及び健康上の配慮の周知 ②ボランティア活動に関する関係機関団体との連絡調整
	①流出油情報の関係機関への伝達 ②防災資機材のあっせん及び流出油の防除等、事故発生企業への協力 ③流出油の防除、消火作業に関する技術的事項の調査
事故関係企業	①第十管区海上保安本部（管内事務所（分室含む）及び巡視船艇を含む）への通報 ②遭難船舶乗組員の人命救助 ③遭難船舶の破損個所の修理、積荷油等の他の油槽または船舶への移し替え、流出防止作業、消火作業及び安全海域への移動等 ④オイルフェンスの展張等による拡散防止、流出油の回収及び油処理剤の散布による油の処理 ⑤防災資機材の調達及び輸送
関係漁協、その他の関係機関、団体	自ら防災対策を講ずるとともに、他の機関から協力を求められた場合及び状況により必要と認めた場合は、海上保安部署、その他関係機関の応急対策に協力する。

3 被害情報等の連絡

当該区域内に被害が発生したとき、町は、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

4 広域的な応援体制

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第4節 広域応援体制】を参照。

5 沿岸住民への周知

（1）一般船舶への周知

防災関係機関は、災害が発生し、またはその波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、一般船舶に対し巡視船舶等の拡声器による放送、無線通信及び船舶電話等の手段により周知に努めるものとする。

（2）沿岸住民等への周知

防災関係機関は、災害が発生し、沿岸住民及び施設等に波及し、または波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、防災行政無線、広報車等の手段により周知に努めるものとする。

6 危険物等の大量流出時における防除活動

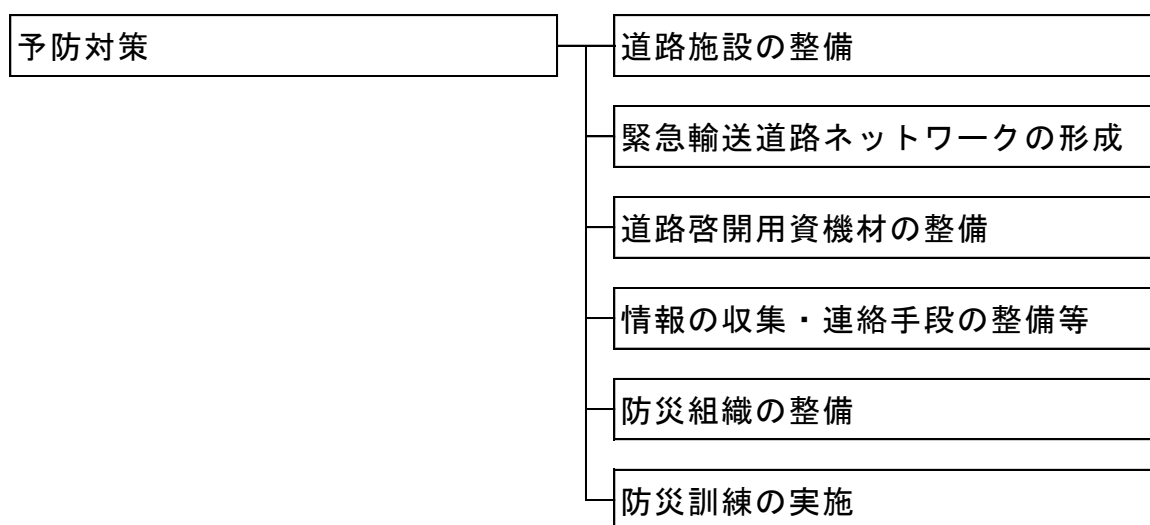
国は、船舶からの危険物の流出による海洋汚染を防止するため、技術の進展や事故の傾向等を踏まえ、船舶の構造、設備等の技術基準の整備、見直しを随時行う。また、船舶検査

を通じて、基準不適合船舶の排除を行う。

第2章 道路事故対策

道路建造物の被災等による多数の死傷者の発生などの大規模な道路災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策



第1 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、国、県、町等の各道路管理者は、既存道路施設等の安全化を基本に、以下の防災、耐震対策等に努める。

1 所管道路の防災対策工事

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を実施する。

2 所管道路の橋りょうにおける耐震対策工事

所管道路における橋りょうの機能を確保するため、各管理者においては、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な橋りょうについて、架替、補強、落橋防止装置等の対策工事を実施する。

3 トンネルの補強

トンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要であると指摘された箇所について、トンネルの補強を実施する。

第2 緊急輸送道路ネットワークの形成

風水害等の災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、道路管理者においては、防災拠点間（または、防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパスの整備等、防災対策を推進する。

※ 資料編【8. その他 8-2 緊急輸送道路・避難道路ネットワーク】を参照。

第3 道路啓開用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制整備を図る。

第4 情報の収集・連絡手段の整備等

- 1 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- 2 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第2節 通信・広報体制（機器等）の整備】を参照。

第5 防災組織の整備

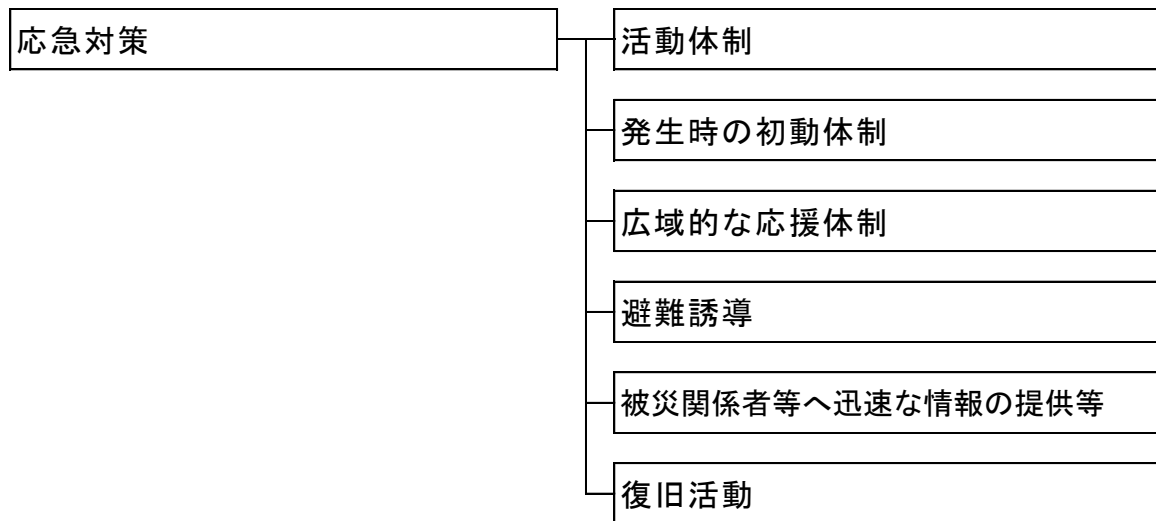
- 1 応急活動実施体制の整備
- 2 防災組織相互の連携体制の整備
- 3 広域応援体制の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第1節 防災組織の整備】を参照。

第6 防災訓練の実施

- 1 事故発生時機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- 2 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 応急対策



第1 活動体制

1 事故災害復旧対策本部等の設置

大規模なトンネル火災事故等が発生した場合、道路管理者は、人命及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、必要に応じて事故災害復旧対策本部等を設置する。

2 通信連絡体制

各道路管理者は、事故情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡体制を整えるとともに、消防、警察関係機関との連絡を密にする。

3 被害情報等の報告

(1) 道路管理者

大規模な道路災害が発生した場合、速やかに国、県、消防及び警察に事故の状況、被害の状況等を連絡する。

(2) 県

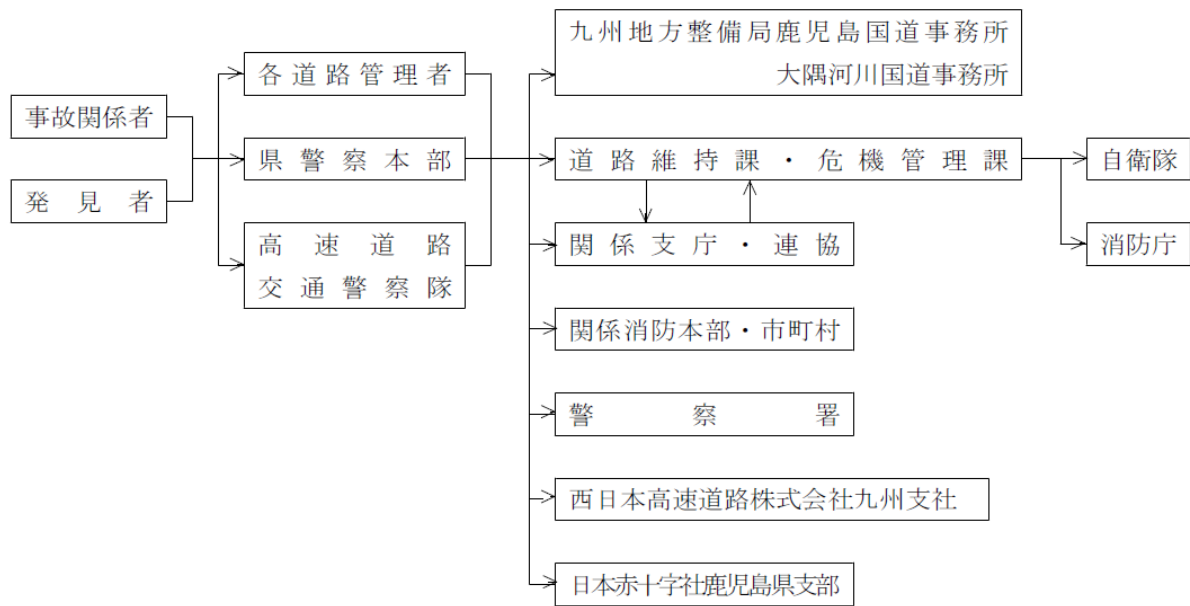
① 県は、道路管理者等から受けた情報を関係市町村、防災関係機関へ連絡する。

② 県は、町等から人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を直ちに消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。また、警察は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

(3) 町

町は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

図 事故通報連絡図



第2 発生時の初動体制

1 救助・救急

道路管理者は、事故が発生した場合は、人命の救助・救急を最優先とし、消防、警察等関係機関との連携を密にし、人命の救助・救急活動を支援する。

2 交通規制

道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うために、必要に応じて交通規制を行う。

また、道路管理者は、道路の交通規制の措置を講じた場合には、関係機関や道路交通情報センターに連絡し、一般住民等への情報提供を行うとともに迂回路等の案内表示を行い交通障害の解消に努める。

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第8節 交通確保・規制】を参照。

第3 広域的な応援体制

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第4節 広域応援体制】を参照。

第4 避難誘導

道路管理者は、事故が発生した場合は二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため消防、警察等関係機関との連携を密にし、歩行者、運転者等の避難誘導を行う。

第5 被災関係者等へ迅速な情報の提供等

道路管理者は、被災者の家族等に対して事故災害及び救出作業に係る情報を可能な限り提供する。

第6 復旧活動

道路管理者は、事故が発生した場合は、輸送の確保を行うため速やかに復旧活動を行う。

第3章 危険物等災害対策

石油類等の危険物、高圧ガス、火薬類、電気、毒物劇物の漏えい、流出、火災、爆発、飛散等による多数の死傷者等の発生といった大規模な危険物等災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策

予防対策

危険物等災害の防止

災害応急対策への備え

第1 危険物等災害の防止

1 危険物の災害防止

(1) 危険物災害の防止対策の実施状況

消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言または指導を行う。

(2) 危険物災害の防止対策の実施方策

危険物による災害防止のため、消防本部は、消防法に基づき、次の予防措置を講ずる。

① 立入検査等の実施

ア 危険物施設の施工中または完成時に検査を実施する。

イ 危険物の施設の定期的保安検査を実施する。

ウ 危険物の運搬、移送中の事故防止を図るため、路上検査を実施する。

② 定期的自主検査の指導

危険物施設の所有者、管理者または占有者に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する。

③ 危険物取扱者への保安教育等の実施

危険物施設に従事している危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施する。

④ 事業所における保安教育等の実施

③による講習のほか、事業所が自ら予防規定を策定し、従業員に対する保安教育や、

災害時の措置等を徹底させるよう指導する。

⑤ 消費者保安対策

セルフ式給油取扱所等、消費者が直接危険物を取り扱う場合の保安対策として、その取扱方法、注意事項等の周知徹底を図る。

第2 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・連絡手段の整備等

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行なうための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第2節 通信・広報体制（機器等）の整備】を参照。

2 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第1節 防災組織の整備】を参照。

3 救助・救急、医療及び消火活動の整備

- (1) 救助・救急活動の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第6節 救助・救急体制の整備】を参照。

- (2) 医療活動の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第9節 医療体制の整備】を参照。

- (3) 消火活動の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第4節 消防体制の整備】を参照。

4 緊急輸送活動の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第7節 交通確保体制の整備】を参照。

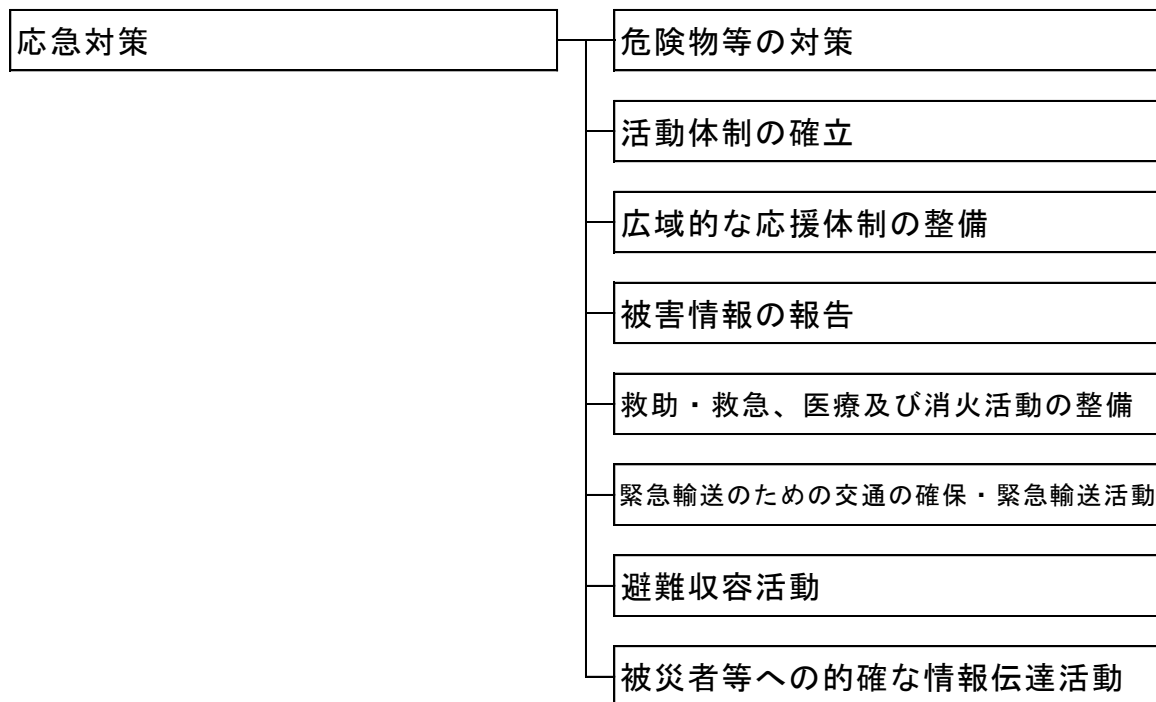
5 避難活動の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第5節 避難体制の整備】を参照。

6 防災訓練の実施

- (1) 事故発生時機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 応急対策



第1 危険物等の対策

危険物等取扱機関の管理者等は関係法令により定められた災害予防規定及び従事者に対する保安教育計画等によるほか、次により災害時における保安対策を実施する。

1 石油の保安対策

危険施設等の管理者の措置は、危険物施設の種類及び取り扱い貯蔵する危険物の種類及び災害の種類規模等によって異なるが、概ね次の区分に応じて措置する。

(1) 災害が発生するおそれのある場合の措置

- ① 情報及び警報等を確実に把握する。
- ② 消防施設（ここでいう消防施設とは、各種災害に対処できる全ての設備をいう）の点検整備をする。
- ③ 施設内の警戒を厳重にする。
- ④ 危険物の集荷の中止、移動搬出の準備、浮上、流出、転倒の防止及び防油堤の措置をとる。

(2) 災害発生の場合の措置

- ① 消防機関及びその他の関係機関への通報
- ② 消防設備（1）の②を使用し災害の防除に努める。
- ③ 危険物施設等における詰替、運搬等の取り扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に努める。
- ④ 消防機関及びその他関係機関を迅速に誘導し、災害の防除に努める。

- ⑤ 災害の拡大に伴って、付近の状況等により、避難等の処理をなし、被害を最小限度に押さえるように努める。

2 高圧ガスの保安対策

施設の管理者は、現場の消防・警察等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

(1) 災害事故の急報及び現場措置

① 通報

事故の当事者または発見者等は、事故の大小にかかわらず、事故発生を最寄りの消防、警察に連絡する。連絡を受けた消防、警察は、事故現場に出動するとともに、関係先に連絡する。

② 現場緊急措置

それぞれのガスの性質に応じた措置を行うとともに、必要に応じて次の対策を行う。

ア 初期消火、漏洩閉止等の作業

イ 付近住民への通報

ウ 二次災害防止措置（火気の使用停止、ガス容器の撤去、退避、交通制限等）

エ その他必要な措置（消火、除害、医療、救護）

③ 防災事業所

通報及び出動要請を受けた場合は直ちに現場へ出動し、消防、警察等の防災活動に対し協力助言を行う。

(2) 通報の内容

① 事故発生場所・日時

② 現場（通報時の実情と、とっている措置）

③ 被害の状況

④ 原因となったガス名

⑤ 応援の要請、その他必要事項

3 火薬類の保安対策

施設の管理者は、現場の消防、警察等と連絡を密にし、速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 保管または貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。

- (2) 道路が危険であるか、または搬送の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。

- (3) 搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓等を目塗土等で完全に密閉し、木部には注水等の防火措置を講じ、かつ、必要に応じて住民に避難するよう警告する。

4 電気の保安対策

台風、火災、その他の非常災害時には支持物の倒壊、電線の断線等の事態が発生するおそれがあるので次のような措置を行い危険箇所の早期発見に努める。

- (1) 災害発生時は直ちに電気工作物の非常巡視を行い、危険箇所の早期発見に努める。

- (2) 危険箇所を発見した場合には、直ちに送電を中止するよう電気設備の施設関係者に連絡し、公衆に対する危険の標示、接近防止の措置を行う。
- (3) 出火のあった場合は、直ちに現場に急行し、現場の警察、消防関係者と緊密に連絡し、近傍電気工作物の監視を行うとともに、必要に応じ電気設備の施設者に対する送電の停止または電気工作物の撤去等危険防止の措置を速やかに行うよう警告する。

5 毒物劇物の災害応急対策

毒物劇物取り扱い施設が、災害により被害を受け、毒物劇物が飛散、漏洩または地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、または発生するおそれがあるとき、速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 施設等の管理責任者は危険防止のための応急措置を講ずるとともに、保健所、警察署及び消防署に届け出る。

第2 活動体制の確立

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第1節 応急活動体制の確立】を参照。

第3 広域的な応援体制の整備

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第4節 広域応援体制】を参照。

第4 被害情報の報告

町は、町内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

第5 救助・救急、医療及び消火活動の整備

1 救助・救急活動の整備

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第7節 救助・救急】を参照。

2 医療活動の整備

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第10節 医療・助産・メンタルケア】を参照。

3 消火活動の整備

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第5節 消防活動】を参照。

第6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第9節 緊急輸送】を参照。

第7 避難収容活動

1 避難誘導の実施

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第6節 避難の指示、誘導】を参照。

2 避難場所

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第1節 避難所の運営】を参照。

3 災害時要支援者への配慮

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第11節 要配慮者への緊急支援】を参照。

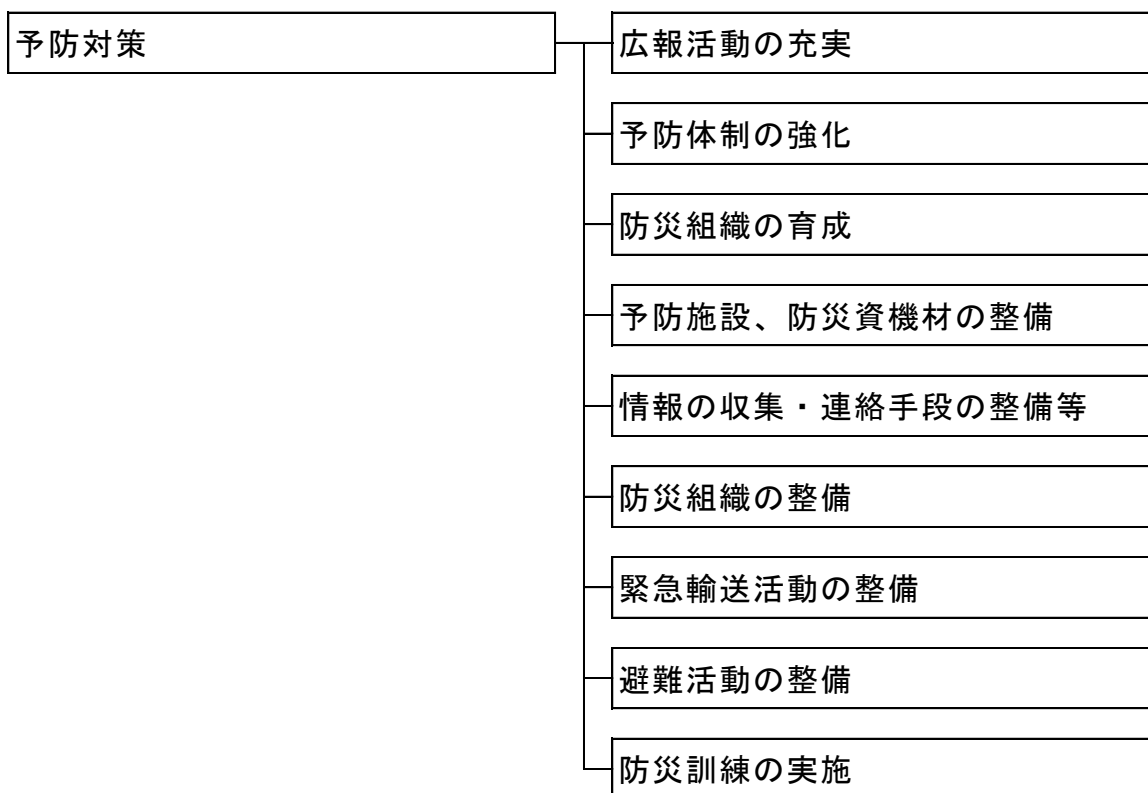
第8 被災者等への的確な情報伝達活動

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第3節 広報】を参照。

第4章 林野火災対策

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策



第1 広報活動の充実

消防本部及び町は、森林保有者、林業労働者、付近住民及び森林レクリエーション等の森林使用者等を対象に広報活動を実施することとし、立看板・防火標識の設置やテレビ・ラジオ等による広報等有効な手段を通じて、林野火災予防思想の普及、啓発に努める。

第2 予防体制の強化

消防本部及び町は、乾燥・強風等の気象状況に留意し、森林法に基づく火入れの規制を適切に行う。

また、気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、地区住民及び入山者に対し火災に関する警報の発令及び周知等必要な措置を講じる。

第3 防災組織の育成

消防本部及び町は、森林所有者による自主的な予防活動の組織を育成強化する。

第4 予防施設、防災資機材の整備

町は、林野火災用消防水利及び消防施設の整備に努める。

第5 情報の収集・連絡手段の整備等

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
 - (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。
- ※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第2節 通信・広報体制（機器等）の整備】を参照。

第6 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
 - (2) 防災組織相互の連携体制の整備
 - (3) 広域応援体制の整備
- ※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第1節 防災組織の整備】を参照。

第7 緊急輸送活動の整備

- ※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第7節 交通確保体制の整備】を参照。

第8 避難活動の整備

- ※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第5節 避難体制の整備】を参照。

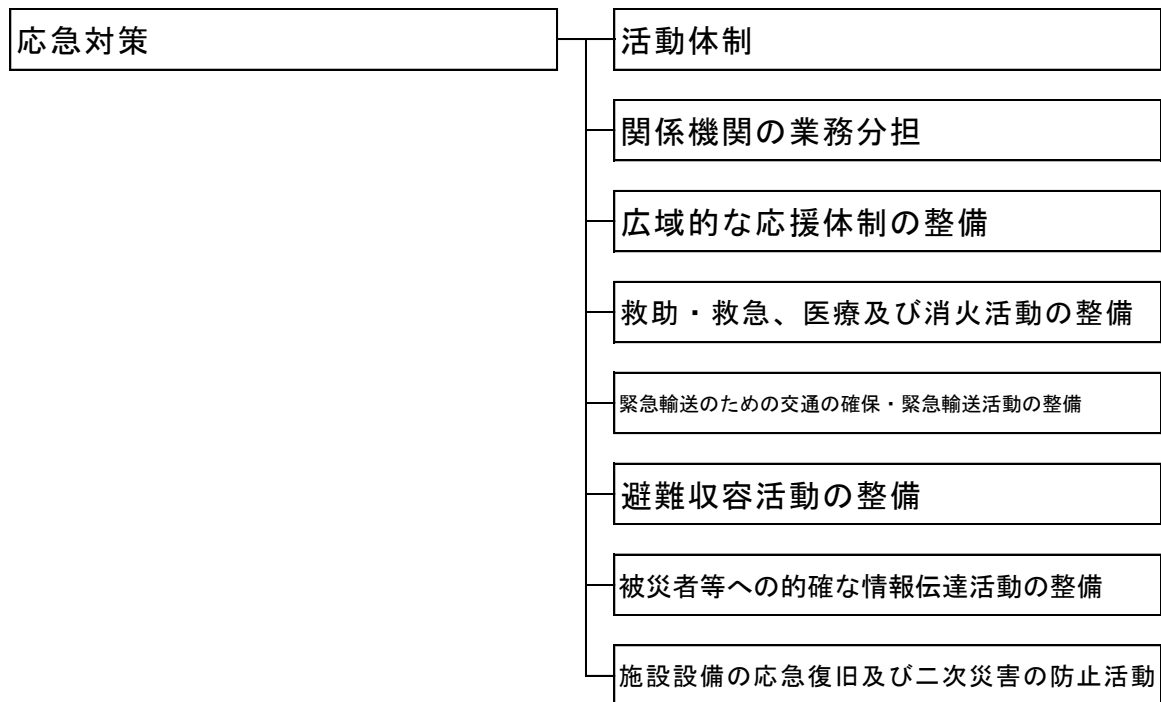
第9 防災訓練の実施

- (1) 事故発生時、機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 応急対策

林野火災が発生した場合、迅速かつ的確に被災者の救助や火災拡大防止措置を講ずる必要がある。

関係機関は、連携を密にして、組織的に対処し、住家被害及び森林資源の消失等の軽減を図る。



第1 活動体制

1 現場指揮本部等の設置

消防本部及び町は、火災通報を受けた場合、現場指揮本部を設置し関係機関と連携して防御に当たるとともに状況把握を的確に行い、隣接市町村等への応援出動要請の準備を行う。

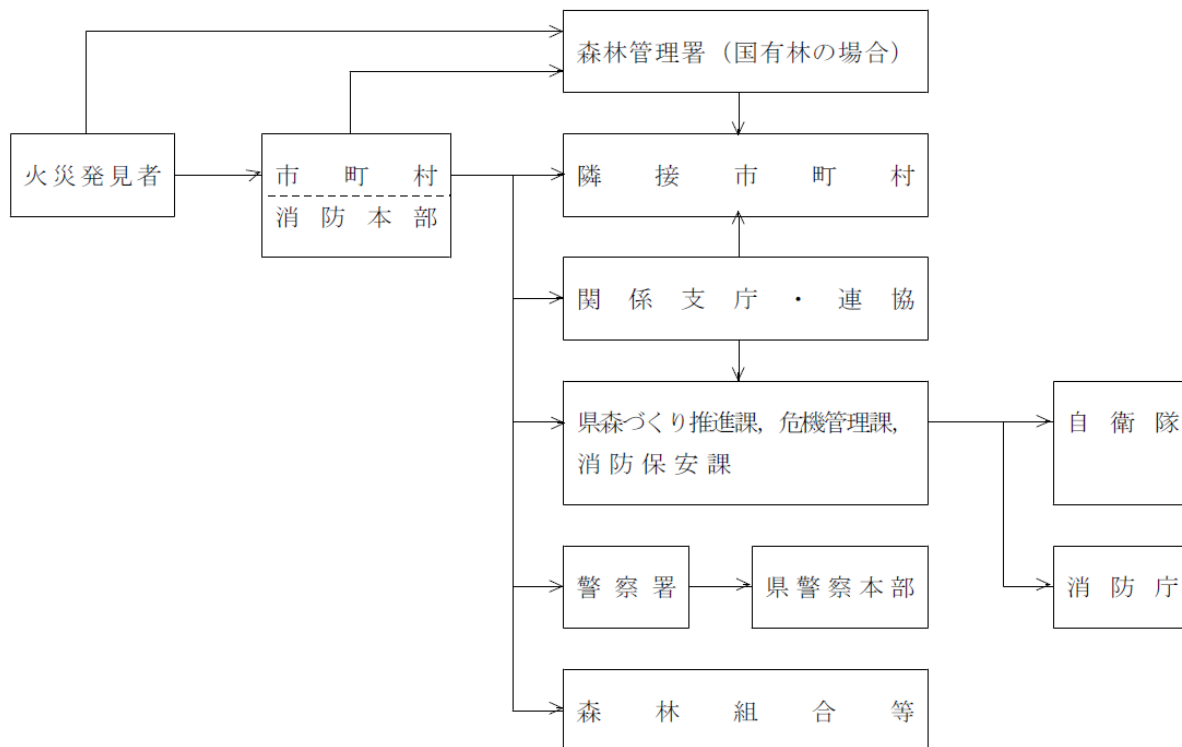
2 空中消火体制

県は、消防機関等の地上隊による消火活動が困難と判断するときは、消防・防災ヘリコプター等による空中消火体制をとる。

3 通信連絡体制

消防本部及び町は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、速やかに、県、隣接市町村、関係機関等に通報する。森林管理署、県及び町等は相互に情報交換等を行う。

図 林野火災通報連絡図



4 災害情報の収集・連絡体制の整備

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達】を参照。

第2 関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、おおむね次のとおりである。

機関名	実施事項
各森林管理署	①国有林に係る火災対策の総括的な業務 ②国有林に係る火災の関係機関への情報伝達 ③国有林に係る火災の関係機関への協力要請 ④国有林内への立入り制限、火の使用制限等 ⑤国有林に係る火災関係情報の広報
消防本部	①火災対策の総括的な業務 ②救難及び捜索、消火・延焼防止作業 ③関係機関への情報伝達 ④関係機関への協力要請 ⑤立入り制限、火の使用制限等 ⑥火災関係情報の広報 ⑦避難所の設置及び運営 ⑧広域応援
第十管区海上保安本	①被害規模に関する総括的な情報等の連絡

部	②救護班の緊急輸送
自衛隊	①災害状況等情報の収集、通報 ②救難及び捜索、消火・延焼防止作業 ③防災資機材の輸送 ④防災資機材の海上輸送 ⑤付近住民の避難に必要な支援
鹿児島県	①関係市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 ②消防・防災ヘリコプターによる空中消火、避難誘導等 ③応援要請 ④被害状況の取りまとめ
鹿児島県警察本部	①警備活動 ②災害状況等情報の収集 ③救出救助活動 ④立入禁止区域の設定等
鹿児島県医師会	①負傷者の収容並びに手当

第3 広域的な応援体制の整備

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第4節 広域応援体制】を参照。

第4 救助・救急、医療及び消火活動の整備

1 救助・救急活動の整備

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第7節 救助・救急】を参照。

2 医療活動の整備

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第10節 医療・助産・メンタルケア】を参照。

3 消火活動の整備

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第5節 消防活動】を参照。

第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の整備

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第9節 緊急輸送】を参照。

第6 避難収容活動の整備

1 避難誘導の実施

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第6節 避難の指示、誘導】を参照。

2 避難場所

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第1節 避難所の運営】を参照。

3 災害時要支援者への配慮

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第11節 要配慮者への緊急支援】を参照。

第7 被災者等への的確な情報伝達活動の整備

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第3節 広報】を参照。

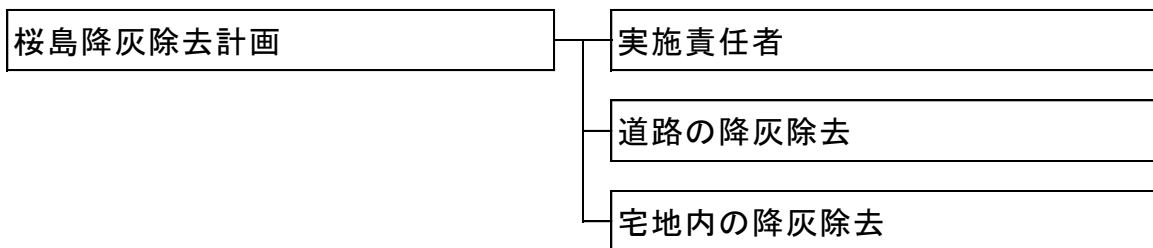
第8 施設設備の応急復旧及び二次災害の防止活動

- (1) 町は、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。
- (2) 町は、林野火災により荒廃した地域の下流域において、降雨等による土砂災害など二次災害の危険性について点検を実施するとともに、緊急性の高い箇所については、応急対策を行う。

第5章 火山災害対策

桜島が噴火した場合、本町においては、火山の爆発による降灰災害が想定されるため、降灰災害に対し、防災関係機関及び町民がとるべき対策を定める。

第1節 桜島降灰除去計画



第1 実施責任者

火山の爆発に伴う降灰の除去、障害の軽減については、それぞれの施設を管理するものが行う。この場合において町民は、降灰除去の迅速化に寄与するよう協力する。

第2 道路の降灰除去

1 主要道路の降灰除去

主要道路の降灰除去は、国道指定区間については国が、その他の国道及び県道については県が、町道については町が行う。

ただし、異常降灰時（降灰量が概ね 500 g/m^2 を越え目視により路面の外側線等が判明できない程度の場合）における降灰除去については、関係機関相互の情報を交換し、その円滑化及び効率化に努める。

2 その他の道路

主要道路以外の道路に係わる降灰除去は、町、住民が相互に情報を交換し、降灰除去の迅速化、円滑化に努める。

第3 宅地内の降灰除去

1 宅地内の降灰除去

宅地内の降灰については住民自らその除去につとめる。

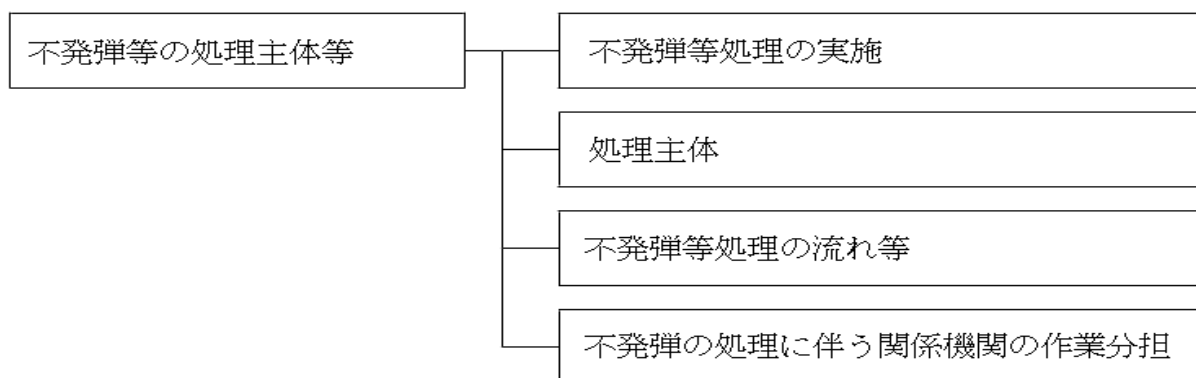
2 自主防災組織の活用

町は、宅地内の降灰除去の効率化、円滑化のため振興会等の自主防災組織の活用を図り、地域ぐるみの降灰除去が推進されるよう努める。

第6章 不発弾等処理対策

関係者の証言や記録等の調査により、不発弾の埋没が予想される場所を掘削する等、具体的な工事等が予定される場合、また、工事等により爆発のおそれのある不発弾が発見された場合の対応について、必要な事項を定める。

第1節 不発弾等の処理主体等



第1 不発弾等処理の実施

本対策は、自衛隊法、関係4省庁通達「陸上において発見された不発弾等の処理について」（昭和33年7月4日付防衛庁防一第32号、警察庁乙保第12号、自乙行第5号、昭33年軽第1443号）、総理府総務副長官通知「不発弾等処理交付金交付要綱等について」（総管第524号の2、昭和48年10月30日）、内閣総理大臣官房管理室「不発弾等処理交付金に関する手引き」（昭和57年12月）等に基づき実施するものとする。

第2 処理主体

市街地等で発見された不発弾等の処理は、第一次的な処理主体として地方自治体及び県警察が基本的責任を有し、また、第二次的な処理主体として陸上自衛隊が補助的責任を有し、これらの関係機関が協力して対処することとなる。

- 地方自治体＝地方自治法に基づき、地方公共の秩序を維持し、住民の安全を保持する事務を処理する。
- 県警察＝警察法に基づき個人の生命、身体、財産の保護に任じ、公共の安全と秩序の維持に当たる責務を有する。
- 陸上自衛隊＝自衛隊法附則第14項に基づき、特殊性、高度の専門性を有する不発弾等の処理作業を実施する能力を有する陸上自衛隊が補助的責任を有する。

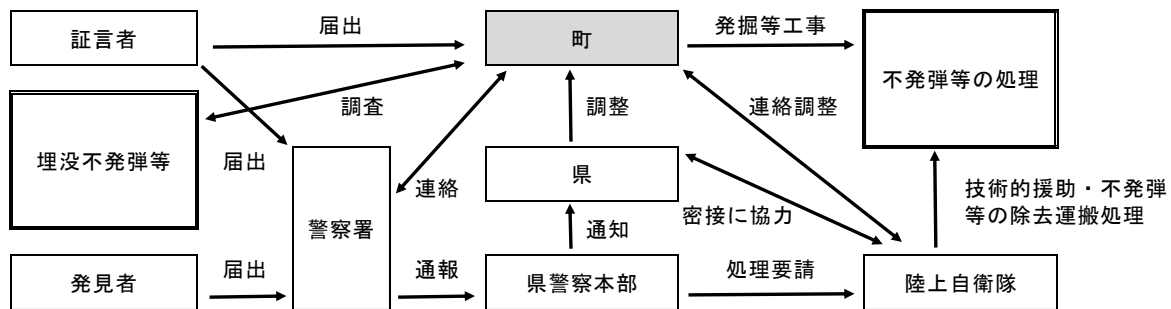
（1）自衛隊施設内での不発弾等の処理

不発弾等が自衛隊施設内で発見され、周辺住民の避難が必要な場合における当該不発

弾の処理については、処理主体は第一次的には当該施設の管理者となり、地方自治体、陸上自衛隊等の関係機関が二次的な処理主体となる。

このことから、第1節第4の関係機関の作業分担中、町は「住民の安全に関する事項」を担当する。

第3 不発弾等処理の流れ等

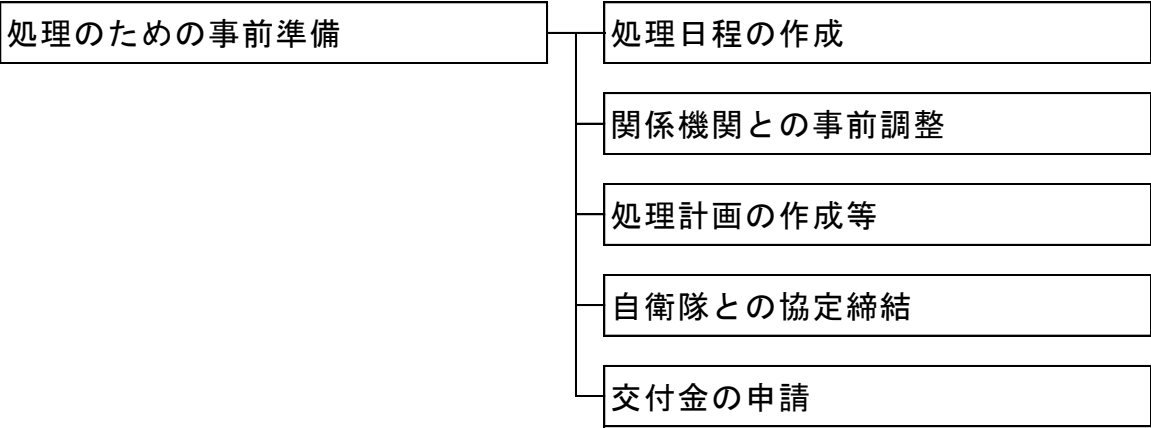


第4 不発弾の処理に伴う関係機関の作業分担

作業区分		担当	経費負担
工作物の移転復元の折衝及び設計等		町	町
発掘工事（業者委託または直営施行）		町	町
住民の安全に関する事項	住民避難	町	町
	避難区域内の警戒	町、警察署	町、警察署
	交通規制	警察署、道路管理者	警察署、道路管理者
技術的援助及び爆発の危険が伴う発掘並びに処分（信管除去、運搬及び処分）		陸上自衛隊	陸上自衛隊

第2節 処理のための事前準備

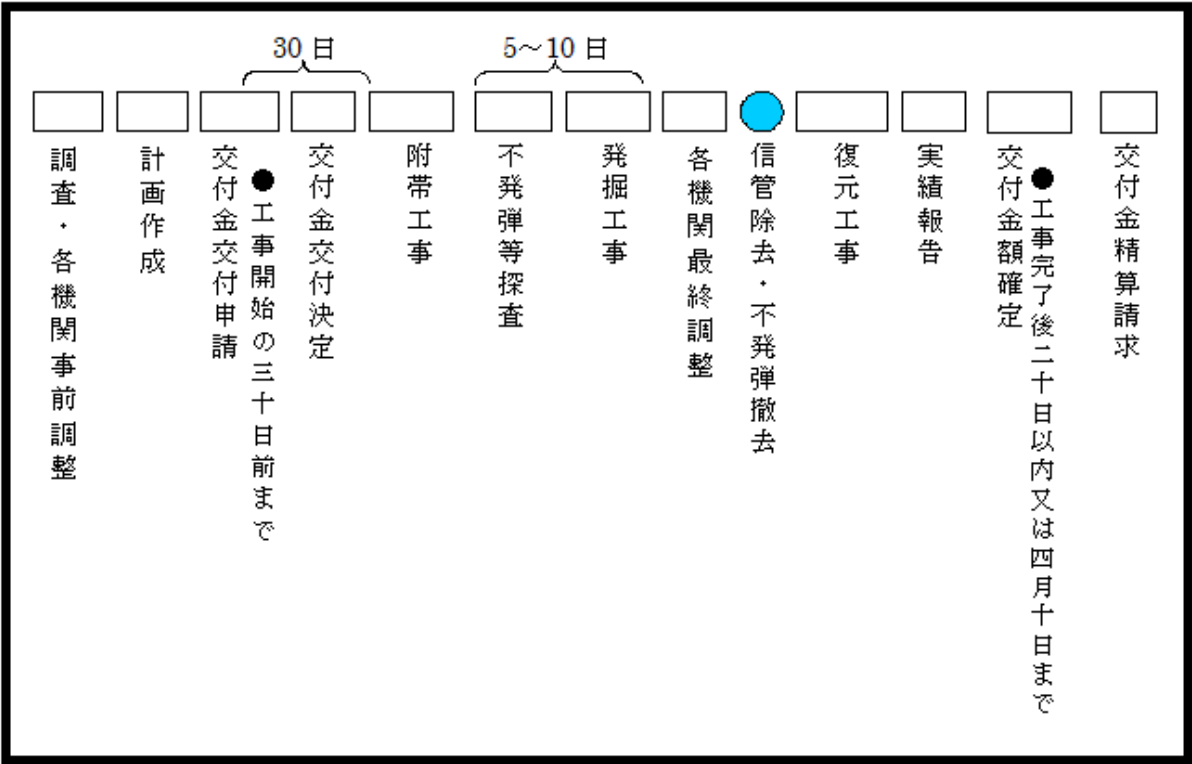
不発弾の処理日までの対応に関しては、概ね次のとおりとする。



第1 処理日程の作成

処理日程の作成については、概ね図1を基本とする。

図1 不発弾等処理の標準的な日程



第2 関係機関との事前調整

不発弾等の処理の実施にあたっては、自衛隊、町、警察署、消防署等の関係機関による事前対策会議を開催し、処理内容について調整する。

事前調整事項	1 不発弾等処理日時 2 避難半径 3 避難場所 4 避難世帯及び避難人員 5 避難開始時刻及び完了時刻 6 交通規制時間 7 現地対策本部設置場所 8 救急活動 9 広報活動
--------	--

第3 処理計画の作成等

関係各課及び関係機関は、事務分掌に応じて次による処理計画を作成する。

処理計画項目	1 工事計画 2 処理に伴う構造物の移転計画 3 交通規制計画 4 広報計画 5 警備計画 6 警戒区域設定と避難計画 7 救急・救護計画 8 処理日までの保安計画 9 その他必要な各機関別の行動計画
--------	--

第4 自衛隊との協定締結

不発弾の処理に係る業務について事前に確認するため、概ね次の内容に基づく協定を町と自衛隊との間で締結する。

協定の内容	1 町が講ずる措置（住民の安全対策等） 2 自衛隊の処理部隊が講ずる措置（信管除去及び運搬等） 3 不発弾等の処理日の決定要領 4 その他処理に際して必要な事項
-------	---

第5 交付金の申請

町は、「不発弾等交付金交付要綱」に基づき、県を通じて内閣府に交付申請を行う。

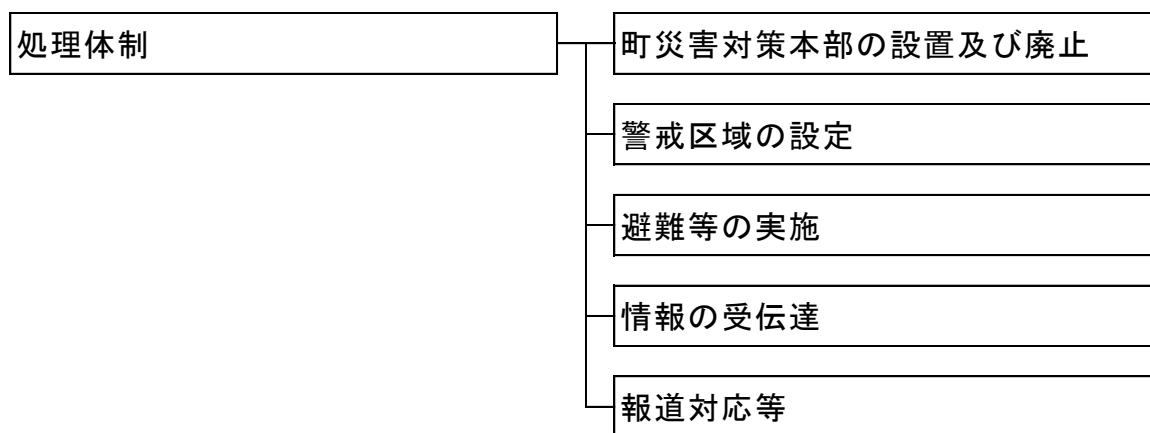
（処理費が200万円以上の工事が交付の対象となる）

（1）交付金交付対象経費

- ① 不発弾等探査費
- ② 工事費及び附帯工事費
- ③ 測量及び試験費

- ④ 用地損料及び補修費
- ⑤ 工事雑費

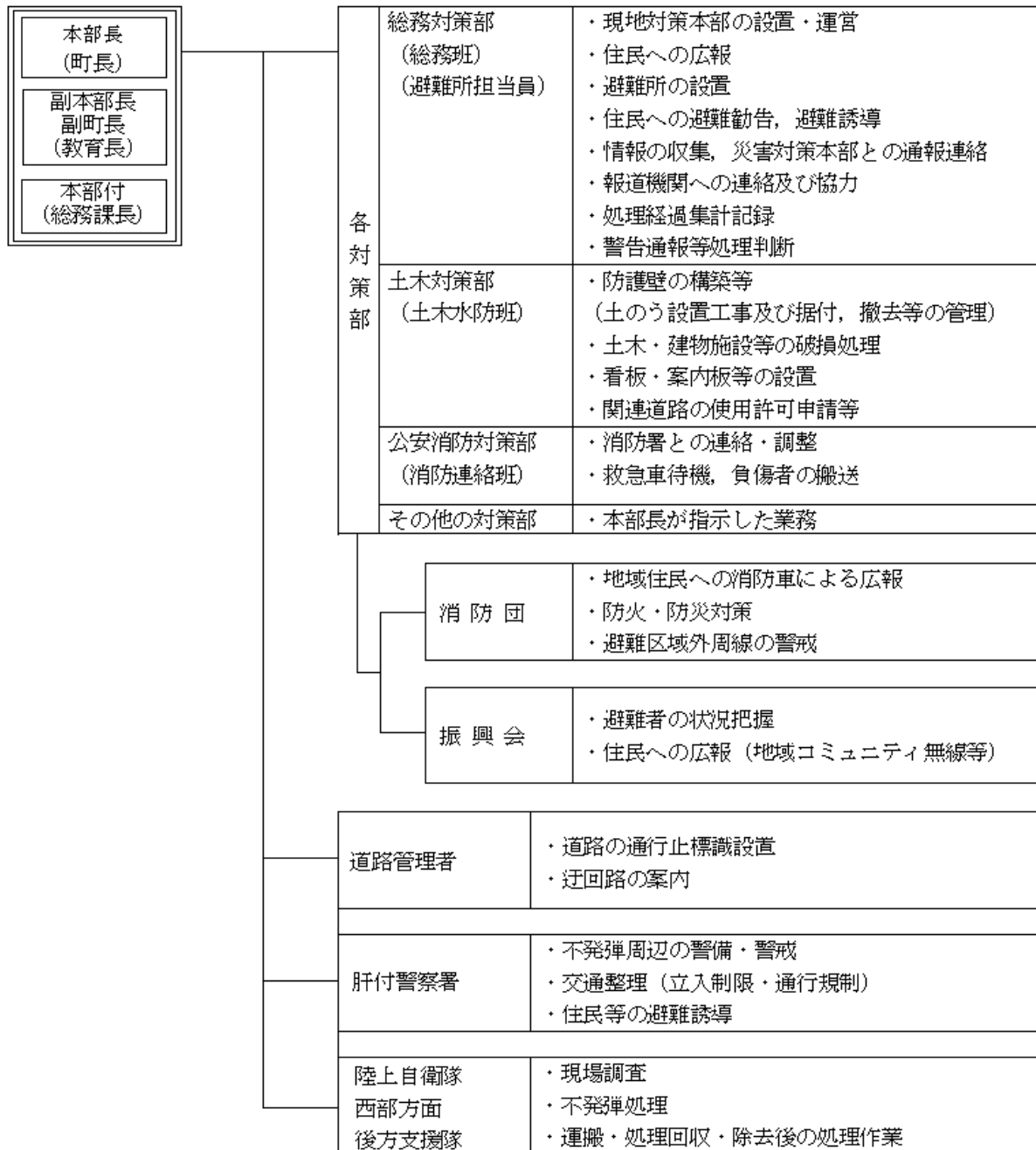
第3節 処理体制



第1 町災害対策本部の設置及び廃止

- (1) 不発弾処理に伴う住民対応をはじめとする諸活動を円滑に実施するため、災害対策本部を設置する。
- (2) 災害対策本部は処理当日に設置する。なお、現地において対策が必要な場合には、現地対策本部を設置する。災害対策本部及び現地対策本部は、自衛隊による不発弾の信管処理が無事終了し、安全が確認されたときに廃止する。
- (3) 災害対策本部の組織及び主な事務分掌については図2のとおり。

図2 不発弾処理に伴う災害対策本部の組織及び主な事務分掌



第2 警戒区域の設定

町長は、不発弾処理に伴い、住民等の生命と安全を確保するため、災害対策基本法第63条に基づく「警戒区域」を設定し、すべての住民及び車両等の退去と立入を禁止する。

第3 避難等の実施

本部長は、事前に作成した避難計画に基づき、次により住民等を避難させる。

実施項目	1 避難誘導班の配置 2 住民等に対する避難広報の実施 3 避難所の開設と運営
------	---

第4 情報の受伝達

本部長は、必要な情報の収集に努めるとともに、関係する場所へこれらの情報を伝達する。

受伝達事項	1 不発弾の信管処理の進行状況 2 避難所における避難者の状況 3 交通機関停止及び道路交通規制等の状況 4 その他の必要な情報
-------	---

第5 報道対応等

本部長及び総務対策部（広報班）は、取材報道機関に対し、随時状況を説明する。

第4節 海上で不発魚雷等が発見された場合の対応

海上における機雷その他の火薬類の除去及び処理については、自衛隊法第84条の2に基づき、海上自衛隊が行うことと定められているが、処理に伴う危険区域の範囲が陸上に及ぶため避難が必要である場合は、本地域防災計画を準用する。

◇自衛隊法〔昭和二十九年六月九日法律第百六十五号〕

（機雷等の除去）

第八十四条の二 海上自衛隊は、防衛大臣の命を受け、海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行うものとする。

第5部 一般災害復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、町民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を定める。

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

第1 災害復旧事業等の推進

1 災害復旧事業等の計画策定

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、東串良町がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努める。

2 災害復旧事業等の実施要領

公共土木施設災害等の復旧事業の推進については、次により実施する。

- (1) 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- (2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分なる協議をなし、その指示に基づき周知な計画を立てる。

また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。

- (4) 災害復旧にあたっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに止われず、周囲の関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧ができるよう提案する。
- (5) 査定終了後は、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。
- (6) 査定対象外とされた箇所で、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により県単防災関連事業や町単独事業等を行う等の計画を行う。

- (7) 大規模災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施行業者の不足や質の低下、資材の払底等のため、工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。
- (8) 災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- (9) 大規模災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

3 事業計画の種別

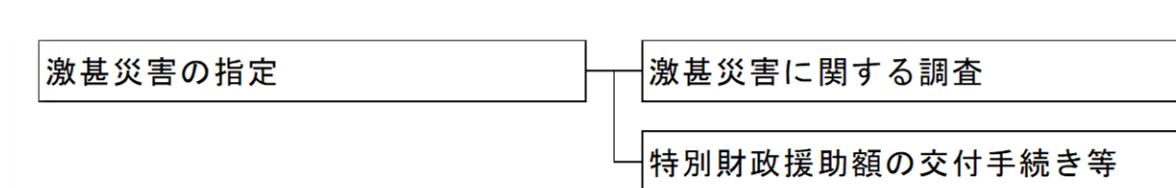
「災害復旧事業等の計画策定」を念頭に置き、次に掲げる事業計画について、被害発生
の都度、検討作成する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ① 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - ② 砂防設備災害復旧事業計画
 - ③ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - ④ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 住宅福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

4 復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介助の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、町、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

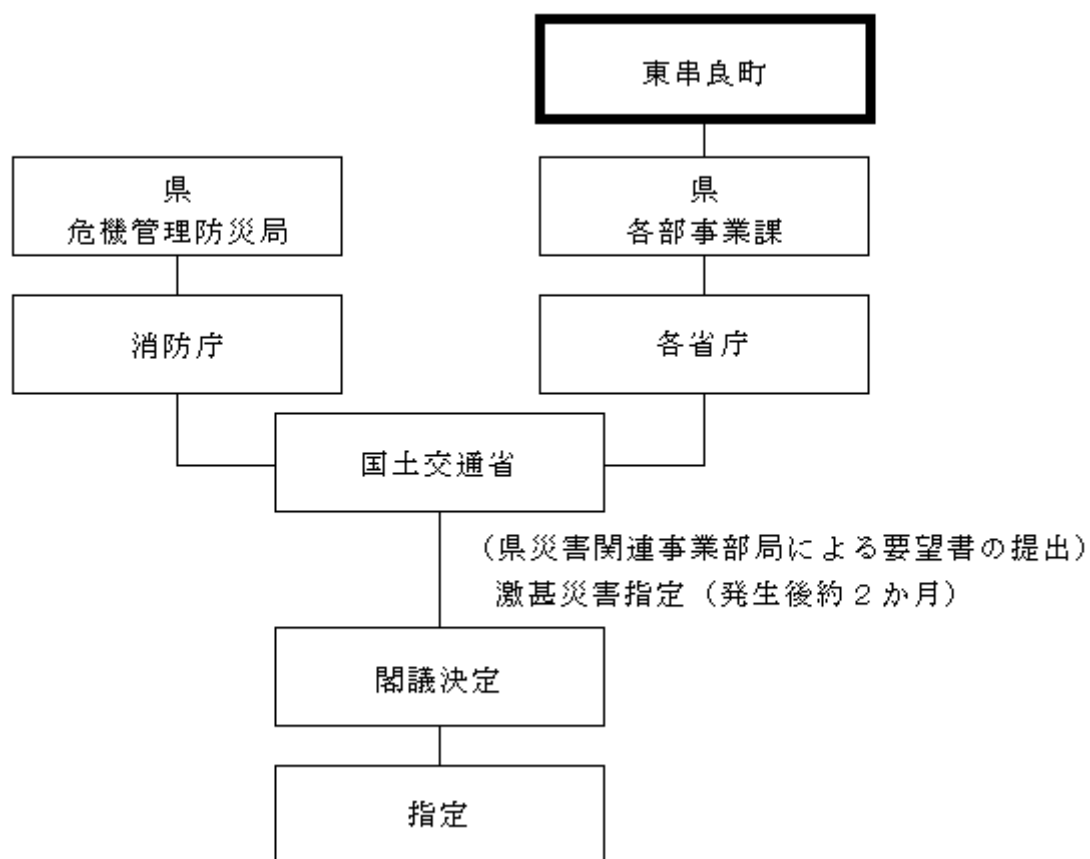
第2節 激甚災害の指定



第1 激甚災害に関する調査

町長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、災害の状況を速やかに県に報告する。

図 激甚災害指定フロー



第2 特別財政援助額の交付手続き等

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

第2章 被災者の災害復旧・復興支援

第1節 被災者の生活確保

町及び県は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分配慮する必要がある。

被災者の生活確保

町民生活相談

災害廃棄物等の処理（がれき処理）

借地借家制度の特例の適用に関する事項

被災者生活再建支援金の支給

被災者生活支援金の支給

災害弔慰金等の支給

税の減免措置

職業のあっせん等

災害時における日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

罹災証明の交付

被災者台帳の作成

第1 町民生活相談

町及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった町と避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

町の行う生活相談は、被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するものとする。

第2 災害廃棄物等の処理（がれき処理）

1 仮置場、最終処分地の確保

町は、がれきの処理処分方法を確立する。町内でがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、町は、県及び環境省の支援を得て、県内の他市町村及び県外に仮置場、最終処分地を確保する。

2 リサイクルの徹底

がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

3 環境汚染の未然防止・住民、作業者の健康管理

がれき処理に当たっては、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

4 計画的ながれき処理の実施

町は、産業廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用指針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

※ 資料編【8. その他 8-3 関連計画等】を参照。

5 建物等の解体等による石綿飛散防止

町及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第3 借地借家制度の特例の適用に関する事項

1 罹災都市借地借家臨時措置法の適用手続き

（1）町は、国土交通大臣に対し、罹災都市借地借家臨時措置法（以下「法」という。）第25

条の2の災害として指定を受け、借地借家制度の特例の適用を希望する場合、所要の申請を行うものとする。

(2) 町長は、適用の申請に際し、次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて、国土交通大臣あて2部提出する。

- | | |
|---|--|
| ア | 市町村の面積 |
| イ | り災土地の面積 |
| ウ | 市町村の建物戸数 |
| エ | 滅失戸数 |
| オ | 災害の状況 |
| カ | その他（り災土地中、借地の比率及び滅失建物中、借家の比率等もできれば記載する。） |

2 法適用基準

法の適用基準は、災害により市街地における建物の滅失が著しく、借地借家関係の紛争が相当に予想される市町村である。

第4 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づいて、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対して、支援金を支給し、自立した生活の開始を支援する。

区 分	支 給 の 内 容 等																		
実 施 主 体	県（被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館を指定）に支給事務を委託）																		
対 象 災 害	(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害 (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）の区域に係る自然災害 (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）の区域に係る自然災害 (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満） 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満）																		
対 象 世 帯	(1) 居住する住宅が全壊した世帯 (2) 居住する住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）																		
支 給 額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる (※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額) (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) <table><tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊 対象世帯の(1)</td><td>解体 対象世帯の(2)</td><td>長期避難 対象世帯の(3)</td><td>大規模半壊 対象世帯の(4)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借 (公営住宅以外)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円	住宅の被害程度	全壊 対象世帯の(1)	解体 対象世帯の(2)	長期避難 対象世帯の(3)	大規模半壊 対象世帯の(4)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 対象世帯の(1)	解体 対象世帯の(2)	長期避難 対象世帯の(3)	大規模半壊 対象世帯の(4)															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																
支給額	200万円	100万円	50万円																
申 請 先	県（市町村経由）																		

第5 被災者生活支援金の支給

被災者生活再建支援法が適用されるなどの大規模な災害において、床上浸水以上の被害を受けた世帯及び小規模事業者に対し、生活再建を支援するため、被災者生活支援金を、市町村を通じて支給する。

対象市町村	① 被災者生活再建支援法が適用された市町村 ② 上記と同一の災害で被害を受けた市町村
対象世帯等	① 全壊、半壊若しくは床上浸水の住宅被害を受けた世帯 ② 商工業を行う拠点である店舗、事務所、工場などが全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた小規模事業者 ただし、①の支給対象者は除く ③ ①、②に係わらず、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象となる世帯は除く。 ④ ①、②のうち、被災日の前年の1月1日から被災日までの間に県内において被災者生活再建支援法が適用された災害において全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた者
支給限度額	上記①、②については1世帯(1事業者)当たり20万円 上記④については1世帯(1事業者)当たり50万円

第6 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金の支給

自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項においては同じ。）した者の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、条例の定めるところにより、災害弔慰金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
実 施 主 体	市町村が条例に定めるところにより実施する。
対 象 災 害	(1) 一の市町村の区域内において、住居の滅失した世帯の数が5以上ある災害（当該市町村のみが対象となる。） (2) 県内において、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害（県内すべての市町村が対象となる。） (3) 県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。） (4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。）
支 給 対 象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡当時遺族の生計を主として維持していた場合 ……500万円 その他の場合 ……250万円

2 災害障害見舞金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって負傷し、または疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神または身体に重度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
実 施 主 体	市町村が条例に定めるところにより実施する。
対 象 災 害	(1) 一の市町村の区域内において、住居の滅失した世帯の数が5以上ある災害 (当該市町村のみが対象となる。) (2) 県内において、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害 (県内すべての市町村が対象となる。) (3) 県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害 (県内すべての市町村が対象となる。) (4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害 (県内すべての市町村が対象となる。)
支 給 対 象	対象災害により法別表に掲げる程度の障害を受けた者に対して支給する。
障害見舞金の額	当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時、生計を主として維持していた場合 ……………250万円 その他の場合 ……………125万円

3 小災害罹災者に対する見舞金の支給

町内で発生した災害救助法の適用に至らない小規模な火災・風水害の被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害見舞金を支給する。

金額は、災害により受けた被害の種類及び程度に応じて、それぞれ次のとおりとなる。

被害の種類及び程度	給付単位	弔慰金、見舞金の限度額
死亡 又は 行方不明	1人当たり	100,000円

4 県の災害弔慰金・見舞金の支給

(1) 県単災害弔慰金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項において同じ。）した者の遺族に対して県単制度の災害弔慰金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
対 象 災 害	一の市町村の区域内において住家の滅失した世帯の数が5以上である災害と原因を同じくして発生した災害及びその他知事が特に指定した災害（災害弔慰金の支給等に関する法律の規定による災害弔慰金の支給の対象となる災害を除く。）
支 給 対 象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡者1人当たり100万円とする。

(2) 県単住家災害見舞金

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって現に居住している住家が全壊、流失または埋没した世帯の世帯主に対して住家災害見舞金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
対 象 災 害	(1) 災害救助法による救助が行われた災害 (2) 一の市町村の区域内において住家の滅失した世帯の数が5以上ある災害 ((1)災害に該当するものを除く。) (3) (1), (2)に掲げる災害と原因を同じくして発生した災害 (4) その他知事が特に指定した災害
支 給 対 象	現に居住している住家が対象災害による全滅、流出又は埋没した世帯の世帯主に対して支給する。
見舞金の額	1世帯当たり10万円とする。

第7 税の減免措置

1 税の徴収猶予等

- ① 町長は、地方税法第15条の規定に基づき、町税の納税者または特別徴収義務者がその財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めたときは、納税者または特別徴収義務者の申請により1年以内の範囲で、町税の徴収猶予を行う。
- ② 地方税法第20条の5の2の規定に基づく町の災害による町税の納入等の期限延長に関する関係条例により、町長は、災害による被災者のうち、町税の納入等ができない者に対し、期限の延長を行う。

◇地方税法〔昭和二十五年七月三十一日号外法律第二百二十六号〕

(徴収猶予の要件等)

第十五条 地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納税者または特別徴収義務者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その納付し、または納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

一 納税者または特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、または盗難にかかったとき。

二 納税者若しくは特別徴収義務者またはこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したとき。

三 納税者または特別徴収義務者がその事業を廃止し、または休止したとき。

四 納税者または特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。

五 前各号のいずれかに該当する事実と類する事実があつたとき。

2 地方団体の長は、納税者または特別徴収義務者につき、当該地方団体に係る地方団体の徴収金の法定納期限（随時に課する地方税については、その地方税を課することができることとなった日）から一年を経過した日以後にその納付し、または納入すべき額が確定した場合において、その納付し、または納入すべき当該地方団体の徴収金を一時に納付し、

または納入することができない理由があると認められるときは、その納付し、または納入することができないと認められる金額を限度として、当該地方団体の徴収金の納期限内にされたその者の申請に基づき、その納期限から一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

3 地方団体の長は、前二項の規定による徴収の猶予（以下この章において「徴収の猶予」という。）をする場合には、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金の納付または納入について、当該地方団体の条例で定めるところにより、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、または納入させることができる。

4 地方団体の長は、徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予をした期間内に当該徴収の猶予をした金額を納付し、または納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につき徴収の猶予をした期間と合わせて二年を超えることができない。

5 地方団体の長は、前項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この章において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該徴収の猶予期間の延長に係る地方団体の徴収金の納付または納入について、当該地方団体の条例で定めるところにより、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、または納入させることができる。

（災害等による期限の延長）

第二十条の五の二 地方団体の長は、災害その他やむを得ない理由により、この法律またはこれに基づく条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）または納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、次項の規定の適用がある場合を除き、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該期限を延長することができる。

2 総務大臣は、第七百九十条の二の規定による報告があつた場合において、地方税関係手続用電子情報処理組織（第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）または特定徴収金手続用電子情報処理組織（第七百九十条の二に規定する特定徴収金手続用電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）の故障その他やむを得ない理由により、前項に規定する期限までに同項に規定する行為をすべき者であつて、当該期限までに当該行為のうち、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（次項において「機構」という。）を経由して行う同号イに掲げる通知または特定徴収金手続用電子情報処理組織を使用して行う特定徴収金（第七百四十七条の五の二第二項に規定する特定徴収金をいう。）の納付若しくは納入の全部または一部を行うことができないと認める者が多数に上ると認めるとき（当該通知が第五十三条第四十六項、第七十二条の三十二第一項、第七十二条の八十九の二第一項または第三百二十一条の八第四十二項の申告である場合には、それぞれ第五十三条第六十項、第七十二条の三十二の二第十一項、第七十二条の八十九の三第十一項または第三百二十一

条の八第五十六項の規定による指定を行うことにより、これらの申告を円滑に行うことができる（と認めるときを除く。）は、対象となる行為、対象者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長することができる。この場合において、延長後の期限は、当該理由がなくなった日から二月を超えてはならない。

3 総務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、地方団体の長及び機構に通知しなければならない。

2 税の減免

町長は、町税の減免に関する関係条例等の規定により、災害による被災者のうち町税の減免を必要と認める者に対し、町税の減免を行う。

第8 職業のあっせん等

1 職業のあっせんの対象被災者

公共職業安定所が、職業あっせんの対象とする被災者は、災害のため転職または一時的に就職を希望する者とする。

2 職業相談

公共職業安定所は、原則として被災者が公共職業安定所に来所し、求職の申込みをした者に対し職業相談を行う。

ただし、被災者が公共職業安定所から遠隔の地に居住する等その他の事由により公共職業安定所に来所できない被災者については、町長は、被災者の求職申込みを公共職業安定所に取次ぐ。公共職業安定所は、町長の求職取次ぎに基づき、事情により被災地に出向き職業相談を実施する。

3 求人開拓及び紹介

公共職業安定所は、職業相談の結果、適合する求人がないまたは不足する場合は、適性、能力等を考慮し、適時求人の開拓を行い職業相談及び紹介を行う。

第9 災害時における日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

災害が発生した場合において、日本郵便株式会社は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務の取り扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する

ものとする。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用または見舞いの現金書留郵便物の料金免除を実施するものとする。

なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても引き受けるものとする。

4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

災害時において、被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、日本郵便株式会社は、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

5 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施するものとする。

6 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取り扱い

災害時において、被災地の郵便局において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、

- (1) 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取り等の非常取り扱い
- (2) 簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払い、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取り扱いを実施するものとする。

7 病院等による医療救護活動

災害時において、被災地の実情に応じ、医療救護、防疫措置等の必要がある場合は、病院等から医療救護班を派遣し、被災地における医療救護活動に協力するものとする。

8 簡易保険加入者福祉施設を活用した災害救護活動

災害時において、被災地の実情に応じ、医療救護、一時避難場所の提供等の必要がある場合は、日本郵便株式会社は、被災地の地方公共団体等の関係機関との連絡を密にし、加入者福祉施設を活用して災害救護活動を行うものとする。

9 被災地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による災害応急融資

災害時において、被災地における災害応急対策の円滑な実施に資するため、日本郵便株式会社は、被災地域地方公共団体の災害に関する緊急な資金需要を的確に把握し、当該地

方公共団体の申請に応じ、簡易生命保険資金を短期融通するものとする。

第10 罹災証明の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等の計画的な促進、被害認定に関する国・県等が開催する研修会等に参加するなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

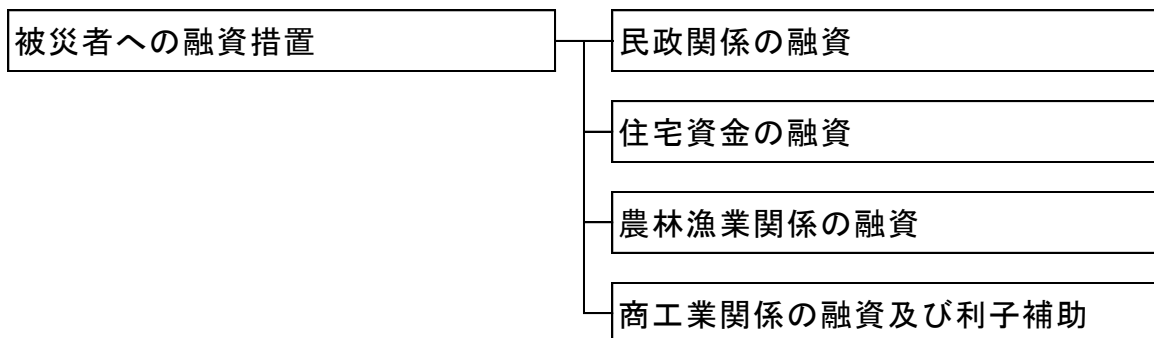
なお、県は、市町村に対し、住家被害の調査に従事する担当者のための研修会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

第11 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

県は、災害救助法に基づき被災者の援助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第2節 被災者への融資措置



第1 民政関係の融資

1 生活福祉資金

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自立更正のために必要な資金の融資を行うものである。

(平成23年12月1日現在)

区 分	融 資 の 内 容 等
貸 付 対 象	災害により被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯に対して貸し付けられる。 (1) 資金の貸付けとあわせて必要な援助及び指導を受けることにより、独立自活できると認められる世帯であること。 (2) 独立自活に必要な資金の融通を他から借りうけることが困難であると認められる低所得世帯であること。
融資の手続き及び方法	借入申込人は、その居住地区を担当する民生委員を通じ市町村社会福祉協議会へ提出する。市町村社会福祉協議会は、意見書を添付して県社会福祉協議会へ提出し、県社会福祉協議会で貸付を決定のうえ、市町村社会福祉協議会長あて通知するとともに、貸付金を借入申込人に送金する。
貸 付 額	150万円以内
償 還 期 間	据置期間（6か月以内無利子）経過後7年以内に償還を完了するものとする。
利 率	年1.5%（保証人がある場合は無利子）

2 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、条例の定めるところにより、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項においては同じ。）した者の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。

（平成21年7月1日現在）

区 分	貸 付 の 内 容 等
実 施 主 体	市町村が条例に定めるところにより実施する。
対 象 災 害	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 （県内すべての市町村が対象となる。）
貸付金原資 の負担割合	国2/3，県1/3
貸 付 申 込 受 付 期 間	被災日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日まで

区 分	貸 付 の 内 容 等
貸付対象世帯	(1) 同一の世帯に属するものが1人の場合は，その所得の合計額が，220万円以下の世帯 (2) 同一の世帯に属するものが2人の場合は，その所得の合計額が，430万円以下の世帯 (3) 同一の世帯に属するものが3人の場合は，その所得の合計額が，620万円以下の世帯 (4) 同一の世帯に属するものが4人の場合は，その所得の合計額が，730万円以下の世帯 (5) 同一の世帯に属するものが5人以上の場合は，その所得の合計額が，730万円に世帯 人員が1人増すごとに30万円を加算した額以下の世帯 (6) 住居が滅失又は流失した場合は，その所得の合計額が1,270万円以下の世帯

別表 貸付対象等

貸 付 区 分		貸付限度額	利率	償還 期限	据置 期間	償還 方法	担保			
1 世帯主が負傷した場合 (療養に約1ヶ月以上かかること)	(ア) 家財・住居ともに損害がない場合	円 1,500,000	3.0%	10年以内	3年 (特認5年)	半年賦又は年賦	連帯保証人			
	(イ) 家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	2,500,000								
	(ウ) 住居が半壊した場合 (特別な事情がある場合)	2,700,000 (3,500,000)								
	(エ) 住居が全壊した場合	3,500,000								
2 世帯主が負傷しなかった場合(療養期間が約1ヶ月かからない場合も含む)	(ア) 家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	1,500,000						据置期間中は無利子	据置期間を含む	原則として元利均等償還
	(イ) 住居が半壊した場合 (特別な事情がある場合)	1,700,000 (2,500,000)								
	(ウ) 住居が全壊した場合 (エの場合を除く) (特別な事情がある場合)	2,500,000 (3,500,000)								
	(エ) 住居全体が滅失し、又は流失した場合	3,500,000								

「家財の損害」…家財の損害金額が、家財の価格の1/3以上に達した場合をいう。

「特別な事情」…被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等をいう。

第2 住宅資金の融資

1 災害復興住宅建設及び補修資金

災害により居住の用に供する家屋が滅失し、または損傷した場合において、当該家屋を復興して自ら居住し、または他人に貸すために当該災害発生の日から2年以内に災害復興住宅を建設し、若しくは補修し、または当該災害復興住宅の補修に付随して当該災害復興住宅を移転し、当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随して整地し、若しくは当該災害復興住宅の建設に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者に対して独立行政法人住宅金融支援機構が融資するものである。

表 融資の概要

区 分	融 資 の 内 容 等
対象となる災害	次のいずれかの災害 (1) 地震, 豪雨, 噴火, 津波などの自然現象により生じた災害 (2) 自然現象以外の原因による災害のうち, 住宅金融支援機構が個別に指定するもの
貸付を受けることのできる住宅	(1) 建設の基準 (ア) 住宅部分の床面積は1戸当たり13平方メートル以上, 175平方メートル以下であること。 【床面積上限の例外】 1 り災家屋の住宅部分が175㎡超える場合は, その面積まで建設可能。 2 親族の家屋も併せてり災して, 同じ融資住宅に入居する場合は, 申込人と同居する親族のり災家屋の合計面積まで建設可能。 (イ) 併用住宅は, 住宅部分が全体の1/2以上であること。ただし, 非住宅部分を賃貸するものは除く。 (ウ) 建築基準法その他の関係法令に適合すること。 (エ) 各戸に居住室, 便所及び炊事室を備えていること。 (オ) 木造である場合1戸建又は連続建であること。 (カ) り災家屋が共同住宅であった場合で, 木造の共同住宅を建設する場合は機構の承認を要する。 (2) 補修の基準 (ア) 家屋の床面積, 構造の種類は制限がない。 (イ) 併用住宅は, 住宅部分が全体の1/2以上であること。ただし, 非住宅部分を賃貸するものは除く。 (ウ) 建築基準法の規定に適合すること。 (エ) 各戸に居住室, 便所及び炊事室を備えていること。 (オ) 1戸当たりの補修に要する費用が10万円以上であること。
貸付対象者	(1) 機構から資金の貸付を受けなければ, 災害復興住宅の建設・購入又は補修をすることができない者であること。 (2) 災害によりり災時, 滅失し, 又は損傷した家屋の所有者, 賃借人又は居住者であつて災害の発生の日から2年以内に自ら居住し, 又は主としてり災者である他人に貸すために災害復興住宅を建設・購入又は補修をしようとする者であること。この場合において, 当該家屋の賃借人又は居住者にあつては当該家屋の所有者が災害復興住宅の建設・購入又は補修をする意志がない場合に限る。 (3) 償還能力を有する者であること。 (4) 主としてり災者である他人に貸すために災害復興住宅を建設・購入又は補修する場合は, 貸付金の償還に関し確実な連帯保証人のある者又は機構の貸付金に係る物件以外の担保価値の十分な物件を追加担保に提供できる者であること。 (5) 個人(日本国籍を有する者等に限る)又は法人であること。

区 分	融 資 の 内 容 等
貸付の条件	(1) 建設の場合 (ア) 貸付限度額 住宅建設資金 基本融資 1,650万円（工事費の100%融資） 特別加算 460万円（工事費の100%融資） 土地取得資金 970万円 整地資金 440万円 (イ) 貸付利率 機構の貸付利率による。 (ウ) 償還期間 木造（一般） 25年以内 耐火・準耐火・木造（耐久性） 35年以内 （3年以内の据置期間を設けることができる。） ※完済時年齢の上限は80歳 (エ) 償還方法 元利均等毎月払又は元金均等毎月払 （申込日から申し出があつて債権保全上支障ない場合は、6ヶ月払い併用可） (2) 補修の場合 (ア) 貸付限度額 住宅補修資金 730万円（工事費の100%融資） 引方移転資金 440万円 整地資金 440万円 （ただし、引方移転資金と整地資金をあわせて融資をうける場合には、440万円まで。） (イ) 貸付利率 機構の貸付利率による。 (ウ) 償還期間 20年以内（据置期間1年を含む。） ※完済時年齢の上限は80歳 (エ) 償還方法 元利均等毎月払又は元金均等毎月払い （申込日から申し出があつて債権保全上支障ない場合は、6ヶ月払い併用可）
借入手続	融資希望者は、り災地域を管轄する市町村その他の公的機関の長からり災証明の発行を受け、申込書の提出は、機構又は最寄りの機構の業務受託金融機関へ提出するものとする。

2 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法の事業計画、土砂災害防止法及び密集法に基づく勧告により、自ら居住し、または他人に貸付けるために地すべり関連住宅を移転し、または建設しようとする者で、自費で建設等ができず住宅金融支援機構から資金を借入れて実施しようとする世帯に対して、本資金を融資するものである。

表 融資の概要

区 分	融 資 の 内 容 等
貸 付 を 受けることの できる住宅	(1) 原則として居住室、炊事室及び便所を有すること。 (2) 13平方メートル以上。関連事業計画又は勧告に基づき移転又は建設される地すべり等関連住宅は非住宅部分が1/2以上あってもよい。ただし、非住宅部分については、住宅部分の床面積と等しい床面積の工事費までしか融資対象とならない。 【新築購入・リユース購入の場合】 50平方メートル以上（共同建ての場合40平方メートル以上）であること。 (3) 移転又は建築後において建築基準法その他の関係法令に適合するものであること。新築家屋購入の場合にあつては、建築基準法その他の関係法令に適合するものであること。また、リユース家屋購入の場合にあつては、建築基準法上明らかな違法建築物でないこと。 (4) 木造の住宅を建設する場合1戸建又は連続建であること。 (5) 敷地の権利が転貸借によらないものであること。
貸付の条件、 そ の 他	利率 機構の貸付利率による。 その他は災害復興住宅に同じ

第3 農林漁業関係の融資

1 天災融資法による経営資金および事業資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき、特に著しい災害があり、法適用の指定を受けた場合、農林漁業者等に対する次のような資金の融資を行う。

(1) 被災農林漁業者に対する経営資金

(平成27年10月20日現在)

区 分	融 資 の 内 容 等
資 金 使 途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る。）、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る。）、稚魚、稚貝、飼料、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（政令で定めるものに限る。）の建造又は取得資金その他農林漁業経営に必要な資金
貸 付 の 対 象 者	(ア) 被害農業者 農業を主な業務とする者であって、天災による農作物、畜産物若しくは繭の減収量が平年の収穫量の100分の30以上であり、かつ、減収による損失額がその者の平年における農業総収入額の100分の10以上である旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹（それぞれ栽培面積5アール以上）の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の100分の30以上である旨の市町村長の認定を受けた者 (イ) 被害林業者 林業を主な業務とする者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が、平年における林業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の市町村長の認定を受けた者 (イ) 被害林業者 林業を主な業務とする者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が、平年における林業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の市町村長の認定を受けた者 (ウ) 被害漁業者 漁業を主な業務とする者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流出等による損失額が、平年における漁業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、滅失、流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の市町村長の認定を受けた者 (エ) 特別被害農業者 被害農業者であって、天災による農作物、畜産物及び繭の減収による損失額が、その者の平年における農業総収入額の100分の50（開拓者にあつては100分の30）以上である旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の100分の50（開拓者にあつては100分の40）以上である旨の市町村長の認定を受けた者

区 分	融 資 の 内 容 等					
	(オ) 特別被害林業者 被害林業者であつて、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が、平年における林業総収入額の100分の50以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の70以上である旨の市町村長の認定を受けた者 (カ) 特別被害漁業者 被害漁業者であつて、天災による魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額が、平年における漁業総収入額の100分の50以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の70以上である旨の市町村長の認定を受けた者					
貸付利率	(ア) 特別被害農業者若しくは特別被害林業者で特別被害地域内において農業（開拓者を含む。）若しくは林業を営む者又は特別被害漁業者で特別被害地域内に住所を有する者……………年3%以内 (イ) 天災による農作物等、林産物又は水産動植物の損失額が平年における農業、林業又は漁業による総収入額の100分の30以上である旨の市町村長の証明を受けた被害農林漁業者で特別被害地域内の特別被害農林漁業者以外の者……………年5.5%以内 (ウ) その他……………年6.5%以内					
償還期限	6年の範囲内で政令で定める期間（激甚法適用の場合7年）					
貸付の限度	貸付対象者		天災融資法		激甚災害法	
			貸付限度額（損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額）		貸付限度額（損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額）	
			A%	B万円個人（（ ）は法人）	A%	B万円個人（（ ）は法人）
	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500(2,500)	80	600(2,500)
		一般農業者	45	200(2,000)	60	250(2,000)
	開拓者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500(2,500)	80	600(2,500)
		一般開拓者	45	200(2,000)	60	250(2,000)
	林業者		45	200(2,000)	60	250(2,000)
	漁業者	漁具購入資金	80	5,000	80	5,000
		漁船建造・取得資金	80	500(2,500)	80	600(2,500)
		水産動植物養殖資金	50	500(2,500)	60	600(2,500)
		一般漁業者	50	200(2,000)	60	250(2,000)

(2) 被災農林漁業組合に対する事業資金

区 分	融 資 の 内 容 等
貸 付 対 象	事業運営資金（肥料，農薬，漁業用燃油，生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金）
貸付の相手方	被害組合
貸 付 利 率	年6.5%以内
償 還 期 限	3年以内
貸 付 限 度	2,500万円以内，ただし，連合会については，5,000万円以内（激甚法適用の場合は5,000万円以内，ただし，連合会については，7,500万円以内）

2 日本政策金融公庫資金による災害資金

株式会社日本政策金融公庫法に基づき、日本政策金融公庫が被害農林漁業者等に対し貸し付けを行う資金は、次のとおりである。

(平成31年2月21日現在)

資 金 名		資金使途・内容	貸付 利率 (%)	償還期限 (年以内)		貸 付 限 度 額 (万円)	融資率 (%)
				償還期間	う ち 据置期間		
農林漁業セーフティネット資金		農林漁業経営の再建・維持安定費	0.16	10	3	一般 600 (特認:年間経営費等の12分の3)	—
農業基盤整備資金		農地、牧野の保全又はその利用上必要な施設の復旧費	0.16 ～ 0.20	25	10	(下限50)	100
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	農林漁業用施設の復旧、補修費(災害復旧として行う果樹の改植、補植)	0.16 ～ 0.20	15 (果樹の改植又は補植)25	3 (果樹の改植又は補植)10	1施設当たり 300 特認 600 特々認 800 漁船 1,000 (下限10)	80
	共同利用施設	共同利用施設の復旧費	0.16 ～ 0.20	20	3	(下限10)	80
漁業基盤整備資金	漁港	漁港施設	0.16 ～ 0.20	20	3	(下限10)	80
	漁場整備	漁場整備施設	0.16 ～ 0.20	20	3	(下限10)	80
林業基盤整備資金	林道	林道及びこれらの付帯施設の復旧	0.16 ～ 0.20	20 (特認25)	3 (特認7)	(下限10)	80
	樹苗養成施設	樹苗その他の施設の災害復旧費	0.16 ～ 0.20	15	5	(下限10)	80

(注) 貸付利率等は随時改訂が行われるので、利用の際は関係先に確認すること。

第4 商工業関係の融資及び利子補助

1 鹿児島県の緊急災害対策資金

(1) 目的

災害により被害を受けた県内中小企業者の資金需要に迅速・的確に対応し、当該中小企業者の速やかな業況回復を図る。

(2) 融資対象者

融資対象者：県内で引き続き1年以上事業を営む中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当するもの。

- ① 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法第12条に規定する特例が適用された者（県内における災害による被害を受けた者に限る。）
- ② 災害救助法第2条の災害により被害を受けた者。（県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。）
- ③ 被災者生活再建支援法第2条の自然災害により被害を受けた者（県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。）
- ④ 知事が特別に認める災害により被害を受けた者

※ いずれも当該災害と原因を同じくして発生した災害により被害を受けた者を含む。

融資限度額：運転設備資金 2,000万円
設備資金 3,000万円

融 資 期 間：運転設備資金 7年以内（据置2年以内）
設備資金 10年以内（据置3年以内）

融 資 利 率：1年以内 年1.8%
1年超3年以内 年1.9%
3年超5年以内 年2.0%
5年超7年以内 年2.2%
7年超10年以内 年2.3%

信 用 保 証：鹿児島県信用保証協会（大島地区は独立行政法人奄美群島振興開発基金）の保証を要する。

信用保証料率：融資対象者①～③ 年0% 融資対象者④ 年0.13%～年1.58%
※割引料率

担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合 0.1%割引

連 帯 保 証 人：保証機関の定めるところによる

担 保：保証機関の定めるところによる

申 込 み 先：各商工会議所・商工会（組合は中小企業団体中央会）・取扱金融機関

取 扱 金 融 機 関：鹿児島銀行、南日本銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行（県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。）

添 付 書 類：当該災害により被害を受けたことの市町村長等の証明書等

2 政府系金融機関の融資

(平成30年4月1日現在)

機関名 事項	日本政策金融公庫		商工組合中央金庫
	中小企業事業	国民生活事業	
制度名	災害復旧貸付	災害貸付	災害復旧資金
融資対象	指定された災害により被害を被った中小企業の方	災害により被害を受けた方	異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者及び間接被災事業者
融資制度	別枠 1億5千万円	それぞれの融資制度の融資限度の額に1災害につき、3千万円を加えた額(ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。)	当金庫所定の限度内
融資期間	運転 10年以内 設備 15年以内	各種融資制度の返済期間内	運転 10年以内 設備 20年以内
据置期間	2年以内	2年以内 (ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。)	3年以内
担保	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。
貸付利率	基準利率 ただし、特別利率が適用される場合がある。	基準利率 ただし、特別貸付の災害貸付で特利対象設備は該当特利になる。(異例の災害の場合は、その都度定める。)	当金庫所定の利率
保証人	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。

(注) 融資条件は随時改訂されるので、利用の際は関係先への確認が必要。

3 鹿児島県信用保証協会の保証

区 分	保 証 の 概 要
保 証 対 象	県内に事業所（個人の場合は住居又は事業所）を有し、事業を営んでいる中小企業者。 但し、保証制度要綱等で別に業歴が定めている場合は、それによる。
相談・申込先	各金融機関
保 証 限 度	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円（激甚災害保証の場合は、別枠）
保 証 期 間	運転資金15年以内，設備資金20年以内 （激甚災害保証の場合 運転資金 5年以内，設備資金 7年以内）
保 証 人 及 び 担 保	保証人は原則不要（法人の場合は代表者）・担保は必要に応じ徴求
返 済 方 法	一括又は分割返済
信用保証料率	0.45%～1.90%（激甚災害保証の場合 年0.87%）

※次の定性要因に該当する事業者について、それぞれ0.1%割引

- (1) 担保の提供がある事業者（一部制度は対象外）
- (2) 会計参与設置会社又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている事業者

4 鹿児島県中小企業災害復旧資金利子補助事業

(1) 目的

中小企業者等が災害復旧のために借り入れた（株）日本政策金融公庫、（株）商工組合中央金庫の資金または県・市町村の制度資金（中小企業者を対象とした災害復旧目的資金に限る。）について、利子補助を行う市町村に対し、融資額に応じた段階的な利子補助を行う。

(2) 利子補助対象

県が災害発生の都度指定した災害において被災した中小企業者等が、災害発生の日から知事が災害の都度定める期間（概ね6ヶ月以内）に借り入れた災害復旧資金に係る支払い利息

※ 災害復旧資金：（株）日本政策金融公庫、（株）商工組合中央金庫の資金または県（緊急災害対策資金）・市町村の制度資金で中小企業者を対象とした災害復旧目的資金

(3) 補助の概要

利子補助率：融資額200万円以下 年1.80%

融資額200万円超600万円以下 年1.35%

融資額600万円超1,500万円以下 年0.90%

※ 補助率は県が負担するものであり、被災中小企業者への補助率は市町村利子補助事業により上乗せして実施する場合もあるため、市町村によって異なる。

補助期間：5年間

補助対象額：借入金1,500万円を限度とする。

申込み先：被災事業所の所在する市町村（商工団体経由の市町村もあり）

添付書類：・中小企業災害復旧資金利息支払証明願

・災害により被害を受けたことの市（町・村）長、消防署長等の証明書又は証明書の写し

・事業報告書

・市（町・村）長が必要と認める書類